第三卷誤植訂正

頁	行	誤	正
一〇	三	入レ闇補。	入レ闇補。ニ
一〇	一四	属ニ粉虀。	属ニ粉韲。一
一〇	一四	平抵。	平砥。
三四	八	寧波。	寧波。
四一	六	文。八郎	忠。八郎
四五	一〇	蕓。去	薨。去
六六	七	いへ。より	いへろ。より
七七	六	蕓。去	薨。去
七八	九	なる以。て	なるを。以て
一一四	六	廓。然	廓。然
一四四	七	隱。當	穩。當
二三一	八	鍛冶。	鍛冶。
二三八	三	彦左。衛門	彦右。衛門
二四四	一四	善右。衛門	善左。衛門
二四六	一二	庄右。衛門	庄左。衛門
二五八	一四	市。川	古。川
二五九	二	市。川	古。川
三八〇	九	肥。忠吉	肥前。忠吉
四五二	九	田中六。郎	田中虎。六郎
四五三	三	龍洲。	龍嘯。

鍋島直正公傳

第三編

鍋島直正公傳

第三編



鍋島直正公肖像



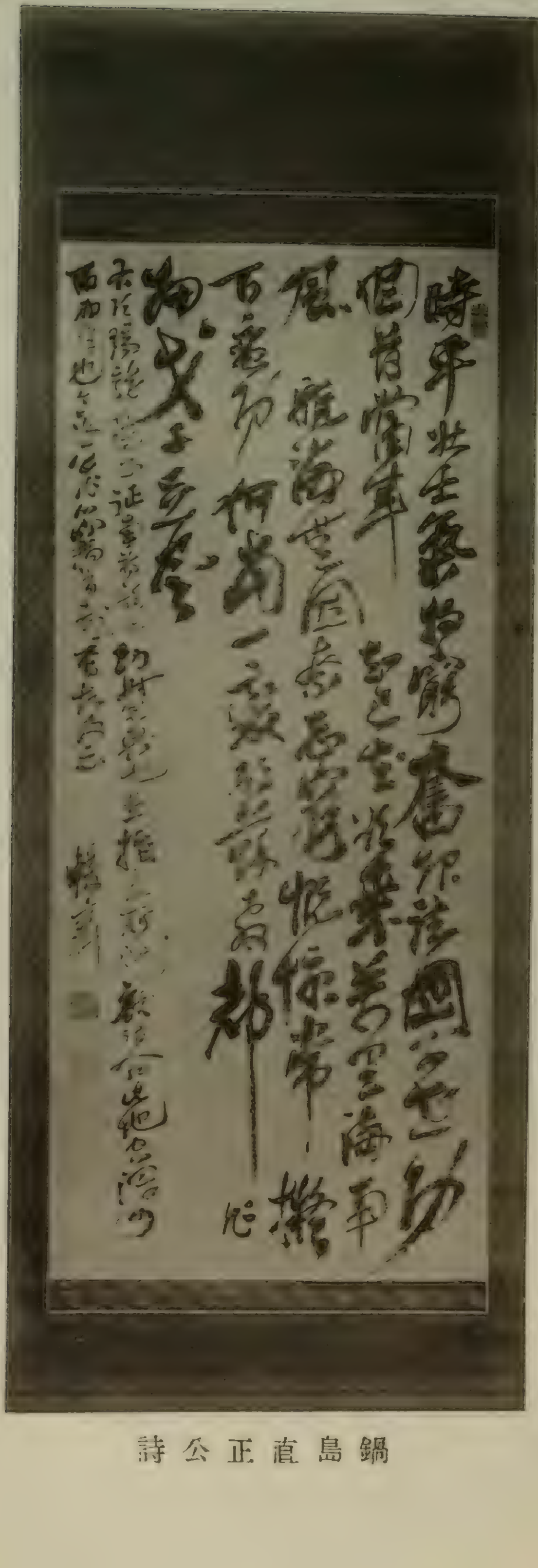
鍋島直正公肖像



松原神社神殿



松原神社鳥居



鍋島直正公詩



圖



鍋島直正公和蘭使節船乘込の圖

其一

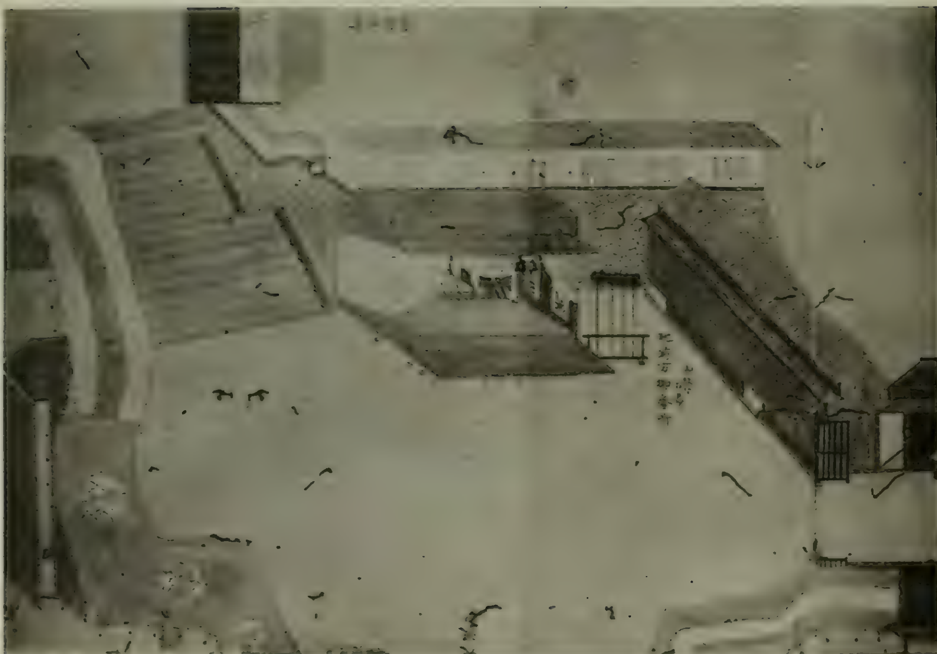


和蘭使節鍋島

其二



正公饗應の圖



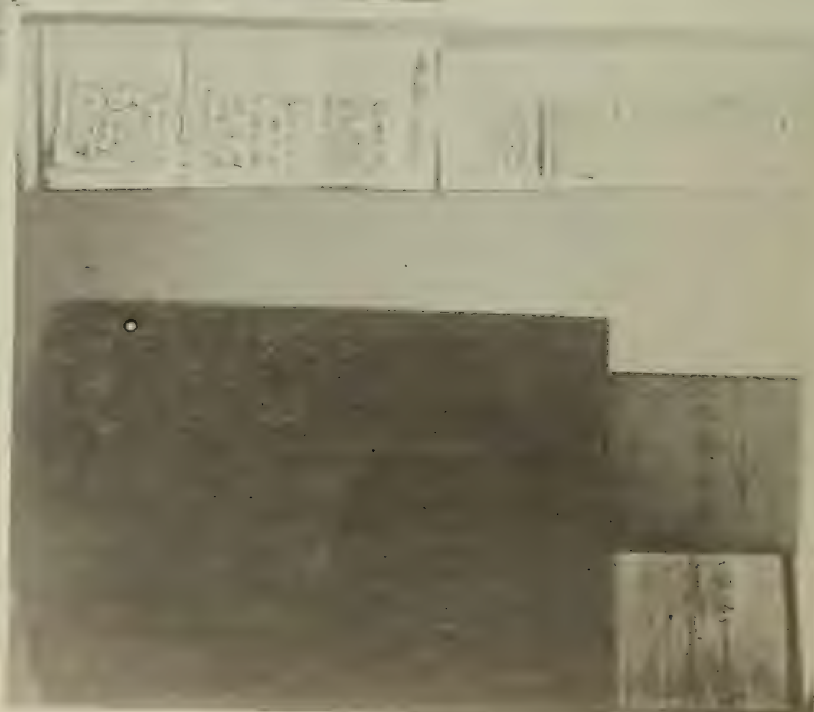
弘化元年和蘭使節上陸ノ際大波戸假番所ノ圖



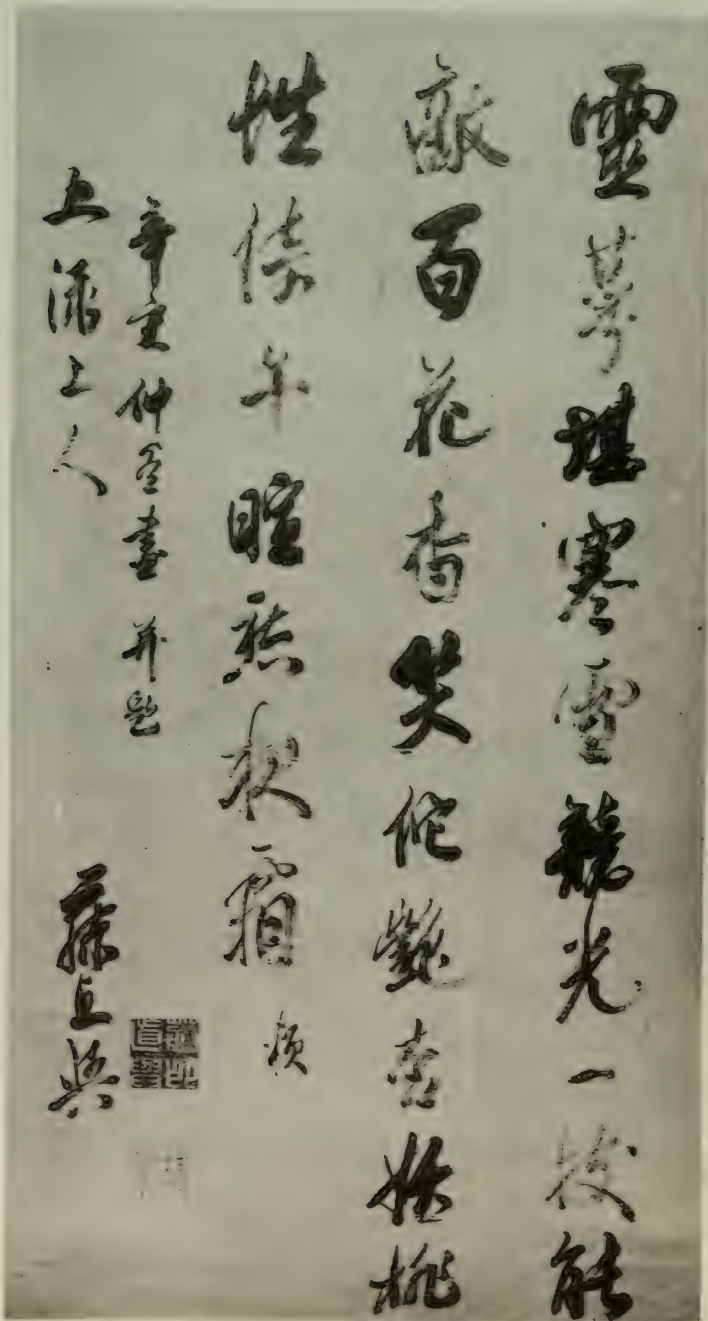
同上興善寺町肥前藩警衛ノ圖



楠公社



嘉永三、四年義祭同盟ノ連名帳



鍋島直興公詩



鍋島直興公畫



神野御茶屋



大野原侍ノ住宅



同上

鍋島直正公傳第三編

目錄

第三編　政績發展

第十三卷　海防提議　自弘化二年至同三年

第十四卷　長崎砲臺增築否決

第四十二章　幕府へ長崎砲臺增築を建議す

第十五卷　砲臺增築（自嘉永三年至同四年）

鍋島直正公傳第三編目録終

鍋島直正公傳 第三編

侯爵 大隈重信監修
文學博士 久米邦武編修
文學士 中野禮四郎校補

第三編 政績發展

第十一卷 更張事務整理

第三十三章 文教武備の發展

永山貞武奥羽視察

天保十一年庚子、公年二十七歲なり。正月二十六日巍松公一周忌の法事を麻布の賢崇寺に行ひ公堂參あり、溜池邸の御位牌所を撤して常に復す。

巍松院一周忌

永山貞武奥羽を視察す

去年公の水戸黄門と宴會ありしより、彼藩との交際はます／＼懇親を重ねたり。卽ち藤田東湖等は非常に公の英資に推服し、請うて屢次我邸に伺候して公に謁見し、永山德夫も、亦年來厚く交はりたりしが、更に我藩よりも有力の生徒を水戸に遊學せしむるに至り、增田忠八郎廣長は鮎澤氏の門に學びて水戸學を移入し、國學思想喚起の端をなせり。長崎には、時勢に鑑みてます／＼警備を嚴にすべき要あり、北門の鎖鑰と首尾相應ずるその形勢は、夙に公の軫念せらるゝ所なるを以て、永山十兵衛貞武（二水）に旨を含め是春江戸を發して奥羽を經歷せしむ。其發程に臨み、公は贈永山德夫行奥州の題にて三首の絶句を賜へり。

征靴遙指城東門、客裏送人消客魂、不奈窻前寒夜月、滿空道味與誰論。

明朝千里著征衣、轉眼春風草木菲、託跡煙霞宿心在、羨卿萬壑探奇歸。

天涯一別出江城、殘雪蒼巒萬里行、共約工夫精察處、心光恢復幾分明。

寛政年中に古賀穀堂は奥羽を經歷せしが、九州人の眼に映ずる奥羽の廣漠にして開拓の餘地の猶多き事は、恰も奥羽人の眼に映ずる蝦夷地のそれ

と一般なり、故に、一たび足跡を此に著くる者は、北邊の警備と聯想して其開拓に注意を生ぜざるはなし。公は平生毅堂等より聽取せられたることあるのみならず、水戸侯と親交を重ねらるゝに從つて益、彼地觀察の必要を感ぜられしを以て、近侍の德夫を奥羽視察に差し越さるゝことゝはなれるなり、是を公の北海道開拓に留意せらるゝ原因となす。永山は奥羽の諸藩を巡歷し其政治風俗を視察し歸りて、庚子遊草を著はし、以て具さに其風土物産政治人情の得失を記載して奉れり。

頻年公の聲名は諸國主中に最も藉甚なりしが、他に當時英名の高かりしは、水戸黄門の外には薩摩の修理大夫齊彬侯を首に推す、侯は猶世子にて高輪邸に在り、幼時には曾祖父榮翁の敎育を受け、器局宏恢卓出したる英資なりしを以て、一藩の望を嘱したりしところなるとゝもに、諸藩にも尊敬せられたり。その母は公の先妣と同じく因州家の出にて其姉に當りしかば、卽ち侯は公とは母系の從兄弟にて五歲の年長なり、斯かる姻親の關係もあれば、公は齊彬侯とは早くより深く交を結ばれたり。されど父の齊興は嬖妾

諸侯との往來

岡田氏の生める三郎(光久)を偏愛し、之を立てんと欲する意を潛めたりしかば、藩内の事情は頗る困難を窮めたりき。尤も我藩は泰巖公島原戰死以來、薩摩を讎敵の國として交通を好まざるに至りし關係より、初めは親しく彼藩と往來せざりしかど、時局變化の促す國家艱難時に際しては、兩雄相見るに及んで自ら肝膽相照らすところあり、乃ち意氣投合、夫等の事情を忘れて兄弟の情誼をなし、齊彬侯は時々我藩邸に莅みて談笑長時、深夜に歸ること多きに至り、遂にわりなき中となるに至りたりき。次に土州の豐熙侯(容堂侯の先代にて從兄に當る)も猶世子なりしが、亦公と親善にして、是月は彼邸に公を招いて望富樓に於て饗應あり、公は其席上左の詩を詠ぜられたり。

不日力行武與文、不關世上事紛紜、春風開宴高樓上、滿腹經綸吐向君。

其他伊達、細川、津等の諸侯みな親交ありて往來繁かりき。

斯くて公は二月に例の御暇となれり。去年先公逝去の以前に、侍女歌崎(武富氏)懷姙して逝去の翌月男子を産む、乃ち皆次郎と命名して邸にありしが、三月八日まづ發して歸國し、公は十五日に江戸を發し、今次は木曾路を行い

て、四月朔日宇治に至り、緑樹園にて叔母中院侍從通繁朝臣の室徽姫と出會あり、二十一日筑前路の秋月を經て佐嘉に著し、翌五月船にて諫早に渡り、長崎に赴いて諸臺場に發火演習を行うて歸城あり。

當初の弘道館

弘道館擴張と初世の養成人物

公は財政蹙迫の爲め猶節約を弛めざると同時に、藩政更張の目的を進むる爲め、意を士民の敎化に鋭にして其方法を講じ五月に井内傳右衞門を請役相談役と爲し、學校敎授を故の如く兼帶せしめ、治績敎育を委任し、仍りて去年より經畫せる弘道館の擴張に著手せり。初め泰國公の建設ありし同館の位置は、城の大手口に流るゝ川の東に分れて松原川となるべき北岸、字松原の地區にして、中區に弘道館を建て、右を蒙養舍として、童生を集めて句讀を授くる所とし、左を九思堂と稱して、敎職一人を居住せしめ、家塾の如くにして生徒を敎導せしめ、此處にても童蒙に句讀をも授けしむ。すべて費用の簡易なる小規模の構造にて、只懇切に敎授するに勉めたりき。館前に

は道に沿ひて清流走る、對岸の地には長さ四町幅三十餘間に亙る森林あり其地は高低の隴をなし、低所には水を溜めて深泥をなさしめ、其上を塡むる年々の落葉は脛を沒せんとす、これ城の大手を蔭蔽する要害となしたるもの、これを麥田堀と稱へたり。松原川は其森林の蔭を流れて清冷なれば、弘道館は古詩の泮水宮に擬せられ、或は松水黌などとも文藻に用ゐられたれど、未だ小規模の校舍たるを免れざりき。當時の蒙養舍及び九思堂に通學したる人の談に、此兩所に素讀を受けに、通學したる童生の間に、寮舍の別なるより、自然に彼我の疎隔を生じ、よりて歸途に一方の童生多數なれば輙ち他方の者を窘めんとするにより、他の勢を避け、殊に迂路を取つて家に歸るものも多かりき。兎に角從來は校費少額、校舍亦狹隘なりしより、公は愈〻穀堂以來の志を遂げんと、去年より麥田堀の南なる北濠端に數箇の屋敷を取拂ひて、大規模なる弘道館を建設し、三ノ丸に殘れる大講堂を正門の前に移すとゝもに、其東に三ノ丸の廢屋より材を採りて諸局を建て、續いて內生寮外生寮を建築し、而して道路に沿うたる長屋に劍槍及び柔術の武藝場を設け、後

の麥田堀に沿うたる空地を治めて調馬所を作られしを以て、凡て文武の學藝を一所に集めて、從前よりは數倍の造營となれり。是に於て執政鍋島安房其他より瓦二萬枚を獻上し、地固めには前年築城の折に侍日備を起したるに倣ひて、家中少壯のものに盡く集まりて土砂木石を運ぶべく命じ、かくて是夏に至りて全く竣工せり。講堂は其高さは三丈に及ぶべく、巨大の柱を樹て、五間に二十間の廣間に二間の緣側を設け、その側に二間餘の土間を存じ、其廣間を以て平時家中の聽講所となすとゝもに、公の臨學には謁見所となし、生徒の大會を催す際は又その場所に充て、土間は演武の用に供し、凡ての會式は此處にて行ふ事となしたり。此講堂はもと黃檗宗の大施餓鬼其他の法會を行ふ爲めに巍松公の建てられたるものにして、公が好んで銅鑼、鐃鉢、大鼓等種々の樂器を用ゐて盛なる會式を行はれし處なり。されど巍松公逝去後の今は全く無用の建物なれば、之を學問教育の大講堂に引き直されたるなり。

六月松原社例祭に片田江最北の馬責馬場(小路の字)に於て始めて流鏑馬を興

公新學館に莅む

行し、其舊式の服裝をなしたる十五騎の騎射をなさしめ、家老以上より名代を命じて棧敷に臨ましめ、以て例となす。流鏑馬は白河帝の頃より河上の一ノ宮淀姫の神事に行はれ、其他の大社にても倣ひたるものなりしが、近代中絶しゐたりしため、小笠原流の禮家に之を調べしめて再興ありたるにて、かくて、爾來藩を終ふるまで續行せられたりき。

二十三日公格式を備へて新學館に臨み、一門國老の就學者を始め教職より生徒に至る迄謁見を賜ふ式の如し。其末左の書面を執政安房に渡さる。

文武を勵まし忠孝を盡し候儀者、日峯樣以來代々御躬行の餘如ㇾ形御教令被ㇾ爲ㇾ在候、就ㇾ中玄梁院樣泰國院樣聖學御崇信被ㇾ成、聖堂學館等夫々に御構營御勸戒之御趣意者御記文竝御副書之旨も有ㇾ之、我等家督以來御代々之思召を繼承し、夙夜勞ㇾ心思ㇾ候得共、帥先之德薄く、隆盛之效相見え兼候。依ㇾ之今般尙又令ㇾ思惟ㇾ弘道館改築、文學武術共館內に而稽古候樣申付義に候條、親類家老を始め、家中一統御代々之御趣意篤と落著、壯年之者は館內を以住所と心得、眞實に文武之修行致し、供ㇾ國用ㇾ心掛不ㇾ能ㇾ申候、一體忠孝者天

然固有之徳に基候得共、世道澆季に赴き、末俗之習弊不少儀付、朝聞夕可之志押立、屹度練磨無之候而者自得之場に至り難く、報國盡忠之道筋も致分明兼義候條、孰茂士氣を激昂し如睦甲冑共古昔無雙之家風に復し候樣、日夜令希望候也。

學館頭人を省いて執政安房に兼任せしむ。安房の邸宅は城北に在り、濠を隔てゝ學館に對す。因て彼は在邸の燕居にも坐ながら學館の道場を見て其勤怠を察し、或は不時に來りて事を命ずるなど、是より學館を以て自己の雙肩に任じ、心を盡して教育に力を用ゐたり。

是まで學校教育に任じたるものは井內、永山の兩人主となり、牟田口も亦關係し、而して既十年のその成績は、年齡の公より少きものをして大抵學校の教育を受けしめたることとこれなり。是等就學者の中にありて先づ指を屈するを千住大之助、增田忠八郎の二人とす。千住は公より少きこと五歲、西亭と號す、去る八年肥後熊本遊學を命ぜられ、永山の親友澤村宮門に親炙し、陽明學を兼修する三年にして是年歸藩し、學館の指南役となる二年の後

奧御小性を命ぜられて公に昵近したり。其人と爲りは自作の紀恩の詩に略ぼ盡されたり、詩に曰く、臣素陋愚性、不及中人資、以少識文字叨被先哲推、特旨使遊學、三年在東肥、螢雪非不勉、駑駘只自咎、歸國任寮長、固無統御才、入閣補侍員、寧有娥媚姿、書生不嫺禮、野人屢愆義、嘲譏紛滿背、獨賴明主知云云と。即ち風采は揚らず、辯舌に拙く、擧動態度も亦調はざるのみならず、筆蹟其他も無器用の人なりしため、公の側にありては常に所謂屢愆義種々の失敗を演じて同僚に嘲笑せられたれども、中に機智と難事を辨ずるの能力とを藏したるにより、軈て公に任用せられて頗る顯達したり。增田は年齒略ぼ彼と相匹し、才氣ありて論辯に長じ、博識の人なり、前述の如く水戸遊學を命ぜられ、結澤恒藏の許にありて國學に併せて水戸の學風に親炙し、歸國後に之を首唱したりしが、後同じく奧御小性となりて公に親近し、千住と共に學事竝に泰西の知識輸入の事に當れり。曾て公の命を奉じて本朝史中の船舶にかゝる事を裒集して批評を加へ、船考二卷を著はす。該書は嘉永の季年に成りしが、其序に、虜既挾火船大砲、狂瀾怒濤視如平坻、金城鐵壁亦壓粉齏則視

我粗船拙砲二、不レ爲レ痴則爲レ愚、痴愚遇レ我、虚喝輕蔑何所レ不レ至、及レ今不レ變二船製一、則將レ無上免二侮慢一之日上矣、陰剝之極、來復之幾、實在二今日一云云、といへるは、彷彿に其論調を存じたり。但志概餘ありて局量足らざりしを以て、千住ほどには任用せらるゝを得ざりき。彼等より數年の年少なる者には張玄一あり、篤實の沈才にて、後に中牟田倉之助と共に伊勢に遊學し、資治通鑑綱目に氾濫し歷史批評を朱子學の範圍中になせり、同輩の澤野富之助、島義勇と最も親友たり、中牟田は三左衞門の嫡子にして最も秀才として屬望せられたれども早く死す。島義勇は枝吉神陽と從兄弟にて同年なり。神陽は父南濠より名分論を吸入して其意を擴張し、國學に併せて史學を唱へ出しゝが、倜儻磊落にて氣力あり、神陽同然軀幹壯大にして共に弘道館の盛を鳴らしたりき。かくて推移と共に同館の學風も一變し、從來の宋明學は漸々に衰へたり。

西洋火術採用の發表

公は一面に學校を擴張して時代に應ずる人物の養成に鋭意せらるゝと

英國の廣東攻擊

共に、他面には時運の變化に對する武備を改良せんと圖られたり。當今西洋の波濤は已に西隣の支那海まで打ち寄せ來り、恰も新學校の成りたる六月には、英國より軍艦を彼土に向けて廣東浙江に砲火を交へ、對岸の我日本は危機一髮といふべき時局に切迫したりしが、邦人は其れ之を知りたりしや否や。公の數年來密に研究せられたる西洋式の火術採用を公然發表せられたるは實に是秋にありけり。後開港當初の横濱に在留せし英國公使アルコック氏の記に『支那、日本は東洋孤立の位置に固著して、火藥發明の三百年來歐洲に大變化を與へたるを知らず、各國より開國を催さるゝに至りて始めて驚愕せり。而して支那は之を拒みたるため門戸を破壞せられたれども、日本人は慧敏にして事件の直相を察知する能力を有し、且つ蘭國との貿易によりて海外の事情を知るの機關を有したるを以て、能く自全するを得たり。』といへり。この言天保十年頃の歴史を讀むには大に參考すべきものなりとす。前十卷(第二十八章)に記せる如く、去る八年公の長崎に蘭船の武器を觀るや、警備の用に購求する事もあるべしとの口實にて、聞役嘉村源

高島秋帆の喝破

左衞門をして豫め奉行所に申し陳じて武器を注文せしめ置かれたるは、實は深き機密を藏したることゝ謂はざるべからず。蓋し長崎の町年寄高島四郎大夫は長崎の會所調役として蘭學に通じ、天保二年渡來の和蘭甲比丹デヒレニーへの軍人出身にして火術の心得あるを聞き、竊に就いて西洋の燧銃大砲等の術を傳習するとゝもに、從來習用したる種ヶ島の火繩筒は、迚も將來の軍用に能く爲すなきを以て、之を採用するの急要なるを識破したりしが、是れ日本に於て西洋火術を採用する嚆矢に外ならざるなり。

武雄の砲術研究熱

我武雄の邑主鍋島十左衞門茂義は亦同一の感想を有し、去る天保五年出崎の際高島四郎大夫が砲術に精通し殊に蘭法に習熟せるを聞き、親しく之に面會して入門の手續を爲し、家來平山小平を遣して稽古せしむ。高島の流は荻野流に蘭法を加味したるものにして、各地よりの傳習生は少からざりきと雖も、其長所の他流に奪はれんことを恐れて猥りに之を傳習せず、殊にモルチル、ボンベン等の大業物に至りては、祕傳として容易に之を敎へざりしかば、小平は數月四郎大夫に隨身し、刻苦勉强漸くにして大要を會得して歸り

たり。かくて翌天保六年の秋高島自ら武雄に至り、口上を以て十左衛門に皆傳すべきを告ぐ。公之を傳聞し、六年四月坂部三十郎明矩を召し、十左衛門に入門せしめて其技を傳習せしむ。十左衛門は此年六月和蘭野戰砲の雛型を製して公の高覽に供し、其後種々巧夫を凝らして大に得る所あり、公亦推賞激勵して密に相謀りて講究せらるゝ多年なりしに、去年將軍の代替りとなりて、水野越前守幕政を執るに及び、長崎奉行となりて赴任し來れる田口加賀守は、高島の西洋火術を信用せしかば、公は早くもこれを聞いて其機會に投じ、蘭船に洋式の武器を見たりとて彼の銃砲を邊備に採用すべき理由を輕く申し立て、以て後日の地を作りおかれたり。但し其實當時既に武雄邸に於て西洋火術及び銃陣を研究し、頗る功を積みて習熟しゐたるなりき。

抑、何故に西洋式火術の採用に斯く祕密を要したるかといふに、是には深き歷史のあることにて、由來德川氏の鎖國は、西班牙の隱謀露顯により激發したる政略といへど、其は只斷行の動機となりたるに過ぎず、根本的理由な

開國論の排斥を受くる理由

るものは、全國多數の僧徒人民等の切支丹宗を魔法邪宗として嫉視恐怖したる感情にあり、是攘夷論の根柢に横はる最大原因なり。近代に至りて歐米諸國の形勢に大變化を生ずるとゝもに、是まで東洋に封鎖したる諸國も其國境を開放して諸國に通商貿易を許さゞるべからざる時代に移入したるは、當局者の覺知せざる所にあらざるなりと雖も、其評議の結果は必ず祖法を固守して之を拒絶するに歸す。その然る所以の原由は、彼等外人は言を貿易に假りて竊に切支丹の魔法を遣ひ、民心を誘惑し風教を攪亂して國を奪はんと欲する野心を藏すとて、之を憎惡し猜忌し恐怖したるにありて、開國論はために常に峻烈なる排撃を受けて破壞せられ、又内部には西洋知識の輸入を拒みたりき。享保の頃以來蘭學は天文醫學より先づ其端を發き、更に藥劑よりして理化學の必要に波及したりしが、其等の研究に伴つて更に物質的奇現象の傳聞せらるゝに及び、忽ち世人は耳目に衝動を受けて恐怖驚愕の念を惹起し、例の魔法ならんとの疑惧心を發したりしを以て、其等の感情は相依り相合うて外來の知識に妨害を加へたるなりき。此等の

ことは今日の思想よりせば殆ど理會に苦しむところなるべしと雖も、我等は實に此の如き時代を通過し來りたるなり。左にその一例を擧げて證明せん。

佐嘉の西洋文明に接觸せる程度

我佐嘉は長崎に近きを以て西洋知識に接觸すること早く、嘉永安政の頃には西洋醫藥は殆ど普及したるべしと想像せらると雖も、實は決して然らずして、慶應の末、或る醫師が田舍の輕症腹痛患者に酒石酸と重炭酸曹達との合劑を與へしに、其家族等は冷水の俄に沸騰したるを見て、是れ魔法を使ふなりと恐怖し、俄に其醫師を謝絶したる奇談ある程なり、是正しく其醫師より聞きたる所なるが、以て當時思想の一斑を察すべし。まして寛政文化の頃に在りては、顯官紳士の間にも此種の憎惡猜忌恐怖の心の充滿したるは言を俟たざるところにして、斯かる思潮の尙盛なる間に立ち、能く西洋の學術を輸入して世を導かんと努力したる人々の危險困苦は、十二分の想像を以て推考せざるべからず。文化二年宇田川玄眞の醫範提綱を上木して蘭方醫術を全國に布くの端を發するや、其後二十年を經たる文化九年靑地

當時火術の進歩せざる理由

林宗氣海觀瀾を上梓して物理學の緒を抽んでたりしが、更に十餘年を經て、昨年即ち天保十四、宇田川榕庵舍密開宗を上木して化學の基を始めて開きたり。其時は已に西洋の壓迫西鄰の支那に加はりて、彼國は砲火を開きつつありし頃なるを以て、邊防の薄弱なる、無力に等しき我國にありては、醫藥に次いで武器の改善を必要としたりしこと、火を睹るよりも明かなり。長崎にて年々眼前に横はる外船を目擊しながら、之に對すべき砲臺は只一の假木屋に異ならず、西洋にては船を海城と稱ふとは、夙に天明の頃より世の稱道せる所なり。而も我小口徑の大筒は、或は小孔は穿ち得んも、爭でか致命傷を與へ得んとは、善く了知せられたるところなりきと雖も、猶依然として巨船の製造を禁じ、大砲を鑄造する方便なかりしとゝもに、種ヶ島式小銃を墨守したりしは只管魔法と呼ぶ恐怖心に脅かされたるりしと、幕府が新規の軍法武器を攷究する藩を目して叛心ありと猜疑したりしとの二因に、掣肘せられたるなり。偏武の士は文盲なるを常とす、彼等が攘夷の叫びは只死を決して夷狄の軍艦に跳り込み、片つ端より日本刀にて撫斬りにする

蘭學に對する儒流の偏執

歟、或は彼を雙脚屈伸不隨意の者と信じ、先づ誘うて陸上に導き、一拂ひに薙倒す歟、若しくは術を以て顚踣せしめて、未だ起き得ざるに乘じて打ち斬るべき歟などとて、徒に空腕立して力味反りたる空想を恃めるに過ぎざりしなり。是を天保頃までの志士の知識となす。而して之を敎唆する漢學者は、口に朱王の異同を辯論して此の如き精神を鼓舞するに止まり、別に何等の術策を有したるにては無かりき。されば去る九年蘭船長の報告にて、米船モリソン號の渡來を英國水師提督モリソンと誤解したる大騷ぎに際し、幕府は鳥居耀藏、江川太郎左衞門の兩人に命じて要害の地を巡檢せしめたりと雖も、江川の蘭學に通じて其報告要を得たりしに反し、鳥居は儒者林大學頭衡の次男にて漢學者なりしため、その報告不得要領にして世の輕侮を招きたりき。されば儒流偏執の念はこゝに生ずるに至り、彼等の蘭學者を憎嫉する甚しきを致したりしが、當時幕府の當局者亦鎖國を固執するもの多かりし故に、蘭學者渡邊華山(登)高野長英等之を憤慨して、頻りに開國論を主張し、世の識者亦次第に之に和同し、是に於て鳥居はこれを指斥して國家

高島秋帆江戸に砲術を講ず

を誤る妖言となし、羅織誣告して遂に彼等を逮捕禁錮したりしかば、遂に自殺する者あるに至れり。耀藏は名を甲斐守と改めて目附となり、水野越前守亦之を信任し一時大に登用せられしも、後遂に人望を失うて要路を退けらるゝに至りたり。

此の如く新舊思想の相激する時代に當り、公は盛に學館を更張して儒學を奬勵し、朱王の確執を調和して總ての藩士に根本的の精神修養を勵ますとゝもに、一方には武士の敵愾心を鼓舞し、又時には攘夷海防等の策問を試みて彼等に決死の勇氣を振作せしむると共に、組織的の知識を誘啓し、其間又鍋島十左衞門の邸に於て私に西洋火術を攻究せさせ、巨砲を鑄造し、長崎砲臺を堅牢にする順序を運び、以て燧銃を採用して竟に西洋式の銃陣に改むべき機會を待たれたりき。然るに去年長崎奉行田口加賀守は高島四郎大夫と共に江戸に出府し、新に傳習し得たる銃陣砲陣の運用を演じて幕府當路の人々に示したるより、江川太郎左衞門、下曾根金三郎等火術に熱心なる人々は皆高島に就いて其術を傳習し、かくて江戸に西洋式の武器兵法に

公鍋島十左衞門の砲術を演覽す

改良する曙光を披拂したれば、公はこゝに得意の時代に移る機會を捉へられたりしに、高島は程なく鳥居甲斐守より外國人に交通すと誣告せられて蟄居を命ぜらるゝに至り、遂に其志は蹉跌して了れり。公は壯年に似ず用意周密にして、藩內藩外の人心を深く慮りて輕卒に事を發せず、猶陰密に西洋の光明を導くことを漸々に用意しながら、長崎警備の表面には決死の士の刀を夷狄の羶血に膏する氣概を鼓舞振作せられつゝありぬ。

五月には長崎に於て石火矢の發火を演覽し、六月には今津の江尻に於て水軍の調練を演覽あり。八月には、會津藩士槍術修業のため諸國を遊歷して佐嘉に來りければ、新學館に於て仕合を爲すを許さる。斯くて是を始めとして爾後諸藩より槍劍術の修業に來る者には差支なく出會し、學館に於て仕合を爲すを許し、且つ我藩よりも武術に昇達したる者に近國其他への武者修業を命ぜらるゝ事となれり。九月、公は神崎郡岩田に往いて鍋島十左衞門が長崎の高島より傳習したる西洋砲術を演覽あり、此頃十左衞門は病氣に罹りて親しく指揮監督する能はざるを以て、親類の間柄にして且つ

其技を練習せる坂部三十郎を心遣として代つて指揮せしめしを以て、三十郎は前月より度々武雄に赴きて萬事の打合を爲し、其月十五日永野に於てボンベン六丁にて二發、ブラント一發、同じく十一丁にて一發の試射を行ひたり。然るに不幸にして降雨激しかりしため、演習半にして之を中止するの止むなきに至りきと雖も、八ツ半頃には再び調練場に於てペレトン備打の豫行演習を行ひ、就れも相當の成績を擧ぐることを得たりき。かくて九月六日愈〻公岩田の射的場に臨まるゝことに確定せしを以て、坂部は前日岩田に出張し、武雄より來れる平山醇左衞門、浦田八郎左衞門、横田善吾、松尾丈右衞門等と共に射的場に於て野戰砲三發、ブラントコーゲル一發、ボンベン一發の試射を行ひてその來臨を待てり。公は翌六日鍋島安房、同志摩、同市祐、同平五郎以下の老臣を從へ輕裝して岩田に至られしに、坂部は一禮の後直に左の順序によりて射擊を行ひたり。

高島傳蘭法砲術打順

第一番　五町半に的を立て四百五十目野戰砲にて玉打

第二番　同上
第三番　同上
第四番　同上
第五番　同上
第六番　同上　浦田八郎左衛門
第七番　同上　平山醇左衛門
第八番　六町半に的を建て十三貫モルチル筒にてブラントコーゲル
　横田善吾
第九番　同上　松尾丈右衛門
第十番　同上　浦田八郎左衛門
第十一番　同町同筒にてボンベン
第十二番　同上
第十三番　同上
第十四番　西洋銃陣

此中第六番は星前に上り、八番九番十番は東風强かりし爲めか皆押手に切れて成績惡く、十一番ボンベンは直下に中り、十二番は前に落ち、十三番は上に上りたる等好成績といふを得ざりきと雖も、公は非常に注意して之を視察せられたり。かくて晝食後、公は特に野戰砲の早打の法を所望せられしを以て、坂部は五發の早込早打の實彈射擊を行ひ、且つ銃陣の法をも演覽に供したり。公は又歸城せられむとして、平山浦田の兩人に命じて十二町の的三發を試射せしめられしが、其第一發は的中し、第二發は前に落ち第三發は押手に切れたり。猶公はリフトコーゲル夜照玉の試發を望まれしも、平山醇左衛門より右は祕事中の祕事なるを以て、坂部親しく燒きて高覽に供すべきを注意したりしかば公も、其意を諒し、十一日の夜水ヶ江御茶屋に於て其試驗を演覽せられたり。此に於て公は深く和蘭砲術の學ぶべきを確信し、家中の士の之に堪能なる者を選みて稽古傳習せしめらる。威遠流砲術これなり。佐嘉に西洋火術の表面に現はれたるは此を始めと爲す。蓋し江戶に江川下曾根が銃陣砲術の機を捉へられたる所にして、其後增田安

公西洋型端艇の建造を命ず

兵衞、秀島大七等數人に武雄邸に就いて西洋火術を習はせ、併せて駒調練とて將棊の駒大のものを作りて兵卒に代へ、隊列の式の下に指揮に從ひて開展運動することの座上演習を始めたり。

是月汛季畢るや、公は長崎に赴きて外國の警虞を內密に傳聞する所あり、石火矢役等を留めて私領の島々を警戒せしめ、尋で蘭船の傳馬船(今いふボート)の風波の進退掛引に便利なるを以て、長崎番所其他に於ける兵糧運送の用に充てんと、深堀に於て製造して其船渠に備へ置くべしと命じ、深堀の主鍋島孫六郎に其心遣を命ぜらるゝとともに、製造費として內庫より金百兩を下附せらる。**是を西洋型の船舶製造の端緒とす。**江戶に於て、水戶黃門西洋式堅艦製造を建議して幕議の拒否にあひたるも此頃の事なり。十月公は水ヶ江御茶屋に於て、川久保の下士田中伴右衞門が半眼流の火術を演覽あり。此の如く種々の火術を攻究するとゝもに、一方には又大砲の鑄造を勉めて巨口徑の物を造らんとせられしが、青銅は迚も勢力猛烈なる巨砲を鑄るの力に堪へざるを以て、五百目砲を鑄造あると共に、御武具方に於ては甲冑其

他の製作を頻りに奬勵せられたり。當時長崎の對岸に於ては、英艦正に猛烈の砲火を以て淸軍と相見えたりしなりき。思へば惴慄すべき危機なりきと謂ふべし。

長崎戍兵增加

是年公歸國匆々の五月に於て、長崎仕組は我佐嘉に於ける最も專要なる者なるを以て、其人員は政府內廷の主なる役々中より選拔すべく、諸事御仕組所に於て厚く詮議を遂ぐべしと仰せ出されしが、其後も頻りに議を盡され、八月二十九日には公外御書院に出座ありて、政務及び長崎仕組の議を親しく聞かれたり。かくて是より屢次出座ありて之を議せられしを以て、十一月に至り其議決の一端として御番方より左の通り伺ひ出でたり。

長崎表に自然異變の節は此許より人數を差出さるゝことなれども、何れ最初の手合せは在番の人數を以て取掛らるべき處、是迄の詰人數にては手配り通りに行屆くまじく候條、今又當番中は御筒打を五十人相增され

別段五十人土著の議

一箇年詰にし、又別段五十人を土著のたてを以て當番非番共に深堀へ五箇年詰を仰付らるべく、依て其條件は左の如し。

一　近年御番所詰の番頭を始め、休息人をのみ仰付らるゝ樣に成たれど以來は勤休の差別なく人柄を選まるゝ樣。

一　相増され候御筒打五十人は兩御番所、及び太田尾、蔭の尾兩臺場へ相詰むる樣。

一　別段五十人は土著のたて(積り)を以て家族を連越すも勝手次第にして、其詰所は香燒島、伊王島、沖の島にも可有之や、現地見分の上に定めらる樣。

一　非番汛季中は大番頭、石火矢役、目附一人宛詰むる樣に仰付らるゝ樣。

一　御番手の面々は是迄諫早より陸を差越されたれども、以來は島原口の津通りにして船より差越さるゝ樣。

一　御自領の島々は長崎港に差入りたる所、是迄の詰人數にては然るべからざるに付、今又詰人數を增さるゝ樣。

右の條件中、五十人士著のことは議論一定せず、先づ翌月より井內傳右衞門等其土著の地點を檢するために長崎に赴きしが、一變して香燒島團結を起すこととなれり。

組頭への訓戒

十二月の初め家中の小身困窮のものへ內庫よりの六朱利の拜借願出を許され、ついで內外の役員を減省し、大組頭中へ內廷より大組頭小組頭共に組中の事は兼て相任せおかれ、自然異變の節は、死生を共にすべきことは勿論なれば、相互に眞情を以て相親しまず候では叶はざるに付、其旨を差含み、自餘に抽んで組中の氣受宜しき向も有之由なれど、又間には其取計方に不承服の向も有之やに相聞え候、因て以來は猶相嗜み候樣申聞け置くべし。

との訓戒あり。公平生の外出には、黑羅紗投鞘の鑓を持たするる例なりしに、こゝに實用を主とし、白毛槖形鞘を製して之を持たするに改めらる。時に去年江戶西丸普請につきて課せられし手傳金の納附を賞し、幕府より公に時服三十領の褒賜あるとゝもに、執政鍋島安房、江戶在邸の家老以下へも夫

夫賞賜あり。是月老中水野越前守より左の書を渡さる、

松平肥前守

前々より長崎表の御用相勤られ候處、西丸表向御普請御用も相勤られ、旁大儀に思召され候、依之先達て拜借仰付られ候金貳萬兩、出格之譯を以て返納御用捨仰出され候、委細の儀は御勘定奉行へ相談せらるべく候。

卽ち御手傳金についての拜借金を棄捐したるなり。

香燒島團結を設く

家中の懶惰者に減祿をなす

天保十二年辛丑、公年二十八歲なり。正月文武不心掛の者に對し、長病の人に准じて其祿よりの出米を課せしむ。是を我藩に於て家中の懶惰者に減祿を行ふ初めとす。

二十九日、去年略ぼ議定したる侍五十八强壯の者を精選し、深堀へ土著に准じ五箇年詰を命じて差し越す事に關し、その勤番を設くる利害豫知し難きよりして、先づ試みに二十五人を五箇年の土著とし、他の二十五人は二箇

香燒島團結の議決す

年詰となさんと議したりしに、舊臘實地を檢査したる井內等の歸り來るに及び、初めは香燒島、沖ノ島、伊王島と略ぼ量定したれど、最後に香燒島一箇所に決したり。かくて閏正月九日、公御仕組所に出座ありて五十人を差し越すについての評議ありしに、土著勤番の兩樣に之を分ちては不可なり、且つ彼地は外國警備の所なれば、殊更平常は文武の稽古を專ら勵むべきに、土著に准じて家族諸共引き越すに於ては、必ず家事の係累等を生じて稽古一圖に成りかね、却て勤番者に比して緩急の際に手弱くなるべしとの議論を生じ遂に其說を參酌して、凡て二箇年勤番にて詰めしむるに決したり。是に於て其特殊勤番のもの五十人を一團結と爲し、御番方附役一人に稽古心遣として學館指南役一人を附することゝなし、勤番者一統の平日の心得を左の如く定めらる。

一　自然異變の節、先の手合せ必死の働きを爲すべきは勿論、平日も尚又士操を勵む樣に、文武の稽古を仰付られ候條、平時戰時とも同心一致を以て出精致し候樣。

一　年始、五節句、朔望、其他御祝儀の節は、禮服を著用して拜禮仕候樣。

一　文武稽古の勤怠は御家方より毎日取調ぶべし。

一　月に兩度づゝ船軍の調練致し候樣。

一　水練漁獵及び艑の稽古は勝手次第の事。

一　木戸外へ罷出候節は其譯を目附へ相達し、暮六つ時限りに罷歸るべき事。

一　月三度孫六郎立會文武の試み候樣。

一　酒食の集會は堅く禁止すべき事。

香焼島關結の生活

右諸條目の決定とゝもに、其解舍、住居等の建設費に內庫より手添金六百兩を出せり。かくて彼島に勤番の詰所を作り、文武の業を勵む氣力强壯なるもの五十人を特選し、五人づゝ十組と爲すとゝもに、每伍に人格を選みて伍長たらしめ、詰小屋を十區に分ちて住居せしめ、之に用船一艘づゝを附し、武藝の稽古所を設け、平日は其處に出席して劍槍柔術等各得手の業を鍛錬し、文武の心遣より學問の講義を爲し、平居には讀書を勤め、時に用船に乘り近

公香焼團に詩を賜ふ

海を漕ぎ廻りて水練もしくは漁獵を爲し、而も自ら艀を押して操舟に熱せしめ、若し長崎に外國船を打ち攘ふに臨みては、各用船に乘りて漕ぎ出し、急に敵艦に近づき、機に應じて之に飛び入り、以て縱横に奮戰するところなかるべからずとて不斷之を講ぜしむ、即ち決死隊にて、今の水雷艇に代用する設けなり。　其選に入りたる五十士は、是を名譽となすとゝもに、總家中の標準と自負し、勤番を了へて歸りたる後も、長く衆の模範たるべしと申し合せ、初めより勉めて粗服して幅長(はゞたけ)を極短くし、衣は骭に至り袖は腕に至るものを著用し、履物は晴時には藁草履を、雨時には杉下駄に竹簳の緒を附けたるを用ゐ、他行にも登城にも亦之を專用する等、極度の質素を主となすとゝもに、平常支體の擧動まで輭弱の態を示さゞらんことを期せり。　因て衆より香焼武人と稱せられ、目立ちたる姿にて城下を濶歩したり。

三月彼等のいよ〳〵任地に赴く以前、公は水ケ江御茶屋(虚受樓)に臨みて香焼團の武藝を演覽せられ、畢つて詞を下して奬勵あり、酒を賜はる。　ついで自ら詩併せて序を書して賜はる、左の如し。

天保辛丑之春、崎鎭防衛常額之外、選二少壯之士若干一、屯二戍于香燒島一、以爲二永制一。　嗚呼太平士習日偸、雖下有二刀槍弓銃之技一者上、膽怯氣餒、白面油滑、不レ足レ中二兵刃跳盪之用一。而屯戍二歲、寢二處于風潮霧露之中一、厭二飫於刺擊咿唔之間一、勞二苦其體膚一、淬二礪其精神一、則生死之念輕、而忠義之心重、其所二成就一果如何也、然則此擧、不下啻備二戎虜一而已上也。

壯士荷レ戈氣凜森、祖宗遺澤入レ人深、學二將緯武經文業一、成就誠忠金鐵心。

瓊浦邊防是要衝、桓桓貔虎勢橫縱、挽二回古昔吾家氣一、磨出天正文祿鋒。

孤島成レ團意氣豪、西南決レ眦萬重濤、黠奴有二若窺邊事一、羶血飽膏日本刀。

是を領したる彼等は壁幅となして彼地に藏し、爾後年始其他祝日には團中一同其前に拜禮をなす、今の肖像の如し。　文武心遺より時々に詩文の意義を講じ、以て專ら公の眞意に對して各相勵むべきを申し合せたり。　此香燒團は初めより井内南涯を主として其仕組を委任せられたりしものにて、此詩文も多少其添削を經たりと草場佩川は語れり。　即ち第三種の意氣豪及び末句は南涯の添削なるべし、聲律も失粘ありと。　されど此詩は香燒武人

全國該詩を傳誦す

の血性を鼓動せしめて衆口に膾炙吟誦せらる、其等の疵瑕を摘むを要せず、其旨意を推及すれば、異國の船艦に飛び乘りて日本刀を以て渠等を撫斬りに殲すべしといふにあり、當時の志士一般に快誦したる攘夷論の興奮劑となりたるは此句に外ならず。 此香焼團結は繼續して萬延に至れり、其比には西洋の銃砲、汽船、電機等の武器も大に進歩したれども、尚一般の武士が攘夷に能く勝を制すべしと信じたるは、羶血飽膏日本刀の精神の下に、白兵戰を恃みたるに起因するが故に、此詩の全國に傳誦せらるゝことは盛なるものなりき。

右の心得要件中、酒食の集會を嚴禁したるは、血氣の壯年の酒を假りて只客氣を猛起し、往々喧嘩口論の末に殺傷にも及ぶを戒めたるなり。 故に彼等は平日は道場にて專ら稽古を勵み、課程を終ふれば觴手、水練、漁獵を爲すとゝもに、漁獲の鮮を割く等の壯大なる遊戲に耽り、以て風濤を衝き雨雪を冒して、皮膚筋節の鍛錬に勤めたりしが、時には會飲とて、當島詰御番方の許可を得て、痛飲健啖、互に議論を鬪し、年に一兩度は深堀の主大番頭孫六郎の

文武の優秀なる者に近國修業を命す

招宴に列する事もありて、勉めて豪宕活潑の運動をなして相競勵したれば、文武心遣として一年詰に往くものも、任務を全うするには非常の努力を要したり。かくて今度の選を一番小屋と稱し、その中には後に相當の職務に任用せられしもの多かりしが、彼等の他家を訪ひ、或は集會宴席に臨むや、短窄の衣袴に藁草履を踏み來り、疊といはず縁といはず、到る處に泥を印して恬然たりしかば、婦女子は香燒武人として之を畏るゝよりも、後の拭ひ掃除を厭ひたりと。この團結を創むる頃は、對岸の支那にては英國の廣東、香港、寧波、上海等を攻撃する砲火の方に盛なる時なれば、御番方は機密にその狀況を知り、以て速成の防禦に備ふべく、この決死隊の編制をなせりしなるべし。

又二月には文學の業に出精したる者を近國へ遊學せしめ、武藝に秀でたるものにも始めて近國修業を命せらる。四月には御備立方よりの申立にて、公の小馬廻組及び先手組は、大組頭を始め侍まで、公の狩獵せらるゝ節は、不意に隨行を命ぜらるゝ事あるべきにより、其時は遲滯なく大組頭の宅に

集まるべく、其狩獵に向ふ場所は、其時に至りて相違すべきを以て、豫て其用意をなしておくべしとて左の條件を達せらる。

一　侍は一騎駈にして苦しからず、尤乘馬は勝手たるべし。

一　腰兵糧を用意すべし。

一　藺笠、袢纏、腿引を著用すべし。

又今年より前髮立のもの十五人を選み、物馴として公の側に出勤すべく命ぜらる、是皆一旦警虞ありて公の長崎へ出陣あるに臨み、速に馳せ集まらしむるために、平常に慣習をつけおくの旨趣なり。

鬼丸調練と大野原演習

公は折にふれ機に乘じて文武の道を奬勵せられしが、單に訓諭布告のみにては其效少きを以て、實地に之を試驗して、志想を練り筋骨を鍛ふることに勉められき。例へば白帆注進の際に早速立の命あるべきを命するや、直に其練習として、天保十一年六月、鬼丸調練屋敷に於て、豫て早速立を命じ置

かれたる百七十餘人の人々を集め、水軍の調練を行ひ、公親臨之を檢閱し、其場より直に馬を城北三里の地なる河上淀姫神社に馳せ、一同駈足にて公に伴隨すべきを命じ、以て平素の鍛錬を試みられしが、同年八月には同じく鬼丸調練屋敷に於て犬追物を行ひて馬術、弓術の技を檢せられき。かくて或は北山の狩獵に勢子を命じ、或は手明鑓步行等の弓鐵砲の射的を試みらるる等、連月に亙つて殆ど演習は絕ゆる時なく、而して弓の皆中者には弦二掛、鐵砲の皆中者には火繩二連を賜うて之を賞するを例とせらるゝとゝもに、彼等をして他組の競射にも勉めて臨席參觀せしめ、以て自他の硏究練磨を奬勵せられたり。殊に鬼丸調練屋敷の調練は、藩內十五組の組頭が交互に組下を率ゐての操練なれば、公は大に之を督勵鞭撻し、實戰に臨みたる心得にて上下一致、眞情より融和合同して練習すべきを命ぜらる。今茲に當時の調練の大要を說明せんに、先第一、大組頭の馬印を立てゝ侍一人之に附隨し、股引袢纏尻端折の仲間之を捧持せる後に步行兩人續き、次に大組頭馬上にて之に從ふ。大組頭は木綿の馬乘羽織を著し、木綿形附の股引に紺足袋

武者草鞋を穿ち、腰兵糧を著け、勉めて簡易なる服裝を爲す。其後に床几持、仲間、鑓持、小性兩三人隨へど、凡て從者十二人を超ゆる能はざるを規定とせり。手明鑓頭は從者五人、組頭は同四人、平侍は三人以下の規定にて、從者は主人の左右又は後方に伴隨して列に加はる。一番貝は陣中支度、卽ち氣を附け用意の號令にして、二番貝は勢揃へ、卽ち集合隊形編成なり。二番貝にて馬を有する者は乘馬し、三番貝にて押出して部隊行進を始め、序の太鼓にて全隊道押に移る。道押とは全隊行進にして、道押の際は昇を先頭に立てて組扱之を護る。昇は今の聯隊旗にも譬ふべし。組扱は參謀兼副官に相當す。道押より戰鬪隊形に變化するには、矢張太鼓の合圖により、步行の銃隊第一番に備はり、侍の鑓隊直に其後に續き、步行手明鑓の弓隊其橫に備はり、大組頭は本隊を率ゐて其後方に陣す。かくて銃隊一齊射擊の煙の下より、鑓隊眞一文字に突進し、弓隊の援護射擊に續いて本隊の進擊するを常法とす。誰の考案に成りしかを知らずと雖も、甲州流の軍學を基礎とせるものに似たり。操練の際は、御備方よりも附役等必ず出張し以て、其模樣を視

察して公に報告するを常としたりしが、間には隊形の變化を圖に作らせて持ち歸ることもありき。始めは指揮者も部隊も共に習熟せず、因て困難雜沓する事多かりしも、天保十三年の末には、各組共相當に練熟するに至れり。

公は、鬼丸の調練場に藩士の操練を行ふと同時に、長崎臺場に擬したる地域に實地演習を試みんことを企てられたり。公は前年鍋島十左衛門の和蘭傳習の砲術を岩田に試みて其威力の大なるを知り、行く〳〵は專ら之を採用せんとの下心あらるゝに至りたりと雖も、社會の大勢は未だ其機運に到達せず、且つ長崎臺場に於ては自由に發火演習、實彈射擊等を行ふ能はざるの不便あるを以て、公は本年の非番を利用し、佐嘉郡大野原に於て、全然長崎臺場に擬したる外船打拂の發火大演習を實行し、一は以て士氣を鼓舞するの具に供し、一は以て實地技術を研磨するの機會を與へんと欲し、天保十二年十月、異船打挫の大操練を行ふことゝ定め、同月十五日參加部隊に其意を布達し、十七日六ッ時大野原操練場揃切りとし、菅笠、袢纏、股引の輕裝に兩刀を帶して、二食分の腰兵糧を用意すべく、號令は凡て陣貝又は鉦を用ゐる

長崎港に擬して大野原に發火演習を行ふ

べしとて、左の合圖及び軍令を嚴達せられたり。

合　圖

一　赤吹貫を振候へば御臺場々々より請麾を振る事

一　貝吹立候へば番船其外漕離るゝ事

一　鉦を打ち候へば無二疑念一打掛候事

定　書

一　合圖の定其外役々より差引聊以て相背間敷き事

一　銘々備場相迎候義可レ爲二停止一事

一　口論ヶ間敷義は不レ及レ申役々之外一切無言たるべき事

一　酒禁止之事

一　調練に相懸り候義一切口外いたす間敷き事

合圖の赤吹貫を振るは、長崎に於て出迎船の物頭異船の際に之を振りて信號する習慣なるを採用せしものにして、本陣奉行所は神崎に在るものと假定し、鍋島主水奉行所の傍に陣して家紋の附きたる幔幕を張り、其傍に西泊

演習の光景

詰番頭鍋島勘解由、同じく二張の幕を張つて出張し、神崎の向を魚見岳に見立て、戸町詰番頭坂部三十郎同じく幔幕を張りて其處に陣す。其他長刀岩高鋒、白崎、神崎、女神、太田尾等の場所を擬定し、番船の印を用ゐ、全隊を長崎港に假想して演習を行ふことに定められたり。かくてその日に至れば、筒打侍手明鑓八十二人、別段出張の侍九十餘人、合せて百七十餘人は、皆未明に大野原に出張して、掛り〱にその旨を屆け出で、御番方相談人成松萬兵衛は附役永田諸領諸隈半左衛門を率ゐて早くより其地に出張し、朝六ツ半諸臺場に擬したる場所に筒打の士を配置し、終へて外船出迎船に擬したる戸田孫兵衛馬上より赤の吹貫を打ち振つて沖外目より進み來れば、取次の請麾を振りて、神崎出張の奉行の差圖を請け、西泊番頭鍋島勘解由は貝を吹き、戸町番頭坂郎三十郎亦魚見岳に在りて請貝を吹き、同じく鉦を打てば魚見岳亦鉦を打て之に應じ、臺場外目長刀岩、高鋒、白崎、魚見岳、神崎、女神、太田尾、及び番船に西泊、戸町等より豫て渡し置かれたる六匁筒を打ち放す。かくすること三囘、內目臺場より發火すること二囘、鍋島主水の率ゐる早速立の侍は

小舟に飛び乘り異船に向ふの狀を爲して休憩晝飯を喫す。午後再び之を操り返して復習實演すること五回、四ッ過に至りて止む。此演習は人員も少く銃砲も小なりしを以て、固より充分の效果を收むること能はざりき。公の慧眼は、かゝる演習を幾度繰り返すも到底實效を擧ぐること難く、結局は蘭法の砲術を採用するの外なきを察し、田中作左衞門、村山章助、坂井左兵衞、秀島大七、增田文八郎等をして、鍋島十左衞門に就て蘭法の砲術を學ばしめ、天保十三年三月には、御年寄鍋島市佑をして、公然十左衞門に和蘭砲術の稽古を命じ、八月には丹羽作兵衞、永淵藤五郎、土崎治等をして高島秋帆に就て親しく之が傳授を得しめ、以て後日長崎臺場の增築巨砲具備の際の用に供せんことを計られぬ。

第三十四章　幕府改革と財政民政整理

家齊將軍薨去と引上參府願

公滯府を命ぜらる

幕府は西丸御手傳金によりて諸大名の參府を三月猶豫せんと議したりしが、前將軍より、本年秋參府後、公には暫く滯府あるべしとの內意ありしを以て、盛姬君の用人小堀權右衞門より書取を以て申し通じ、之を佐嘉に申越して、評議を遂げしむ。乃ち事情已むを得ずとて御請け致すべきに決し、本年の初め、御側頭丹羽久左衞門に旨を含めて出府せしめたり。其請書は左の如し。

肥前守儀來年參府、來々年三月歸國の常例に可有之被思召候處、是迄六度無滯被相勤たる義に候間、來々寅歲は歸國の時節を被差延、責ては夏中迄も滯府被致都合には相成間敷や、先頃水野美濃守に御噂あらせられ候、上邊の處は懸念致されずに、今より右の含みの程を、奧向の御年寄始め各樣

一統の内願に付、序に其趣を申聞くべき旨、御書取の趣承知致され、役々にも吟味申付、尙御勘辨被レ致候處、明後年も先規の通りに長崎御番の仰を蒙るべく、さすれば追々に異國船入津の汛季に向ひ當番中に滯府致しては手配甚だ懸念に有レ之、さりとて御懇御書取の旨も御座候事ゆゑ明秋常例の參府を引上て七月頃より國許を出立する積りに可二相願一と被レ存候。

引上參府の願

さうして非番に相成る上は早々參府致され度は候へ共、非番ながらも自領の事にて當番同然の處、是又汛季中にも向ひ、特に末家紀伊守には明三月より參勤として發足し、攝津守は四月御暇にて五月末か六月初めに掛て下著すべく、本末共に國許を差明けては甚だ不安心に付、前段の通り内定被レ致候條、其趣を宜しく差酌みて、可レ然樣御願被レ致度義に候。

卽ちこの書面を以て小堀に答へたるなり。 然るに正月晦日に前將軍家齊公六十九歳にして薨去ありしを以て、是に時態は一變するに至りたりき。

老中公參府につきて聽取す

四月十四日老中太田備後守より留守居羽室平左衛門を呼び出し、公用人長鹽より今度西丸の御手傳を勤められたるに就ては、當秋參勤を三箇月猶

豫仰せ出さるゝことに定められしが、其御方は僅の參府日數なる故に、參府御用捨ある取調になり、恐く表向に御差圖になるべし、されば其上にて定例の如く參府を願ひ出でらるゝ歟、若しくは御差圖に任せて參府せられざる意なる歟、內々に御尋す、而して公用人限りの相談としては、若し參府を願ふ意ならば、其譯を申し立てゝ、參府用捨の御達なき樣に內意の書面を差し出さるゝ方然るべし、但し强ひて參府の願あるべしと申す譯には無き故に、腹藏なく申し聞けらるべしと申したりしを以て、羽室は重役共と相談の上にて答ふべしとて歸來し、內密筋へ往いて承りたるに、公用人は腹藏なく申し聞けよといひたれど、縱令在國を申し立てられても、御住居の都合にて迚も聞濟にはなるまじ、必定參府なさるゝに移るべし、さらずは却て手數を煩はして不都合なるべく、且つ他家の見合もあれば、矢張例の如くに參府したき趣を以て御內慮を伺はるゝが、公邊の都合宜しかるべしと申し聞けたり。

よつて太田老中への返答は、佐嘉へ申し越し、差圖を仰ぎたる上決すべしと定め、乃ち其趣を小堀權右衛門へ申し通じて盛姬に上申したるに、姬君には

今年の參府仰出の早かりしを喜びゐたるに、かゝる都合に移りては、迚も引上げの運びには至るまじ、甚だ殘念なり、責めて常例の頃には必ず御參府ある樣と小堀より申し聞けぬ。よつて羽室は太田殿に往いて、最前の御問合は急使を以て國許へ申し越すと答へ、是に於て委曲を丹羽久左衞門に含めて佐嘉へ下らしめたり。

斯くて其事を公に上申したるに、公は西丸御手傳を勤めたるについて、參府用捨の取調になりたるは先以て大慶の次第なり、其命を蒙るに於ては有難く存じて參府延引に決すべきを當然とすれど、大御所樣には是まで御厚恩を蒙りながら、在國のことゝて、登城して病中の御機嫌を伺ふ能はず、されば薨去ありしを期として、責ては早々出府廟拜を遂ぐるとゝもに、差し急いで公方樣の御機嫌をも伺ひたし、されば此節の含め越しもあることゝて、參府用捨になる前に願ふ方然るべし、參府の事は我等の意と相合す、太田殿より參府の內意を尋ねられたるは、其察しある故とも見ゆ、內密筋よりの沙汰の樣子にては、他家の見合もある趣なれど、參府用捨の仰は誠に有難く思は

ざるべからず、よつて其意を酌みて取扱をなし、參府用捨の運びになりたらば急使を以て國許へ申し越すべく、江戸に歸りて周防始めに申し達すべし、されど幕府の都合にて萬一其通り運びかぬるならば、參府用捨の命ある以前に、他家同樣に內慮伺の書附を出す時宜あるべしとて、其願書の草案を認めしめらる、左の如し。

私當年參府時分の義奉レ伺置候處、未レ被二仰出一、右者去々年西御丸御表向御普請御手傳相勤候に付、參府御用捨被二成下一候御取調に而者無二御座一哉、然處大御所樣御病中在府仕候者、登城御機嫌可レ奉レ伺の處、在國に而其義不二相叶一、依レ之責而者早々御廟拜仕度奉レ存候に付、定例之通參府仕候樣奉レ願度、此段表向奉レ願不レ苦義可レ有二御座一哉、御內慮奉レ伺候以上。

之を丹羽に附して再び江戸に赴かしめたり。

江戸に於ては六月九日に水野越前守以下連名の奉書到來せり、

御札令二披見一候、公方樣、右大將樣益御機嫌能被レ成二御座一恐悅之旨尤候、將又參勤時分之義以二使者一被二相伺一之及二上聞一候處、參勤時節被レ遊二御用捨一候、當年不レ及二

參府許可せらる

參府段被仰出候間可被存其旨候、恐々謹言。

是を領掌して、藩邸より公の名を以て左の通り願ひ出づ。

私參勤時分之義奉伺候處、被遊御用捨當年參府不及旨御奉書を以被仰下難有奉存候。　依之被仰出候趣奉畏在國可仕候處、可相成者定例之通參勤仕度奉存候、右者文恭院樣御病中爲御機嫌伺登城等も不相叶不本意之義に付、責而者早々御靈前拜禮仕度、內實志願御座候間、當秋長崎表異國船歸帆以後、國許發足參府仕度奉願候以上。

願の通り參府可致との附札になれり。　然るに長崎には支那の戰爭烈しくなりたる故にや、夏を過ぐれども蘭船入港せず、因て公の參府時期を定むるを得ざりしに、幕府より蘭船は遂に入港せざるやも計り難きにより、文化十二年の例を以て、參勤の心得方を伺ひ出づべしと達せられしを以て、月番老中堀田備中守へ左の書附を差し出す。

私義當年參勤御用捨被遊旨、以御奉書被仰下候へ共、當秋長崎表蘭船歸帆以後、在所發足參勤仕度旨、最前奉願置候、然處當年の義、例和蘭船入津時節

に候へ共、今以て渡來無之、自然歸帆の頃まで渡來不致ば、前段參勤願の通り被仰出上は、何分相心得可申哉、遠國の義に付心得方兼て奉伺置度申上候以上。

七月十一日　　　　　　　　　松平肥前守

老中より附札にて、長崎奉行へ承合の上、和蘭船入津無之趣相決し候はゞ參府可有候との指令あり。因て長崎奉行へ使者を立てたるに、參勤は勝手次第になさるゝ樣にと達せしかば、是に於て公は九月二十二日佐嘉を發し、十月二十八日江戸に著せらる。蘭船は來らざれど、唐船によりて彼國の沿海岸に於ける戰爭の概況も知れたるなるべし。かくの如く公の初め早く參府せんと欲せらるゝや、却て幕府より參府に及ばざる命あり、而して更に參府を願はるゝとゝもに、蘭船不渡來のために遂に通常の如く九月末より東上せられたるは、亦時代の變化の然らしむるところなりと謂ふべし。

公の政績と幕府の改革

時代の要求が偉人を產むは偶然にあらず。見よ我佐嘉に戊子の大颶風ありて巍松公の隱居を餘儀なくしたるは、時運が公を啓かむとしたる初めなりしを。當時公は僅に十六歲、而して老公が藩政の後見をなして其成を待たれしは、亦しばしば掣肘を施さるゝの觀ありたりと雖も、實は繼承の間を圓滑ならしむる妙機となりしなり。斯くて荏苒五六年を經過して老公の東上あるに至るや、二ノ丸の燒失は公をして政務を先決して後に老公に具申せしむるの機會を開きしが、やがて幕府も亦家齊將軍隱居して家慶將軍の治に移るとゝもに、老中水野越前守の改革となり、一方支那は英國と砲火を交ふる等、時運は人事の必要と相應じて生起するに至りたりき。幕府は改革の機會に後れて財政の窮迫極度に達し、今は大儉約を勉めざるべからざるに迫りしを以て、名望高き水戶黃門を始め皆水野の手腕を推したりしとともに、有爲の年齡に達したる家慶將軍は、太平善良の君たる性格とて、從來の宿弊を認めて痛く之を厭ひたるにより、平生の抱負を展ぶるに掣肘を感ぜざりし水野は、其爲さんと欲する所を爲し、松平樂翁の旨意を繼いで大勢

公の政績幕政の範となる

を挽回せんと、爰に峻烈なる儉約を勵行し始めたり。時に公は諸藩改革の先鋒となり、儉約勞勤を以て百般の困難を排して、既に前途の光明を認められしかば、其政績は全國の視線を集め、遂に幕府に反映して水野が改革の模範となり來れり。あゝ今や公は老公の手より脱して任意の行動を取らるゝに至られたり。其尚重事を協議せらるゝ二年にして俄に老公は逝去ありきと雖も、時運變化の過渡期を平穩に處せられたる跡を觀れば、公は天の寵兒にして佐嘉は最も幸福の藩と謂ふを得べし、卽ち時代の要求とは此をいふにぞ。かくして公はその大有爲の羽翼を伸す時期に達せられしが、年齡まさに二十有八、さなきだに人間精力の最も旺盛なる時期なるに、是まで幾多の困難に鍛錬せられし鬱勃たる精神は、久しく奔逸を欲して衷心に滿ちたり。かくの如く公は今や密雲を攡して自由の天地に發展するの境遇に接近せらるゝとゝもに、時代亦愈、新陳代謝を促して天下の人心を動搖せしむるに至り、外國の形勢は甚だ不穩となりて近く支那には砲聲の震ふを聞くに及びしかば、延いて危險は我國に迫るべしてふ警戒は、端なくも公を

時局の改革と朱王兩學

改革の途に導きたり。

當時の改革に急要なるものは、第一に財政の窮を救ふにあり、然も農業主義の國にありて量入制出を講ずるには、先づ君主の自奉を薄くするより始めざるべからず、是は古來儒學の本領するところにして、封建時代に於る唯一の經濟法となしたるものなり。而して其政策の知識如何を顧みるに、普く流行したる朱子學の說に基きて、凡ての識者の意思を支配したる理想ありしとゝもに、其煩瑣なる細則より釀さるゝ紛擾の患を割斷する武器としては王陽明の學あり。乃ち兩者を折衷調和し、以て此切迫したる時局の改革を斷行せんと欲するが、當時有力者といはるゝ人物の抱負にてありき。故を以て大御所以前の時代に於ても、政事といへば儒學の旨意に導かれて食を足らすに一致し、勤儉貯蓄を主義となすとゝもに、古來の通言に、國に三年の蓄へなきを亡といふとあるを說いて、民恆產なければ則ち恆心なしと敎へたり。公は初めより此敎訓の實行に努めて、頻りに郡政を擧げんとせられ、社會の常態として一方に不幸なる窮民あるとゝもに、他方亦不時の災

害あるものなれば、豫め之を救治せんとて備荒貯蓄の倉を設くるに反覆評議を盡されたり。是は固より公の創見にあらず、松平樂翁は嘗て幕府の兵糧に積みたる城米の法に倣ひ、備荒貯蓄を始めて淺草に籾倉を設立したりしが、その積成は後明治初年の賣拂に際して、七十五萬兩の多額に上れりといふ。樂翁は、更に諸藩に嚴令し、萬石につき百石の割合の下に、五年間貯蓄の法を設けて厲行せり。公は是等の法に由りて、新に階級の差率を以て貯蓄の法を設け、又代官所にも救急の仕法を爲さしむるに至れり。

衣裳法度

此の如く勤儉貯蓄して窮民の賑恤を力むる以上、他面之が破壞をなす華奢の弊風を嚴制せざるべからず、因て身を以て先ぜらるゝとゝもに、上下に儉約令を厲行するに從つて、之を遵行せざるものを懲罰せざるべからざる要を生じ、是に於て衣裳法度といふこと行はれたり。衣裳法度とは法度を破りたる衣裳の著用者に加ふる懲罰なり。儉約令は、領内の士民は盡く綿服を用ゐ、上輩の士は少しく絹絲を用ゐるを得れど、下輩の卒以下は如何なる富豪と雖も木綿を著用し、帶羽織の紐にも絹打を許さゞるとゝもに、又凡

朔望外の音曲を禁す

て妻女の簪以下に銀製の使用を禁ぜり。是に於て春秋の祭禮、法會等、貴賤男女の群集する砌には、毎に要所に目附番人出張して往來する男女の服裝に張目し、若し法度に違ふ者あらば之を一室に引き入れて用捨なく之を剝ぎ取れり。かくて侍の妻女等にも衣服を剝がれ銀簪を拔き取られし者も少からず、中には上衣を剝げば下著現はれ、之を剝げば更に其下著現はるゝ等、終に襦袢まで剝ぎ取られて裸體にせられし者もありたり。かくして衣裳法度は峻嚴に厲行せられたれど、公の躬行率先の餘に出でたるものなれば怨むものなく、却て皆其違背者を誹る等自然に制裁は行はれたりき。又朔望の外には琴三絃其他の音曲を一切禁じたるを以て、市中は絲竹の聲を潛め、土藏の中にて密に稽古する習風あるに至れり。此他或は冠婚葬祭等禮式の集會にも、細々申し合せ衣服染織に制限をなして、少しく華奢なるを用ゐれば詰責し、或は市尹の市民の起床就蓐時間に干渉し、巡視の路上日出後に戶を開かざるは、其戶を敲きて之を起したる等の事もありきとぞ。侍の家族は少しく絹絲を交ふる程は許されたれど、凡て質素を主としたりしを

興行物の禁止と藝娼妓の放逐

以て、木綿とても華美なる縞柄乃至目立つ物を用ゐれば、組内より矯正し、尚改めざるときは家内不取締を以て譴責を受く。されば他より移入せる藝娼妓は言ふに及ばず、酌婦の類も盡く佐嘉領内より放逐せられ、從來の料理營業者は自然に戸を閉ぢて轉業し、芝居、觀せ物、講談、寄席の類は凡て禁制せられたり。此の如く嚴酷の質素儉約の能く行はれたるは、士民が文化以來の窮困に磨礱せられたる結果なりとす。

　衣裳法度は今や江戸に於ても行はるゝに至れり。即ち水野越前守はこれと似たる法を行ひ、花柳界の華奢なる衣服裝飾を剝ぎ取りて沒取したりしため、該品は諸所に山を築くに至りき。其は强ち佐嘉に倣ひたるにあらず、泰平が煽る華奢の風を矯正するために行はれし所にして、既に早くより施されたるものなり。甲子夜話を見るに、文政七年江戸市中に華奢の衣裝を飾れる藝者三十餘人を捕へて獄に投じ、手錠預けとなしたることあり、而して是みな華奢を懲して質素儉約の風を喚起するためなりきといへ、亦鎖國攘夷の精神をも寓したるに非ずやと思はるゝ節あるなり。蓋し其三十

水野の衣裳法度の行はれざりし理由

餘人の服裝髮飾り等の品目を見るに、紫羅紗、吳絽服、黑繻子、天鵞絨、又は大形の更紗、唐棧の著物、鼈甲の櫛などその多きに居る、皆これ高價の輸入品にて奢侈品と言はんよりは寧ろ遐方珍異の物なり、乃ち該仕置はこれを咎めたるなるべし。今度水野の儉約厲行に花柳界の華奢なる裝飾衣帶等を剝ぎ取りたるは、漆塗の駒下駄に香を焚き込め、若しくは銅の湯タンポを嵌め込む等、時人絕對の奢りを競ひたるにより、峻酷なる此處置に出でたるなりと言へど、文政七年より天保の末年迄は二十年に滿たず、俄に華奢の煽起すべきにあらず、蓋し是も亦高價の輸入品を嫌ふ意を含みたるなるべし。然るに水野は衣裳法度によりて江戶市中の憎嫉を招き、程なく職を罷めらるゝと共に、其仕組は永く誹謗の底に葬られ、公の衣裳法度と榮辱を異にせる結果を見るに至れり。是れ他なし、當時江戶は將軍の大奧を始め、諸大名、上流社會は依然華美奢侈を競ひゐたるに拘らず、獨り市中の花柳界等に對してのみ峻法を行ひたればなり。公は然らず、入部の初めより率先自ら衣食住を薄うして衆を率ゐ、初めは二ノ丸と三ノ丸との間に綿と絹とを異にしたりし

に、老公の參府より江戸と佐嘉との間に絹と綿とを異にし、二ノ丸燒失後よりは斷然江戸邸まで總て綿服を用ゐて、絹服は只溜池と姫君御住居とのみとなり、老公の逝去後遂に御住居に絹服を用ゐるのみとなりたりけり。かくの如く公の身を以て質素を率ゐらるゝとゝもに順序を以て漸進する水の浸潤の如き氣永の厲行は、困窮に呻吟したる家中をして盡く折り合うて之を感戴するに至らしめ、却て奢侈の徒を憎むの傾向を熾ならしめしを以て衣裳法度は繼續して永く行はれ、當初こそ衣裳を剝ぎ取られたるものも多かりけれど、後には次第に減少したり。されど人の美を好む奢侈の趨勢は一時に終滅すべきにはあらず、嘉永安政の頃までは一二この法度に觸るゝものなきにしもあらざりき。さはれ一般には質素の風に化せられて怨聲なきのみならず、公の德を感戴する男女次第に其數を增したり。是年五月九日諸組侍の朔望其他の禮日に登城して、外御書院に謁する人數次第に增加し、ために座席の位次餘りに窮屈なるに至りしを以て、以來は次の式臺の間と兩所に分ちて謁見することゝなれり。されど爾後益、員數を增して、こ

一般質實の風に化す

の兩廣間も忽ち手狹となり、家中の人々は公より目出度との一語を蒙りて歸るを有難き事となし、疾病事故のなき限り朔望には必ず登城公に謁見するを樂と爲したりき。亦以て公德望の厚きを見るべし。

江戸邸の窮乏

江戸邸費節減、學館費增加

公は入部の最初より質素儉勤を率先して窮迫を救ひ、士民に各其所を得しめんことを勉められたれど、其順序を運ぶには多くの年月を要し、自己の任意に成り難きものありて、改革の理想は容易に成功すべきにあらず、加之農業本位の經濟とて、輕微なる天候の不順に基く收穫上の多少の損耗も會計に影響する極めて鋭敏なるものあり、經費の目亦年々臨時の項を生じ易く、改革整理は益困難なりき。今や佐嘉の困窮はその最大難關を通過したりと雖も、江戸邸は尚負債と奢費の依然たるに、巍松公喪葬費の支出、幕府手傳金の支辨、米價の大暴落を以てし甚だ苦痛を感じたり。因て公は去年佐嘉に於て更に役員の大陶汰を斷行し、十二月の末に百五十餘人を減員する

從來の江戸邸遣料

とゝもに、江戸邸亦之に准じて節減を行はんとせられしに、時運到來して、是年四月より水野越前守幕府の大儉約を行ひ、各藩邸に儉約を嚴達したるにより、諸大名は其交際に要する費用を安心して減ずるを得たり。又老中よりの、幕府への定式獻上物以外の隨意の獻上は、斟酌なく存廢を伺ひ出づべく、鮮鯛獻上等無益の失費は代料にて定むるを得べし等の條件を廻文を以て達せり。旅中にて其報に接せられし公は、是迄の江戸邸取締は之を努むるも功なかりしに、こは亦逸すべからざる好機なりとて、十月二十八日著府の後に大減略の仕組をなし、姫君御住居の都合に係累せられたることも用捨なく十分に取り計らふを得たるを以て、本年より江戸邸の遣料一式は内庫にて引き受くることゝなし、奥向附々の男女にも綿服著用を斷行したり。斯くて是迄の江戸邸遣料を外廷に問ひしに、佐嘉より書き出したる定額は左の如し、

一　金壹萬兩

右は御住居の御遣料、但し元は八千七百七十兩餘の處、追々四百三十兩

被ニ相增一其後、去酉歲に而八百兩、當時書載之通。

一　金二萬千四百三拾六兩六合

右者江戶地方御遣料但直姬樣御廻金千兩入テ。

〆金三萬千四百三拾六兩六合。

是れ從來の江戶邸の總費額にして今度之を內庫に引き受けて大節減を行はむとせるなり。かくて明年に至り久しき間の宿題となりゐて、御住居より承服なかりし屋敷詰家老を廢し、年寄鍋島市佑を中老資格となして盛姬君の御年寄を兼ねしめ、姬君の用人を減じて御側頭牟田口藤右衞門に御附を兼ねしむ（市佑は改革のため佐嘉に歸り小山五左衞門代りて出府す）。因て藤右衞門は公の旨を承けて御住居役人半減の制を立て、之を用人小堀權右衞門にも協議して斷行せしに、奧向の苦情續出し、已むを得ず御用の不足は表方より其時々補足すべしとの口約をなし、御住居勤務のもの九十二人より二十八人を減じ一箇年に約三四千餘兩を節約したり。此の如く公は幕府に先だち改革の素を成し、機を捉へて之を斷行せられたりしを以て、他の幕府姻戚の諸藩の、明年に至

御住居役人半減

り督責を受けて附役等の大交迭をなす騷ぎを演じたるに反し、我御住居のみは一人の變更なく、節約取締は既に十分に行き屆きて、一片の報告書を出すに止まれり。されば家慶將軍を始め老中等みな之を稱讃し、御住居の婦人等亦始めて有難がりたりき。

學館經常費

此の如く歲費の大節減を斷行せらるゝと雖も、政治の大目的たる人材敎育、風俗改良等の費用增加に關しては、緩急を計りて其施設を爲さゞるべからず。第一去年弘道館を擴張し、家中學齡の者をして、殆ど此を居住の如くに心得しめ、止宿以て學藝を勵ましめたるを以て、敎員書生の數大に增加するに至りたれば、經費も亦之に伴ひて增加せざるべからず。乃ち公は米千石以上を附せんとの意なりしも、當時の財政は尙未だ之を許さゞるにより地米千石を附し以て學館に係る費用一式を整ふべしと、仕組所に於て議定し、九月公の參府以前にその允可を見るに至れり。其他公の出發以前水ヶ江御茶屋に宗室、國老等を召して酒食を設け、其席に仕組所役員、學館敎職、及び書生中の俊才を選んで陪せしめられしが、爾後永く定例となりて、時を以

て行はるゝとゝもに、或は城内の調馬場にて侍中の槍劍術を覽られ、或は江尻に水軍の調練を覽られ、或は水ヶ江御茶屋に於て諸組頭並に徒士足輕までの弓術砲術等に秀でたるものを兩三人づつ選みて其技の演覽ある等、頻りに奬勵を勉められたり。

加地子猶豫、寺社檢束

公は就國の初め子年大風の倒家に住みたる窮民を見て惻隱憐憫の念を禁ずる能はず、爾來備荒救貧の策を講ずる十四年にて、漸く諸般の施設を整ふる共もに、敎化に銳意せらるゝに至りしが、今や幕府も覺醒して水野越前守をして改革をなさしめ、松平樂翁の仕組を繼ぎ、救貧所を設けて備荒貯蓄を奬勵するに至り、既に整はれる佐嘉の民政を其模範となせり。されど物は淸潔なるに從つて益〻汚濁を發見す、古來大庄屋の汚濁は泰國公の掃除を經て代官所と易はるとゝもに、今又學校出の新進俊才を擧用して之に當らしむるに至りきとはいへ、鄉村に富豪の兼併掊克する宿弊は尙存留したり。

加地子

佐嘉領には他國の如く大農は多からざれども、猶兼併のために小農の窮困する汚濁あるを免れず、普通一町の田を耕作する農家を目して一カイ作りと稱し、之を自耕し得る極度となしたりしが、更に數町の田地を所有するものは之を小作者に貸し分ちて彼等より地料米を徴收す。佐嘉にて之を加地子といふ、是れ古來の習法にして、貧民の勞力は此加地子に吸收せられ、剩す所の所得は幾許もなし。かくて公は富の分配に力を竭して、備荒救貧の法を進めらるゝに及び、貧民賑恤のその功少くして、却て富民の利を助勢し、救恤の行き屆くに從うて他の掊克は爲めに強きを加ふるを實驗せられたりしが、代官等亦巡視して益〻民隱を知れば、憤懣するに至るべき狀態なりき。經學より得たる王道の實行は、孟子の所謂「民の產を制し、仰いでは以て父母を養ふに足り、俯しては以て妻子を畜ふに足り、豐歲には終身飽き、凶年には死亡を免る。」を其理想となすとゝもに、朱學を奉ずる者は、其方法には時代の變化を酌量して、朱子の主張せる均田法を美法と是認せり。均田の理想は貧富平均の社會主義に似たる所あれど、農業主義の國に於る經濟の大本

加地子猶豫

は古來此にありき。然るに富豪は常に漏斗を仕掛けて、官より與へたる合勺の救恤を斗升となして包攬したりしを以て、民の產を制する任にある者は豈之を坐視するに忍びんや。玆に新進氣鋭なる諸代官は囂々その狀を報道し來りしを以て、遂に是年御仕組所に會議ありし結果『今鄉村の民次第に困窮を加へて倒戶を增し、ために益、田地の荒廢を生ずるを以て、田地所有者に對して當秋より向十箇年を限り、全く加地子米の收納を猶豫す。』との嚴命を公達したり。此事は公の諸般改革中最も特筆すべき英斷にて、世は之を『加地子バツタリ』と稱へたり。蓋し寬政の初め松平樂翁の六箇年前の借銀を放棄せしむるや、世は之を『借銀バツタリ』或は『平談』と稱すると共に、ために天下の貧富俄に其處を變へたる奇觀を呈したりしが、今度加地子猶豫の佐嘉領に於るも亦同一の觀ありしため、斯くは言ひ離せるなり。

加地子の由來

地子とは大寶の田令に定めたる賃租をいふ。『年を限りて公田を賃與して佃作せしめ、春其直を取るを賃となし、秋其稻を輸すを租となす、今の地子是なり。』と義解に見えて普通國司の收むる田租をいふなり。而して莊園

の占有者の之に附加して徴收したるを加地子と稱せり。加地子の稱玆に起る。かくて元は諸國に置かれたる田所に於て其徴收の法を統べたるが其後田所は遂に大庄屋となり、而して此大庄屋の廢滅後も凡て國領地、莊園地等版籍に上りたる田地の租税課役は、舊來の慣法に遵ひて徴收せられたれど、開墾地若くは山野の性質にて田となしたる薄租の地には、尚加地子なるもの行はれゐたる故に、各郡に渉りて租役の不平均を感じたり。故に今度發せられたる加地子猶豫の令により、打撃を受けたるは局部に過ぎず而して是等局部の中には、東郡及び新田の諸地方あれど、就中最も苦痛を感じたるは西目三郷即ち松浦郡の磁器産出地たる有田、伊萬里、及び山代に多かりき。かくて小配分地は藏入地と共にさしたる影響なく、大配分は小城領に多少ありたれど、其他には及ばざりき。大配分とは藩内に於る封建地をいふ、諫早領の如きは多く山地にて、面積廣けれども田地狹く、部分にて利害の關係異なるありしを以て、地子の權は牢乎として、領主たりとも之を拔くべからざるものあり。要するに加地子の行はるゝ田地は舊來の田籍に漏

課役の法

れたる處に過ぎざるなり。

序に古代の田所より藩に受け繼ぎたる課役の遺法を記しおかん。課役は檢者方ありて毎年に之を檢定したり。其原則を略述すれば、田一段を平均一石の地と見做し、其租は朝廷の大權に定まる租、卽ち地子にて、今の國稅に比するものなり。此附加稅を公役（一に役米）とす、其率としては一石の百分一を口と稱し、此口率を以て役米を課したり。されば一口は米一升にして、鎌倉幕府の定めたる段別五升の守護米は卽ち五口の課なり。四升の地頭米は之を口米といふ、卽ち四口の課なり、之を四口五段と稱へて役米の首に置く。之に次いで鄕普請費、治水費、道路橋梁修繕費、及び風雨旱蝗の祈禱驅除料等ありて若干口を課し、總て三十口に及ぶことあり。其餘凡そ四十口を折半して其半は現夫にて使役し、半を現米にて徵收す、之を夫料米と稱す。凡そ口率七十を限度となす。故に役米にて徵收する分は五十口、卽ち段別五斗に及ばず、今の府縣稅に比すべきものなり。故に一段の收穫一石より地落約一二割を控除し、租七斗に、役米五斗を合せて一石二斗を藏入の平均

天役と貫錢

收納となせり。租は朝廷の定法に遵ひ役米は領主即ち武家にて適宜に定めたるものとす、大率五公五民を標準となしたり。又時に朝廷より臨時課役を課せらるゝ事あり、之を天役と稱へ、甚だ嚴重のものなりき。其外に郷村の庄屋より貫錢を徵して村費に充つ、今の村稅なり。其率は代官より制定すれど尙引き足らざるに及んで庄屋にて貫錢を出さしむ、これを草器貫（さつけぬき）といふ。草器貫とは、方言に笊を草器といひ、錢緡を持ち廻りて錢を貫かしむるを貫といへよりの名にて、出銅と同義なり。緡に貫くの謂にて、庄屋の宅に笊を出し置いて錢を其中に投ぜしむるなり。これ代官所を始め官吏への贈遺物の費に充てんとせるものにて、代官の制定以外に强要せらるゝもの、されば官吏の淸濁によりて其多寡を差異せり。此の如く租米、役米、貫錢、或は笊貫を合算すれば、耕夫一段の收穫は剩す所一石內外に過ぎず。これ所謂六公四民にして是以上に聚斂を生ずべき餘裕はなきなり。故を以て藏入其他の舊き田籍に上りたる物成の土地には、加地子の餘裕なきを以て、今度の猶豫令は全く埒外に發布せられたる譯なりとす。由來武士は計

六公四民

算に疎く而も錢穀の事を賤汚なりとしたりしを以て、土地の知行主は其收入を一に庄屋の手に委して生活を爲し來れり。されば其武士が書籍より得たる知識を以て、民間の財計を根柢より清潔にするは不可能の事なれど、大庄屋廢止より大弊を洗除したれば、加地子猶豫は荒地山野等の地目にて通過し來りし僻地の局部を攻撃したるに過ぎざりしを以て、加地子バッタリの呼はりは只幾分の人の苦痛の聲に過ぎずして、全藩民は能く其產を制せられて富の分配を均しくするの仁雨に潤ひゐたり。されば加地子バッタリは、只加地子の習法を存じて平均を失へる局部の鄕村の困窮衰憊するの狀を見て、其再興を遂ぐる迄十年間の加地子徵收を强制的に差し控へしめしまでのものなり。何れの地とても小作米は年の凶歉によりて減免するを免れず、唯其用捨には實に農政を爲す者の活則を要するなり。かくて此令によりて佐嘉領の民は農田を兼併し、耕作人の勞力を奪ひて贅澤を爲すの不仁なるを感知し、田地を多く買ひ入るゝを不得策となし、松浦三鄕の如き田地少なき山地にありては、富豪は山林を占有して樹木を植うるに勉

富の分配略平均となる

め、以て陶磁器製作の燃料物を供給し其損失を塡補したりしかば、富の分配は略ぼ均等となれるの觀を呈せり、是れ當時に於ける公の非常なる英斷たらずとせず。但其後十年を經過するも、小民は依然として其分の解弛を欲せず、更に十年の延期を望んで已まざりしを以て、尚延期に次ぐに延期を以てし、ために明治維新の初めに至りて、滿期となりたる頃には、田地の所有者既に多く人を改めて、更に新に暴富者を生じたりしが、數年の後地租改正となりて復た平均せられたり。

諸借財に十五年間の利留を命す

改革は單に加地子の猶豫のみに止らず翌十三年の年末に至り、諸借財利留十五ヶ年の嚴命を布達せり。千部料、祠堂銀、其他其筋の貸附金は固より、相對雙互の貸借金米共に、從來延滯の利子は總て之を切捨て、向後十五ヶ年間利留となすべき趣を御側より演達せり。これ大地主に對する加地子猶豫の布告と同じく、富豪に對する一種の高壓的制裁にして、貧困の人々を救濟すると同時に、富豪の利殖を抑制し、貧富の懸隔を少からしむる一種の社會政策に外ならず。初め此年の春、銀米貸借に就て救濟整理の法を設け、其

筋の拜借銀に就ては、必ず當秋より多少の甘を與ふべきを告げ、相對の貸借に就ては、利子に制限を附し、月一分二朱以下とし、期限は十二ヶ月を限度とし、組頭の奥印あるものは、相續米の中たりとも債主の訴願によりては下げ渡すべく、從來の借銀にして猶返濟する能はざる者は、雙方熟議の上十ヶ年賦にて返濟の法を講すべしと布告し、年賦償還法利息制限法によりて借主を保護し、組頭の奥印ある者は、假令相續米の中たりとも、下げ渡すことゝ定め、一見債權者を保護するが如き法を設けたるも、其實組內の調達を奬勵し、親類知音等雙互の救急援助を期待したりしに、實際に於ては其趣意の貫徹せざるのみならず、眞に銀主を保護するが如き風を釀しゝを以て、此に至り一刀兩斷多少の非難を顧みず、大英斷を以て此布告を發するに至りしなり。

改革は更に社寺に及べり、從來社寺の勢力頗る盛にして、僧侶は跳梁を逞しくせしに、今や監視を嚴にして復た昔日の如くなるを得ず、從來は彼等の中にも破戒貪婪の徒は多かりしも、法外者として官には格別の待遇を爲し來りしに、今は法外とても假借する所なく、非行者は直に之を拘引すること

となせり。茲に成富十右衛門の親戚にて川上社實相院の隱居となれる僧あり、又その從兄に菩提院の和尙なるものありしが、共に婬酒に耽り賭博を好むと雖も、一族の政府の重役たり、寺社奉行たるよりして、掩護の權勢を恃みて倨傲不遜の狀態を改めず。よりて改革の實を擧げんには先づ彼等を第一著手とせずしては一般を威制するに足らざるを以て、忽ち之を拘引したり。やがて彼等は種々論判の末に竟に入獄に至らずして放免せられたれども、此一擧の爲めに大小の僧侶は勿論幷せて一般士民も肅然として濫行を愼むるに至れり。當時町方寺社方には池田半九郎を奉行に擧げたりしが、彼は明年に至りて請役所相談役に登用せられ、猶前職を兼帶せしめられたり。

第三十五章　更張事務の厲行

幕府鍋島攝津守を寺社奉行に所望す

水野越前守は幕府老中の首席、勝手掛として改革の敏腕を揮ひ、同列の土井大炊頭利位と相並んで儉約を厲行したりしに、此一兩年間は農作も順當に復して收入に剩餘を生じ、一方又保字金を鑄初めて利益を收め、以て改革の資を得たりき。大御所薨去の後は堀田備中守正睦寺社奉行より老中に轉じ、次で眞田信濃守幸貫も老中となり、相協力してます／＼改革を進めたり。

幕府寺社奉行の缺員

寺社奉行は譜代大名より選まれたる二十餘名の奏者番中より、更に四名選まれて兼攝するところにして、寺社の領地、僧尼、神職の進退、祭祀等の事務、訴訟等をも審理し、頗る名望ある者を要する職掌なるを以て、該奉行は多く老中の候補となる慣例なりき。去年より奏者番中の最弱年者にて才名ある阿部伊勢守正弘此職にありしが、今は又一席缺けて其人を得るに困じ

たり。さて佐嘉は元來外藩なれど、當時幕府改革の機運に際して公の政績は特に天下の耳目に輝きしを以て、他よりは藩中に人物の湧出したる觀をなし、中にも支藩の紀伊守直堯、攝津守直與の二人は共に齡は强仕を過ぎ、柳間の同列に頭角を抽んでたる人物として一般に推重せられたり。二人の人格は同じからず、直堯は世才に達し、直與は學術に富めり。而して曩に直堯は城主格を望みて公を煩はし、今猶其意を斷たざりしに、茲に又攝津守直與の名望より一事故こそ起りたれ。公の參府あるや十一月三日老中水野越前守の邸に往いて面話ありしに、越前は公に向ひ、今度公邊の改革も、錢穀の整理は稍效驗を見て安心したれど、犇と差し支へたるは人材の缺乏なり、近來人物養成の注意を怠られしより、有用の才乏しきには甚だ當惑す、されば肥後の末家細川長門守興建（久留米侯の弟にて野州の茂木藩主）を大番頭に擧げんとせしに、本家より入費を補ふを厭うて辭退せしめんとし、又長州の末家毛利讃岐守元正（清末藩主）を擬せしに、是も亦同じく本家より故障を申し立て隱居を願ひ出でんとすと聞く、甚だ處置に苦しめり、貴藩の末家攝津守は秀でたる人物

直與寺社奉行の候補に擬せらる

公直與の推選せらるゝを辭す

なるは豫て承知せり、拙者は知緣あらざれど、眞田信濃守は懇意にて頻りに其才氣の程を稱揚するにより、同僚と寺社奉行に推擧せんと相談せり、されど直に下命あるは如何はしければ、御心安き儘に窃に御相談を致すなり、思召如何といへり。公答へて、かゝる御內評のあるは、本人は勿論、拙者に於ても實に名譽なり、されど我末家は他家と同じからざる仔細あり、將軍の御代替り每に書面を以て申し上げ置く次第のあることは豫て御承知にもあるべし、是は先祖以來重大の規定にて、紀伊守以下三人共に固く相守り居る義なれば、甚だ恐れ入ることゝなれども、其御下命ならば私より御斷り申し上ぐる覺悟なり、內分とは言へ、御職掌柄の言を聞いて直に斯く御答に及ぶは如何はしけれど、前述の如く、公邊へも申し上げ置きしことにて、家に於ての歷史の重規を、我代に至りて變動するは甚だ痛心に堪へざるを以て、敢て心底を吐露すと謂はれければ、越前守も之を諒として、いや其思召なれば押して下命はあるまじ、御安心あるべし、只御心安きに任せて申したれば、必ず口外あるべからずと答へたり。公は歸邸ありて密に家老年寄等に問ふとゝも

に、紀伊守へは直接に申し聞かすべしとて、十二月朔日紀伊守參邸の時に仰せ聞けられしに、紀州も其は至極の御答なり、自分に於ても平生其覺悟なりと答へぬ。

眞田信濃守は松平樂翁の次男にして我とも緣親なれば、日を踰えて公其邸に赴くや、談此事に及ぶに至りて、細川毛利の兩家は入費を厭うて辭すれど、當今幕府に於ても職務についての入費は極めて制限の計らひもあるべく、寛政年中建部内匠頭は一萬石にて寺社奉行を勤めしこともあり、攝津守の事は將軍の意に出たるにはあらざれども、同僚一統申し合せてのことなれば、更に御内談を致す際には成るべく御請あるやうと信州より懇々と勸むるところありたれども、公は先祖以來の規定と、家に於て重大の事なる趣とを委しく申し述べられしにより、信州も事情據なしとて了解し、尙越前守と相談すべしとて其日は袂を別ちたり。かくて七日に公再び眞田邸に往いて其事を問ひ給ひしに、信州より此は決して御案じあるまじとの返事ありしため、此議は遂に其まゝ流れとなりたりき。

推擧辭退の可否

此事を後より論ずれば、攝州の學術器量の不世出なるは世に公評あり、此非常有爲の際に當り、舊規に拘泥してあたら才能を埋沒せしめたるは、國家のため又其人のため惜みて餘りあるが如くなれど、深く考へなば其幸不幸は俄に斷じ難かるべし。國家の政事は多數者の集合より成る、之を斡旋するは其人の能力によるといへども、亦他面の事情をも考合せざるべからず。文化年中に於て家齊將軍の力を以てしても、遂に父穆翁と大奥の意とを排して松平樂翁の信任を果すを得ざりし如く、群僚の趨勢に制せらるゝは常のことなり。幕府の政務は譜代家之を執り來りしを以て、彼の藩々にはその素養もあり、習慣もあれど、外藩家は之に反す、中にも我佐嘉藩は在府の日短きのみならず、特に鎖封の習氣あることゝて、江戸にありても土地に慣れざる田舍者の集合なるを忘るべからず。寺社奉行の職は高潔の位地に似たれども、大奥の女中と密接の關係ありて、其處し難きは想像の外なるものあり、今こゝに是年に起りたる一事實を其一例として記述すべし。

前述の如く阿部伊勢守は去年寺社奉行となりしに、本年二月の文恭公薨

法について五月下總國中山法華經寺の事件とて有名なる裁判起れり。同寺に祠れる八幡宮の別當守玄院日慧といふ老僧あり、夙に中山派の祈禱法を以て大奧の老女伊佐野の歸依を緣とし、老女の瀧山、野村、瀨山等數多の女中を動かしゝを以て、文化の初めより文恭公の御臺所も亦信仰あるに至り、ために彼は獨禮僧となり其勢大奧を傾けたり。初め家治將軍の世子家基薨じて、田沼主殿頭一橋家より文恭公を迎立するや、秋葉明神に祈願し、迎立成就せば江戸城內に一社を建立せんと誓ひしに、其後田沼失脚して社殿建立の意を遂ぐる能はざるに至りしを以て大奧の女中等は皆神祟の到來を豫期して恐怖しゐたり、日慧乃ち之を利して神念の城內に留まれるを言ひ、神寄せをなしし際、「當將軍は開運にて孝恭院(家基)には果報なく恨し」と口走りしかば、御臺所の老女花澤等頻りに勸誘して孝恭院の靈を若宮八幡宮と稱し、遂に其神體を中山寺に勸請するに至れり、ついで文恭公の長子竹千代の病中に方り、西丸の庭に御座敷を建て廣げむとて、古木の唐紅葉を伐り拂ひしに、その樹の倒るゝと同時に竹千代縡切れたりしを以て、奧女中等みな紅

大奥の怪事露顯す

葉は秋葉の字に通ふとて、日慧に囑して其社を御庭の內に勸請したることあり。文恭公時代の大奥に係る奇怪なる迷信の事實は、日慧の口供に盡く露顯したり。されど日慧は當年七十一歲の老僧にて、其事は既に久しき以前にあれば、關係の老女等盡く死亡して是非を正すに由なく、八幡社は中山寺に建てられて普く衆目にあれど、秋葉祠は御城內にありて世間には知れ居らず、因て正弘は前將軍の過失に對し、薨去後の今日に及んで片言を聞いて裁決を下すは盛德を累はすに近し、其事は切に愼重にせざるべからざるなりとの理由にて、大奥に係る事件は一切取り立てずに結了し、只日慧に對してのみ斯くまで殊遇を受けたる淸僧の身分にてありながら、その智泉院に住職たりし時、尼の妙藥及び船橋の女を引き入れ置いて密通しゐたるは不埒なりてふ罪名の下に之を遠島に處し、二人の女は嚴罰に處して當年十月に此事を落著せしめたり。當時正弘は二十三歲にして、此裁判は大奥女中の意を安んじたるとゝもに、その溫和なる態度は幕僚より好評の嘖々を買へり。之に反し老中水野は芝居遊廓を猛烈に取り締るとゝもに、將に進

阿部正弘老中となる

んで之を與向にも及ぼさんとしたりしを以て一般の氣受特に宜しからず加ふるに、江川、下曾根等が高島より西洋火術を傳習して之を興さんとするに及び、儒學の守舊家鳥居甲斐守は水野の信用を得たるに乘じて西洋學を排斥したり。かくて高島は外國人に地圖を與へたりとて獄に投ぜられ、水野に對する憎嫉怨聲は益、高まり、ために新將軍は改革に鋭意なりきと雖も、幕府の空氣は闇澹となりて、二年ならざるに眞田まづ罷められ、續いて水野亦退いて政務は阿部の手に移りたり。此際に當りて攝津守が外樣より破格の新例にて登庸敏腕を揮ふべく老中に任ぜらるゝとも、幕府は情實纏綿して危險甚しきものなるを以て、徒に我藩法の破綻を遺すに止まらんも亦知るべからず。されば此事の成らざりしに關する是非は須らく四圍の歴史事情に照らし見て、而して後に判斷すべきなり。

攝州登庸事件と揣摩憶測

天保十三年壬寅公年二十九歳なり。去冬起りし蓮池攝津守の寺社奉行登庸の事件は、我家法上小城の城主格願よりも重大なるにより、自然に攝州の意中を忖度したる種々の風説行はれ、或は攝州の在國中に起りたれば、本

人も全く意外の事なりといひ、或は攝州は平素眞田侯と懇意にして、嘗て自己の抱負を語りしより推擧せられたるなりといひ、或は密々に運動したる形跡ありしに、公より抑止せられて不服なりといふなど、揣摩の說紛々として生起したりと雖も、我支藩主の幕府の重職となるの不可能なるは明瞭の事にて、攝州の賢明を以てして何ぞこの迷誤あらんや。事の眞相を觀れば初め閣老水野越前守が先づ公に內意を洩したるに、公は家法の故を以て斷然卽座に謝絕ありて、其末これを佐嘉に報知し、よりて留守の御年寄小山平五左衞門より之を攝州に告げて其意を固めたりとはいへ、江戶にては既に其事流れとなりて、水野閣老より公に御安心あれとまで報じ來れる事なれば、祕密裡に二三の應答ありしのみにて事は消滅したりしを知るなり。

然るに、公の本年早々歸國あるべきとゝもに、攝州引き違へて參府すべき筈なるを以て、倘しや後日に及んで幕府に人物なく、公儀の御用は一家の私法に易へ難しなどの議定となりて、直に攝州に下命あることとなしとも料り難し、尤も其期には素より本人の覺悟あるべく、縱令隱居すとも命を受けざ

攝州の意思

る決心はあるべしと雖も、その際俄に病と稱して退隱する樣の事となりては、外聞の嫌疑、家法の關係も容易ならずと深慮せられし公は、年末に折り返して其義を攝州に相談し置くべしと佐嘉の御年寄に申し越されたり。よりて佐嘉には正月十三日攝州の年賀として登城ありし時、御年寄市佑、平五左衛門兩人より、江戸より重ねて申し越しありし旨を演述しければ、攝州委細畏まりたりと御請し、素より御家法のあることなるを以て、若し公邊より御下命あるに至りたる後に辭退する樣にては、事體困難なるべしと思量す、因て事流れとなる樣に幾重にも御取計あるべく願はし、自分も不日參府の上、豫て懇意の間柄とて眞田殿とは猶直談を爲すべし、されど萬一押して下命あるに於ては、其時の心得、且つは口上振もあることなれど、孰れ一應は御請を申し上げざるべからず、而して後の處置に關する口上の次第は、追て書き取りて貴方まで覽に入れ置くべしと答へて退出したり。是に於て御年寄等は尙相談し、其口上振は御家法を主として述べられざるべからず、此意を更に蓮池に往いて申し談ずべしと申し合ひしに、折しも蓮池より亦招誘

するところありしにより、彼等は彼地に往いて攝州に面談したり。乃ち攝州は其口上振を示して曰く、之を直書にて公に呈するには家老を遣はす例なるを以て、今度供家老に召し連るゝ石井玄蕃を引き上げて出府せしめ、本邸の留守居羽室と相談して取り計はしむべしと。而してその示したる文面の大意は、兼ねて不學短才にて上職に堪へざれば、家格の如何に拘らず御斷りを遂ぐとの趣にて、只管謙遜を表となして、家法は餘意と爲りたりしを以て、御年寄は協議の如く御家法を主とせらるゝ方然るべしといひしに、攝州亦聞いて大に然りとし、その文面に潤飾を加へて江戸に申し越すことゝ爲り、玄蕃の病に罹れるため、勝屋伊織代つて出府し、二月十三日用人津田次郎兵衛を以て攝州の直書を封印にて公に呈したり。

一筆啓上仕候、向暖之節御座候處、益御勇健被遊御座珍重奉存候。然者私儀寺社奉行可被仰付旨、舊冬水野越前守、眞田信濃守より内意被申上候に付、家格之譯を以て御斷被仰置候由、鍋島市佑、小山平五左衞門を以て被仰下、難有奉畏候。且又私參勤之上前文役儀押而可被仰付哉も難計、其節愚

存如何相心得候哉御尋被ㇾ下是亦奉ㇾ畏候。御家風之次第も有ㇾ之、堅御斷申上候心得に御座候、此段御聞置可ㇾ被ㇾ下候。爲御請可申上、捧愚札候、恐惶謹言。

正月二十二日　　鍋島攝津守直與判

肥州樣　進上

攝州登庸辭退と〻もに退身を內決す

以別紙申上候、本紙之通萬一役儀被仰付候後、御斷且退身等仕候通に而者、一身之不都合者不ㇾ及申上、御國家之御爲、公邊御首尾合如何と恐入候間、勘考の上此節より引入退身內決仕候、尙御下國之後隱居家督表向可ㇾ奉ㇾ願候得共、先以內存申上置候以上。

直書に關する協議

公之を見て、事は既に流れとなりたれど只萬一を慮りて申し越したるまでなるに、攝津守は之を一向に聞き取りて、今より退隱すとて參府の途に上らざるは、是も三家中の心得に係る事なりとて、十五日公の登城に附從せし紀伊守を退出後參邸せしめ、彼書を示して、攝津守が申出の次第は其方に於て如何心得るかと尋問ありければ、紀伊守答へて曰く、自分には不束にて御役

の沙汰もあるまじけれど、若し役儀仰付あらば、御奉書到來の時に病氣届をなすとゝもに、平日心易き堀丹波守、伊東修理大夫等によりて家格の次第を水野、眞田に申し碎くべし、かくして猶其事の取流れにならぬ事はあるまじと思惟せらるゝなり、萬一御聞入なくば、其後に退隱すべし、然るに於ては家法の譯も立ち、退隱の望も明かになるべし、攝州只今の場合に退隱せられては、餘人は心附くまじけれど、水野、眞田兩閣老には必ず彼事の爲めと感ぜらるべし、此を考へなば此際俄に退隱あるは公邊に對しても如何の都合にか、攝州の心得は不相當に存ずるにより、かゝる事の無き樣に尙又仰せ諭さるべき歟と申し上げたり。公も大に然りとし、是に於て御年寄を召し、攝津守よりの直書を見るに、別紙に役儀を仰付けられて後辭するは首尾いかゞに付、此節より引入り退身を內決すとあるは、以前の協談に趣意の疏通せざりしによるにはあらざるか、此事は越州、信州へ家格の事を委細陳述したる結果、閣老相談ありて御安心あるべしとの沙汰ありて、既に取流れになれるなり、されば先日の照會も、予歸國後の萬一を慮りて攝津守の心得を豫め定め

公退身の內決を排す

豈かんために外ならず、旁々今參府に差し掛れる際、病氣延引の屆を爲して其儘退身しては、曩の水野よりの內話によりて本家より此の如く取り計はせし樣に勘考せらるゝやも計り難く、公邊に對する予が處置の言上方にも深案するなきを得ざれば、熟考して早く參府あるべし、若し其後に押して役儀を仰付けらるゝ結果とならむには、御用召の時に直に病と稱して引入るも然るべし、若し又式日登城に居殘りて拜命となりしため、俄に病氣と稱して退出し難しとならば、餘儀なく御達後に引き入り、以て其時に決心の如く家法を變動せざる樣に退隱して御斷を遂げらるべし、かくしてよく他家に倣はざる我本家の趣意を貫徹し得と思ふなりとて、直答の書を遣はさる。此旨趣を以て更に留守御年寄に報道し、貴殿等を以て攝州へ被仰聞旨公の直書には書載しありしにより、之を持參し、攝州の面前にて具さに演述あるべし但一旦參府延引に內決ありし後とて、急に發足し難き事情あらば、四月中に參府あるべき豫定にて發足ありたし、後日に及ぶも公邊に於て異動なき樣には、公の當地發足以前に、尙又兩老中に仰せ置かるべしと申し越す。

公の御直書は左の如し。

來札令₂披見₁候、春寒不揃之候愈無異之由珍重之事候。然者舊冬水野越前守、眞田信濃守より內話有ₗ之候一件に付、書面之趣委曲令₂承知₁候。右者家格之旨被ₗ存、退身內決之次第者彼是勘考有ₗ之義與相察、尤之心得に候得共、我等趣意者近々其方參府之上萬一之義を存申遣候處、卽今より引入被申候通に而者、對₂公邊₁却而不都合可₂相移₁候間、早々參府專要候。尙委細者年寄共より可₂申達₁候、謹言。

二月十八日　　御名

鍋島攝津守殿　返報

是に於て三月四日鍋島市佑蓮池に赴き、攝州に對面して直書を呈し、仰越の次第を演述したるに、攝州拜謝し、予は只國家のためと心得て一應內決したれど、仰せ下されたる次第にては、舊冬內沙汰ありて疾く御取流しになりたりしなり、誠に疑念の儘退身するは行き過ぎたる事といふべし、いづれにせよ御本家の首尾に差し構うては甚だ不本意につき、仰の通り畏り奉る、最前

攝州公に聽いて參府す

勘辨の行き屆かざるより、御配慮を煩はしたるは恐れ入り奉る、斯樣に申し上ぐれば最前の決定は輕卒に似たなれども、何れにも御本家のために宜しき樣にと豫ての覺悟につき、衷情は何分宜しく申し上げくれらるべく、然し一應内決したる上とて、差し掛り參府の手配り屆きかぬれば、四月中の延引を屆くべく、夫までに著府すべき積りにて、當月中旬頃より發足致すべしと答へたり。其後攝州より家老松枝善左衞門を以て御請書を差し出す。

二月十八日御記日之御返翰被二成下一難レ有拜見仕候、先以春暖之節倍御勇健被レ遊二御座一珍重奉レ存候。然者舊冬水野越前守、眞田信濃守より御内話被二申上一候一件、被二仰下一候末、愚存を申上候處、御賢慮之次第委曲御細翰、且鍋島市佑を以御懇篤之御教諭被二成下一御尤之御儀千萬難レ有奉レ存候。全公邊御都合如何と懸念仕候處より一圖に内決仕候義今更奉二恐入一候、依而思召之旨に從ひ來二十日發足參勤可レ仕奉レ存候、此段御請爲レ可二申上一捧二愚札一候、恐惶謹言。

三月六日　　鍋島攝津守

肥州樣　進上

是にて攝津守寺社奉行一件は消滅したり。我支藩より幕府の重職に任ずるは、由來家法の許さゞる所にて、紀伊守の言と攝津守の答とを參考すれば、此事の起因は全く幕府に人材の乏しきと、公の治績の天下に耀いて、藩内に人物の湧出したる如くに眩映したりしとにより、柳間に嶄然頭角を露はしたりし紀州、攝州を見たる眞田侯の、あたら人物を散地に置くを憾みて、斯く推擧したりしに在りしや勿論なり。亦以て幕府が時勢に迫られて改革の切要を感じたりし狀を想見すべし。

當事件發生の理由

執政等を嚴責して更張事務を厲行す

藩政更張は今や士政民政を擧げて敎化を勵まし、目前に迫り來れる世界の大勢に對して藩屏の任を果さんと期したり。かくて家中の文武敎育を進むる最中、幕府に此の如き人物空乏の歎ありしは、公の心意を一層衝動したることなるべし。本年正月九日佐嘉の政府に向け、文武勸奬に關して、其

家中の選擇すべき藝術を示す

人の身分による藝術の選擇及び等級を示されたり、左の如し。

一　家中一統學問を心掛け、忠孝之道筋可ㇾ致㆓會得㆒候。

一　侍以上者槍劍の内一術者是非致㆓熟練㆒候樣、將又弓馬、砲術、柔術、居合、水練等餘力次第可ㇾ致㆓練習㆒候。

一　手明鑓者劍術を重に致㆓稽古㆒、其外も餘力次第可㆓心懸㆒候。

一　步行之者砲術、新步行者弓術を主藝與致し、兼て劍術可㆓心懸㆒候。

一　足輕者其組々之主藝を熟し劒術可㆓心懸㆒候。

一　足輕、小道具之者、仲間等供方相勤候者劍術、柔術、水練等可㆓心懸㆒候。

是等の條件は士政に當りて家中を督課する綱領となしたるものなり。又民政に於ては庶富敎の順序に從ひて、今は敎化を展べらるべきに、富の分配は未だ普からず、加ふるに公の就國以來、切りに鄉村の再興に勉めらると雖も、每々凶年打ち續きて農作の豐登を見ざりしを以て、ために治效捗々しからざるものあり、頻りに代官を督責ありと雖も、各所の代官よりは鄉村年を逐うて困窮に赴き、卽今は著しく逼迫になりて、既に倒家の者を生じたる少

鄕村救濟の吟味書

からずと數度の報告あるに至りたるにより、本年の初めより仕組所にて評議を重ね、二月晦に左の吟味書を江戶の公に呈したり。

鄕村の儀追年困窮之末只樣及衰廢當今既に竈を倒し流離之人民不少絕言語候振合委曲代官演說之次第も有之、別紙達書之趣誠以て不容易場合候。一體鄕村之儀者專御國本之筋に而近年猶又厚被盡御手代官所等茂被相増如形御取計相成候得共、今以御趣意行屆兼、惣而先年に比候而者樣樣民害之筋等追々被相改置今少者其詮相顯候半而不叶處、年增及零落畢竟違作打續候末に者候得共、鄕村之弊害多端に有之、自然與不立行趣、就而者大體之處より厚御讃談、御仕組無之而者不相濟儀候得共、當今飢寒差迫候流民其儘に被差置候而者、重而本業被相復候儀者勿論、眼前大總之御田地差明候通に而不相濟儀に付而者、いづれとか以御差繰銀高拜借被差出、此場及潰候鄕村一刻も御取止無之而相叶間敷之處、當御半外に御取計之筋無之候得者、御備柄格別之筋に者候得共、別段銀之內當今在金七千二百餘兩有之、右を以て一時御振替別紙銀割之通被差出鄕村御再興之際相立

諸役懲戒

候樣被仰付方可有之、左候而代官掛り〳〵に而振合相替可申に付、一體者相達之通相任被切、右取計振等之儀者猶吟味合不闇達出相成候樣、就而者前段御要用之銀筋乍御留守中被差出候儀者鄉村之危急難被相替處より、大金高を右之次第に付而者、代官中孰れも粉骨差部御趣意押立、農民永久衣食取付候根元屹度可取計者不能申候。左候而前文之次第は早々江戶方御申上越相成方可有之、彼是之趣篤御讃談之事。

此書は公の歸國せられんとする際に到著したり。

公は是月晦文恭院の靈屋に謁し、三月二十三日より江戶邸を發し、四月十七日佐嘉に著城ありしが、前の報道により長崎行を延べ、翌々二十九日に城東の土井藤木村邊を巡覽あり。五月四日御書院に出座し、執政鍋島安房以下の要職を召して諸仕組を沙汰せられ、安房の請役竝に仕組所、井內傳右衞門の請役相談役を差し免すとの嚴命ありしが、重ねて安房には御用差支への故を以て改めて從前の通り申し付く、傳右衞門には學館教導方もあるにつき從前の通り申し付くとの命あり、請役相談役井上孫之允、藏方頭人成松

執政以下の用捨申込

萬兵衛、同立會役中村彥之丞の三人に亦役方勤めに及ばずとの命あるとゝもに（差し免じよりは、一等輕き稱なり）御年寄鍋島市佑、御側目附永山十兵衛をして請役所に出勤して附役と諸事を申し談ぜしめられ、丹羽久左衛門には藏方に出勤申し談せしめ、請役附田中半右衛門を手明鑓頭に進めて請役相談役格に命せらる。 就國以來十三年に及べども、藩政更張の趣意行き屆かず、畢竟我等薄德の然らしむる所と雖も、亦要職等の勉勵足らざるによりて、我等が誠意の疏通せざることなれば、此儘に放棄しては相濟まずとて、此く面前にて嚴命ありたるなり。 是に於て安房、傳右衛門は惶懼して左の書面を差し出せり。

御代始以來國家興隆之御趣意每度被仰出、御仕組所被相開、御內外打合事事委曲讃談吟味之次第者、時々御出座に而被聞召、夙夜御深慮を被為焦勞候に付而者、役々之上而者粉骨之心懸候半而不相濟候處、日々空談に馳せ實效寸績相見不申、御家中を始風俗日々致陵夷、鄉村も只樣及衰廢候通り成行、役々不調法之至被思召、依之請役仕組所被差免旨被仰出、誠以振恐戰

懼之至奉レ存候。畢竟不才無能に而大切之要路相塞候處より御趣意不レ行屆、斯迄被レ爲レ勞二御思慮一候次第、重々奉二恐入一候、依レ之即引入用捨仕候儀に候條宜御披露賴存候、以上。

御年寄中も亦用捨を申し込みて引籠りたれども、皆御免になり、結局三人を免職して田中半右衞門を拔二擢せられたるに止まれり。蓋し禹湯己を罪するの意にして、公自ら責を引きて、唯重任者を嚴責し、以て將來更張の事を尙一層嚴肅に行ふべき機會を開かれたるなるべし。かくて是等の處分を終へて、公は八日より長崎巡視に赴かれ、歸城の後に永山十兵衞を請役相談役格に登庸して仕組所に出勤せしめらる。是より井內、永山の二人仕組所に主となりて執政安房を佐け、田中は中村に代りて財務に當り、以て其才力を發揮したり。中村は公の初政より專ら理財の事に當り、松永五左衞門等を引いて事務を取り扱ふに慣れたるを以て、黜て藏方に復職して依然事を用ゐぬ。又寺社方町方に爲りて才力を伸べたる池田半九郞は、是年請役相談役となりて寺社方町方を兼ね、市政を擧ぐる主任となれり。

法令の施行に遺憾なきを期す

六月五日政府より、是まで法令を筋々に施行すれども、その能く行はるゝや否やを詳悉せざるは、施行する者と之を見聞する者と、兩岐に馳せ居るに由る、以來は見聞にかゝる法令は、其文書を大目附より添書して筋々へ相達し、而して相行はるゝや否やは、見聞の上に時々目附方より請役所に通知すべしと通告せり。

其後更に冗員の淘汰を議して内外の役々を減じ、公よりは御年寄を以て執政に左の書附を渡さる。

我等不肖之身に而國家の統を奉じ、最早多年に相成候處、治教之道立兼、風俗人心正しからず、家中郷村之困窮言語に絶し候由、誠に以痛心之至に候。畢竟不德之致す所に而、人を咎むべきに非ず候、日峯樣泰盛院樣御以來無雙御家、斯之通りに而者御代々樣者不能申上、家中幷領民等に對し候而も恥入次第に候。依之今般諸向令改正、御先祖樣方御治國之御主意に本づき、上下内外一體に融貫致し、憂は偕に憂ひ、樂みは偕に樂み、領内一統得分願國家永久之基相立候樣にと令思慮候條、重臣等者不及申、孰れも得其意、

畔走原五郎左衛門

主意行屆候樣戮力之儀肝要候也。

此改正より內廷の財務を一局に併せ、七月山方、里山方、及び新地方の收納は其掛りの各地方の代官より取り計ふとゝもに、收納の銀米は從前の通り小物成所に納めしむ。又鄕村の零落を救ふために內庫より金一萬兩を出すとゝもに、政府には一萬五千兩の再興金を起債するに決し、請役附兼御目安方原五郎左衛門を大阪に遣はして金調せしむ。原は前年代官に登庸せられたる書生の一人にて、農事の獎勵に治績ありて政府に任用せられしが、事功を好みて奇智あり、民間の事業を起すに好適任たりしを以て、公は後まで渠を代官の才と稱せられたり。佐嘉にて鄕村の吏務に奔走するものを畔(あぜ)走(はしり)と稱ふ、野服を著け草鞋を穿ち田畑の畔を走り廻る者との義なり。當時衣服の質素を專らとしたりとはいへ、原は今度上阪を命ぜられ、彼地の富豪大商人と交際せざるべからざるを以て、俄にその服裝を美にせざるべからず、よりて藏屋敷の銀方岡本庄右衛門に絹服の調製を依賴したりしに、岡本笑つて衣服は何樣にも製し得らるれど、風姿もそれに副はざるべからずと

言ひたりしが、成るに及んで之を著せ、畔走の原が矮軀輕卒なる容姿の不調和なるに對して、其姿を美服に裹みたるは尙更可笑しと言ひたりとぞ。公の質素儉約厲行は、一方に香燒武人他方に蓬頭弊衣の書生を生じたりしが、公の漸次に之を拔擢して各職務に當らしむるに及び、彼等は地方に出でて奇態を演ずること多かりき。就中畔走の原が美服を著て華美を競ふ大阪の富豪に會見したる絕對の狀態は、眞に沐猴冠といふべき奇觀なるべかりしを以て、聞くものみな失笑したりといふ。公の全國に先だちて華奢を痛抑せられたる狀は是にて想像せらるゝにぞ。

屯間詰の任命

此改革にて內外兩御、小性、書院番を一となして御小性と改め、其數を減じ、別に學館內生寮の寄宿生より俊才三十二人を選み、四人づつ輪番にて屯間（たまりのま）詰（づめ）を命じ、命に從つて文武の御稽古所に出づると共に、公の外出に扈從せしめ、以て修行を親しく奬勵せられたり。八月小城の鍋島紀伊守と三平との父子に大書院にて對面ありし後、之を文武稽古所に延いて、宗室以下の平日會讀に出席するもの、併せて屯間詰の者を集めて會讀讀書を爲さしめらる

家中の貪婪の聞ある者を譴罰す

ると共に、武藝所に於て槍劍の仕合を演覽せらる。　御小性古川與一が腰物方、小道具方を兼ねて職務の行き屆きたるを褒し、特に金を賜はりて更に衣裳納戸を兼ねしむ。　是年より公の衣服の裁縫は御通女中の職務となし、諸侍の家庭同樣、奧の居間には側の女が針箱裁縫道具を取り擴げて衣服を縫ひ、古川は其衣服の調度等總てを一人にて辨じたるなど、以前に各專修者が集りて釀したる弊害を一掃し盡しゝを以て、事は極めて簡易になり、公の側には書生の集合あるも差問なき程の活潑なる輩侍したりき。　九月の長崎巡視には騎馬供を從へんと其扈從者を選定し、公は神埼郡目達原の金乘院に遠乘をなして其騎士を試みられしが、又家中に平常錢穀の利潤を計るを事として貪婪の聞えある者（今の收賄吏高利貸の類）を檢束し、廉恥を勵ますため、身格にあるまじき所行の相聞ゆとの名義の下に、鬼崎岩之助浪人、大園七兵衞組被召上半知隱居浪人、溝岡相兵衞半知隱居浪人、多伊良作之允隱居浪人、藤山又左衞門同上、佐々木十兵衞組被召上隱居、副嶋覺左衞門同上、石井讓之進組被召上蟄居、太田四郎左衞門隱居、古賀忠大夫同上等の譴罰に處せられたり。

幕府大奥の改革と姫君御住居の節約

公は更張猶實效を見ずとて執政等を譴責せられたれども、其政績は早く天下に顯揚せらるゝとゝもに、時代の變化はます〳〵逼迫して泰平の夢を打破したるを以て、幕府亦寬政の政を挽回して質素儉約を勵行し、而してこれに反抗する氣勢も微なるに至りたり。然るに一方清國は英國軍艦と砲火を開くとゝもに、我邊海亦異船の往來頻りなりしを以て、內國には攘夷を呼び、海防を論じ、蘭學を講じ、士氣を勵ます聲を高め來り、爰に當將軍は水野越前守を信任して嚴峻なる改革手段を執るに至りたり。されば公の越前守との交際に於ける自己藩政改革の經驗談は、彼をして耳を傾けしむるに至りたるべく、その多少の參考』と爲りたるは之を疑はず。これよりさき公在府の二月十一日、盛姬君は登城ありて兄の家慶將軍と面談ありしが、その際將軍より『少將は世上の評判至つて宜しく、就中長崎御番に厚く心を用ゐて手配行き屆けるよし、喜悅の至なり。』と特に御沙汰ありしを以て、姬君は

江戸邸詰家老を廢止す

歸りて直に用人小堀權右衛門を以て之を在邸の重職に達せしめられければ、公は甚だ名譽のこととなるを以て、具さに其由を執政鍋島安房へ申し越さる。されば今度議定したる御住居の改革節減の斷行は、かゝる喜悅の裡に施されたるを以て、婦人の向々は窮屈を感じたるべしと雖も、之を遂行するを得たり。即ち是まで形式に威嚴を矜持する幕人の氣習に累はされて婦人の間に難問題たりし江戸邸詰家老廢止の一條は、在國の家老は若年の者のみにて其人に乏しとの口實にて實施せられ、鍋島市佑をして門閥の故を以て家老代として姬君の御年寄を兼ねしめ、牟田口藤右衛門を御附頭と爲されぬ。其後市佑は蓮池の事にて歸國したるを以て、中野神右衛門之を攝理せる後、小山平五左衛門來り代れり。

改革は公の在邸中なる二月までに既に事畢りしに、五月に至り幕府も亦改革を大奥に及ぼし、從つて諸姬君の御守殿御住居の經費まで痛く節減を斷行する事となりしかば、閣老水野越前守より幕府に緣親ある諸家へ書附を以て嚴重に布達ありたり。既にして御留守居松平內匠頭より我留守居

羽室平左衛門を喚びて面談申し聞けゝる樣は、頃日御住居取締の仰出しを老中水野越前守より申達したるべし、是まで姫君の入輿ありたる家々には、費用莫大にて財計の困難なる所より、家中の扶助、國民の撫養等には行き屆かざるものあるに至るべしと、上樣甚だ御心勞遊ばさる、よりて何卒格別の取締方法を以て入費を減省して家々の困難なき樣に致したし、さすれば上樣も御安心遊ばさるべし、今度取締掛數人仰付けられ、厚き御含めにも相成りたるは此事によるに他あらず、此の如き御趣意なるに因つて、其方等にも差し部りて減略を行き屆かしむべく、さあらむには、主人への忠節は申すに及ばず、上樣の思召にも協ふ次第なり、而して之を議するについて、若し奧向の女中等、又は附用人等より、彼是存寄などを言ひ、故障を申して斷行を妨ぐる事もあらば、差し置かず內々に內匠まで知らせられたし、品によりては其人を斥けらるゝこともあるべし、今度は格別の取締につき、嚴しく取り計らはずしては行き屆くまじとの見込なるを以て、其意を含み附用人等の意思に頓著せずして宜しく努力あるべし、是は極密に申し聞くるにより、御住居

我邸幕府の殿達に力を用ゐる要なし

の用人は勿論何人にも他言は堅く用捨あるべしと。斯く嚴重に申し渡されたるにより、羽室は罷りて之を中野神右衛門に告げ、因て中野より盛姫君の用人小堀權右衛門と協議したりしが、其後我邸に於ては、只曩に御住居の節略を遂行したる委細を小堀より書面を以て取締掛に報告したるまでにて、此嚴達によりて態々力を用ゐて特に取締を爲すの必要はなかりけり。

水野の改革

水野が當將軍に信任せられて、積年怠慢を極めたる惰怠の習風に猛烈なる變動を與へたるは、水野の改革てふ名稱を得て喜聲に勝る怨聲あるを免れざりきと雖も、亦我公改革の跡のその多少の參考となりたるは疑を容れず。然れども江戸と佐嘉とは境遇を異にす。佐嘉領は鎖國中の鎖國にして、領内殆ど一家族の團結を爲し、一般に君主の擧動を具瞻し感戴するの情深きのみならず、江戸育ちの公は綿衣粗食して士民に勤儉を教へ、而も老公との親愛を傷らざるために、數年間二ノ丸と三ノ丸との間に儉奢の差を存せしめ、後日も尚佐嘉と江戸邸との不調和を忍ばるゝ三年、斯して遂に此に到達するを得たりしにて、水野のそれとは同日の談に非ず。蓋し彼は外患內憂

に迫られたる餘、急激に峻烈なる改革を斷行する羽目に陷りたるもの、而してその積年の華奢を矯正するに、俄に民間の些事に干渉したるは、苛察に過ぐとて憎怨の沸起を見るに至りし所以にして、要するに彼が蹉跌は、緩急の度を誤るとゝもに位地の佐嘉などと同じからざるによるなり。江戸は天下の都會にて、華奢淫靡の淵叢なり。其遊惰の風習は、婦女子を誘うて幕府の威嚴矜持に執著するに至らしめしを以て、其浸潤して除くべからざる痼疾となるに及んでは、亦只死滅を待つ昏睡狀態に等しきものあり。乃ち一大手術を施して苦痛を與ふる治療を爲さゞるべからずとは、我公にも異議なかりしところなるべし。されど下民にのみ改革の鐵槌を下して上級の依然たるは、倒行逆施の誹あるを免れず、乃ち漸くにして今年改革の步武は大奥にまで上りたりしに、我藩邸こそ前記の事情にて沈靜なりけれ、他の諸家にては種々の騷擾を起し、重役以下を譴責する家もあるなど、一喜一怨の混雜を惹起したりしを以て、やがて水野が老中の位地にも動搖を及ぼしたり。從來幕府の老中と爲りたるものにして、大奥の婦人に反抗して失敗せ

ざるものは一人も無しといふ。

第十二卷　和蘭使節渡來

第三十六章　薪水令の警備

幕府薪水令を布きて津港を警戒す

天保の薪水令

幕府の對外方針は一變したり。北米洲のます〳〵殷庶となるに從つて（加利福尼州は開進しつゝあれど、西部の交通は未だ開けず）、我日本の沿海に米國船の來往するもの漸く繁く、相模灘にも長崎海にも其他の津にも屢次三桅船漂著して薪水を乞ふことあり。時に長崎奉行伊澤美作守より、異船の我漂民を送致し、或は薪水を乞ふものゝ處分に就いて幕府に伺ひ出でたりしを以て、老中水野越前守、土井大炊頭、堀田備中守、眞田信濃守等將軍の前に之を議したる末、文政八年の夷船打攘令を弛め、薪水を乞ふものには漫に砲撃を加ふるなく之を給與することになりたり。此議に際して水野は舊令を固守したれど、眞田は飽く

長崎奉行江戸の新令を達す

まで之を不可となし、遂に將軍の裁決を仰ぎて、眞田の議に決せり、之を天保の薪水令といふ。是素より穩當なる處分にて、實は打攘令の潤飾に過ぎざれども、攘夷家の耳朶には頗る重大に響き、幕府を夷狄に屈從せしめんとするものと憤慨したりき。

幕府は單に薪水を請ふもの以外の異艦を打攘する防備を嚴にせんと謀りたりしが、長崎奉行伊澤美作守は江戸を發して八月二十九日佐嘉を通過したりしかば、公は例に依り呉服町の本陣にて出會せられたり。是まで此の如き場合には、公は願正寺(佐嘉一向宗の發頭)に休憩せられしが、今年より欄干(街名)に待賓館を建設せられ、此處より旅館を訪ひ、或は此に延見することゝなりたり。斯くて伊澤は長崎に著して江戸の新令を達し、異船渡來の節は掛念なく打ち攘ふべき旨文政八年に仰せ出されたれども、今は萬事を改正ありて仁政を施さるれば、外國の船とても事情を問はずして只一圖に打ち攘ふ事は、萬國に對する處置の相當とはいふべからず、因て文化三年夷船渡來の時に令せられたる取計振りに復せらるゝにつき、是後は異國船と見受けなば、

外舶來航の目的の三種別

篤と事情を聞き糺して、歸帆を申し諭すべし、若し彼より其地人心の動靜を試みるなどとて、鐵砲を打掛くることあるやも計り難けれど、其等の事に動搖せられずして、よく渡來の事情を糺し、憐恤の趣意を貫くべし、されども彼より亂暴の振舞あるか、或は異議を言ひ張るかの事あらば、速に打ち攘ふ臨機の取計を爲すは勿論の事なれば、警備はます〳〵嚴重にして、兵數武器需用等は一層手厚く心得べし、因て海岸防禦に當る面々は、是迄の備へ人數及び向後の增人數、竝に兼て用意の鐵砲石火矢等の數まで書き出すべし、と達せり。此達は長崎港以外の津港に於る防禦を主としたれども、長崎の警備に關聯せる我藩は、尚更重大なる責任を有するを以て、此達しは玆に公の抱負せらるゝ雄心を鼓動せしめぬ。

此薪水令は、後より見れば文政の攘夷令の追加に過ぎざれど、原意は鎖國攘夷の事實となりて現出せんとする時勢なるより出でたるものにて、畢竟文化以來の經驗が敎へて此に至らしめたるなり。我海港に外國船の渡來する事情は三種に區別せらる。一は外國より相當の手順を以て使節軍艦

該令長崎海防の改良を促す

を派遣するもの、即ち示威の意を兼ねたるものにて、文化元年渡來の露國使節艦の如き是なり。二は武裝せざる商船漁舶などが薪水其他の需用品の缺乏によりて漂著したるもの、即ち前卷に示したる文政五年其他每々來著せる夷船の類なり。三は敵意を抱き我禁令を破りて暴行するもの、即ち文化五年の英國軍艦の如き是なり。幕府は文化以來此三つの經驗を嘗めたるにより、その引き受けて應接する堂々たる外國軍艦は別とし、米國船の如き、謂はゞ丸腰の平民の難儀漂浪せるに等しきものに對しては、人道を盡して之を退去せしむべしとて此薪水令を發布して其條件を示したるなり。

されば「前記第三の如き敵意を包藏し來る船に對しては、文政の打攘令によるべきこと勿論にして、是に於て文政五年に其施設を講じたるまでなる長崎警備に關し、此令を動機となして是まで遷延したる海防改良の議を喚起したり。されど他の海岸防禦の諸藩は、只是まで二念なく打ち攘へとの令なりしに引き違へて俄に薪水令の發布ありたるにより、幕府が俄に鎖國の國是を改めて禽獸同樣の夷狄に仁恤を加ふるは、夷狄の襲來を畏怯したる

なりと思ひ做し、よりて江戸を始め諸國の志士は疑心暗鬼を生じて、攘夷論の火に油を注ぎたりき、亦笑止なりと謂はざるべからず。

却説海外を觀れば、淸國と砲火を開きたる英國は七月鎭江浦を陷れしが、陳化成の戰死を最後として、八月二十九日兩國の媾和談判を見るに至り、支那は五港を開くと共に香港を英國に讓りたり。而して我長崎より六百海浬に足らざる對岸に英國の出現したるは、當時鎖國の中に住みたる日本人の盡くは知らざりしところならんも、春秋の二汛季を定めて渡來したる唐船ありしため、其合戰の光景は、長崎の當局者は言ふまでもなく、市中にも貿易關係者の耳朶には疊束なくも響きゐたるなるべし。かくて當九月の汛季となりて蘭船の帆影を隱したる後は、例の如く我藩は長崎港の人數を減じ、大番頭鍋島孫六郎も亦彼地を引き拂はんとしたりしに、支那戰爭の風評傳はるに及んで、本年は非番役も從前とは異なりとて人數を增し、孫六郎は尙深堀に駐在すべき命ぜられたり。

筑前との長崎築堡の示談起る

長崎要害の地理

抑も長崎の要害は、其地理の自然に隨つて甲乙丙の三つに分たる。長崎港は嚢形を成し、其口の窄處に戸町、西泊の兩關を設けたる外、左右海岸に各二箇所の砲臺あり、是を內目四箇所の臺場といひ、內部を內港と稱す、肥筑兩藩の隔年に兩關を警備するは、絕對に異船の內港に乘り入るを許さゞる爲めなり、是を甲とす。嚢口の外は東岸に峯巒の長岬を斗出し、其前面に島嶼を連綴し、中央に高鉾島屹立して東岸の白崎と相對し、西南の島に相連なる陰の尾、長刀岩に各砲臺を設く、是を外目四箇所の臺場といひ、其海を外港と稱し、異船の內港に襲入するを防止する處と爲す、是を乙とす。兩藩の警備は此內外兩港に止まれり。外國船が西の洋海より高鉾に向うて駛せ來る海門には、南に伊王島、沖ノ島相連なり、左に四郎島、神ノ島相連なりて括嚢の形を成す、是を丙とす、皆我佐嘉領に屬す。其東南に香燒島ありて東岸の深堀と相對し、中間に辨天島と稱する礁嶼あり、海路狹くして交通に便ならず、依て

我祕密港となし、種々防禦の設備を爲せり。東岸の長岬角盡くる處には肥後の天草連島と肥前の高來半島と相對して千々岩海峽を成す。地勢此の如くなるを以て、長崎警備は甲乙の內外港を防ぎ、丙の海門は我領海なれば御番方附帶として私に之を防禦し來れり。故にこの地は今度鎭臺の達文に海岸防禦の面々とある其中に含まる、換言すれば長崎の防衞は先づ我私領にて異船に當り、其防ぎ得ざるを港內にて防止する形勢なり。初め兩關は只內目に侵入するを防止する設備なりしに、去る文化五年の英船闖入の後、奉行曲淵甲斐守より兩藩に協議し、外目にて防止する設備に改めたるにて、其備へを增しゝ時に、我よりは丙の伊王島、神ノ島の海門を扼して異船を防止する經畫を提出したれど、爾來警虞緩みて遷延したるなりき。既に第三卷第八章に述べたるが如し。公は夙に此に憂虞を抱き、近年露英等の陸梁は必ず伊王島の檢問に破裂してその砲火を開くべし、外目に來るを待つの餘裕なしとて、今度奉行伊澤の達書を得るに及んで、我御番方に附して評議せしめられたり。此年六月十八日紅毛船一艘長崎に入港す。純粹の和蘭商

外船に對する御番方の模樣

貢船なりしを以て、何等異變なかりしも、支那の動亂に疑懼する際なりしを以て、御番方の人々は互に相警戒して萬一の遺漏なきことに勉めたり。少しく繁瑣の嫌あるも、紅毛船に對する御番方の模樣を知るの便あるを以て、其大要を記さんに、同日朝六ッ半頃野母の合圖の石火矢鳴り響くや、直に西泊の遠見より望遠鏡を以て香燒方面を視察せしめしも、何等合圖の麾を見ることを得ず、半信半疑の半、高島の石火矢先づ發火せられ、續て小瀨戸其他の石火矢之を受けたり。かくて白帆注進に相違なきを以て、番頭鍋島勘解由は西泊に幔幕を張り、坂部三十郎は魚見岳に出張し、同じく幔幕を張りて陣營の用意を爲す事となれり。坂部の乘船榊丸は二十挺立にして、舳に絹の船印を掲げ、中央に馬印、其傍に黑摘毛の長鑓を樹て、具足櫃、貝、鉦等を積み込みたり。番頭坂部は縞の帷子に輕衫を著し、夏の陣羽織陣笠を用ゐ、小性は袢纏股引に勝色の陣羽織、步行は籠手臑當に陣笠を用意し、從者凡て九人なり。附船は八挺立にして、富士形の鑓及び幟竿を建て、小性等四人火繩胴亂を用意し、各々鐵砲を攜へて之に乘り込みたり。かくて彼等は魚見岳の

奉行所檢使の檢査審問

蘭船より風說書を提出す

下に到り、幔幕の中に入りて陣したりしが、漸く晝九ッ半頃、白帆船野母崎を廻りて野母の合圖の旗見え、程なく紅毛船は進み來りて此處にて數發の石火矢を放ち、高鉾の前に到りて碇を投じ、又數發の祝砲を發す。奉行所の檢使船及びカピタンの船は、此處に到りて嚴密に檢査審問を行ひ、七ッ少し前に、深堀より勤めし出迎船より白の吹貫を打ち振つて異變なきを報ず。異船の場合には赤の吹貫を振り、平常の商賣船の場合には白の吹貫を振る規定なり。此に於て番頭以下平常の警備に復す。此度の和蘭船は單純なる商賣船に過ぎざるも、例によりてその奉行所に差し出せる風說書は、今度英國が支那を破りし顚末を述べ、その我國にも漂流人兩三人を伴うて到來すべきを告げたるものなりき。この時漂流人壽三郎外一人より長崎役人に宛て、四寸程の書籍二冊を送りて警告する所ありしこと、御番方附役諸熊半兵衞の探知する所となり、乃ち彼は直に之を藩廳に通知したりしが、嘉村源右衞門亦和蘭通詞より、先年浦賀に到りしアメリカ人に對し、何等の理由なきに直に發砲して海岸に近寄らしめざりしのみならず、その更に鹿兒島に

執政安房蘭館を視察す

到るや、亦發砲して船體に損害を與ふるとゝもに、依然其理由を質すを得しめざりしを以て、元來強勇なるアメリカにては此屈辱を聞くに及んで上下大に憤り、是非此屈辱を雪がざるべからずと敦圉たりしが遂に彼國の風土記も亦其由を開版せり(新聞に印刷せられたるの意)などの蘭人の談片を聞き、直に藩廳に內報せり。執政鍋島安房は此報を聞き、八月十二日、自ら、長崎臺場の巡視に併せて蘭館蘭船を視察せんと企て、附役横尾次郎右衛門、書記役石井六郎左衛門、御備方田中作左衛門等を從へ、先づ西泊番所に立ち寄りて本陣其外を視察し、夫よりすゝれ、太田尾に行き、戸町番所より女神、魚見岳、白崎等を巡見し、翌十五日小鹿倉の用地を視察し、神崎臺場を見、十六日には稻佐近傍を視察して茂木の邊に出で、十七日には深堀家來の石火矢放出に臨席し、十九日蘭館唐館に入りて之を視察せり。此日安房は鍋島孫六郎、鍋島勘解由、坂部三十郎、大塚二左衛門、原次郎兵衛、澀谷忠兵衛、重松善左衛門、高木權大夫、生野次郎兵衛、內田庄左衛門、長森八郎右衛門、諸熊半兵衛、横尾次郎右衛門、田中作左衛門等御番方の重立つ人々を從へ、乘馬にて蘭館外門に到

り、此處にて下馬、奉行所より出張せる下目附に銘々所持の切符を渡して內門に進めり。かくて內門にて町年寄高島作兵衞及び通詞等の出迎を受け、其案內にて檢使に挨拶を交換し、やがてカピタンの室に入りたりしに、室は南西に一間半の露臺を設けたる三間半に五間の大廣間にして、床には花デレフの如き美麗なる毛氈を敷き、四方にジャガタラ繪の額を掲げ、室の中央に天井より四方八方に分岐せる玻璃の吊燈籠を掛けたり。かくて新舊の兩カピタンは室の入口に一行を迎へて目禮し、一同著席の上改めて禮を爲して來館を喜ぶ旨を述べたりしかば、孫六郎より面倒に相成り氣の毒に存ずる由の返答を爲したり。兩カピタンは、同座椅子に坐して先づ日本茶を侑め、次で切子瓶に六箇のコップを副へて六種の銘酒を銘々に饗し、蜜漬及びパン等を皿に盛りて、好みのまゝに取るに任せ、座興として持來の尾長猿を見せ又蘭人に席畫をなさしめて銘々の扇に揮毫せしめ、更に好意を以て幕府への獻上品を內見せしめたり。該獻上品は、一箱は食器、一箱は茶器にして、共に悉く白銀製にして美麗を極めし物なりき。かくて安房等は暫時

安房更に唐館を覧る

安房蘭船を覧る

にして此室を出で、倉庫中の水練道具を視、蘭館前の花園に遊びて玉突場の遊戯場を一覧し、禮を述べて内門を出づるに及び、町年寄等に分れ大波戸に到りて、乘船梅ヶ崎に向へり。梅ヶ崎の唐館にても、同じく内門にて通詞の出向を受け、關帝廟其外を一覧したりしが、船長の室の如きは二間に四間位にて、床には一枚の花毛氈を敷くのみ、さきの蘭館に比して建築非常に麁末なり。加之此夏は唐船の入港なきを以て、猶更各室空虚のもの多く、廓然寂莫、庭中も雜草生ひ繁りて掃除行き屆かざる模樣なりき。かくて蘭館同樣船長副船長は室の入口に出迎へて目禮し、著席の上更に禮を改めたるが、茶碗に大棗蓮實を盛り揚子を副へて侑むる外、別に茶菓を饗して席畫の催あり、安房はよりて種々質問し、七つ過ぎ通詞を以て禮を述べて辭去歸宿せり。

此月二十五日鍋島安房等は此度渡來の和蘭船に乘り込みて内部を視察す。一行中には鍋島孫六郎、鍋島勘解由、坂部三十郎、御目附重松善左衛門、番士生野次郎兵衛、内田庄左衛門、諸熊半兵衛、牟田大八郎、御番方附役横尾次郎右衛門、田中作左衛門、醫師久保多才、楢林宗健等あり。蘭船艦橋の下に奉行

甲比丹の部屋

所小人目附出張して切符を改めしが、更に梯子を登れば、檢使船尾に出張したりしを以て、一旦其處に到りて挨拶し、此處にて町年寄高島作兵衞及び通詞等の出迎を受けて船長の室に到れり。室は五六疊敷位にて、中央にテーブルを置き、各種の銘酒を玻璃瓶に入れて飾り、其四方に椅子を配せり。さて一行の室に入りて著席するや、船長は出でて挨拶し、通詞之を通譯したりしが、白の股引に白の上著を著し、黑繻子の羽織の如きものを上に著けたりし船長は、銘々に四種の銘酒蜜漬の生姜及びパンを饗し、更に覆盃酒に白砂糖と清水とを混和して侑めたり。通詞の言によれば、此酒は藥用として效力頗る偉大なるものなりとぞ。船長室の一方は寢室、一方は物置なりしが、物置の中には氷砂糖の箱ありしを以て、又各自に二三箇宛を取りて與へたり。此室の次室は船手の部屋なり。一間半に四間餘の長方形の室にして、其兩側に寢室と物置とを備ふること船長室と異なる所なし。最上甲板にはカピタンの部屋あり。玻璃の狹間十一を穿ち、上部は圓き硝子を嵌入して明り採りと爲したる所あり。全體の船長二十間餘、幅六間餘、帆柱は下部

に赤銅の筋卷を施し、艫には鐵鎖を以て連結せる碇あり。石火矢は雙方に五挺づつ都合十挺を備ふ。よりて特に打方の操練を所望したるに、蘭人出でて之を操練したりしが、其前に蘭人二人金の胴の太鼓と橫笛の樣なる笛とにて音樂を奏せり。二番帆柱と表の方との間は炊事場なり。四疊半位の廣さにて、折節一人のクロス火を焚きて牛肉を湯出居たりしを以て、其臭氣に避易したる一行は、急ぎ表の方に出でたるに、こゝには家猪二匹橫はれりき。尙上甲板には、其中央に大バッテーラ、表と艫とに小バッテーラを吊り下げありたり。かくて夫より下段に下りて荷物入の船倉を見たりしが、鎖にて吊られし一間四方位の板を引き上ぐれば、下には赤銅を積み込みあり。以下凡そ八段許かくの如き仕掛の下に貨物を積み込み、その間〳〵には、わざと明箱を挾みて大洋風浪の難による災害の發生を防止すべく備へたり。船板の厚さは、その所持の扇にて計りしところによれば凡一尺三寸位もあるべく推察せられたり。艫の方に在る舵は車に鎖を捲きて之を動かす裝置にして、其を覆ふ屋根は大洋中の降雨を受けて淸水を貯ふる裝置

となれり。總じて船中の甲板は五寸幅位の板にて張られ、その繼目はチャンにて塗り堅められたりしが、彼等はかくせざれば風浪に堪へずといへり。かくて一行は、仔細の觀察に意外の時間を費し、檢使に挨拶を爲すや急ぎ歸宿したりき。この安房の一行に續いて第二番に御筒打侍手明鑓八十人同じく蘭船を視察したりしが、多人數なるを以て、心遣として石火矢頭人原次郎兵衞、澁谷忠兵衞、御目附高木權大夫其一行に加はり、第三番なる香燒詰五十人の視察には、同じく心遣として深堀在番大塚二左衞門、御番方附役永田諸領加はりたりき。かくして我藩長崎在番の士は、上下悉く蘭船を視察せり。

長崎在番の士悉く蘭船を視察す

蘭人の報告によりて、英米の强國に我國に戰艦を派遣すべき意圖あるを知り得たりしが、今復親しく蘭館蘭船を視察するに及び、益〻長崎防備の薄弱にして防禦に一層の工夫を要することを自覺し、安房は、未だ長崎滯在中なるに拘らず、早くも西泊番所に孫六郎以下を集めて、御番方改革の意見を鬪はせり。卽ち、大體公は我藩率先して大改革を斷行せんとの意見なるも、長

御番方改革の討議

高木重松等の御手配存寄書

崎御番方は、元來公儀の御番所にして、筑前と交代警衞するものなれば、我藩のみ一手限りの改革をなす譯にも行かざるべく、去りとて此まゝに打ち捨て置くべきことは猶更出來ざれば、十分考慮せざるべからず、第一現在より減員すといふことは、實行すべくもあらざる議にして、公は長崎勤番を軍役の例によることゝする趣意なるも、在番中の合力補助は相當になくては立ち行かざるべければ、此點は從來のまゝとする方よろしかるべしとて相談一決せり。　然るに猶高木權大夫、重松善左衞門、諸熊半兵衞等は勘解由、三十郎の兩番頭等と共に協議せる上、執政安房の手許に『御手配存寄書』を差し出し、第一異變の際平常の手配一層行き屆く樣、第二同じく臺場石火矢連發の技術熟達する樣、第三張切船は現在の小舟にては風浪の際其用を爲さゞるを以て、半は廻米船を用ゐたく、せめて八挺立位の船を用意すべき樣、第四異變に際しての非番方受渡につきては兼てより覺悟あるべき樣、第五高島其外へ異船乘寄せて亂暴に及ぶ際の取鎭め方としては、豫ての布達もあり、筒打其他の配置あるべきは勿論なれど、此際猶筒數を增して其手配を嚴重に

御番方擴張の趣意書

すべき樣、第六武具の中には裝飾を主として實用に適せざるものあり、されば是等を取り調べて仕組の改正をなす樣、第八御船飾には從來弓鐵砲を用ゐたるも、實用の點より、弓を廢して鐵砲を增すべき樣、第九番船乘組の物頭及び足輕等の技術を練磨せしめ、足輕の人數を增加せしむべき樣等の九箇條の意見を述ぶるとゝもに、七箇條の御番方擴張の趣意書をも提出せり。其趣意書の要は、第一御番方詰足輕等は、異船の渡來に際しては、遠見番及び兩役所番に配置せられて人數減少すべければ、其人員を增加せられたき事、第二兩御番所共石火矢の備へなきを以て、せめて二挺位宛は備へられたきこと、第三戸町番頭は魚見岳出張の仕組なるも、かくては戸町御番所空虛となるを以て、以前に復せられたきこと、第四白帆注進の際には、戸町御番所より所々に出張するため、一艘の番船なきに至ること少からず、さればせめては小舟二三艘にても備へられたき事、第五同じく白帆注進に際しての漁舟駈附の仕組は、急速の間に合ふ樣十分注意する事、第六繫船艀子五人乘の仕組なるも、自然の節は增員せられたき事、第七船具取調方船頭其外心遣の筈

長崎增堡の階段

なれど、間には船綱切れ、其外損所あるの例も少からざれば、以後毎月二回深堀元締方立會嚴重調査の上、直に破損物の修繕を爲すべきこと等とす。

執政安房が、從來の因襲を排斥して親しく蘭館蘭船を視察せしは、長崎防備に一段の注意を喚起せしためにして、これやがて臺場增築巨砲備附に進むの階段たり。然れども臺場增築といひ巨砲備附といひ、共に幕府及び筑前と交涉するところあるを以て、爾後數年間は專ら其交涉談判に時日を費したりしが、幕府も筑前も其必要の所以は之を十分認識するも、經費の巨額なると領海領土の干係とによりて、悉く我の提案を容るゝ能はず、而も幕府筑前の主張に從へば防備の充實望み難く、去りとて異變に處するの道は一日も緩うする能はざるを以て、公は藩力の許す限り、一手を以て砲臺增築巨砲鑄造を思ひ立たるゝに至りしなり。

公は安房の復命を聽き、八月十五日八十餘騎を從へて馬上長崎に出張せられたり。今回は成富十兵衞、深江六左衞門、多久伊織、多久七郎大夫以下著座の人々も從者を減じ格式を離れて、調練の意氣込にて別段御供の列に加

はりたりしが、平士等亦故らに四十五挺立四艘の船に起臥し、以て萬一の際に習熟することゝしたりき。公は十八日に長崎に著し、十九日兩番所を巡見せられしが、翌廿日來航の蘭船內港より外港に移りてやがて歸帆せんとするを聞かれしため、同日佐賀に歸城せられたりき。

圓極流砲術の開放

十月朔我御番方より『異變の節の防禦には荷兩樣の備へをなしおかるべく、火器は專要の武器なれば、諸流砲術の中より便利のものを選みて採用あるべし。』と達し、因て石火矢頭人圓極流師範役原次郎兵衞をして、是まで祕密となしたるところを、諸流の砲術師範役等に開放し、相共に腹藏なく讃談を遂げしめて、專ら實用に供し得べき技術の進步に勉めしむる事となれり。

筑前との協議につきての上申

七日には奉行伊澤作州の達しにつき筑前藩と協談を爲すべしとて草案を上申す、左の如し。

(前略)長崎表異船渡來之節取計方之儀者、文化年中御奉行所より追々被レ相達レ御兩家よりも品々被レ御中立レ且此方領海の島々へ自分筒備も相立置、是迄放出方之儀(大砲發射)等相伺候次第も有レ之、多端に相成要用之趣意却而致レ混

難候哉に付、曲淵甲斐守樣より改而被相達置候趣者、願事或者船具等損し、水野薬等乏敷、漂流之儀毎度有之事に候間、異船之樣子に而茂檢視被差出致相糺候以後ならでは難相分、例年渡來之紅毛國旗印紅白青に無之外國之旗印に候共、卒爾に石火矢大筒等の業不行、篤と相糺候後、何れ共可取計事に候。　其上役々之出迎船竝檢使建行丸乘船矢裏に成候而者放出方も難相成、尤彼船より不義之働き於有之者、其譯不及分明港近乘入候分者凡而打殺打碎候事に可心得、尤其節御奉行所より可被指圖、併し四五艘以上走込候樣子に候半者、糾すに不及打攘一途に可心得、御兩家番頭中等と申合、筒役始打方之者は素より其外不洩樣可及示談。　此方領海之島々筒備場所も港口虎口（必要の義務ある場所）之義に候得者、別而入念との義に候。　依之當港異船取計之義者、右之旨を相守り手配向人數船數、且前段此方自領迄兼而御届致置候に付而者、當節被相達候次第者專當湊外國津々浦々に相係候義に可有之候得共、尚又爲念御奉行所相伺候方に者有之間敷哉。　依之乍差越候儀爲取調候草案をも差進候間、於其許樣尚御勘辨被下御存寄之

義者聊も無御腹藏被仰聞候樣致度候。（下略）

此書面を以て長崎聞役嘉村源左衛門より筑前藩に示談せしむ。此事は長崎の內外港を兩藩より交代に警備する任務と、我私領の海門を扼して防備をなす事とに聯關したるにより、此に端緒を開いて長崎海防の改良策を惹起したりしが、奉行所筑前我藩三方の關係互に利害を異にしたるより、往復を重ねて決せず、遂に公の國家的憤慨を喚起し、伊王島、神ノ島の防備を自力にて增築せらるゝ曲折を辿るに至りたり。

攘夷の士氣を勵まし、西洋火術を講究す

外國の形勢はます〳〵壓迫し來りて邊雲の險惡を告ぐるを以て、長崎警備の責任を有する公は、近き將來に起るべき攘夷の手配は、物質よりも先づ人物にありとせられ、學校の文武敎育を奬勵せらるゝに止まらず、諸組の調練を習はしめ、銃砲武器の用意、其技術等を研究せしむる等、事はいよ〳〵忙劇を加へたり。是時に當り公の懷抱ありし意思を、表面に現はれたる歷史

によりて仔細に究むれば、奥に奥ありて容易に想到しがたき妙機の作用を含むを發見す。其一二の例を言はんか、公のまさに家中を奬勵して輓近の華奢遊怠を矯正し、藩初の質朴の風に復せしむべく士風を勵まされたる事績は、總藩士の耳目に顯著なる所にして、是年十月にも、公は學館に臨みて、先手兩組の侍手明鑓に槍劍術を演ぜしめて覽る新例を開かれたり。武術奬勵は藩を守る爲めとはいへど、香燒團結に賜はりたる詩にも、輓回古昔我家氣、磨出天正文祿鋒、又は羶血飽膏日本刀とあるが如く、長崎の異船を打ち攘ふにも家中をして決死奮闘せしむるためなるを以て、藩士は老壯となく一般に腕を鳴らし氣を鼓したりしより、端なく他藩の攘夷を唱ふる志士までも是等の詩を傳誦して公の風丰を想望したりき。されど實は藩士を統御せんとて其知識の程度に投じ、是等の詩を作りて一般的に士氣を鼓舞せられたるに過ぎざるなり。公は之を吟誦せしめつゝ其知識を開き進めん爲めに、香燒團にも學館にも盛に學問を勸め、攘夷海防等の策問を爲して頭腦の知識を鍊達する手段を取られたりしが、其奥を究むれば先年長崎の高島

公西洋火術の講究を期す

氏が西洋火術を傳習したるを逸早く講究し、彼の幕府に採用せられて江戶に赴くと聞かるゝや、直に威遠流の砲術を發表して、今年諸流の砲術を此に一致せんと計らるゝとゝもに、尙築堡鑄砲造船の企圖をも懷抱ありしを窺知するなり。

更に銃陣を研究し砲臺築造に潛思す

抑も當時の砲術は頗る深遠なる技術にして、大砲は只鑄製に滑腔の砲門を具したるを臺に据ゑたるに過ぎず、而して之が發射には火藥力、反動力、及び目的地の距離と勾配とを測量し、柘榴散彈を製するには圓球の積算を爲したりしが、尙導火の裝置等の祕術ある上、象眼器を用ゐて照準を定むる等、精微なる數學を要したるものにして、今の便利の機械とは絕對の相異なり、而して其製造せられたりしは貫目以下の小砲なりしかば、公は是を楷梯となして、軈て巨砲を鑄出さんと意圖せられたり。又御武具方にては甲冑を製し、諸組に古式の調練を厲行して、天正文祿の戰爭振を磨き出されたれば、藩士は老壯となく推服して身命を擲たんと鼓動したりしが、公は更に進んで西洋式の銃陣を研究し、近年江戶に於て下曾根金三郎、江川太郎左衞門等

が、高島氏より傳習するを好機會となし、佐嘉にも調練場を設けて、終には此式に改めんと思料せられたり。されば今度薪水令の機會を捉へ、長崎防禦に威力ある砲臺の築造を思ひ立ちて、筑前との示談の緒を講ぜられし其意圖の奥には、遂に我佐嘉領海の長崎海門に當る島々を扼して、堅固の砲臺を据ゑ附けんとの企畫も往來しつゝありたるなるべし。其聖賢大學の道を行ふに、活用は之を朱子學に求められたりと雖も、其奥には西洋知識の輸入を計り、先づ醫術より始めて火術、物理、舍密に及ぼされしにて、將に蘭學を弘めんと存じ立たれたるも此頃よりの事なり。公の明晰なる頭腦は時代變化の顯象を鋭敏に照らしゝが、今や變化測られざる雲龍の鱗爪を現はし始めたるは、清國が英國に敗辱して香港を割譲するに至りし險惡の雲に促されたる現象にして、表面には東洋舊式の計畫にて政治軍備を厲行せられたりとはいへ、裏面西洋新式の思潮に接するとゝもに、戰艦を造りて海外に雄飛するの志はその胸奥に鬱勃たりき。其は明年起れる幕府老中の交迭に關して述ぶべし。

長崎應急の警備

國家興隆の仕組を宣言す

天保十四年癸卯、公年三十歳なり。正月二十九日國家興隆の仕組につき、支藩鍋島紀伊守を始め宗室國老を召し、公仕組所に出座あつて仰せ聞けらるゝこと左の如し。

御代始以來御興隆之御仕組被レ盡二御手一候得共御主意不レ被二行屆一、依レ之此節御神祖樣之場被二御挽回一御一身御擔當御決心被レ爲レ在。一體三家始め御分身之義候得者、御一致無レ之而不レ相叶、是迄之所本末上下互に如何敷存寄候義有レ之候得共、右等一切被二御打棄一御心腹被二相開一付、何れも其心得に而無二腹藏一可レ被二申聞一、且銘々家事向も御主意受繼、尚又取締有レ之候樣被二仰聞一。

本末相互に如何はしき存寄とは第十卷（第二十九章）に述べたる如く、親情の疎隔するによることにて、近年小城の城主格願も、蓮池の寺社奉行推擧も流れとなりしは、表面何等の異狀あるを認めずと雖も、自然裏面には益々感情の疎隔を惹起すべく、今や時代の變化に應じて、世界に日本の勢力を擴張すべき機

運に到達したる以上、先づ藩中一致し、而して之を全國に及ぼして其脚地を固むる要あり、乃ち公は之に慮るところありて斯く言ひ渡されたるなり。幕府諸藩の中には、時弊に魅せられ、意思の疎隔よりして家中に内亂を惹起せるもの比々なるに、獨り我藩のみは明治に接するまでよく一致團結したりしかば、維新宏業を翼贊したる元勳として、特に藩屏の職責を終始全うしたるものは惟公一人なりとの公評あるに至れり。故に此の如き時局の變化を示す際會に於て、此の如き肅然たる宣言をせられたるは、最も注目に値する事なりとす。

此際公は如何なる事に勉められしかといふに、家中を勵まし、武備を整へ、長崎防禦の職任にますく歩を進め、長崎御番方に於ても、御武具方に於ても、頻りに武器の製作に鋭意せられたり。かくて二月には御番方に於て新に鑄造したる石火矢十三挺の發射を試驗せしに、盡く完全なる效力を有せるを認めたるを以て、其十挺を深堀の武器役に引き附け、殘り三挺を鑄換筒として武具方に引き渡し、而して尙鑄造を繼續すべく命ぜられたり。され

益々武器の製作に勉む

長崎應急の我手筈

ど是みな五百目の砲なるを以て、更に巨大なる新制の猛砲を鑄んとて研究を凝さるゝとゝもに、又武具方には甲冑刀劍其他の武具の製作を頻りに督課せられたり。凡て此等の武備は宣達にある如く、神祖時代に挽回するの決心によりて其完成に鋭意せらるゝものにて、時代の甲冑を著し、旗差物等にて威勢を張り、槍劍弓矢鐵砲隊の調練をなして武備を鍛ふるとゝもに、裏面には既に西洋式の火術銃隊に變化するに著目ありて、頻りに其傳習に努められゐたり。去年發表ありし薪水令は、敵意を抱藏したる外國船の近き將來に到るべきを察して、ます／＼沿海の防禦を嚴重にすべく布達せられたる所なりしを以て、長崎奉行伊澤美作守より、長崎異變の節、其藩より人數船數等を繰り出す仕組は、如何なるか承知したしと尋問し、乃ち我藩は左の通り屆け出づ。

一　異變差附之所、領內深堀諫早に備置候人數先以出張御臺場其外何れ之筋にも相固、將又佐嘉表に者海陸兩樣飛船早走に而注進、到達次第直に合圖を以先手之人數、幷に二ノ備、三ノ備を始段々繰出、兼而定置候陣場諫

早矢上へ馳集り、尙長崎表より之一左右次第出張仕候、肥前守儀も引續出馬、末家人數等も追々出勢仕儀に御座候。

一　船手之儀領內深堀に用意仕置候關船、竝に漁船等に而先以手配相整、佐嘉表江前條同樣注進到達次第關船其外小船等迄早速乘回し候通兼而手當仕置候事。

是に兩番所其他の人數船數等を記載したる別紙を添へて、月末長崎聞役より奉行所に提出せり。

佐嘉に於ては、諸組の調練を爲すため、鬼丸の廣場を練兵場に定めたりとは雖も、時ありては啻に平地に止まらず、山坂峻嶮の場所を驅け廻りて、身體手足の活動を練習せしめられき。卽ち三月十二日、是迄藩士の狩獵して濫りに跋涉するを禁じたる佐嘉北山の上人岳より春日の城山までの狩場を開放して、勝手次第に調練狩をなすを許さる。四月二日、公は鬼丸の調練場に於て先手兩組の調練を演覽し、以後順次に諸組の調練演覽あり。是年長崎の香燒の士は交代期となりしを以て、更に壯年文武の業に練達したる者

五十人を選拔して第二期の團結を命ぜられしが、三月二十二日、公は水ヶ江御茶屋に親しく臨みて其演武を覽られ、畢りて酒を賜はり、操行を誡むる等初度の如し。爾後沿うて例と爲せり。翌月前團結の士は香燒の瓜期を終へて歸來したりしを以て、復水ヶ江御茶屋に臨みて其演武を覽じて酒を賜はるとゝもに文の題を與へ、日を限りて五十人をして盡く之を呈出せしむ、詩題は講武後言志、文題は勵士氣攘夷狄宜如何にて、爾後の例となれり。蓋し香燒島に赴きて、風潮霧露の中に寢處する二年の間、眼前に實驗して究め得たりし邊防の利害得失に關する知識を提出して、公の覽に入るゝ旨意なり。かくて是は香燒團結に於る宿題なりしに拘らず、團結にあらざる壯年者また之を論究する等遂に一般の題目となるに至り、よりて藩内に攘夷の智能を修練せしめたりき。亦蓋し公の微意なるべし。此第二期團結は二番詰と稱す、彼等は前年選出を受けたる壯士よりも尚一層の諸條件を申し合せんと競ひ、前團結より更に劣らんことを懸念して勵みあひしかば、團中より頗る擢用せられたる人物も少からず、是二番小屋と稱へらるゝものに

して後に至るまで一番二番は佐嘉士中の標準の如くにいはれたりき。

江戸邸に武器の用意を命ず

七月、内廷より政府へ宛て、公の江戸在府中、若し江戸近海に異船の渡來したる際には、幕府の指令によりては公ち出馬あるべく、よりて、是まで彼地に備へ置きたる武器のみにては警備行き屆かざるを以て、當一次は格外に江戸邸の遣料を減じ、其銀を以て武器を製して彼地に圍ひ置くべしと達せらる。又御番方より、長崎番手の者を是までの如く諸組より選みて差し越されては、番所諸臺場の形勢を心得ざる者多く、且其頭となる者の支配振も、勤番中の一時にては自然指揮も行き屆く能はざるを以て、以來は諸組より二組宛西泊と戸町とに分ち、石火矢頭入目附以外は、番頭を始め足輕まで其組の一手より兼ねしめ、相親睦したるものを差し越して、協談一致、嚴密に勤番せしめ、特に壯年の者には、武術の稽古のみならず、山海を馳け廻る等種々筋骨を鍛錬せしむべし、然らざれば事變の起れる期に臨みて實用に功なかるべしとて、其人數手配り及び方法を取調べて伺ひ出でしめ、來年の請番より先手の鍋島主水組、警固の深江六左衛門組を其勤番に差し越すに定まれり。

徒に和蘭砲術を習はしむ

九月朔日、徒組頭中へ、是まで徒のものに對しては軍役に砲術を鍛錬せしむる法あれど、今より以後は漸次に和蘭砲術を習はしむべしと達せらる。かくて公の多年潛究ありたる西洋火術の表面に發現せらるゝ時期に進入したり。最初に西洋火術を紹介したる國老鍋島十左衛門茂義は早く執政を罷めて武雄に歸り、今は隱居して嫡子元次郎(茂昌)に家督を讓りたれど、猶嫡子の幼年なるを以て家政の後見をなすとゝもに、銃砲術に執心なるが如く、文事よりも武技を好みて、平生鳥獸の獵を事としゐたり。されば爲めに無用の資を散ずるとゝもに、其邑武雄の山野を馳騁して頗る人民を煩はし、家士亦其氣風に化せられ多く遊獵に荒みしを以て、漸く下民の愁聲を聞く外、監察に告訴せらるゝ毎々なるに至り、よりて四月公より病身とて隱居しながら、此の如き聞えを生ずるは甚だ如何はし、以來は屹度勘辨を加ふべしと嚴責せられぬ。

大野原土著、他藩より遊學生來る

大野原士著

是まで、公は家中の文武教育を勵まして、士氣を鼓舞するに勉めらるとはいへ、小身又は家計逼迫等にて田舍に散居したる侍は、學校に出でて文武を修練するを得ざりしかば、教育の普及上、其居住に適宜の方法を設け、同志を集めて學藝を勵むべき仕組ありたしと、組々より追々に申し出でたり。是に於て仕組所は協議し、その結果、城北金立山麓の黑土原、大野原などは、其名の如く一帶多くは黑壚にて土質惡しく、ために不毛の野として只大調練などをなす場所となりゐたれど、地味を精檢すれば、開墾に堪ふる處も多く、唯水の潤澤乏しき憾あるを知悉し得たり。よりて大野原なる堤塘附近の地域を相して宅地の繩張をなし、此處に五十戸の宅地を劃し、藩費にて小身侍に相應の家宅を建て、宅地には樹木を植ゑ畑を作り、居住を願ひ出でたる者に之を下げ渡すとゝもに、居住者の願によりては附近の地をも所有開墾せしめ、其五十人のために香燒團結と同樣に文武の業を講ずる學校及び槍劍の道場を造り與ふる事となして、九月二十一日之を發表し、政府に於て出願者の人格履歷等を聞き糺して、漸次に住居せしむる事となりたり。是地は

五十戸團結の一村成る

城下を距る約三里弱なるため、常に佐嘉と往來して健脚を養ひ、一方には自ら鋤犂を把つて耕作樹藝し、從つて耕地を拓開して家計を補給するの便をも兼ねたりしを以て、次第に志望者を滿たし、數年間に五十戸團結の一村を形成したり。是れ大野原侍と稱するものにて、彼等は藩を終ふるまで此處に居住し、此學校より身を起して佐嘉の學館を卒業したる人物も亦少からず出でたり。

井內南涯と世上の毀譽

此大野原侍の制は、香燒團結と同じく井內南涯の考案に出でたりと云ふ。南涯は當年六十に達し、公の初政より牟田口と共に古賀穀堂に次いで信任を受けて、專ら政府と學校との事に當りたりしものにて、その去年公より免職の命を受けたる條件は、單に空談に馳せて成績を見ずといふにありたれど、是或は代官より擢用せられたる原一輩の人が、畔走りの實驗より敢言したる非難の聲なるべし、尤もその久しく信任を受けたるに拘らず、好結果を得ざりしは相違なきに似たり。彼の初め登庸せらるゝや、世は毀譽交〻に之を風評したりしが、彼の終始學校育英の事に從ひたるに對して、學生間には

公一代に於る隨一の補佐と敬慕するものあるに至りたりと雖も、亦學校出身にあらざる吏才者の中には、公の信任に酬ゆべき程の才能なしと誹るものの多かりき。當時俚謠にて『井の內の蛙が上に飛上り、たゞがく〳〵と智慧は傳右衞門。』と取り離したり。經濟に達したるものは曰ふ、彼は學者にてその器量大なるが如くなれど、政策に乏しく、その著眼は狹隘なり、されば佐嘉領一般に通ずる濶眼なく、僅に成し遂げたる所は大野原侍を作つて、區々たる百町內外の黑土原を開墾したるものに過ぎざるなりと。或は曰ふ、學者は大體理財の活動に晦く、却て殖產興業を妨げしことも少からず、三根郡天建寺村の水損旱損の地に、里山方より甘蔗を植ゑて新に一の物產を興さんと試みたるに、是非に暗き井內は、その好結果を收めたりしに拘らず、砂糖の奢侈品なるを謂つて、試作年限の滿つるに及んで之を廢したり、然るに同時に起りたる讚州、及び肥後の天草に栽培したる蔗糖は、皆盛んなる物產となりて佐嘉に輸入するに至れり、此の如き拘泥は學者の習癖にて、富庶の道を解せぬものと謂ふべしと。南涯の主義とする所は、家中の士に文武の業

を奬勵して士氣を勵まし、以て夷狄打攘の鍋島元氣を鼓舞振作するにあり。彼は當時政治の更張に局面を達觀したる人にて、小節に拘らざると共に、局部に跼蹐せざる器なれども、六十歲以後は中風症に罹り、次第に起居不隨に陷りしため、爾後さしたる成功もなくて、三年の後遂に身罷れり。

佐嘉と江戶との藩の學風

佐嘉學風の振作は、古賀精里系統の朱子學に井內南涯、永山二水の主張にて王陽明學を兼ぬる氣風を生じたりしが、侗庵、穀堂の古賀兄弟の教鞭を明善堂に執りたりし江戶にも、佐藤一齋出で、陽明學を兼ねて幕府の御儒者と爲りたるより、自然江戶佐嘉兩氣風の投合を見るに至り、乃ち一齋も屢々藩邸に招かれて講釋を爲したり。

他藩より遊學生荐りに臻る

公の學問政績は江戶に知られて聲名洋溢すること久しかりしが、時代變化ますます進みて諸藩は更張を促さるゝに從ひ、いよいよ公敬慕の心を生じ、よりて此頃の佐嘉には、その學風を聞いて諸方より有名の學者の頻りに來遊するもの多くなれり。然るに是まで佐嘉鎖封の風習上、旅人を接遇する冷淡を極め、藩士にふさはしき旅寓すらなき程なりしかば、五六年前白山町の勢屯といふ處に町學校のありたるを、假に

文武修業者の旅寓に充てたり。かくて近年に至り、久留米より佐田修平、藝州より賴立齋等相踵いで來遊したりしが、立齋の蓮池に至るに及んで攝州侯も延いて面謁したり。その後恒遠賴母も來るとゝもに、豐後の竹田藩主中川修理大夫久敬侯（井伊掃部頭直弼の弟）より懇篤なる依賴ありて養子の久照（藤堂和泉守高猷の弟）及び隨員三人の佐嘉遊學を求められしを以て、公之を許諾し、今春來寓あるに及んで、井内、永山、草場等をして其敎導に當らしめ、武富咸亮が遺したる城北大寶村聖堂の側なる家塾の依仁亭を其館と爲し、武富の一族定保の正に青年有力の學者なるを以て、四人の生徒に親しく交はりて敎誘すべしと命ぜらる。是れ佐嘉に他藩生徒の來學したる初めなり。

第三十七章　阿部閣老と薩摩の齊彬侯

幕府の閣老水野阿部の交迭

是より先き三月十三日、盛姫君登城ありて、兄家慶將軍に面謁あるや、將軍より『少將には長崎御番方を始め國政の筋に心を盡され、諸事行き屆かるゝ趣、甚だ滿足す。』と懇ろなる御沙汰ありたるを以て、彼御附頭より之を佐嘉に申し越せり。五月には水戸の景山侯にも將軍より政績を賞して物を賜はれりといふ。當時は閣老水野越前守が盛に改革を厲行したる時にて、數次の將軍内旨の如きも、彼が公を推重したるに因ると雖も、亦當時の國主中屈指の英雄は二侯のみなるを證するものなり。斯くて公は九月二十二日より佐嘉を發し、閏九月二十七日江戸に著せられる。是より先き幕府には去年水野越前守が節儉改革令を大奥に及ぼしたる比より、漸次外間に怨嗟の聲高まりしが、ついで同僚の不和となり、九月の初め堀田備中守まづ罷めら

水野閣老失脚

るゝと共に、十三日には水野も亦免職と爲り、乃ち其反對黨は次席にありし土井大炊頭利位を老中の首班に推し、青年の英才として稱せられたる阿部伊勢守正弘亦老中となりて手腕を振ふことゝなれり。されば公の參府後は幕府も政局一變、寛猛其處を變ふるに至りたれど、公に對するは外藩の事とて更に係累なく、又是までの名望に於ても更に輕重なかりけり。十月十

鍋島直孝町奉行に擧用せらる

二日、幕府は公の庶兄鍋島內匠直孝を町奉行に擧用せり。公は甚だ之を歡び、御年寄鍋島市佑をして之を賀せしめ、併せて直孝へ重き職務なれば彼是と思慮して一方ならず心遣ひ致すなり、尙又自身の行跡を嚴密に敬愼し、精力の及ぶだけ忠勤を勵み、選任の盛意に答ふるは申すに及ばず、家來の者までも此の存意を徹底せしめ、聊かたりとも輕忽なる心得なく、專ら廉潔忠順を以て上下一致し、始終怠慢なく精勤ありたし、希望はたゞ此事なり、勿論御心得ある事なるべしと雖も、親しき間柄なるを以て格別の義を以て內々に申し通ずるなり、鍋島の家名を煩はさぬ樣になされたしとの意を述べて、金五十兩を餽らる。ついで直孝は敍爵したりしが、公よりは內匠頭と稱せし

江戸邸の省減を寛にす

められ、かくて彼は是より十餘年在勤して頗る江戸に聲望を得たり。

幕府老中の交迭にて、去年仕遂げたる江戸邸取締の自然に弛む機會を開かんとて、留守方へ左の通り仰せ出さる。

爰許御屋敷御取締之儀先年以來毎度被仰出置候御趣意愈以一統相守、奢侈遊惰之儀無之、質朴之御國風押立候樣無之而不叶儀改而御沙汰に不被及事に候得共、當時公邊に而も萬端御改革有之、且又御住居向之儀も此節之御取締にて御遣料格別御減相成、御不自由之儀も可被爲在、就而者下として御趣意之旨厚差含候樣、自然如何樣之儀等有之候而者被對御住居候而も不相濟儀に候間、下々迄尚又深切に敎導候樣。

これよりさき久しき宿題たりし屋敷詰の家老を減じて中老に代へ、之に准じて邸內重職の任命をなすべく去年の幕府改革の機先を制して決せられたりしが、以前より在府の家老は減ぜらるれども、參勤には家老を隨へられ、參府中亦供家老を省かれしことなかりしかば、去年省略の際にも、佐嘉にて此事を種々に評議し、遂に之を省かるゝに決したり。然るに今度の參府

に至りて、供家老省略の舊例になきことを發見したるにより、折角之を省く機會を得て一廉の冗費を減じたれど、詮方なく復た家老詰を命じて中老を省き、姫君には御年寄より用人を兼ねしむる外他策なしと決し、乃ち十一月に至り家老鍋島但馬を屋敷頭人に命じ越されたり。

仕組に懈怠なかるべきを家中へ達す

又十九日に佐嘉へも亦左の通り申し越さる。

御國許御仕組筋の儀尚又推立聊氣弛等無之取計相成候樣と之儀者、御發駕前連々御沙汰被成置候に付而者、出精評議相成居可申被思召候。惣而公邊御取締向之儀今般御老中方其外御退職等有之候に付、無何相弛候樣心得違之向等有之候而者不相叶段者、此節御觸にも相成候儀に候。勿論御仕組之儀者公邊御取締向に被相拘儀無之、御代始以來日夜被爲勞御賢慮、形之通御取掛相成居候儀に而、内外の役々は不及申、御家中一統其心得罷在儀に者候得共、遠境之儀に而前段公邊之御振合差分兼候所より、萬一等閑之心得等有之候而者不相叶候條、當役始屹度其旨差含、尚又盡精慮、御趣意押立候樣可遂讃談旨御沙汰被爲在候條、其段外向相達被申候樣。

公近習に和蘭火術を傳習せしむ

此文面に據れば、幕府は水野の免黜あるも、改革を依然繼續すと觸れたりと雖も、事實は人氣變換して舊に戻りつゝありたりと察せらる。

近侍に西洋火術者及び蘭法醫師を採用す、山代鄕の石炭採掘

我改革は此文面の如く幕府の意思を迎合して始めたるにあらざれば、何等の影響を蒙るなし。よりて公は機に應じて益〻趣意を進め、水野の在職中高島四郎大夫より和蘭火術を傳習せる下曾根金三郎、江川太郎左衞門の高島の他の關係にて蟄居を命ぜられたる後も、依然火術を硏究しゐたるにより、十月の末より公は近習の志波左傳太、羽室平之充、本島藤大夫等をして下曾根、江川に就いて之を傳習せしめ、是等を介して親らも西洋の砲術銃陣を會得せられしかば、よりて佐嘉の威遠流砲術及び鬼丸の銃陣は更に一層の發達を促したり。又先年長崎にて蘭人シーボルトの蘭學及び蘭方醫術を學びたる伊東玄朴は、其後象先堂にて和蘭醫術を開業するとゝもに、門人に

伊東玄朴大石良英公の侍醫となる

も教へしを以て、其名聲は江戸の斯界を風動したり。かくて彼は公に西洋知識を紹介しゐたりしに、十二月特に侍醫に命ぜられて、親しく其學の啓沃をなし得たりしを以て、玄朴の聲名はます〳〵揚れり。蓋し侍醫は名義のみにて、公は其儘下谷に居住せしめて其業を鼓吹せしめ、之を利用して博く西洋知識を吸入せられたり。玄朴と同じくシーボルトに學び、後玄朴の塾に入るとゝもに、大阪の緒方洪庵にも接したる鍋島山城の家士大石良英は、學問技術兼秀でたる穩當の人格なりければ、亦侍に召し出されて公の侍醫に命ぜらる。公の西洋思潮に接せらるゝは稍〻久しく、武器の必要よりして威遠流の西洋火術、洋式銃陣の演習を始められたりと雖も亦蘭學を以て泰西文明の輸入に力められたりき。さて蘭學を以て士籍に列せられたる者は、伊東、大石の二人を嚆矢となす。

西洋學の擴まるについて併せ記すべきは石炭採掘の事なり。肥前は今に石炭の產地なるが、此時代の採炭事業如何といふに、九州に於ける石炭採掘の始めは詳かならざれど、筑後の三池は油の强きものを產し、而して其粉

炭は、之を土中に積み、火をかけて土を掩ふこと、恰も木炭を燒くが如くすれば、焙過コークスを成す、これ『トヂ炭』と稱へらるるものにて、其適宜の長さに輪切にして賣り出されしものは佐嘉にも輸入せられたり。コークスなれば無煙なるため家用の燃料ともなりしを以て、やゝ燒火を多く用ゐる家には好んで之を用ゐたれども、炭質強きにすぎて日用炊事には適せず。佐嘉領杵島郡福母山の石炭は、其質三池のそれと異りてやゝ硬炭に類し、前法に從ふともそのコークスは固結せず、時人は之を俵に入れて『德用炭』と稱し、値も亦安かりしため、家庭の常用に供したり。此頃は中國筋より鹽濱の燃料に石炭を買ひ入れたれども、其採掘法は至つて簡易に、從つて値も甚だ安く、只其礦の附近在住者が副業として採掘したるに止まれり。勿論其礦は地上に露出したる炭層にて、該層の伏する山は灰黑色の泥石を露出したりしを以て、『ガス』と稱へて、一見石炭層の伏在せるを鑑識したり。其層の厚さは三四尺に及ぶものあり、其『ガス』の處より横穴を穿ちて進み、炭層に至りて採掘す。方法簡易なれど利益亦微々たり。採掘の起原は審かならず。然

阿片戰爭と我石炭

山代鄕の炭層

るに今度の支那阿片戰爭は、多數英艦の集合とゝもに石炭の需用を生じたりしが、殊に英艦の長崎の唐船蘭船より盛に炭塊を買ひ入れたりしは、壬寅癸卯年間なり。然るに松浦郡山代鄕の山には幾十層の『ガス』現はれゐたりしが、當時加地子バツタリの嚴令のため、同郡は最も甚しき打擊を被りて人心恂々たりしかば、御側目附丹羽久左衞門は其鎭靜のために有田代官となりて在住し、山方、里山方の久米雄七は牧島に馬を育るとゝもに海產物の利を興し、山林增植等の利をも獎勵して、以て加地子の利と交換せしめ、前者に失ふ所を後者にて塡補せしめんと計りつゝありたり。されば此報を聞ける彼等は山代鄕の人民に採炭を勸むるとゝもに、之を佐嘉政府にも建議したり。されど其他の農民は炭坑より流るゝ水の田地を害する苦情を唱へて止まざりしにより、政府には採掘許可を拒むの議多く、よりて久米は代官所と村民との間に立ちて種々說諭斡旋に努め、一方には藩廳に向つても論辯する等頗る苦心したり。かくて事は仕組所の議に上りしが、公は備さに其說を聞き、是は領內の利益を興す新事業なり、人民の苦情の存する所を避

當時に於ける石炭需要の程度

けて、其患なからしむる方法を講じ、以て採炭の業を必ず遂行する樣にせよと仰せありしより、大に力を得て遂に年限を定めて試掘することゝなりたり。これ實に本年の事なりき。是に於て久米は其地にて是業に堪ふる者二三人を勸誘し、惡水は之を山澗より導くとゝもに、雨水漲溢にも田地を害せざる方法を村民と相攻究し、かくて遂に採炭に著手したりしかば、こゝに從來需用の微なりし石炭は簡易なる方法にて取り出され、其塊炭は盡く海岸より長崎に輸送せられて非常の高價に買ひ入れらるゝとゝもに、是までの中國筋鹽濱よりの船にも廉價の粉炭を輸出したれば、他の鹽濱までも之を聞き傳へて買ひ來るに至り、ために山代鄕には、二三年間に暴富を興したる炭業者數人に及べり。是を我肥前に於ける石炭採掘事業の初めとなす、かくて松浦郡三鄕には、有田の陶器、伊萬里の商業、山代の石炭鼎立してその利益をなすに至れり。但し當時內地にはトチ炭德用炭の外に石炭の需用はなく、又西洋にも尚風帆船を主用し、商船にも蒸氣船を用ゐるものは少かりき。されば英國の上海開港につれて該國人の漸次に移寓するもの多き

を加ふるに及び、石炭の需用亦次第に增加したりとは雖も、今日より思ふほどの巨利を享けたるにあらず、礦區の法も疎にて、課税は冥加銀の範圍內にあり、採掘年限の滿ちんとする頃には價も下落し、嘉永の頃には稍衰微したり。されど山代鄉の採炭を競ふ風は是より次第に唐津より小城郡に波及し、かくて時代は移りて安政に入りたり。

薩摩の齊彬侯と三分經略を議す

蓮池攝津退隱を希望す

閏九月五日、蓮池の攝津守は、歸國の途次備中の川部驛にて公の旅館に伺候し、病身のため退隱したき素懷を述べて、其意頗る固きものありたれど、公は黽勉之を止め、我歸國を待つて後に決せよとて、留守御年寄に書を以て注意せられたり。蓋し攝州は、在府當時眞田閣老より、彼の群怨の的となりて排擠の聲を浴せられたる水野閣老との軋轢の事情を聞きて感想を引き起すところありしを以て、這次その退隱の意を決したる如きも、亦何か聯想ありし結果に出でたることなるべし、されど終に公より挽留せられたり。斯

くて公の駕の進行東海道にかゝる頃、十五日に水野は免せられて、阿部伊勢守之に代り、土井大炊頭を首席に置いて幕政を執ることゝなれり。水野對阿部の毀譽は一時紛々たりきと雖も、要するに水野の政治峻烈にして改革を大奥の婦人に及ぼせるは、其排擠を受くるの因にして、彼の失脚は亦免れ難き運命たり。事後より見れば、水野、阿部の人格は、寬猛相救ひて各是非の點あるべしと雖も、時勢逼迫して諸藩の集會せる江戶の衢に立ち、以て老中の首班として改革を斷行する以上、何人之に當るとも非難は必然の事たるなり。其退けらるゝや、瓦石を其邸に投ずるものありしため、幕吏往いて制止するに至れりといへど、是ありとて痛く誹るべきにもあらざるなり。當時公は江戶に出府して、水野とも親交ありしことなるを以て、此際多少の感想は起りつらんと雖も、公の純粹にして愼密なる性行よりしては、水野を十分の人物とも思はるまじきとゝもに、又爾後の政局に當りたる阿部伊勢守にも滿足せられたるにもあるまじ。但し此時公に偶作の題にて一首の七律あり。

秋風一夜搖二層臺一、天外飛鴻木葉摧、五尺小身心膽潤、三分經略氣宇恢、江都諸官多柔弱、西海群兒盡俊才、自レ古英雄豈空老、洋南萬里闢二荒萊一。

此詩を熟觀するに、起聯の二句は、公參府の途中に江戶より老中交迭の報を得たるを秋景に託して起興したるなり。層臺は幕府の城櫓、飛鴻は書信、木葉摧は水野等の排斥に確當す。頸聯の二句は言ふまでもなく自己を評したる句なれども、三分經略の文字に注意せんことを要す。此熟語は諸葛孔明が三分割據の歷史より出でたるにて、是時公は三分割據の略を畫かれたりしなり、後に言ふべし。頸聯の二句に江戶の友人を皆柔弱といはれしは、唯一般の大名を言ふに止まらば無意義に近きを以て、閣老等を指せるものなるべし。尤も水野を指すか、眞田、阿部等をいふか、この點は明瞭ならずと雖も、是までの水野の仕事を柔弱なりといはむは妥當ならず、されば水野が退きたる後の老中等は柔弱にして此時運を裁斷する氣力に乏しとの意なるべし。次の西海群兒は、正面より見れば、自己の兄弟彈馬、安房、播磨等とゝもに任用したる牟田口、井內、永山等をも併せていふと見らるべけれど、自藩

公齊彬公と肝膽相照す

にのみ俊才集まれりとの自負心と解するは面白からず、蓋し群兒の兒は意味ある語にて、三分經略の字面と對照せられたるものなるべく、果して然らんには、西海群兒は薩摩の世子齊彬侯と自己とを暗に指したるものと認むべし。

齊彬侯は前巻(第二十三章)に略述する如く、公の從兄に當り、同じく因州治道侯の姫の出たり。治道侯の女は、妹は薩摩に嫁して齊彬侯を生み、妹は當家に嫁して公を生み、其妹は長州に嫁して慶親侯の祖母に當る。薩摩は、是時齊興の世なりしが、彼は妾岡田おゆらを寵愛して、其腹の三郎(久光)を立てんと欲し、因つて國老以下に其黨を生じて、廢嫡の陰謀あるに至りたり。されど齊彬侯は當時大藩中の大英傑にて、内外の形勢に通ずると共に、識見深遠器度純粹快濶、實に一世の名望を集めたりしを以て、藩中の有力者は盡く之を戴かんと希望し、爲に一方廢嫡の陰謀は企てらたりと雖も、猶世子たる事には動搖なかりき。公の江戸にあるや深く侯と交際し、侯亦公を無二の親友として頻りに相往來し、何事も相談ありて意氣相投じたりしが、後に至る迄公

の諸藩主中に最も敬重せられたるは斯人なりき。されば佐嘉薩摩は讎敵の國にて、江戸にありても互に親交するを嫌ふ因襲的の感情ありしため、初めは邸内にて交際をなすを躊躇したりしに拘らず、齊彬侯は快濶の質として其等の細故に毫も拘泥する所なかりしかば、公との交情は次第に深きを加ふると共に、姨婿宇和島の伊達春山老侯之に參加し、大に天下の經綸を論じて氣焔を吐きたり。而も老公の逝去後己亥の參府より一層この往來は親密となり、齊彬侯は突然我邸に臨みて『松平修理大夫樣御入り』との聲の門番より傳はること頻々たるに至り、而して來邸あれば深更まで談じ、後には奥に通りて近侍の男女とも杯酒を酌み交へ、或は家族の媒妁をなすなど、その交情は親しき兄弟よりも睦ましかりければ、邸内の感情も融和するに至れり。

侯我婚儀を媒酌す

家族の媒妁とは他ならず、是時因州の因幡守慶行侯は分家より家督を繼いで未だ内室を定めざりしを以て、五歳になれる公の長女貢姫の國にあるを聞ける齊彬侯は、同じく母家なれば我これを媒妁して因州に配すべしと謂ひ、夫より後しば／＼來邸、直に奥に入りて協談したりしため、公も快諾

ありて、十二月二十一日に縁組を定め、侯は尙その間の斡旋を爲したり。爾後公は蘭國使節の來崎によりて參勤猶豫となりしかば、齊彬侯との再會は丁未戊申の交のみなれば、最も胸襟を披いて時局の變化を料理する意見の交換ありしは前度今度の兩參府にあるべし。

當時齊彬侯は尙世子なりきと雖も、薩摩藩は琉球國を兼併して淸國とも密賣買を行ひたりといへば、英淸開戰以後の事情は最も機密に知りたりしならん、殊に本年より佛蘭西國の琉球國を覬覦する形跡あるに至りたれば、兩雄膝を對しての祕密談には、長崎の海防と琉球の互市とより、將來の對外政策について各自經略を陳べられたる事なるべし。さきの三分經略を事實に據りて推考せむか、公は長崎の方面に當り、薩摩は琉球の方面に當りて英佛の交涉を此に喰止め、而して幕府をして北邊の防備を嚴にせしめて、時代相當の處置を取らむとする經略を定められたるにてあるべし、決して偶然の句にあらざるなり。當時の國主中に天下の名望を集めたるは、兩雄主と水戶老侯となるを聯想せば、三分の文字に趣味津々たるを覺えむ。

天草島軍港の經畫

公は長崎の砲臺改築についてまさに熟慮中なりしが、從來の石火矢の威力なきことは兩雄の認知せらるゝ所にて、やがて西洋の砲術銃陣を研究し、反射爐を起して鐵製の巨砲を鑄造する企圖は、兩藩に事實となりて現はれ、而して薩摩の、築堡にのみ成功して鑄砲を内訌に妨げられて不成功に終らしめたるに反し、佐嘉のみは兩者ともに成功したるも事實なり。當時の思想は未だ科學を重んぜず、彼既成の器械は我もこれを製造するに難からず、只費用の問題のみと思ひたりき。されど砲臺大砲は其地に固著するに止まりしを以て、活動して威力を示すべきは、海城の稱ある西洋式の軍艦によらざるべからずとは、既に識者の認むる所にて、水戸の景山侯も水野が執政の際、巨艦製造を許すの急務なるを兩度建白したれども、幕僚は鎖國の嚴令を破ることなりとて採用する能はずして、今に尙躊躇しゐたり。されど兩雄は、是早晩に爲さゞるべからざる事なりと觀破せられ、よりてさる禁

巨船建造の議

公の濠洲開拓の志

令は既にその眼中に存ぜず、機會を捉へて之を製造するとゝもに、彼の來るが如くに我よりも亦海洋に向つて運動を始めて荒棄の屬地を開くべしと早くより畫策を定められ、長崎海防の必要により、長崎の南に連なる肥後の天草島に軍港を開かんとの公の思慮は既に熟したりき、後章に於て述ぶべし。此詩の結末に洋南萬里闢荒莱の句は其意思の發露にして、濠太剌利亞開拓をいへるものとす。

南洋を開くは實に公多年の宿志にて、其動機は遠き過去にあり。去る十一年庚子除夜の詩に、

醸雪同雲朧尾天、年華轉眼又推遷、鞍頭意氣中原鹿、窻底工夫上瀨船、富貴豈如弓馬樂、男兒不問起居便、呼杯朗吟平南句、笑對梅花獨不眠。

とありしが、末句に注して余嘗咏梅有句曰、豫知王師定南日、檐頭一雨挿君歸、結句故及とあり。即ち數年前より此壯志は動きたりしなり。更に其志の起因を究むれば、嘉永辛亥年に奉次瑞龍藤公征南詩韻と題したる詩の其引に、余幼時閲輿地圖、指濠斯洲、顧謂人曰、此地空濶、可取而有也、今看公作、心竊有

感焉、故及とあり。瑞龍藤公は仙臺侯伊達政宗にて、其詩は邪敎迷レ國唱不レ窮、欲レ定二西蠻一未レ成レ功、圖南鵬翼何日奮、空待扶搖萬里風の作をいふ。公はその次韻に、

航海無レ由奈二志窮一、慷慨常擬百蠻功、何當一二變耶蘇敎一、都作二細戈千足風一。

とものせられたり。此詩の引に據れば、公の濠洲開拓の志は幼時に胚胎しゐたるなり。今年の感興二首の其一に、

聖賢經略宅二方隅一、豈似二迂儒只守一レ株、海內回レ頭知己少、當年緬二想比良夫一。

と。是れ長崎の蝦夷地と密接の關係を有するに、奧羽の諸藩の風氣未だ開けずして、北門の鎖鑰を寄託せられたりしに拘らず自藩すら開拓の實擧らざりしを以て、かくは其任に堪へざるを歎ぜられしもの、自ら蝦夷地を拓いて露西亞の折衝にも當らんとの宿志の下に、築堡工事を畢へて順次にその運動を始められたる本領は、早く此詩に發露したり。其二に曰く、

自古和親多誤レ國、誰能此事察二機先一、滿城風雪寒燈下、獨讀蘇洵審敵篇。

と。かの土井、阿部等の幕政に當るや、外國との和親は之を明言せざれども、

公愛國的精神の涵養に力む

國防を意の如く整ふる能はずして、薪水令後の外國交渉には、彼の壓迫に抵抗する力なかりしを以て、これ自然に屈從して和親に傾かんとするものなりとて、志士は齊しく憤慨したり。公は前に言ふが如く、先づ國政を改革して內部の元氣を充實せしめ、かの外國船の洋海に出沒するは一時の恫喝脅迫に過ぎず、彼の恃むは器械にあれば、戰鬪して我に打ち勝ち得る勇氣は迚も耶蘇敎國民にあるべからずとて、彼我の勢を審察せられつゝありき。されば此詩は、敎育を督勵し、國內の志氣を鼓舞振興して愛國の精神を養はざるべからずと述べられたるなり。時代の要求に應じて生まれられたる公の、西洋思潮に接せし最初の意氣は此の如し。かくて銃砲を鑄、堅堡を築き、軍艦を造り、內に充實せる元氣を以て我よりも海外に出航し、他の空虛なる荒萊の地を拓開して積極的に經略を展べ、攻むるを以て守るの策を取らんとの、薩摩齊彬侯と肝膽相照らして成りたる公の經畫は、やがて阿部閣老にも通じたる事なるべし。薩摩は幕府の勇家にて、常に幕府の擁護に自任して深く謀慮啓沃しつゝありたりしに、曾て外國との互市を琉球にのみ許さ

阿部勢州齊彬侯を器識す

んと勸誘するに及び、水野閣老は薩摩には油斷ならずと阿部に戒めければ、更に阿部よりこの事を耳にせる越前慶永侯は、自邸に齊彬侯を招き、席上阿部と會見せさせ胸襟を開いて懇話せしめしかば、始めて阿部は侯を幕府の賴もしき輔翼なりと悅服し、是よりわりなく親交したり。かゝる事情よりして公の企畫も亦阿部閣老の知れるところとなりたるなるべし。公の長崎方面に心を專らにして責任を盡さるゝは、水野、阿部の共に推服するところなれば、兩雄提携阿部にも論諭して、鑄砲造船の提議をなす基礎を築かれたるは、必ず此際にあるべし。

第三十八章　和蘭使節船渡來

火術方及び銃砲製造を始む

市川米庵佐藤一齋の書を正す

弘化元年甲辰、公年三十一歲、江戸に在り。二月十七日上野に往き前將軍文恭院殿の靈廟を拜禮せらる。是日一乘院に於て佐藤一齋(捨藏)を招いて詩會あり、一齋は濃州岩村の藩士より幕府に召し出されたる有名の御儒者にして、古賀侗庵と共に昌平黌に敎鞭を執り、我藩の遊學生を書生寮に誘掖したりしが、近年は藩邸に請うて邸中の青年に其講釋を聽かしめしを以て特に此會あり。古川松根の談に、一齋は市川米庵と數、公の文筵に招かる、米庵はよく書幅を鑒識し、卷軸を展べて字の現はるゝ半にして、直に曰く、あゝ某氏の筆の上乘なるもの、若くは平易なるものと、皆誤るなし、一齋の揮毫には縱の畫を缺く、よりて米庵は將命者を顧みて定木になる物を持ち來らしめ、一齋書し畢れば米庵定木を抑へ、一齋筆を捉へて缺きたる處を縱引す、奇觀

大モルチール購入と火術方設置

にてありき云々と。三月九日、公は歸國の途に就き、迂路を伊勢に取りて二十一日山田に著し、橋村肥前大夫の宅に入り、翌日宇治の大神宮と山田外宮とを拜し、其より二見ヶ浦を巡覽ありて翌日山田を發し、山崎路を經て大阪に立ち寄らる。古川與一は伊勢月並二卷を書して公に呈す。

四月十六日、公歸城あり、二十日より長崎を巡視して二十八日に歸城せらる。前年清國の英國と南京條約を締結して五港を開くや、こゝに西洋の險雲は近く對岸の大陸まで壓迫し來りしが、長崎防禦の甚だ薄弱なるを憂慮せらるゝ公は、多年西洋火術について工夫研究あり、よつて前年長崎奉行に稟して和蘭人より大モルチール(臼砲)を買ひ入れられしに、其砲到達するに及んで、奉行所より代價の納附は追つて通知すとて下げ渡したりしかば、其技術を傳習して射試みたる後、之を伊王島に備へ置かしめられたり。かくて之を奉行所に屆け出でしに、奉行所より其砲は永く之を預け置くと申し渡さる。歸城の後、是まで公の近侍に研究せさせられたる西洋砲術を發展せんとて、五月より一局を立て、御火術方と稱して、先年江戸にて下曾根、江川よ

火術方

り彼術を傳習したる御進物役羽室平之允、御駕籠心遣志波左傳太二人に之を兼帶せしめ、尋で十五御茶屋の內に其局を建設せらる。其頃の詩に、

未試南洋製巨鯨、任他胸次便崢嶸、案頭夕閱籌邊策、遙聽城西銃操聲。

と。城西とは十五御茶屋にして、本丸の西十町許の處にあるもの、其壯心を想ふべし。是を御火術方の始まりとす。

洋式大砲鑄造の始め

又西洋火術の研究より長崎警備に洋式大砲鑄造の必要あるを感ぜられ、江戶及び地方の遺料を節減し、內庫の資を投じて其製造に著手せられしに、十五御茶屋にて鑄造せる三磅(ポンド)の野戰砲一門、二十拇(ドイム)のモルチール二口、車臺を併せて完成したり。又鑄物師谷口彌右衞門に鑄造せしめたる十五拇のホーウヰツスル一口も臺を併せて成りたりければ、之を武具方に引き渡しゝに、此ホーウヰツスルは深堀に送りて臺場用に備へられたり。是より銃砲の鑄造を火術方に委任し、先づ野戰砲二百目のもの二十門の鑄造を命ぜらる、是を西洋式大砲鑄造の初めとす。又燧銃百挺を製して、武具方に貯へしむ。

當時海外の形勢ます〱急に、攘夷の論四方に起ると雖も、我邊防の火器

は粗惡にて迚も彼の堅牢なる軍艦に對抗する能はず、されば此際の長崎防禦をなすには、精神教育を以て戰士に勇敢の氣力を充實せしむるを根本的の務めとなしたりしを以て、公の藩政更張は盡く此より發軔したり。

農商分離厲行

公の厲精して政治を施さるゝや、士民をして共に其業に勵ましむるとゝもに、敎化の普及を謀られ、卽ち從來の民政に於る士農工商各居處を別にして專純に其業に務めしめむとせられたり。蓋しこれ齊の管仲以來模範としたる法にして、事實其分離は頗る難事たりきとは雖も、敢て之を遂行せんとて十二日左の通り仰せ出さる。

御家中扠又農工商之義、市中鄕村致雜居候而者、自然と風俗にも差構、特に御守國之上に於て不相濟に付、漸々其手可被相付被思召候。右者至而大業之義には候得共、御政治大體之義に付、緩急を以て何れ御趣意行屆候樣、役々厚く可遂讚談旨。

是に於て農商分離の議起り、郷村、街道筋を除くの外は、到るところ店を張りて物品を販賣するを禁止し、農村の日用品は行商の觸賣に止め、以て農家に於て耕作の傍商店を開くを得ざらしめたり。されど偏鄙の寒村に半農半商の生活をなすものには强て制裁を加へざりき。次で前年金立の麓大野原に移住したる士の居宅のやゝ整ひたるを聞かれ、二十五日公は其稽古所に臨みて文學武藝を演覽せられたりしが、彼等の移轉に費用を支消したらんとて又特に金五千兩を給せられたり。

佛國軍艦琉球を窺ふ

久しく鎖國の裏にありて海外の事情に暗かりし國民も、今は稍〻日本の危險に接觸しつゝあるを知りて、海防策攘夷論を紛起せりと雖も、徒に空腕を扼するのみにて更に建設的の意見もなく、一般は尙泰平の殘夢をつゞくるに過ぎず。但當時時代の要求に應じて出でたる英主としては、諸國主の中薩摩の齊彬侯、水戸の齊昭侯と我公との三人を推すべく、而して其中にも公

薩藩と琉球

と齊彬侯との情交は最も親密なりき。　公去年の詠なる三分經略の句は、何を語るか知るに由なしと雖も、薩摩は古來南島を傳ひて琉球を屬し、以て久しく支那の閩浙とも交通しゐたりき。　蓋し德川氏の鎖國によりて通商を禁ぜられたれども、尚琉球を兼領したるを以て、琉球人に變裝して密貿易を營みたりと云ふ。　されば今度英國の支那海岸に據るに及び、彼藩は直に其利害を感觸したるとゝもに、英人の琉球に著目して彼島を貿易に利用せんとする意あるを感知したり。　聰敏なる齊彬侯の江戸に在りながら此に注意せられたるは掩ふべからざる事情なり。　是に於て我公と祕密に談論して、この際に西洋火術を移用し、銃砲を製造し、臺場を築き、巨船の禁を解いて洋式軍艦を製造するの必要を認められたりき。　これ蓋し三分經略の機密なるべし。

水戸老侯隱居謹愼を命ぜらる

齊昭侯は幕府の宗室にて無二の攘夷論者たり、水野越前守の政務に當りし頃は、家慶將軍より其政績を賞せられて鞍鐙を賜はりしが、今年五月に至るに及んで、將軍より、驕慢專恣にして藩政宜しきを失ひ、公家の制度に觸るとて、俄に隱居を命ぜられて、駒込邸に謹愼せしめられたり。　此事

には種々の噂あれども、齊昭侯の阿部勢州に贈りたる內密書に、『晝夜となく上の御爲を厚く存じ、心附き候義は腹藏なく上書建白も致し候處、何方より讒訴有﹆之候にや、叛心も有﹆之候樣の姿に相成り恐縮至極、悲嘆に堪へず云云』とある如く、侯の餘り執拗に時勢を論ぜるため、將軍の厭氣を生じたるに乘じて、藩內の或る一派より風評を立つるとゝもに、大奧よりも讒言するところありて斯かる譴責となりたるなりと云ふ。是より水戶は家臣の間に正姦の兩派を生じて相軋轢したり。

佛艦琉球に到る

是より先き三月十一日、佛國の軍艦長さ凡そ三四十間、大砲三十門、乘組三百餘人のもの一艘琉球の運天港に入り、交通貿易宗敎の三條を請ひしに、琉球は、一孤島の瘠地とて貿易の餘力なく、且つ支那の屬國にて孔孟の敎を奉ずればとて之を辭したれども、佛人は承知せずして暫く滯在したり。其時佛國宣敎師の琉球語を善くするもの語りて曰く、『軍艦の此國に來れるは他なし、英國の、琉球を日本、支那の中間にありて兩國の交易上便利の地點なりと認めゐる事を窃に我佛國に告げたる者あり、よつて試みに此船を派遣せ

られたるなり。他日佛國より別に總司令官來るべし、されど元より平和を重んずる談判にて、我より好んで兵を動かすの意なければ、決して心配すべからず、但英國には此國を併呑するの企あり、是も亦近々來り迫るべし、故に早く我要求を容れて保護を受くるが貴國の爲めに得策なるべし。』と諭すが如く威すが如く語りければ、琉球の官人は大に恐怖して神佛に禱るとゝもに、一面には支那、薩摩に使者を立てゝ騷擾したりしが、佛艦は程なく出帆したり。この急報の江戸に達するや、老中阿部伊勢守は大に憂慮し、薩摩の世子齊彬侯と豫てより親交あれば内密に協議し、伊勢守が信用せる川路左衞門尉聖謨及び筒井紀伊守正憲を薩邸に遣はして種々諮問する所ありしを以て、海外の事情に通ぜる齊彬公は、到底鎖國の固守し難きを知り、暫く兩屬の琉球を以て外交折衝の地と爲し、薩摩は其方面の任に當りて竊に此を海外貿易場となし、以て外人の内地侵入を弛むるを得策とすてふ意見を阿部に致しゝに、勢州は事體重大なれば、尙厚く審議を遂ぐべしといへり。かくて家慶將軍より薩摩侯齊興、齊彬の父子を召して面諭する所あるに及び、齊

薩摩の琉球貿易默許の噂

彬侯は俄に歸國したりき。當時幕府は薩摩の琉球貿易を默許したるなりと言ひ傳ふ。公の三分經略は是等の事に就いて益〻之を忖度するを得ん。此佛艦の事情は、當時交通不便の上に祕密の事柄にもあれば、固より他に洩るべきにあらざれど、外國に係る事とて長崎奉行には必ず密報ありたるべく、隨て祕密の筋より五六月の頃には公の耳にも入りたるなるべし。是れ日本の鎖國の破れんとする機微なりきと知るべし。

和蘭使節船渡來る

六月長崎に例の蘭船入港し、瓜哇の首領より在留甲比丹にあてたる書翰を差し出し、和蘭國王より日本國の御爲筋を申し上ぐるため、使節を特派すべく本國より差し立てたる軍艦、當月より七月初め迄に當港へ著すべき日程なりと申し出づ。其趣意は不明なれども、長崎の防禦を嚴重に注意すべしと、十七日に長崎奉行伊澤美作守正義より聞番を呼び出して達したり。事體容易ならざれば、聞番米倉權兵衛急行して佐嘉に歸り、之を公に言上し

和蘭使節艦長崎入港

たるにより、公は二十日より發して長崎に赴くべく、御小𢌞組の中より侍五十人に別段供を命ぜられ、手明鑓までは盡く具足槍を用意し、徒士以下の具足は長崎へ送らしめて、戰爭の準備にて上途あり。二百餘年來懇親を續けたる和蘭國王の、好意を以て使節の軍艦を差し向けたる以上、之が歡迎接待の準備をなすこそ當然なるべきに、此時代の對外思想は猜疑恐怖を以て充たされしを以て、かゝる胡盧に類する騷ぎを演ぜるなり。佐嘉長崎間の騷擾の有樣は實に想像の外なりき。

二十七日公は歸城あり。翌日より諫早豐前佐嘉を發して長崎に赴き、西泊番所に出張す。又白帆船の見えたる注進あらば、更に鍋島山城も出張する事となし、鏞砲八百目を首とし、大砲數門に張番用の弓、槍、鐵砲、兜笠、胴服、陣幕等を揃へて深堀へ差し廻しゝに、七月二日の朝、遠見臺より白帆船の見ゆる注進ありて、其夕に船は伊王島に達す。乃ち旗合せを爲して檢使は乘り込みしに、彼船より一書を渡し、和蘭國王より仕出したる軍艦なるを答へて質人を差し出せり。當日は風順も良和なりしにより、神崎沖なる例の商船

佐嘉西洋醫の侍醫たる嚆矢

碇泊の場所に投錨せしめて、委細を尋問す。かくて其注進佐嘉に到達しければ、公は再び四日より發途して七日長崎に著し、直に立山役所に到りて奉行伊澤美作守、目附平賀三五郎と對談あり。美作守は、我聞役を呼び出し、過日入津の和蘭本國船は都合次第にて港内に碇泊すと甲比丹に申し出でたり、愈、港内に碇泊する後は、兩番所及び諸臺場の警備等は常の商賣船の碇泊に準じて省略し、番船のみは差し出すべし、其れも前條に準じて船數を減じ、諸事目立たぬ樣に取り計ふべしと達せり。是日の夕景に和蘭船は兩番所前に乘り入りて投錨したるにより、警備を解いて諫早豐前、深堀孫六郎等は番所を引き拂へり。八日公は兩番所及び女神の新舊臺場を巡見し、其他の臺場を遠見して船を返し、翌九日より長崎を發して諫早に宿し、十二日歸城ありたり。

是日蘭方醫術を學びて長崎に開業しゐたる鍋島山城の家來大石良英を士籍に召し出して公の侍醫に命ぜらる、去年侍醫になされたる伊東玄朴は江戸居住なるにより此命ありしなり。佐嘉にて西洋醫師方にて侍醫とな

りたるは是を初めとす。是より大石に醫學寮を興させて、漸次醫術を西洋式に改むる方針を執らるゝと共に、幷せて蘭學寮を興すの緒を挑げられ、尋で鍋島安房も町醫山村良哲を家士にかゝへたり。是秋は大暑にて疫病流行し、香燒詰の壯年にも疫に罹りて死亡する者三人に及べり。公は平素拔群に志操を勵まして尙武に勉められしを以て、此の如き不幸に遭へるは甚だ恤むとて、特に弔料を賜はる。又長崎の海上に戍する者の、番船中に居住して湯水の供給に不自由なるを見、炎暑を凌ぐに困難なるべしとて、其缺乏なき樣に配慮せしめ、老年者などは尙更困難なるべしとの懸念より、藥二千錠を調合せしめて一統に賜はりたり。

幕府に於ては、長崎和蘭使節船渡來の報によりて、人心動搖物議を惹起すべしと憂慮し、深く祕して公衆に知らしめざりしに、隱すより顯るゝはなく、直に世人の探聞する所と爲りて流言頻りに起り、遠からず長崎に合戰始まるべしとて惑ふもの多きを加へて物情日に恟々たり。老中には去年水野越前守罷められて今は土井大炊頭その首席なれども、保守主義の彼は時勢

水野再擧

非常警備撤去の議

を樂觀して、新政を好まざりしにより、一部の人心を失ひて、水戸侯を退隱せしめたる後は眞田信濃守代つて首席となりたりしが、眞田亦五月に罷められて、阿部伊勢守之に代るに至れり。其月江戸城本丸の大奥より出火し、明暦三年以後の建築は盡く灰燼に歸し、將軍は山里に避難したりしが、長崎よりの和蘭軍艦渡來の急報はこの倉皇時に接したる事とて、水野越前守起されて堀大和守とゝもに老中に命ぜらるゝに至り、よりて水野は首席となりて此局に當れり。是に於て我留守居古賀大一郎を呼び出し、和蘭本國船の渡來には、公邊に於て專ら寛大の取り計ひあるべく、長崎奉行にも其意に從うて諸事を取り計ふべしと達せられたるにより、必ず彼地に於ても其沙汰を致すべし、是まで其渡來のために手配をなして、人數等を增したるは、總て減じて平穩に取り扱ふべしとの旨を諭す。適、請役所附役高木權大夫別用にて江戸に在りたりしを以て、早打にて佐嘉に歸らしめ、以て右の趣を逐一言上せしむ、八月朔公は旨を高木に含めて直に長崎に赴かしめ、一同へ申し諭さしめらるゝところあり。九月八日長崎聞番米倉權兵衛より奉行所へ

左の如く伺ひ出づ。

今度入津之阿蘭陀使節船(中略)港内繫替相成候に付而者、右使節呈書竝に貢獻之儀江戸御伺中、且玉薬も其儘被差置候に付、港内の都合宜敷處へ相應之固相整候樣依御達岩瀬道郷其外へ備備人數船等之手配相整候處、追追使節御役所就御呼出途中警衞向等文化度魯西亞國之使節御呼出之振合に見合、此節者餘國之使節にも無之候間武器飾附等者隨分致省略候通被相達置候、然末彼國王よりの書簡御受取も相濟、萬事穩之御取計相成候に付而者、内港之儀打追非常之備相整不置候共臨其期候而者御番方從來之心得方も御座候故、内目之儀者一先平常に相復候而者何分可有御座候哉。(下略)

奉行所より『和蘭國王の書簡は直に江戸へ差出中にて、未だ其意味も相分らざる故、内目の備へは大砲にかゝるだけの人數を留置て、其餘の人數は引取り然るべし。』との附札あり。尋で諸手配の爲に同地に滯在しゐたる家老諫早豐前も、既に書簡受取になりて、諸事穩かの御取計あるべきにより、大番

頭鍋島孫六郎、兩番所番頭等に打ち任せて自領諫早に引き取り、異變あらば程近き處なるを以て早速出張すべしと屆けて、警備の人數を減員したり。

公和蘭軍艦に乘る

公親しく和蘭軍艦の構造を覽る

斯くて和蘭商船の出帆期となりしを以て、公は十五日より長崎に赴き、奉行所へ、今度渡來の和蘭本國船は軍艦の構造なりとの事なれば、將來長崎防禦の心得となるべきに付、艦の內景設備を見置きたしと願ひ出でられたり。されど奉行伊澤美作守政義は、外樣大名が外國船に乘り込むさへ多少外聞を憚るべきに、此度の船は普通の商船にあらず、和蘭國より故らに派遣せる使節船といひ軍艦といひ、旁々猶更如何あるべきとて、躊躇決する所なかりしかば、徒に荏苒時日を空費して、敢て許可せず。 公は之を傳聞し、普通の商船にあらずして、軍艦なればこそ親しく艦內の狀況も視察致したしと願ひ出たる次第なれ、外國防備の重任に當るもの、外國軍艦の模樣すら知らずして、如何でか此大任を果すべき、此度の軍艦は、彼國より好意を以て我國に派

遣せるものなれば、之に乘り込むことも容易なれば、此上もなき好機會なり、夫を彼是逡巡決する所なきは其意を得ず、宜しく此意味を以て督促すべしと命ぜられしかば、乃ち我聞役は奉行所に迫りて、再び其許可を求めしを以て、美作守も已を得ず、遂に之を許可したり。因て九月二十日、例の商買船の出帆を見屆けらるゝ次手に、彼軍艦をも視察せらるゝに決し、同月廿一日の早天より、例の如く兩番所及び臺場等を巡視し、直に蘭國軍艦ハレンバンクに到られぬ。公の乘船は、紫地に白く杏葉の紋を染出したる幔幕を張り廻し、屋根より五色の幕を垂れ、艫に金の定紋の馬印を立て、前後の伴船は、淺黃地又は赤地に白の杏葉の紋ある幔幕を張り、其間に肥前國旗の角取旗を飜せる番船數十艘護衛隨行せり。公の乘船の蘭艦に近くや、水兵帆綱に登りて登攀の禮を行ひしが、公の彼軍艦に乘移らるゝや、樂隊音樂を奏し、艦橋警衛の水兵は捧銃の禮を行ふ。今日に於てこそ、登攀の禮といひ、捧銃の禮と稱し、將又音樂を奏して之を迎ふるの、皆彼國の風習にして、好意敬禮を表するものなることは、各人の知悉する所なるも、當時に於ては、一同其奇習に目

公艦長室に入り疑問を質問す

を驚かしたりき。かくて使節及び艦長竝に在留のカピタンは公を艦橋の處に迎へ、カピタン先導して艦長室に誘ふ。此日、公は赤地錦の袴に黑の紋服を着し、塵地の鞘卷に赤銅作りの太刀を帶し、弓矢打物を先に立て、手鑓に小長刀を身近く備へられたり。供の人數は凡そ七十人許にして、蘭船の左右には、鐵砲足輕數百人、數十艘の小舟に分乘し、ずはと言はゞ唯一撃の下に打挫かんと構へたり。公は上甲板上、樂譜臺を繞りて歡迎の樂を奏する音樂隊の側を通過し、中甲板に降り、艦長室に入り、設けの席に就く。此室には、公の外總て椅子を用ゐず、從者は悉く絨毯の上に坐し、使節竝に艦長は、禮裝のまゝ常に直立して公に應接せり。公の前には大テーブルを据ゑ、各種の銘酒、及び菓子を饗す。公は此處にて、平常抱懷せる疑問を質問せられ、通詞は其通譯に繁忙を極めたり。公に扈從して艦長室に入りたるは、近臣十人に過ぎず、他は戸を隔つる隣室にあり、隣室にも亦テーブルを据え、銘酒菓子を饗すること、公の室と略ぼ同じ。かくて艦長室を出で、士官に導かれて、普く艦内を巡視せらる。中甲板の一室には、四段に棚を設け、規則正しく背囊

を載せたり。これ水兵等が上陸の際、衣糧を入れ、肩にかけ背に負ふものにして、頗る便利の器なり。又斧の背に鳶口の如きもの丶附著せるものあり。藩士其用法を問へば、士官躬ら之を手にし、身振を以て其使用法を說明する事懇切なり。其次室は藥品室にて、四壁の棚に、幾十百となき大小の玻璃瓶整然として貯藏せらる。此室は!!光の光線特に暗ければ、蠟燭に點火して案內す。此室の外方に、食用に供する動物を飼養せる巨大なる箱あり。上段には、鷄、家鴨、鵞鳥、鳩等を入れ、下段には、豕、羊、山羊等を飼ふ。第三段には醫師の室あり。幾多の治療機械を机上に陳列して縱覽せしむ。醫員室の上方に、一間四方位の窓を開きたるは、戰爭の際、負傷者を木綿の箱（ズック製の擔荷のことなるべし）に入れ、繩を以て垂下する爲めなりと。第四段は酒庫にして、板壁に穴を穿ち、其中に酒樽を入れたり。此室も非常に暗ければ、蠟燭に點火して見しむ。其傍は卽ち用水庫にして、鐵にて大なる箱を造り、之を船底に貯ふ。檣は上甲板に在り、車に鐵鎖を捲き、自由に操縱す。故に此の如き大軍艦も、僅に一二人の手によりて、前後左右心のまゝに進行すといへり。艦內の縱

大砲の操練を見る

兵士の操練を見る

覽を終へ、大砲の操練を見る。凡て大砲一門に十二人の兵を配置す。總指揮官令を傳ふれば、上段にて太鼓を打ち、之に應じて兵士各々其位置に就く、卽ち用意の合圖なり。而して之を發射するには、先二人の兵士、砲身の內腔を洗滌し、火藥を裝置し、丸込めを行ひ、八人の兵士は、砲の左右にありて、射手の命に隨ひ砲身を前後左右に動かし、一人は火繩を持ちて發火の令を待ち、射手照準を定む。火繩の代りに燧石を裝置し、繩を引きて之を發火せしむることあり。其進退の規律整然たる、誠に一絲亂れずとも稱すべく、號令極めて嚴明なり。其後兵士の操練を行ふ。副將劍を拔きて中央に直立し、水兵二列橫隊に整列し、號令に應じ、彈丸を裝置し、一齊射擊の狀を行ふこと數回、其後隊形を二列縱隊に編成し、副將自ら先登に立つて之を導き、橫笛手一人、鼓手二人、喇叭手八人、樂を奏しつゝ進行し、盛裝の兵士水兵等、軍樂隊の拍子に合せ、步調を取りつゝ進行す。進行中、副將の號令により、携ふる銃を、或は肩にし、或は腕にして、銃の操縱極めて自由なり。

公は蘭人の操練を見、一旦其乘船に還りて晝飯を喫し、再び蘭艦に到る。

棒劍術及び撃劍を見る

樂隊音樂を奏し蘭將等公を迎ふること、午前に異なる所なし。公は砲彈の實物に就て親しく質問を發し、士官等懇切に之を說明す。藩士中、試みに小銃を取りて狙擊の形を爲すものあり、副將傍に來り、自ら手を以て之を敎へ、狙ひ方、發射法等を說明敎授し、少しも隔意なし、人々皆其好意を喜ぶ。後棒劍術を一覽せしむ。棒は六尺許、面は緣金(ふちがね)を嵌め、金網を張り、輪金を以て後頭部に締むる裝置なり。二人の鬪士相戰ひ、勝負の後、面を脫し互に握手して別る。其後劍術あり。劍は二尺許の細身の刀にして、一見長き金火箸の如き觀あり。尖端に丸を附けたるは、身を害せざる爲めなるべし。前と同じ面を被り、右手に劍を持ち左手を後にし、唯突くことにのみ勉む。相戰ふこと數次、握手して別るゝこと棒劍術と同じ。概して爭鬪極めて緩漫にして、我國の擊劍に較ぶべくもあらず。兒童の擊劍にても之に勝るべく思はれたり。終に公再び艦長室に入りて、少憩す。使節將軍此處に來りて、公來艦の光榮を感謝し、公亦謝詞を述べて還る。後其謝意を表する爲め、將官以下黑奴に至るまで、陶器、銘酒、錫等を贈りて之を勞す。

和蘭信書受否の論據

既に歸城の後、十月に至りても、江戸の幕府には和蘭國王の忠告に對して評議一決せず、ために人心動搖して巷說紛々たりしかば、和蘭の呈書は例の交易を請ひたるまでにて、さして他意あるにあらずと諭達したれど、市民は尙安き心なし。かくて荏苒として季節は冬に迫れども、其答書の案を決するに至らざりしが、遂に答書は追て通商の甲比丹によりて致すべしと答へ來りしを以て、使節船は歸國の準備に取り掛れり。是に於て公は十四日より又長崎に赴き、十八日の使節船出帆を見送りて、翌日より歸城せらる。この使節船入津のため、公は總て五度長崎に赴かれたり。是れ和蘭本國船渡來と稱したるものにて、天下の耳目を驚かして人心を衝激し、ために長崎にては半ば戰備の如き騷擾にてありぬ。本國船とは和蘭本國より來航せる船にして其例年渡來の商船と異なるをいへるなり。此處分につき幕府の當局者は二箇の議論に分岐したり。其一は和蘭には通商は許したれど通信を約せず、卽ち通商通信の別によりて、此本國の信書は斥くべしといふ者にて、其二は否、親好國なるにより受けて之に答ふべしといふ者なり。斯て

公警備に軍容を耀示す

後說の論者は、之を極言すれば國體にも關係する大事を引起すにも至らんとの恐怖を抱きたりしが、彼等は只是だけの差にだに鎖國開國を云爲して相諍へる程なりしを以て、初め本國船を長崎に迎ふる際の準備の如きも、文化元年の露西亞使節船の例により、番船其他の警備を爲して、戒嚴したりき。されば文化五年英國船の突入にて藩の汚名を取りたるを憤慨し、爾來焦心苦慮して長崎警備に盡力せられし公は、今度その當番年に本國船を迎へたるを以て、平生の準備を十分に示す好機會なりとせられ、屈竟の共進會を觀るが如く、初めより文化度に准じて大番頭深堀孫六郎をして兩番所を指揮せしめらるゝ上に、更に國老諫早豐前を出張せしめ、諸事之に准じて兵卒番船等を繰り出し、是迄用意せる武具甲冑、若くは兵隊の調諫に用ゐたりし總てのものに戰備をなさしめ、筑肥鄰藩の集會したる前に我藩の軍容を耀示せられたり。此の如く諸事の準備整頓して積極的の態度を示されたるを以て、之に對する者は自ら反對に消極に傾き、奉行伊澤は之を見て却て今度は通商國の使節なれば、警固を輕減して目立たぬ樣にと頻りに注意したり。

警備に巨費を糜す

乃ち公の本意も始めて稍〻滿足したる事なるべし。かの伊澤も初めは文化の前鑑に基きて積極的の思想を抱きしが、江戸と往復を重ねて、幕議の寛裕の取計をなす可きに至れる沙汰を得るに及び、更に人數を略減したりしなり。されど輕減は尙少しく之を差し控へしめ、和蘭使節の引接に際しては、露使の例によりて、大波戸より立山奉行所に至る沿道を警固せしめたり。本國船の滯在する凡そ百日間、前半には敵船を迎ふるが如く警備を嚴にし、後半には之を輕減したりしが、其間に於る往來の騷動、道路の費用は甚しきものなりき。長崎に出張する士卒は氣を鼓し腕を鳴らしたりしが、到著して見れば通商國の使節船とて四邊は靜穩を極むるにより、氣張りも脫けて、半途にして歸りたるとゝもに、和蘭國の使節船に向つてかほどの警備をなすにも及ぶまじなどと呟くものもありたりき。是は公の多年鼓舞せられたる一般攘夷の氣概の現出したる景象にして、實は公は其爲めに莫大の費用を糜せられたりしなり。されば幕府に拜借金の返納猶豫を願ひ出づるとゝもに、是までの大阪其他に係る借金の示談を爲すなど、財計の匱乏を

見るに至りたりければ、藩廳より平常送り來れる宇和島伊達家の觀姫其他の連枝への裝資金は、費途の餘裕なければ姑く謝絶すべしと申し出で、よりて公は聽許して內庫より補助せられたり。されど多年節儉の末とて藩の會計も既に餘力を生じ、以上は一時の入費にすぎざりければ、家中にも應分の雜費ありたるを以て當秋獻米の分率を減じ、千石につき三百七十七石五斗の率を千石以上に出さしめ、以下は之に准じ、差等を以て遞減せしめらる。十餘年前には、獻米にても尚足らずして相續米を渡すに至りしに、今は此の如く輕減を見るに至れり。又今度長崎に出張せる宗室鍋島山城への貸渡金定銀百兩を棄捐するとゝもに、國老諫早豐前には金三千兩、鍋島孫六郎には千三百兩、九月公に從ひて出崎し蘭船出帆まで滯在したる執政鍋島安房には百兩の取替金を出す等、家中に貸與したる金も頗る多かりしに、年末に至り、幕府より來秋參府に及ばざる命に接したり。

火術方を威遠流砲術稽古場となす

山地の實地演習の意を寓して猪鹿狩を行ふ

常時の砲術

公は十月長崎に本國使節船を見送りて歸城ありしより、益〻志氣を勵まされ、夷狄打攘の精神を發揮せられて、更に銃砲の火術を奬勵し、二十七日には、嘉瀬新村に至りて海上砲術を演覽ありしが、十一月山林葉落ちて實を結ぶ氣節となるに及び、三四の兩日、白石笹山の狩場に猪鹿狩を爲し、岡部杢之助・大木主計兩組の侍を狩場の勢子(猪鹿の徑に鐵砲を持ち配列して射止むるもの)に立たしめて、山戰の實地演習を寓せらる、十三日には岩田に赴いて火術方の砲術射的を演覽あり。

この頃の砲術は、今とは大に相違して頗る精密の研究を要し、砲丸の重量と火藥爆發の力とを量度し、目的の距離と勾配とをも測定せざるべからず、砲身には照準を定むる目鏡器械もなく、發射力にて臺後へ撥ね退くの度まで、盡く經驗法によりて精究的中を定むるを要し、砲丸に散彈を仕込むには圓球積を計り、火藥導火の度なども細密なる數理に亙りて、今の彈藥製造所にて匠心を殫す精微なる研究と熟練とを其祕術となし、此の如くして始めて的中の自信を得たるものなれば、今の精良なる照準器裝置の砲腔に精良の彈藥を塡めて發射するとは殆ど雲泥の相違にて、砲術家となるには數

威遠流火術の稽古場

學に兼ぬるに非常の研究と經驗とを要したるものなり。當時佐嘉の砲術家に數流あり、一を圓極流といふ、先代吉茂公の苦心研究に成りたる當家祕傳の砲術にして、原次郎兵衞の家に之を傳へ、其門人を組下となし、代々石火矢頭人に任ぜらる。是月原に對し、火術方に出勤し、諸事腹藏なく申談して指示をなすべしと命ぜらる。是れ本藩の舊式と西洋の新式との兩術を折衷し、或る程度まで祕法をも告げしめて、一の砲術を成さしめんとの意に出づるなり。相良源兵衞は眞田流の砲術に達し、大隈與一左衞門、竹野金兵衞は荻野流の砲術に達す、各一流の師範役となりて門人に教へたりしが、亦火術方の掛合を命ぜられたり。これ蓋し諸流を綜合して新に完全なる火砲を究め出さんとの意に出でたるものにて、名づけて威遠流火術の稽古場といへり。西洋火術の主唱者國老鍋島十左衞門も亦、家士を選みて威遠流の門弟となさんと願ひ出でたりしを以て、之を許可すると共に、十左衞門にも隨意に火術方へ出勤して諸事を談ぜしむ。

十六日、曩に長崎番所の番手をして、嚴密に勤番せしめんとて兩番所へ一

組づつ一箇年詰にて成營せしめしに、一年中彼地に在るは種々難澀の事情あるを以て、汛季間半年詰に改めんと相談し、よりて其大組頭より申請するところあり、乃ち御番方より之を仕組所の評議に上さんことを伺ひしに、公聞いて、仕組所の議は篤く前後を勘辨して決せざるべからず、一旦改正したる事をさしたる理由なきに再議するは不可なり、主任者に於て是を輕易に心得ては、凡ての仕組は貫徹せざるべし、さりとて改正すべき事に膠柱し、手を閣して因循するにはあらず、此を能く理解して勵精すべしとて斥けられぬ。よりて執政鍋島安房等恐縮して用捨を申し込みたれど、亦却下せられて一年詰の番は元の如く据ゑ置かれたり。十二月八日、公は水ヶ江御茶屋に到り、番所詰より歸りたる侍手明鑓の抱筒等の技術を演覽あり、是より例となりて行はる。又詰番外御小性の名を復して香燒團結の一番詰より十人を選命し、公の外出の時に隨行せしむ。

詰番外御小性の名を復す

當時公の施行發展せられたる邊防は、士氣を勵まし夷狄を攘ふの問題を懸け、その蘊底は容易に窺知するを許さずと雖も、表面攘夷論を主張せられ、

公衆の上にありて其思潮を統制しつゝ、所謂民は之に由らしむべし知らしむべからずの機括を用ゐられたり。當時の日本人は、二百餘年來鎖國泰平の餘習に昏睡を續くるのみ、其間に所謂志士なるものは、只表面に露出したる現象を觀て、纔に外國より漸次壓迫せられつゝあるに氣附き、遽に獨り自が思想を卓見と信じて、或は憤慨し或は恐怖し、攘夷論を唱へ腕を扼して、國中の元氣を充實せんといへり。されど此は自國獨立の根柢ならずんばあらざるを以て、時代の變化を制するものは、此間の消息に精通して、巧に思潮を操りて益々之を發展せしめ、以て衆の昏睡を覺醒せんと勉むると共に、志士亦ために各自覺する所に向つて政治の施行せらるゝを悦び、益々望を屬して奮勵、我持論を擴張せんと勵む。故に天保年間の英主は、咸、攘夷を主張せざるはなし、公の其詩に黠奴邊を窺はゞ飽くまで羶血を日本刀に膏せよといはるゝや、彼等は是に鼓舞せられて意氣を亢奮したり。是は知らしめたるにあらず由らしめたるのみ、實は泰平惰怠にて武器の薄弱なる、迚も此を將て外敵に當らんことを望むべきにあらず。されば疾く此際に眼を世界に

採長補短と攘夷の期成

所謂攘夷論者の外夷に當る戰法

注いで西洋の火術兵制理化學等を吸收して利器を得、以て採長補短の實績を擧げて、精神的に鼓舞振興したる士に之を執らしむべく、かくして始めて其功果は期せらるべし。然るに攘夷論者は、夷狄の文明知識を吸收するも、幾許もなしとて多くは是を痛斥したりしかば、是等を統御するには、事を急速にせずして時期の緩急を計り、其思潮を理想境に誘致する耐忍をなさゞるべからず、此に益、由らしむべし知らしむべからざるの機括は存するにて、多數知識者の裡にありて遠大の方針は策し難きものとす。故に公は天保の初めより既に西洋火術兵制の利用に注意せられたりと雖も、久しく是を蘊奥に潛めて、幕府の意思漸く動きたる機を捉へて徐々に發表し、外面より世界の形勢急迫を告ぐる今日に至つて、始めて之を發露せられたり。蓋し甚だ遲々たる感ありと雖も、實績に至つては猶澀滯しつゝありたりしなり。當時佐嘉藩に横流せる思潮を觀るに、多くの士は鎖國の夢纏に醒むるも尚舊慣に囚はれ、銃砲の器械を執り隊列を作つて進む不活潑の仕方にて夷狄に當らんより、寧ろ太刀を拔き長槍を揮ひ、突貫して白兵戰に勝負を決せん

海外活躍の素志

といふもの十に八九なり。天下攘夷論の巨擘水戸老侯の持論も亦此に在り、明治の後まで武士の尚此思想中に累せられて犠牲となりたる者は多かりき。公は日本の勇氣に加ふるに西洋の利器を以てせる表裏兩全を希望せられつゝありしにて、爾來引き續く歴史にて其然るを知り得べきなり。而して尚其奥に蘊藏せられたる素志あり、英國の支那開港の後に薩摩の齊彬侯と會談あるに及んで稍事實に發露したり。其事は何ぞ、長崎の砲臺を改築して威力ある砲を備へ、更に活動臺場たるべき西洋式の戰艦を製造し、軍港を設置し、以て我よりも海外に活躍して、一方には通商貿易を爲すと共に、他方屬地を拓開し、其利益を以て盛に將來の日本の獨立を利する器械を備へ、かくして開國の順序を運ぶべしとの經畫なり。凡そ人の企畫は、過去の經驗よりして將來の希望を展ぶるに止まるものにて、如何なる聰明の人と雖も、神にあらざる限りは未來を豫知する能はず、事後よりして識見の透徹したるが如く考へらるゝものなきに非ずと雖も、實は數年の後を看破したるものはなしと斷言するも不可なし、只時代に應じて能く政治の改造を

遂ぐるの人は、其局面に顯はれたる事につきて、後に當然來るべき條理を推し、乃ち其時一般思想に適當なる事より著手して漸次に其方針に導かんと勉むるにて、之を變通の道と爲すなり。公を先見卓識と稱するは、能く此針路を取り純粹明晰なる頭腦を以て裁斷し進まれたるによるなり。

夫の和蘭使節の齎したる國書は封書のまゝ幕府に送られ、時勢の忠告書なりと世には漏聞したれども、內容は深く祕せられ、當局者の外は之を知るものなかりき。幕府は其爲めに水野越前守、堀大和守を復職せしめ、是まで事を執りたる土井大炊頭、阿部伊勢守等と聯立せしめて事を議せしむると共に、併せて其兩派の屬僚にも意見を諮問したれども歸一する所あらず。要するに海外の形勢は、今や從來の鎖國を許さゞるを以て、特に和蘭の本國より使節を差遣したるに外ならずと雖も、鎖開の可否を決するは國家の大綱に關すれば、最も愼重の議を盡さゞるべからず。凡て此議に與かりたる者は多少開國の意見を有すれども、其識見に自ら深淺あるを免れざりき。曩に薪水令を出してすら衆論沸騰したる程なれば、此大議を家慶將軍の前

蘭國への答書に衆議決せず

に於てするも、容易に一決せずして使節に答書を與ふるを得ず、使節も亦必ずしも歸帆前に答書を得んとは要求せざりしを以て、返書は尙熟議を經て來年定例の商船甲比丹に渡すことゝはなりたり。この將軍の御前會議に水野は開國論を主張し、阿部は之を斷言するに躊躇し、將軍も祖法を解くを憚りたりといひ、或は阿部は開國論を唱へて水野黨これを否めりなどといふなど、世評思ひ〳〵にして何れを眞なりとも判じ得ざりしが、鎖國の墨守すべからざるは稍々識見ある者の盡く知悉しゐたる所なり。只有志の士なる者の主張は皆攘夷にありて、水戸老侯を始めこれを確執し、此派は我に獨立の確信なくして、夷狄に屈從するを忌み嫌ひたりしが、俄に之を斷ぜば大破裂を惹起すべきを以て、人々其緩急の度に一左一右當惑したるを事實となすべし。かくて幸に是は親好の蘭國通信なりしを以て、外交談判の演習をなすとゝもに、昏睡を醒ます好刺戟劑を嘗めたることゝなり、日本全國は是等の事より開鎖の論にて今年を經過せり。

參府用捨

第十三卷　海防提議

第三十九章　海防議の前提

江戸參勤猶豫、長崎非番警備

弘化二年乙巳、公年三十二歳なり。正月十三日江戸より目附渡邊善大夫到著し、去年十二月十九日に老中阿部伊勢守より呼出を受けて渡されたる封書並に書取を持ち來る。其文左の如し。

一筆令啓上候。公方樣、右大將樣益機嫌克被成御座候間、可御心安候。將又其方義、長崎表へ阿蘭陀本國船渡來滯船中、彼地之勤番警衛等格別骨折候趣に付、參勤被遊御用捨、來秋、不及參府段被仰出候間、可被存其趣候、恐惶謹言。

十二月十九日　　牧野備前守

阿部伊勢守

松平肥前守殿

書取

一　長崎當御番所之儀、來巳年松平美濃守へ代合候半者、來々午之年肥前守當御番所之儀者正月に至り相伺候樣可ㇾ仕事。

一　來未年參府時節之儀者定例之通相伺候樣可ㇾ仕事。

去年和蘭本國船渡來の時、老中阿部伊勢守は沿海の諸藩に令を下し、天保十三年以來の海防の事を取り調べて申し出でしめ、引き續いで浦賀奉行に命じて平根山に面する處に新砲臺を築かしむ。かくて海防事務はます〳〵重大になりたれば、其六月より、從來老中一人之を擔當したるを改めて、海岸防禦掛を置き、阿部、牧野の兩人、並に若年寄二人其事務の取扱に當ることゝなり、乃ち諸外交事務は其所管なるを以て、かくは連名にて參勤用捨の教書を出したるなり。

本年は非番にて公在國なれば益〻西洋火術の奬勵を加へ、二月新設の火術

益〻西洋火術を奬勵す

長崎會所より新製の銃を受く

方は永末に趣意を連續して家中一統に火術を習熟せしめ、毎年春秋兩度に御側の役々立會うて技術を試み、大砲の射撃は岩田に於て、劍筒銃陣の調練は鬼丸の調練場に於て爲すべしと定めらる。劍筒とは當時西洋一般に用ゐる劍附銃にて、火槍とも譯す、燧にて發火する仕掛にて、之をパトロントンと云ふ、紙袋に鉛を以て鑄たる圓球の彈丸を詰めて硝藥を盛り、カルコと稱ふる鐵杖を以て之を銃腔に突き詰めて射擊するものなり。是まで佐嘉にても燧銃は製造せしが、新式銃の舶來により、前年長崎奉行所へ、和蘭船の近年持ち渡りたる新製の銃は、我武事に用ゐて甚だ便利の器械なれば、長崎港非常の防禦用に供したきを以て、會所より賣り渡されたしと願ひ出でしに、早速允許せられ、本年五月、長崎會所に圍ひありし劍附銃百挺、ヤーカル銃十挺、騎馬銃五挺を下げ渡されたり。因て尚將來も此類の便利なる武器の蘭人の手より輸入せられたる節は、其時の都合によりて又賣り渡しを願ふべしと申し殘し、右の銃を受け取りて藩に廻送せり。是にて、當時の日本の、西洋銃砲に至つて初心なりしを推知すべし。

風說の不穩により長崎警備を嚴にす

本年は香燒再度の團結の滿期に相當するを以て、第三度の團結を選命して交代せしめらる。かくて後、四月の末、本莊の江尻に於て滿期歸來せる香燒詰人々の艪手（艪を押して船を操縱するもの猶今のボートレースの如し）を覽ぜらる。

本年は非番ながら海外の風說不穩なりしを以て、油斷し難し、警報を得て俄に人馬を出張しては機に後るとて、汛季中は大番頭鍋島孫六郞、石火矢頭人、御番方附役、武器方附役等に深堀詰を命じ、又長崎より警を傳ふれば、番頭二人、物頭二人、筒打八十二人に早速立にて長崎へ出張すべく命じ置かれ、猶當分我藩の手にて深堀領小鹿倉の內、中の窪其他に備へ附けたる大砲の筒打の者を增して警備を嚴にせられたり。

和蘭忠告に對する當局の意見

去年和蘭使節の呈せる國書は幕府に於ても極祕密に取り扱はれたり。當時有力なりし人々の思想は、凡て攘夷に傾きをりて、世界の各國と交際せんといふ常識ある人は殆どなかりきと言ふを憚らず。されば、後人批評し

和蘭忠告に對する水戸侯の意見

て能く當時の眞相を穿たむことは難かるべし。かの最も有名なる水戸景山侯の阿部伊勢守と贈答せし書翰は、國家を深く憂慮したる文と稱すべきを以て、當時の思想の一斑を證するために玆に擧げ置くべし。景山侯は此事について、阿部と隔意なく意思を通じ、書を贈りて『異國と往復せる書翰につきては尚承知せざるが、三親藩より異國と親交を訂することはあるまじければ、蘭國と往復せる書翰と贈酬の品目附とを示されたし、國書には必ず天主教を布く事と交易を請ふ事とあるならん、又贈品の中にはギヤマン等無益なる玩物あらん。』と問ひ越されたり。切支丹布教と外國貿易と華美の器物との三者は、最も國民の思想を蕩破する魔物として、時人の意中に嫌忌せられたる最大のものとす。其後阿部伊勢守より、夷狄使船よりの贈答書等は、その取扱者以外の他見を許されずと雖も、御三家方の直覽は格別なりとて、本年二月封書を以て之を景山侯に示したりしが、數日の後景山侯は阿部へ左の返翰を送れり。

夷狄の事に就ては弱年より懸念し、寢食を忘れ天下の御爲と計り奉存居

長崎以外の鎖國を策とす

れば、此度虜情詳悉に承知したるは肝銘難ㇾ有奉ㇾ存候。紅毛(オランダ)も頗る悧巧にて中々油斷は不ニ相成一申、諺に所ㇾ謂お爲ごかし、入ざる世話とやら申すものに御座候、少しも私の利心なしと申せども、陽に貪らずして陰に浸潤貪る、彼是の謀略は一穴の狐三穴の兎と洞察す、無疑書中に含蓄致候。皇朝は一小國にても人民衆多にして、且忠信義勇豪僻の性情に候へば、無理に襲來して戰爭にては利する事能はずと存じて、交易通信などに言寄せ、清邊(支那をいふ)の失敗などを說威し、甜辭を振うて漸々と撫込む手段は肺肝を見るが如し。夫を官吏など遠察もなくして打拂も御止めに成候へば、此方の動靜を推察致せる故に、使船を差越し候はん。此上は何れの海岸も手厚く備へ打拂へよと天下に御觸になり、甲比丹へ御達しにならば、必ず使船は來るまじく察せらる、何に致しても打拂御止めは遺憾不ㇾ少候。是後は清夷蘭狄たりとも長崎の外へは一切寄附け申さゞるが第一の御良策に可ㇾ有ㇾ之御座候。(中略)夷虜皇國を覬覦することは今に始めぬこと、此方にても之に處する策略は御代々樣の例にて、夷船一切御近附なきが宜し

く其中に次第も候はゞ幸と淸蘭たりとも交易を御禁じ可然奉存候。拙老に於ては夷狄へ拜を致す心底は毛頭無之、右の回答は誰が草案致したるや、漢文は淸夷の眞似なり、和文に致度し、甲比丹への諭書の方却て宜しと被存候。拙者儀切支丹の拜禮は不學中、又拜する心も無之候。一笑一笑、

呵々丙下。(丙下は火中に同じ)

攘夷論者の心理

是を當時に於て聰明にして氣力ありと稱したる者の意思の表白なりと謂ふも不可なかるべし。當時他に世界通らしき少數者の、開國を論じて往々罪科に處せられたるは、時人一般に水戸侯の如き心的傾向を有したるに由れり。攘夷呼はりは當時社會の上中下に通ぜりと雖も、各人の心理に立ち入りて考察せむか、その中には日本の小國と侮らるべきに基く恐怖心あるとゝもに、或は耶蘇教に蠱惑せらるべしとの猜疑心もあり、又彼が武器の機巧犀利なるに對する畏怯心乃至此を假りて他を排擠せんとする權勢の爭奪心もあるなど、その由來するところは一ならずと雖も、畢竟國防整理せられずして已にその時期に後れ、俄に浦賀方面に新砲臺を築かんとするも事

既に迫切したりしを以て、水戸侯の言の如く、長崎以外に外國船を寄せ附けぬを第一の良策なりと思惟したるによるなるべし。

幕府長崎防備の意見を問ふ

幕府長崎防備の施設を公に問ふ

されば攘夷は筑前肥前にて引き受くる警備をなさゞるべからず。因て去年の末に阿部、牧野兩閣老より、長崎奉行伊澤美作守を經て、防備を嚴重にする施設の意見を兩藩に問ひたり。これよりさき初編第三卷に記す如く、文化五年英艦突入の後に、長崎奉行曲淵甲斐守より、從來の長崎港內の兩番所にて防禦する設備を改め、之を港外に打ち攘ふの必要より、其方策を諮問ありしを以て、我藩よりは、異船渡來して沖より乘り入らば、先づ伊王島、神ノ島、高島等の島々に火矢石火矢を備へ置き之を待ち受けて打ち沈むべしとて、その經略を具陳したれど、容易ならぬ事業にて莫大の入費を要し、加之當時幕府は華奢に錢穀を濫費して財政に苦しめる最中なりしを以て、只港外にて打ち攘ふ方針を執り、砲數を增して、漸次其設備に近づくに止めしかば、改

築は懸案となりて、今や數十年を經過すれども尙著手せらるゝに至らず。公は長崎の地理を按檢し、海門島嶼の、その位地殆ど天成防禦の形勢あるを見るに及んで、是に多少人工を加へむか、砲臺を築成するは決して難事にあらずとの確信を抱くに至られしが、其後英佛諸國の形勢迫り來りて、先年遂に薪水令の弘布あるに及び、幕府よりの異船打拂の準備方法に關する諸問に對して、既に筑前藩と協議を始めてその時期を待たれし程なりしかば、今度の使節船に促されたる幕府は、海岸防禦掛を置きて公に意見を問ふに至れり。公は待ち詫びゐたる事なれば、直に我御番方に其商議をなさしめられしを以て、二月十日當折柄尙又筑前への示談に併せて奉行所へ申し出づる必要より、長崎聞役米倉權兵衞よりして筑前聞役に向くる手覺書を起草す、左の如し。

筑前との防備に關する交涉

當湊御備向之儀、去文化之度異船渡來後、新規御臺場御築立、其外如形御手當增、相成居儀に者候得共、去夏阿蘭陀本國仕立之船渡來、且琉球表之振合等を以者、何時異變出來之程難計、總而西洋之儀火術專に而、追年窮理經驗

を以て益大砲等相用候趣、彼是不容易風說等も有之、旁に就而者御備向之儀猶此上にも利用之計者有之間敷哉、役人共にも重疊遂吟味候得共、平常之場合に而格別御備向等相増候儀、將來連續之程も難計候得者、何分其通にも取計兼候、然れ共當折柄に付而者臨機猶又辨利宜通に者取計置度、依之於此方存寄之大旨不閣、別紙廉書差遣申候、其於御許樣御考量之筋も可有御座候得者、篤と御打合仕度御座候條、御存寄之程無御用捨爲御知被下度、此段先以御自分樣迄及御談候樣、國許より申越候以上。（別紙廉書は略す）

この伺出に對し、公より其通りと批し、長崎へ廻して彼藩の聞役に申し入れ置けり。

古賀侗庵の海防臆測

公は時代の要求に應じて攘夷の任に當る藩に生まれ、夙に頭角嶄然たる英主として其政績の顯揚する既に十餘年なりしが、世界の局面に向ひて大發展を試むべき時機に到達したる今日にありても、是まで信任ありし股肱

公の態度の兩面

古賀侗庵の海防臆側

の多くは世を去りたりとはいへ、猶久しく養成せられし人物は乏しからざりき。されば世の鎖國開國に惑へるものは、公の主張如何と瞻仰して、皆其手神を想望したるなるべし。公の態度を正面より見れば、純然たる鎖國攘夷の首領なり、他面より窺へば開國貿易の先見家なり、故に或は一定の見なく時勢に左右せられて運動せらるゝが如くに思ふ者もあらむと雖も、決して然らず。大變化の局面は左様に題目を唱へて仕遂げらるべきものならず、公の聰明なる、八面玲瓏、よく四邊の事情を照らし見て、攘夷の任に膺り、開國の規模を發展せんとて、政策を運びて機會を待たれたりしなり。されば其の處置の順序の如き、宜しく經過の跡を捉へて尋繹すべし。若し其心祕に入りて蘊奥を知らんには、師とせられたる穀堂の弟侗庵の所論に考及せば其消息を窺ふに足らん。侗庵の本邦の海中孤立の地なるよりして、銃砲船艦具備の必要を論じ、邦人の過去二百年前の歴史によりて、陸戰を其所長として海戰を避くるとゝもに彼が上陸を待つて鏖戰せんと欲するを迂濶とし、久しく太平に萎靡したる今日の士氣は、其長も亦恃み難しとし、方今の

侗庵講釋

兵器は銃砲の威力を主とするに、邦人の銃陣を小身侍足輕などの事と見做して之を輕蔑するの愚昧なるを慨嘆し、今日の時宜は銃砲を製作具備して火術を研磨し、堅大の船艦を造りて航海術に練習し、寛永以前の古へに復りて天竺、暹羅、安南等の地方に赴き、盛に彼國人と互市をなして富國の道を圖るべし、是は祖宗の法と違ふにあらず、古に闔ぢたるを今開くものにして、一闔一開は時勢を制する機括に外ならず、あながちに墨守するは愚かの至りなり、彼の耶蘇教も憂ふるに足らず、教法を以て他國を欺き取りたるは昔しの事にて、今の西歐諸國の國を侵略するは專ら兵の威力によるなりとてその事等を詳細に具論したりしが、その海防臆測を著はしたるも亦方に此頃の事にして、該書を讀まむか、公に代りて其事業の旨趣を述べたるが如く感ずべし。穀堂侗庵兄弟の相携へて公の智德を啓誘したりしこととゝもに、侗庵が宏覽博識を以て一世を傾倒したるは誰も知る所なり。公は古賀侗庵、佐藤一齋を延いて經筵に當らしめられしが、一齋は講座の能辯を以て名ありきとは雖も、藩邸にては侗庵の方好評なりき。兩先生の講釋を聽きた

るかの古川松根の話に、一齋先生の講釋は面白けれど、聽講者は寧ろ侗庵先生の簡淨にして早く講座を畢ふるを悦べりと。或日侗庵に大學の三綱領の講釋を望むことありしに、侗庵開いて、余が講釋の短きに慊られぬ歟とて、其座に一時半(今の三時)餘を滔々と辯じたりしかば、聽者盡く足の痿れに苦しみたり。卽ち公も侗庵も、講釋は一般的に智德を鼓吹するものにて、讀書子には餘り有益なるものならずと思惟ありしなり。故に井内、永山等が學館に朱王の學を鼓吹し、士氣を勵ますとゝもに夷狄を攘ふの策を論ぜるは、亦一齋の講釋の如し、皆人これを公の本領と思惟したれど、眞龍の變化は然く淺薄なるものにあらざるなり。されば其侗庵と對坐晤言して世界に對する政策を議せらるゝに當りては、必ずや意氣相投合したることなるべく、其掀天擲地の概は、海防臆測によりて窺ひ見るを得べし。名論卓説は非常の人にして始めて其功を期待すべし。侗庵の意見は阿部、牧野等にも陳ぜられたりしならむと雖も、當時の閣老輩のよく之を遂げ得んことは望み難きに似たり。蓋し鎖國の底に沈淪したる幕府としては、攘夷の外に自存の道は

對蘭問答書の筆者

なかるべく、攘夷の軍備足りたる後にあらずんば亦開國は議し難ければなり。故に和蘭國への答書を作るや、侗庵は一齋と共に筆を執りたれど、其文は彼の如き凡庸に止まりて、海防臆測と別人の筆になれる如き觀あるに至れり。さはれ其抱負は自ら其主を得て成し遂げんといふにありて、其主即ち公と、此機會を擊つて海防に力を展べんと期したりしなり。

國產方を置きて軍用金を貯蓄す

國產方の擴張

長崎の大小砲增加とゝもに、佐嘉にも亦射擊銃陣等の演習を奬勵し、而して、其用に消費する火藥の多分なるために煙硝製造を督したりしが、又家中の士より大小銃の稽古用に之を得んと願ひ出づる者に拜領買を許し、煙硝製造を國產方に附せらる。

此頃公は外國貿易に注意を生ぜられたるにより、國產方には和蘭船に賣り渡すために、領內一般に貿易品に適する物產を興さんとし、新に設けられたる局にては、煙硝以外の海外貿易品に關して製造奬勵の步を進めたり。

是局は殖産興業に係る經濟上必要のものなるを以て、斯頃に至りて始めて之を開くは甚だ後れたりと怪しむならんも、事實は全く反對なり。　公の藩中に攘夷の勇氣を鼓舞するとゝもに、節儉を勉めて華奢の惰風を洗滌せらるゝや、又領内に半は無用なる物産の製作を起されしを以て、一般世人は、物産を長崎に送り外國人に賣り渡して利益を營むは、廉潔なる武士の志業に似合はしからぬ事なりとて之を怪訝し、俗吏も亦民政の範圍外に逸出したる多端の産業を試むるは、害多く益少くして、さしたる利潤もなき事なりと誹笑し、却て之を公の餘りに才智に騁せたる好奇心に出でたる事業の如く思ひなしゝが、又内部には功利を好むものゝ君心を逢迎して企て起したる浮薄事のみといふものあり、他國には往々公を算盤大名などと風評したるもありたりき。　此の如く時代の思想に一頭地を擢んでて少しく先見の事を試みむか、世評の紛起は毎時のことなりと雖も、公の胸中には自ら見る所あり、此國産方を擴張し、農穀の外に山海林野の利を興して小物成の收入を増益し、以て國防の費に充つるとゝもに、海外に雄飛する資を得んと勉めら

れたりしにて、唯物質的思潮の潮先き[illegible]たるのみの時期なりしため、其成功に至りては必ずしも豫期せられしが如くにはなかりき。

公は是等の事を營む傍、騎馬にて諸所に遠乘をなして、香燒詰團結中より選みたる外御小性を引き連れられしが、平日城中に在りては日を定めて經史の會讀をなし、共に議論を上下せんが爲めに、學校より俊秀を選みて屯（たまらひ）の間詰を命じ置かれたり。されどこは徒に時間を消費せさせて、却て進學に弊害ありと學校より申し立てたるを以て、之を廢して只經史會讀の時に出席せしむることゝなれり。

學校の俊秀に屯の間詰を命ず

二月十八日公は遠乘として小城の圓通寺（鎌倉時代に於ける建長寺開山道隆禪師の徒弟若訥の開基にて、千葉胤胤が建立したる名刹なり、藩初の丹羽信長老は是寺より出づ）に赴き、鍋島紀伊守の居館に臨み、父子と面謁して應分の饗應あり、歡を盡して歸城ありき。四月二十三日には境原筋へ遠乘して蓮地に至り、鍋島攝津守の居館に入りて同じく父子に面晤し、饗饌ありて歸城あり。攝津守は往年幕府寺社奉行の登用を辭してより、再三隱居を情願し、公の慰撫絶念を勸めらるゝに逢ひて思ひ止まりたれど、七月に至

軍費貯蓄のために節約を令す

つて遂に嫡子甲斐守直紀に家督を讓りて隱居を遂げ、爾後は優遊風月を樂しみ、藩内の碩學詩人を延きて、詩書文墨の裡に日を送れり。されど時勢に容易ならざるものありしを以て、全く政事を度外に附するを得ず、自藩を督勵するとゝもに、時には公に對しても意見を陳じ、以て一般の名望を繋ぎたりき。

七月三日公小書院に於て宗室及び准宗室の四國老、連判加判の國老等を會せられ、御年寄より左の書を申達せしめらる。

國家軍備之儀　日峯様　泰盛院様格別之被爲在思召小物成所被相立別段御書之旨も有之候に付而者、軍旅一通御備之儀者今日に至り候而も蛇度不相動筋に可有之之處、昇平日久不急之事之樣相成、小物成取納之儀全平常之儀に相潰、誠以て本意之外に候。依之代始以來　祖宗之御遺制相立、子孫に至萬古不易之備相整度、諸般加節縮聊令貯蓄候。然處先般阿蘭陀使節船渡來一件に付而、當秋不及參勤旨蒙仰、右參勤料之儀地行之場に取用候筋無之に付、前件貯蓄相併、此節内外手を離れ、軍旅一偏之備申付候。

右者　祖宗方厚思召之次第者勿論、於我等數年令苦心候、形之通備申付事に候條、至後來萬一出陣之外取用候通於令吟味者乍不私事對國家之備、祖宗方竝に我等之趣意を破り、不忠之至候。右之趣年寄共へは別紙を以申聞置候條、此旨永々可相守者也。

弘化二年七月三日　齊　正印

維新後に於ける獻金の基礎

此書附は初め御座間に於て御年寄に渡され、其寫しは御年寄を以て大目附に交附あり、更に嚴格なる式を以て之を重職の人へ公の面前にて渡されたるなり。こは爾後我藩を終ふるまで嚴重に貯蓄せられ、終に大政維新後獻金ありしものゝ基となりたるものなり。

英艦長崎遊弋

去年和蘭商船の甲比丹より長崎奉行へ宛て、英國の軍艦サンマンクといふもの日本近海の測量のたに渡來せんと豫告せり。奉行は之を祕して人に示さゞりしが、長崎警備に當る藩々には祕密に知らせ置けり。かくてサ

英艦類に到る

ンマンク艦は今春清國の廣東を出帆し、呂宋より琉球の那覇港に著して食料を求め、昨年の佛蘭西軍艦來航の事などを聞き合せて、滯船する三日にして出帆し去りしが、七月五日に至り、長崎の遠見より帆船一艘見ゆと注進せり。乃ち豫て用意の如く諫早豐前は非番方の手配りとして直に赴き、深堀にある鍋島孫六郎と共に奉行所に出勤して其命を待ちしに、其船は英國の軍艦にて、彼は其伊王島到著旗合せ後の我訊問に對し、薪水食料の缺乏により、之を求めんがために來れるなりと稱し、我薪水令に從うて他に請ふ所なく、又類船もなかりしかば、別に疑はしき事なき由を奉行所より達したり。

此の如く平穩の事にはあれど、長崎には佐嘉の島々もあるとゝもに、非番の警備をも引き受けたることなれば、緩怠なき樣嚴重に備ふべしと申し付けしに、彼艦は其まゝ伊王島より出帆し、近海を少々測量したるのみにて去れり。公は八日に佐嘉を發して長崎に赴かる。是れ表面は非番所を受け取るためなれど、實は翌朝六角を發するに方り、昨日英艦の出帆したる報知到達したるを以て、濱驛に到り急使を以て長崎奉行へ進止を伺ひ出でしめ

我御番方より領內諸島へ外艦渡來に際しての心得を達す

られしに、御出崎になる方幕府への言上にも都合宜しとの事なりしを以て、直に藩を發せられしにて、其途次筑前侯の歸國に遇はるゝや、會見して九月出崎の歸途に佐嘉にて面話すべきを約し、かくて十二日長崎に著し、即日外目の臺場等を巡見して十六日に歸城せられたり。其後英艦は復琉球に到りて在留の清人佛蘭西人に面會したりしが、琉球には近海の測量を謝絶したりといふ。

此の如く英佛の軍艦支那より屢次我近海に出沒する時期となりたれば、我御番方にても吟味を遂げ、九月二日領內の島々に於る心得の大意を左の如く申達す。

異國船渡來之砌、端舟等に而御自領島々へ乘寄揚陸抔可致模樣に候半者、仕方等を以差止候儀者勿論之事に候。若押而て上陸徘徊支候而も不相用節は、無餘儀擱置、早速其筋申達可有之候。總而海防之儀に付而者、去寅年御觸達之旨も有之候得者、必粗忽手荒之儀など無之樣、自然手向等致し候半者、應夫取計を以搦取候樣、尤も鐵砲をも打掛候半者無餘儀打挫可有

レ之事に者候得共、人氣之立候折柄にも候得者、萬一此方より粗忽に鐵砲など打掛、御後害を引出候而者不容易儀に候條、厚く加勘辨寛猛之差引無油斷守衛有之候樣之事。

攘夷論の勃興したる際なれば、我より事端を挑發せざる樣に、斯く念を入れて愼重の態度を取られたり。

第四十章　筑前と長崎砲臺增築を協議す

和蘭國書の密示、筑前侯佐嘉會見

對蘭答書決す

和蘭國書內示

去年の和蘭使節船の呈したる國書に對し、幕府にては評議を盡したる後、家慶將軍の裁決にて舊來の鎖國主義を守るに決し、答書を作り、本年六月に長崎奉行の手を經て出島在留の甲比丹に渡したり。和蘭國書の內容の譯文は極めて祕密となされ、幕府にても三家の外には之を示さゞれども、筑前と我藩とは、長崎警備の重寄に當れるを以て、長崎奉行に對し、極祕密に其寫しを示せとの幕命あり、よりて非番中の公は自身長崎に罷越して之を受取るべきやと幕府へ伺はれしに、九月六日長崎奉行伊澤美作守より我聞役米倉權兵衛を呼び出し、用人を以て『江戶より到著せる宿繼によれば、最前國書譯文の提示に關し、出崎すべきや否やと肥前守殿より伺はれたる由なれ

ど、斯くては餘りにゆゝしげにて外面へ響きを及ぼすことも之あるべし、因て出崎には及ばず。松平美濃守殿當番にて出崎ある時、其藩の家老を呼び出し、美濃守殿一覽の上に封印をなして家老に渡し、而して國許の肥前守殿の一覽濟みたらば、直に封印にて其家老をして長崎に持ち越して返さすべしと江戸より下知ありたり、然し其れも其期に臨みて當地へ家老を差し越されては、外響に關するは同然に付、幸に鍋島孫六郎在勤なるを以て、同人へ渡すにより、其心得を申し通じ置くべし。』との諭達あり、よつて其趣を孫六郎家來へ申し通じて公の聞に達したり。是に於て孫六郎に對し、奉行の呼出にて其封書を渡されなば早速に佐嘉に持ち越すべし、公には長崎より歸來する美濃守と佐嘉城下にて面談あるべき約束あるを以て、其以前に御書附を一覽あらずしては相濟まず、旁々其意を心得置くべしと申し含められたり。由來大名は自國を離れては途次にても他の大名と私に面會するを禁ぜられたりしを以て、這次の會談は是までに例なき事なれども、今度の和蘭國使節の一件は邊防に重大の關係あれば、七月公の長崎へ赴かるゝ途上筑

前侯と行逢の時に直約ありしにて、既に去年幕府にも伺濟になりたる者なりといふ。和蘭國書の譯文は此の如く極祕に附せられ、嚴封して奉行より直に手渡したるが、佐嘉城下の旅館に於ける兩藩主の會見をさへ默許したるは、幕府に於ける空前の事にて、將來日本の對外政策に大波瀾を捲起すべき前兆にてありぬ。二十二日公は例の遠乘にて東郡の中原筋へ赴き、鍋島山城が白石の茶屋に入りて彼の父子と面晤せらる。當春以來三支家の居宅に就いて面晤ありしは、亦必ず國家に係る大事の祕密を談ぜられたることとなるべし。二十四日筑前の美濃守侯長崎巡覽を畢へて歸途に佐嘉に宿し、欄干御茶屋に於て公と面會密談を遂げたり、是れ言ふまでもなく西洋の形勢に對する長崎防禦の申合せなり。

公筑前侯と會談す

長崎奉行より封書にて示したる和蘭國王書翰の飜譯は左の如し。

和蘭國書の內容

鍵箱の上書和解

此印封する箱には和蘭國王より日本國帝（征夷大將軍を指す）に呈する書翰の箱の鍵を納む、此書翰の事を司るべき命を受けたる貴官のみ開封し給ふべし。

瓦刺汾法瓦（和蘭の國都）に於て記す

和蘭國王密議廳主事名花押

和蘭國王書翰和解

和蘭國王ベイデ、ガラチー、ゴッチヅ、ゴヲニング（天祐王の義、蓋し稱號なり）傘ヲラニー、ナッサウ（共に地名）の「プリンス」（爵名）リユキセムビユルグ（地名）の「ゴロヲト、ヘルトゲ」（爵名）ヰルレム名第二世誠意を以て、書を吾盟契隆治の所在帝都江戸なる名徳顯著大威望大日本政府に贈る、冀くは此書盟契の健康無恙福安の時に及び、誤なく其手に達せんことを。

二百有餘年前、大府の宗祖名徳馳揚の權現家康公より信牌を賜はり、和蘭人に其商船を以て日本に來ることの免許あり、是によりて我和蘭人今猶懇篤を以て日本に納れられ、優待を蒙るのみならず、甲比丹には定時を以て自ら大府に拜禮するの榮を惠まる、我和蘭人然く親惠を蒙ること綿々絕えざるより、余日本に對するの愛情甚だ深し、故に貴國帝土の安寧、貴國人民の幸福を進むる所の諸事は務めて爲さんことを冀ふなり。

従來の日蘭兩國は通信はなさず

和蘭日本兩國の主今日まで未曾て書牘を往復せず、蓋し書牘を要することなければなり、其故は交易の事及び尋常の風說は我和蘭の臣咬𠺕巴、及び亞細亞洲和蘭所領の諸島を管領する所の總督より、年々之を告ぐるを以てなり。

然れども今日に至りて余默止することを得ず、其故は爰に一大緊要の事ありて告げざることを得ざればなり、此事は和蘭人日本に於て交易の事に拘るにあらず、卽ち貴國政府の緊要の事に關りて、國王より直に國王に告ぐるに足るの一大事なり、余日本の後來を憂ふること深し、冀くは余の好商議を以て未來の禍を防がんことを。近年英吉利の女王帝國支那と劇戰せしことは、我國の船より年々長崎に出せる風說にても已に政府の明知を經たるなるべし、英武の支那帝久しく無益の防戰をなして後、遂に歐羅巴兵術の强大なるに屈し、其和議を行ふに及びて、大に支那古昔よりの政法を改め、且其五處の港を開きて歐羅巴と交易の地となせり。今を距ること三十年前歐羅巴荒廢の亂治りてより、諸國の民皆治平の業を營

歐洲諸文明國は財貨に乏し

阿片戰爭を好例として英國の毒牙を説く

み、諸州の國王古賢の言を遵奉し、其士民の爲に通商の諸道を開き、隨て諸民蕃息せり、又器械の學分析の術に於て發明多きにより、手作の業漸く必要ならざるに至り、交易及び勉勤何れの地に於ても其增息甚だ速なり、然れども是に關らず諸國に於て生計の財貨不足せり。

英吉利は其士人に富有知能深慮の者多しと雖も、生計の資に匱乏せし者多かりき、是に於て彼國人其交易の新途を求めて休まず、其求むるの切なるに至りては、或は異邦の民と爭鬪に及ぶことあり。是時に至りては英吉利の政官事の急なるによりて、唯務めて己の屬下を補翼保護するの外他計なきなり、英吉利商人と廣東にありし支那の官人と爭鬪の起りしも其始め又是の如し。此爭鬪よりして兵亂を生じ、其亂遂に支那の一大災厄となれり、其故は此一亂にて支那人死するもの數千人、諸所の府城掠奪蹂躪せられ、而して數百萬の寶貨を購焚料(燒打せらるべきを購ふために敗軍の方より出す金銀をいふ)として英吉利に奪はれたればなり。

當今の時右の如き災厄將に日本に及ばんとす、若し些しの不慮あらば則

外舶の待遇を改むべし

ち禍胎を萠發すべし、今よりは諸般の船日本に游走するもの增すなるべし、然れば其船の人等と貴國諸州の人民と極めて爭鬪を生じ易かるべし、是等の爭鬪より兵亂を起すべきことは我深く憂ふる所なり、貴國の明智應に此厄災を防ぐの良策あるべし、是余の希望する所なり。千八百四十二年（天保十三年壬寅）八月十三日長崎奉行より和蘭甲比丹に示されたる諭書に異國の船溫和の遇待の命あり、これ以て政府の明智洞察を知るに足る、然れ共此命以て厄災を防ぐに足るべきか。右の諭書中に說く所は、只難風に過ひ或は匱乏して日本海岸に漂著する所の船のみ、若し此他の事にて敵對の意なく日本海岸に近よる所の船は如何の待遇を蒙るべきか、右等の船若し溫和ならず粗暴に抵拒せらるゝ時は即ち爭鬪を生ずべし、爭鬪即ち兵亂を誘發し、兵亂即ち荒敗を致さゞる事なし。

日本の爲に此禍害を除かんことは、是余の最望む所なり、此心蓋し二百餘年來我和蘭人日本に於て優待を蒙るに報ずる所なり。古賢云、居安見危、治不忘亂、余熟〻時世の移換するを考ふるに、坤輿生民の通交隆盛を爲すこ

親交は交易より生すべし

と甚速なり、蓋し爰に拒ぐべからざるの勢ありて、坤輿の民を互に相引き相集む、近頃蒸氣船の發明ありてより、遐邇漸く邇近となれり、此諸民互に相近くの時に在て孤立して交はらざらんと欲する者は、遂に仇を諸國の民に結ぶに至るべし。名德顯著の貴國祖宗法を立て、異國の民と通好を狹限するは（通商は唐土和蘭の二國に限るを云なり）余が知る所なり、然れ共「ラヲ、ツエヲ」（按ずるに老子なるべし）の言に、聖人上に處れば和を保つといへり、もし夫れ宗祖の法を嚴守して和交爲すべからずといふも、聖賢は其法を寛にせん事を欲せり。余の誠意を以て大府に勸むる所亦斯の如し、希くは異國の人に對するの法を寛にして幸福の日本をして兵亂の爲に荒敗せしむる事勿れ、余の此議を大府に勸むるは一片の誠心にして、少しも私利の心を挾むにあらず。夫れ和好を保つには唯親信の文によるべし、親信の文は唯交易によつて生ずべし、これ日本政府の賢明洞知する所なり。大府若し此貴國の大事に付て猶其詳を知らんと欲せば、宸翰の回書を賜はるの後、余將に余の親信する所の者一人を日本に送らんとす、然る時は余の此書牘中大略を擧

げたる事の詳明を盡すことを得べし。

余隔遠の日本の幸福和好を願ふ内に悲惻に堪へず、其故は之を慈父に議せんと欲すれば、哀哉慈父和蘭王キルレム第一世二十八年親政の後、今を距ること四年前館舍を捨つ、大府幸に憐恤を垂れよ。

余今一軍艦を以て此書牘を贈る、希くは大府の回報を得んことを。右の艦中余の肖像あり、是余の誠實戀愛の心を表せんが爲に大府に獻ずる所なり、此他尚一二の禮物あり、記して副紙にあり、竝に菲微の品たりと雖も、皆和蘭國人の學藝巧術及び勉勤によつて產出する所の物たり。貴國從來我和蘭人を惠恤すること鮮からず、余深く是を謝す、猶且將來に望む所なり。

上帝大府の顯明宗祖を祐けて其治業を永久ならしむ、其大府に於ける亦此の如く幸福をして永久ならしめん、是余が祈る所なり、洪福安寧和樂大日本永く之を得よ。

視政第四年千八百四十四年二月十五日（天保十四年癸卯十二月二十七日）

蘭國王自己の肖像を贈る

ス、ガラアヘンハ、アガ地名王宮に書す

キルレム

ミニステル、ハン、コロニイン官名

ハナアド人名、但草體にして讀み難し

幕府の蘭國書を祕密に附せる理由

この國書は二百餘年來の交誼により、現今歐米の形勢に鑑みるところありて、深く日本の爲めに慮りて忠告したる極めて懇篤の書翰なり。當時幕府に於ても西洋書を講じたりしことゝて、世界の形勢を略ぼ察知し得たるべく、鎖國の保ち難きことにも想到したりしならん。さるに此書翰を人に見しめず、非常の祕密に附してたゞ關係者にのみ議を凝らさしめ、遂に將軍親裁してこれを決したるは、今より考ふれば甚だ怪しむべきものにして、卽ちこれその時代に於ける幕府の處置の後れるによるなり。松平樂翁侯の攘夷防禦に著手せる寛政以來、たとひ幕府財政に許さゞる所ありとも、苟も此に注意する厚くして、徐々たりとも亦建設に勉むるところありたらむには、爾後星霜を換ふる幾ど五十年の今日とて、國防に恃みを係け得べきところも

あるべきに、驕奢の逆波を起して、天下の禍根を助長せしため、亦策の出づるところなきに至れるなり。されば此の驕奢の風はいたく江戸諸藩の士の憤慨を買ひしが、之に反し、公は疲弊の極より艱苦を嘗めて西僻に藩政を更張する既に十五年、漸く財政に幾分の餘裕を生じ、士氣の奮勵とゝもに武備も略ぼ整はりしかば、異船打攘には稍〻自信を生ずるに至れり。江戸は全國の首都にて天下の人心を變化せしむる大局面なるに、家慶將軍の水野越前守を用ゐて始めたる改革の如きも、我藩より十年を後れ、而して全國に鬱陶せる攘夷論は、二年前の薪水令にも既に激昂を生ぜり。夫の令は和蘭の國書中にも靦縷しあるが如く、世界に對する穩當なる政策の初歩にして、卽ち鎖國を廢するの門出たり。蓋し既に自ら恃む所なくして世界の大勢に降服したる以上、更に歩を進めて通商を許すの驛站とならざるべからざるは必ずしも和蘭の忠告を待て始めて知るべきにあらざるなり。卽ち這般の消息は、當時聰明の君たる我公、若くは薩摩の齊彬侯には既に瞭然たるものありたりき。幸に今次は友國の王より忠告を受けたりとはいへ、次で他國

宜しく蘭國書を公表すべし

鳥居甲斐守暗中飛躍

より強て之を迫られなば、則ち異國に屈して鎖國を撤廢せしめらるゝ結果となるべきを以て、當時幕府は、その攘夷の準備には覺束なきものありたりとも、公然全國に和蘭國王忠告の次第を發表して、世界の大勢一變したるを宣言し、この機會を利用して鎖國を廢する果斷を決行すべきなり。かくせば和蘭より使節を特派せし厚誼の如きも、空に歸するなくして時局變通の好機會となりたりしならんに、時代の趨勢に取り殘されたる幕府のことゝて、突發事はすべてその難事とするところなりき。かくて和蘭國書を祕密に飜譯するに當り、鳥居甲斐守は機密の手より其譯書を得て老中以下の無能に憤慨し、水野、堀を推し立てゝ再び大に爲す所あらんと運動したりといふ。されど、鳥居が前に事を用ゐたる跡を見れば、亦世界の大勢に通じたる人にもあらず、假令風說を眞なりとするも、畢竟これに乘じて自家の功名心を飽かしめんとしたるに過ぎざるべし。かくて其他の有識若くは有力家といはれしものは、局外にありて時政を誇り、以て世人の畏敬を集めたりしが如しと雖も、眞に局に當りて能く之を斡旋し得るものは殆ど無しと謂う

て然るべし。蓋し幕府第一の賢君と稱せられたる水戸景山侯の意見に徵しても、しか斷言し得べき理由あり、其は後に言ふべし。

信商の別を說いて國際を拒ぐ

和蘭國書に對する返翰は、幕府にありて評議に評議を重ねし結果、御儒者林大學頭(衡)、古賀小太郎(侗庵)、佐藤捨藏(一齋)の三人起草して漢文にて認めたり、左の如し。

去歲七月貴國使价船、齎國王書翰、到我肥前港、伊澤美作守受而達之江戶府、我主親讀之。貴國王以二百年通商之故、有遙察吾國之利病、見忠告條件、其言極爲懇款、且別見惠珍品若干種、我主良用感荷、理宜布報、然今有不能然者。我祖創業之際、海外諸邦、通信貿易、固無一定、及後議定通信之國、通商之國、通信限朝鮮琉球、通商限貴國與支那、外此則一切不許新爲交通、貴國於我、從來有通商無通信、信與商又各別也、今欲爲之布報、則違礙祖法、故俾臣等達此意於公等、稟之於國王、事似不恭、然祖法之嚴如此、所以不得已、請諒之。至見惠禮物、亦在所可解、然而厚意所寓、遐方送致、倘或返納、益涉不恭、因今領受、薄晋土宜數種、以表報謝、且錄別幅、勿却幸甚。抑祖法一定、嗣孫不可恪違、後來往

復請見停、或其不然、雖至再三不能受、幸勿爲訝、至於公等書翰、亦準此不爲報也、但貴國通商、遵舊約勿替、亦是愼守祖法耳、幸稟之於國王、雖則云爾、至於國王忠厚誠意、則我主亦深感銘、不敢疎外也、因今俾臣等具陳、言不盡意、千萬諒察、不備。

阿蘭政府諸公閣下

日本國老中

阿部伊勢守正弘判
牧野備前守忠雅判
青山下野守忠良判
戸田山城守忠温判

同拜

弘化二年乙巳六月朔日

返書を長崎へ送りて在留の和蘭甲比丹に渡したりしが、これに附けて甲比丹へ交附せる諭書は左の如し。

我國往昔より海外に交通する諸國少からざりしに、四海泰平に治まり法則稍備はり、朝鮮琉球の外は信を通ずる事なし、其國と支那は年久しく通

返翰は國書にあらず

商すと雖も、信を通ずるにはあらず。然るに去秋に其國王より書翰差越すと雖も、厚意に愛でて其が爲に答ふれば、則ち信を通ずる事にして祖宗の嚴禁を侵す、是我私にあらず、故に返翰の沙汰に及び難し。然りと雖も多年通商の好みを忘れず、至誠の致す處、祝著之に過ぎず、其懇志の程聊か會釋に及ばざれば、禮節を失ひ、且誠意に戾る、依て其重役へ書を送りて厚誼を謝す。又品々贈越すと雖も、返翰に及ばざる上は請納め難し、然れども厚意の默し難き故に、其意に任せて納め留む、就ては是よりも會釋として國產の品々送遣はすなり。されば後來必ず書翰差越すこと勿れ、若し其ありとも封を開かずして返遣はすべし、正に禮を失ふに似たりと雖も、何ぞ一時の法を以て祖宗歷世の法を變ずべけんや。是を以て他日再び事を費すこと勿れ、此度書翰相贈り候とて其返翰固く無用たるべし、此旨能能心得本國へ申傳ふべし。

前の漢文答書は通信通商の別を楯に取り、懇親忠告の厚意なるを知りながら拒絕したるにて、一は彼國より再應使節を遣はして列國のために入說す

るを畏避し、一は內國人の非難を防ぎたる苦心の文にてあるべし。

前に擧げたる水戶景山侯の書中に、蘭國より贈物にギヤマン等無益の玩物とあるは事實にして、其目錄によれば國王の肖像、硝子製の燭臺一對（五箇の球を具へて之に蠟燭を點ずるもの）玻璃の大花瓶、其他騎馬銃、函入のカラビン銃二挺、歐羅巴地圖、東印度蘭領の大圖、其他二十二種の書籍あり、而して水戶侯の嫌へる玻璃燭臺は贈品中の主なるものにてありぬ。幕府の贈品は金屏風、梨子地の硯箱文臺、描金の書架、及び各種の絹織物なり。當時の日本は、賢主いづれも皆質素儉約を主とする政治を行ひたりしを以て、西洋に所謂文明美術の產物の渡來は、いたく人心を激昂せしめたりき。

長崎築堡を筑前に示談す

九月公の筑前侯との佐嘉に於ける會見は、長崎外港に新臺場を築く懸案を實施する機會を開き、幕府筑前の間參互に協議は起れり、佐嘉にて是を筑前御示談と稱ふ。十月には長崎防備の潤飾につきて兩藩係りの役々彼地

に出會する事となり、我藩よりは示談方として御番方相談役格田中半右衛門、附役高木權大夫以下數名任命せられたりしが、示談に取り掛る以前、伊王島、神ノ島等の新臺場地を實檢し置くべしとて、當役差次鍋島志摩を彼地に遣はし、鍋島孫六郎と立ち會ひて實地の地理を檢分せしむ。是れ公が國家の爲めに世界に對する運動を開かれし始めにて、その主任に命ぜられたる田中半右衛門は、先年より井內と共に政府仕組所を兼ねて相談役格たりしが、八月より御側頭となり、猶請役所御番方相談役格を兼ねて、樞要の三位地を占め、公の旨意を含みて運動機密の事に任用せられたり。斯くて新臺場建築について筑前侯より直書到來す（是書は逸して存せず）。これに對する公の答書は十一月四日附にて左の如し。

筑前侯直書に對する公の答書

貴翰忝拜誦仕候、陳者伺草案の儀被仰下承知仕候、於小子草案先達より取立一兩日前出來候得共、小子色々存寄有之、清書仕候樣に者相至不申清書仕舞候半者可差上候間、無御腹藏御加筆可被下候、又愚存之次第も候はゞ可申上候。且又御伺書に阿部より相達の事は內達の事故、御書載不被成

候由、小子如何存候哉御尋被レ下、如レ仰表向伺之儀者家老書面等に付、阿部相達之趣者用捨之筋に可レ有レ之、併し全く兩家存寄の譯に相成候ては、最前御達の旨有レ之、中立の詮薄く可二相成一に付而者、一同御互に御達之旨を請け、別段申上候方には有レ之間敷哉、表向候哉御尋之趣、何れも此事者表向不二相成一候半而者不二相濟一事故、小子にては最前より表向に致居申候。勿論內密拜見物之儀者不二申聞一候へ共、愚存之次第申上る樣との御沙汰の旨は、家に取り身に取り誠に無二此上一難レ有事に付、家老は勿論、其筋役人共へ小子面前にて直に申渡置申候。如レ仰御互に家老掛合相濟候へ共、御內々の趣被二仰下一候由難レ有奉レ存候、先は貴報迄愚存之次第不レ閣申上候、萬後鴻と奉レ存候、

恐惶謹言。

別啓　本文之通り申上候得共、一體御備向潤色之儀者後來に相掛り大業に候へば、實地等夫々取調候はでは中立の基本不二相立一候に付、先達より其筋役人見聞等申付置候。此節の儀不二輕易一事に付、紙面等にて不レ碎有レ之候ては不二相濟一事故、不レ遠內草案伺を始め諸事差含み其筋の役人出

事を表向となすべし

崎中付、御家來衆へ申合爲致含みに御座候。右は猶家來より御家來衆へ可及掛合と存候へ共、先以此段別啓極密如此候、擱筆。

此文中の、此事は表向に成らずして相濟まず、小子は最前より表向に致し居るの句は、警策として注意するを要す。

長崎に於ては雙方の役々會合して改築の事を議定する運びとなり、十二月に至り筑前藩より石火矢役頭取兩人も出會すとの事なりしかば、是まで顧問として內密に長崎へ赴きゐたりし石火矢頭人原次郎兵衞に對して、是より表向に出會を命じ、かくて兩藩の打合などにて今年は暮れたりき。

此蘭使の渡來に激動せさせられたる全國の武士は、空拳を張りて攘夷を論ずる聲を高めたりしが、幕府諸藩は大に狼狽錯愕したり。されどこは公のためには却て好機會を開きしものにて、公はこゝに國家のために世界に對して大發展を試みる步武に就かれたりき。是年除夜の作に

雪鬣野嘯覆平蕪、歲月看驚如轉珠、覇府運籌闇形勢、遺令鎖國小規模、微軀任重奈才拙、雙鬢霜侵尙故吾、英氣一團未消盡、夜更猶閱五洲圖。

遺悶只應呼綠醅、沈吟守歲小書臺、先鋒不之喻嬰輩、輔相實難房杜才、洗研窻前刪舊草、汲氷几上挿寒梅、胷中一定存奇略、蠻舶何妨敵海來。

と。公の時勢に對する胸懷は此二詩を見て窺知せらる。

武具方の擴張

笹山獵場の甲冑調練

一方には西洋の銃陣火術を研究せしむると共に、祖宗以來の兵制軍備を整理し、先公以來創置せられたる武具方（今にて言へば陸軍製作寮）の武具製造を擴張して、陣幕、陣樽、幟半、幌半、日足（兵士の標章）等舊式の兵具にも遺憾なからしめ、刀工肥前忠吉の家橋本新左衛門、近江忠廣の家同左傳次併せて一門弟の十人鍛冶、鑄工には谷口彌右衞門、鎧師には春田庄兵衞等をして番太刀、番刀、小銃、大砲、甲冑等を製造せしめられしが、更に西洋式に倣ひ鐵を熔かして巨砲を鑄造すべく、慘澹たる經營を凝らされたり。かくて武具方頭人諫早豐前病死したるを以て、六月執政鍋島安房に武具方小物成所の兩頭人を兼ねしめられしが、十一月の獵期に入るや、例の白石郷笹山に猪鹿狩を催ほし、四日御側四

甲冑調練の始め

組の士卒を率ゐて甲冑著用の調練を狩場に試みられ、公自身も小具足を著用して之に臨まれたり、亦頗る壯觀なりき。以後之を順次に他の諸組に及ぼして甲冑調練を佐嘉北山の大野原に於て演ずるに定めらる、是を佐嘉に於ける甲冑調練の始とす。これ士卒をして甲冑著用の運動を練習せしむるのみならず、從來家中の多くは出陣の用意を怠り、ために先公以來の警告も普くは行はれざりしを以て、時勢切迫の際とて特に之を督勵せられたるなり。かくて歸城の後三支藩を始め總て家中に對して古來各持ち傳へたる武器の檢査を開始し、御側頭御什物役に其係員を命ぜられたり。

甲冑如睦虎口前

藩の士政は戰時の軍隊編制を基礎となしたりしが、平時にも其養成事務を併せ辨ずるを組仕組といひ、而して組には戰時平和の二を分ちたり、甲冑如睦是なり。甲冑とは事あれば甲冑を著して戰場に向ふの意にして、平時にも軍務の番役總て軍隊義務の役に服するをいひ、如睦とは平和に於る家常生活、及び給祿の分配等にかゝる務をいふ、足利時代より九州地方に行はれたる法律語なり、甲冑如睦の務めには非常の相違あり。甲冑は給祿に

對する義務として自格護にて務む、自格護とは當時の通用語にて費用を自辨する意なり、法律語にては虎口前といふ。如睦の務は義務の外なるを以て、幾分の宛行をなして費用を補給す。其別を例せむか、組割の調練、若くは組役にて務むる寺社の警固、出火の警備等は甲冑の虎口前たる義務なり。さて長崎警備は甲冑の虎口前なるべきを當然となせど、藩外の出張とて費用を多く要したりしを以て、幕府より爲めに免ぜられたる江戸課役を移して常時の宛行をなし、以て緩怠なからしめたりき。かの幕府參勤の如きも、古時の軍隊を引率して上番したるよりすれば、亦甲冑の務なるべしと雖も、太平の世とて平時の職務となり了し、乃ち行粧を磨くに因つて其費の宛行をなして組當にはなさゞりき。其他平時の事は凡て如睦の務として幾分の宛行をなし、家中第二の義務とせり。

乙巳年十五組著到

此の如く甲冑を家中の給祿に對する義務となして、茲に士政は成立した

組著到

りしが、其組織は組著到にありき。著到とは兵籍をいふ。昔日諸國の兵士の朝廷幕府等の命にて結番の期又は戰場に到る時、其著到を奉行所又は部將に稟告したるより起る語なり。我組著到は二代勝茂公の時に定めたるものにして、總家中を十五組に分ち、御側四組、先手二組、警固六組、留守居三組とす。御側組は字の如く君主出陣の際率ゐる親兵にして御小回ともいふ。先手組は戰國の時智勇の將を選みて兩先鋒となしたる遺法なり。警固組は領內警固の任に當る、古の警固所追捕使の遺法なり。留守居組は諸組出陣の後に留守する兵をいふ。弘化二年乙巳に於ける總著到を左に掲ぐ。

鍋島彌平左衛門私著到

鍋島彌平左衛門（神代領主）組私著到

士	五十九人	內本人	四十一人	倅	十八人
重松善右衛門組手明鑓	三十七人	內本人	三十人	倅	七人
永山十兵衛組御歩行	六十二人	內本人	五十人	倅	十二人
横山清記組御歩行	六十五人	內本人	四十九人	倅	十九人
丹羽久左衛門組新御歩行	六十三人	內本人	四十二人	倅	二十一人

滿岡三之允組諸職人　五十五人　内本人　三十九人　倅　十六人

倉永兵藏組御弓足輕　三十九人　内本人　二十九人　倅十三人　孫一人

南部大七組御弓足輕　三十四人　内本人　二十五人　倅七人、孫一人、後見一人

入江善兵衛組御弓足輕　三十五人　内本人　二十五人　倅九人　孫一人

納富六郎左衛門組御鐵砲足輕　四十一人　内本人　二十五人　倅十一人、孫四人、後見一人

久米雄七組御鐵砲足輕　三十八人　内本人　二十五人　倅十二人　孫一人

原五郎左衛門組御鐵砲足輕　三十八人　内本人　二十五人　倅九人　孫四人

牧彌學組御鐵砲足輕　三十八人　内本人　二十五人　倅　十三人

倉町左傳次組御昇副筒足輕　四十五人　内本人　三十三人　倅十人、孫一人、後見一人

洪六郎右衛門組御長柄鑓足輕　四十五人　内本人　三十五人　倅　十五人

組中〆　人數九百九十六人　内本人七百五十三人　倅二百二十三人

孫十三人　後見三人

中村彦之允組御船頭并役者御手網子

四十八挺立　一　艘　六十二挺立　二　艘　五十六挺立　二　艘

四十六挺立 十六艘 三十六挺立 四 艘 二十二挺立 一 艘
五十 挺立 二 艘 四十二挺立 一 艘 三 十 挺立 二 艘
三十二挺立 一 艘 二 十 挺立 八 艘 十 二 挺立 五 艘
八 挺立 八 艘 六 挺立 二十一艘 四 挺立 五 艘
三 挺立 四 艘 御使者船其他〆二十艘
〆 百四艘
御 船 頭 五十四人 内本人 四十三人 倅 十一人
役 者 百二十二人 内本人 九十六人 倅二十三人 後見三人
御手舸子 百十人 内本人 百十人
三石御手舸子 五 人 内本 四 人 後見 一人
組中總人數 九百八十五人 内本人七百四十二人 倅二百二十三人
孫十三人 後見七人

鍋島播磨(太田家)組私著到

士 六十七人 内本人 四十三人 倅 二十四人

嘉村源左衛門組手明鑓　四十六人　内本人　三十人　伜十五人　孫一人
深江八左衛門組御歩行　六十九人　内本人　四十九人　伜二十人
同人預組御歩行　六十九人　内本人　五十人　伜十六人、孫二人、後見一人
井原權右衛門組大工棟梁　二十三人　内本人　二十一人　伜一人　後見一人
島內桓次組御弓足輕　三十六人　内本人　二十五人　伜十人　後見一人
野田助九郎組御弓足輕　三十五人　内本人　二十五人　伜十人
小川平七組御弓足輕　三十四人　内本人　二十五人　伜八人　孫一人
藤山嘉右衛門組御鐵砲足輕　三十九人　内本人　二十五人　伜十三人　後見一人
渡邊次郎兵衛組御鐵砲足輕　四十人　内本人　二十五人　伜十四人　孫二人
角十郎右衛門組御鐵砲足輕　三十六人　内本人　二十五人　伜十一人
伊東兵部左衛門組御鐵砲足輕　三十九人　内本人　二十五人　伜十二人　後見一人
牟田口兵之丞組御昇副筒足輕　四十九人　内本人　三十三人　伜十四人、孫一人、後見一人
秀島壬生右衛門組御長柄鑓足輕　四十七人　内本人　三十人　伜十五人　孫二人
島內形左衛門組鍛冶　十五人　内本人　十人　伜五人

組中總人數　千二人　内本人七百四十四人　倅二百三十九人
孫九人　後見十人

諸岡彦左衛門組御船頭并役者御手艀子

四十八挺立　一　艘　五十六挺立　四　艘　四十六挺立　十六艘
三十六挺立　三　艘　二十八挺立　三　艘　四十二挺立　五　艘
六十二挺立　一　艘　四十四挺立　一　艘　三　十　挺立　一　艘
二　十　挺立　八　艘　十　二　挺立　六　艘　八　挺立　八　艘
六　挺立　十七艘　四　挺立　六　艘　三　挺立　三　艘
外　十七艘

〆　百艘

御　船　頭　四三十人　内本人　三十六人　倅　七　人
役　者　百　三　人　内本人　七十七人　倅　二十六人
御　手　艀　子　百　十　人　内本人　百十　人
三石御手艀子　五　人　内本人　四　人　倅　一　人

鍋島隼人組私著到

鍋島市佑組私著到

組中總人數　九百六人　内本人六百六十八人　倅二百二十二人

孫九人　後見七人

鍋島隼人組私著到

士　六十八人　内本人五十人　倅十七人　孫一人

原次郎兵衛組手明鑓　五十人　内本人四十人　倅十人

永淵武兵衛組御弓足輕　四十人　内本人二十五人　倅十二人、孫二人、後見一人

石井彌七左衛門組御鐵砲足輕　三十七人　内本人二十五人　倅九人、孫二人、後見一人

德永傳之助組御鐵砲足輕　三十七人　内本人二十五人　倅九人、孫一人、後見二人

原次郎兵衛組大筒足輕　三十四人　内本人二十人　倅十三人　後見一人

圓城寺權兵衛組小道具之者　三十七人　内本人二十五人　倅十一人　後見一人

鍋島新左衛門組小道具之者　三十六人　内本人二十五人　倅九人、孫一人、後見一人

組中總人數　三百三十九人　内本人二百三十五人　倅九十人

孫七人　後見七人

鍋島市佑組私著到

士　六十人　内本人四十一人　倅十九人
澀谷忠兵衛組手明鑓　五十七人　内本人四十人　倅十七人
石隈德大夫組御弓足輕　四十人　内本人二十五人　倅十五人　孫一人
犬塚三郎兵衛組御鐵砲足輕　四十一人　内本人二十五人　倅十四人　孫二人
横尾次郎右衛門組御鐵砲足輕　三十七人　内本人二十五人　倅十二人
澀谷忠兵衛組御大筒足輕　三十六人　内本人二十人　倅十六人
古川一介組小道具之者　三十二人　内本人二十五人　倅七人
志波左傳太組小道具之者　三十六人　内本人二十五人　倅十一人
組中總人數　三百四十人　内本人二百二十六人　倅百十一人
孫三人

以上を御側組となす、前の二組は本人（即ち戸主）の數七百内外の大組にして、大組頭は家老より命ぜらる。後の二組は本人の數二百三十人内外にて、前の二組に比すれば（舟手を控除し）數の半にも及ばず、大組頭は著座より命ぜらる。

鍋島主水組私著到

鍋島主水組私著到

鍋島孫六郎組私著到

士　百十一人　内本人八十四人　伜二十四人　孫三人
中島忠右衛門組手明鑓　四十一人　内本人三十人　伜十一人
下村七右衛門組手明鑓　四十一人　内本人三十人　伜十一人
下村八左衛門組御弓足輕　三十三人　内本人二十五人　伜七人　孫一人
石隈五郎左衛門組御弓足輕　四十人　内本人二十五人　伜十三人、孫一人、後見一人
田中作左衛門組御鐵砲足輕　四十四人　内本人二十五人　伜十六人　孫三人
川浪雄右衛門組御鐵砲足輕　四十一人　内本人二十五人　伜十四人　孫二人
田中覺右衛門組御鐵砲足輕　三十七人　内本人二十五人　伜十一人　孫一人
坂部與右衛門組御昇副筒足輕　三十二人　内本人二十人　伜十一人　孫二人
牟田大八郎組御長柄鑓足輕　三十六人　内本人二十五人　伜十人　孫一人
組中總人數　四百五十六人　内本人三百十四人　伜百二十七人
孫十四人、後見一人

鍋島孫六郎組私著到
士　百二十一人　内本人八十七人　伜三十二人　孫二人

犬塚二左衞門組手明鑓	四十一人	内本人三十人	伜十人、孫一人
馬渡軍記組手明鑓	三十六人	内本人三十人	伜六人
永田諸領組赤司寄合中	三十八人	内本人二十八人	伜九人、孫一人
深堀八左衞門組御弓足輕	三十六人	内本人二十五人	伜八人、孫一人、後見一人
石川多喜津組御弓足輕	三十九人	内本人二十五人	伜十二人、孫二人
百武次郎兵衞組御鐵砲足輕	三十五人	内本人二十五人	伜九人、後見一人
田中時之允組御鐵砲足輕	三十八人	内本人二十五人	伜十二人、孫一人
大隈與一左衞門組御鐵砲足輕	四十一人	内本人二十五人	伜十三人、孫二人、後見一人
犬塚理兵衞組御昇副筒足輕	三十一人	内本人二十人	伜十一人
原田小四郎組御長柄鑓足輕	三十七人	内本人二十五人	伜十二人

組中總人數　四百九十二人　内本人三百四十五人　伜百三十四人
孫十人　後見三人

以上を兩先手組となす、大組頭の兩家は、其祖の元龜天正の頃常に兩先鋒となつて殊功を樹てたる家老なりしにより、累代此任に當ることゝなりたり。

岡部杢之助組私著到

士　百二十五人　内本人　九十二人　倅　三十三人

嬉野與右衛門組手明鑓　四十三人　内本人　三十五人　倅　八　人

伊東次兵衛組御弓足輕　三十八人　内本人　二十五人　倅十一人、孫一人、後見一人

吉島六郎右衛門組御鐵砲足輕　四十六人　内本人　二十五人　倅十四人、孫三人、後見一人

鍋島六郎兵衛組御鐵砲足輕　三十七人　内本人　二十五人　倅十人、孫一人、後見一人

諸熊半兵衛組御鐵砲足輕　三十四人　内本人　二十四人　倅九人、後見一人

片山九郎四郎組御昇副筒足輕　二十八人　内本人　二十人　倅　八　人

岡山庄九組御長柄鑓足輕　三十四人　内本人　二十五人　倅八人、後見一人

組中總人數　三百八十五人　内本人二百七十一人　倅百一人

孫五人　後見五人

鍋島主計組私著到

士　百十一人　内本人　八十六人　倅　二十五人

中島太郎右衛門組手明鑓　六十二人　内本人　四十五人　倅　十七人

岡本小平太組御弓足輕　三十三人　内本人　二十五人　伜七人、孫一人

成富良左衛門組御弓足輕　三十九人　内本人　二十五人　伜十三人、孫一人

松井平兵衛組御鐵砲足輕　三十七人　内本人　二十五人　伜十一人、後見一人

福地助之丞組御鐵砲足輕　三十六人　内本人　二十五人　伜九人、孫一人、後見一人

相良源兵衛組御鐵砲足輕　四十一人　内本人　二十五人　伜十四人、孫一人、後見一人

中野又兵衛組御昇副筒足輕　二十九人　内本人　二十人　伜七人、孫一人、後見一人

杉本兵力組御長柄鑓足輕　三十四人　内本人　二十五人　伜八人、後見一人

組中總人數　四百二十二人　内本人　三百一人　伜百十一人

孫五人　後見五人

鍋島志摩組私著到

鍋島志摩組私著到

士　百十九人　内本人　八十六人　伜三十一人

村上寛三郎組手鑓　六十三人　内本人　四十五人　伜十七人、孫一人

石川寛左門組御弓足輕　三十六人　内本人　二十五人　伜十一人

百武善右衛門組御弓足輕　三十二人　内本人　二十五人　伜七人

深江六左衛門組私著到

納富又次郎組御鐵砲足輕　四十四人　内本人　二十五人　倅十三人、孫一人、後見一人

相良伴左衛門組御鐵砲足輕　三十九人　内本人　二十五人　倅十三人、孫一人、後見二人

丹羽善左衛門組御鐵砲足輕　三十九人　内本人　二十五人　倅十一人、孫二人、後見一人

相良權大夫組御昇副筒足輕　三十四人　内本人　二十五人　倅十四人

藤山内藏之允組御長柄鑓足輕　三十四人　内本人　二十五人　倅九人

組中總人數　四百四十二人　内本人三百三人　倅百二十八人

孫七人　後見四人

深江六左衛門組私著到

士　百十五人　内本人　八十五人　倅三十人

田中半右衛門組手明鑓　四十七人　内本人　三十五人　倅十二人

生野次郎兵衛組御弓足輕　三十九人　内本人　二十五人　倅十三人、孫一人

深川杢兵衛組御弓足輕　三十七人　内本人　二十五人　倅十一人、孫一人

竹野金兵衛組御鐵砲足輕　三十九人　内本人　二十五人　倅十二人、孫二人

北原有右衛門組御鐵砲足輕　四十人　内本人　二十五人　倅十一人、孫二人、後見二人

戸田孫兵衛組御鐵砲足輕　三十九人　内本人二十五人　伜八人、孫二人、後見四人
大塚良左衛門組御昇副筒足輕　二十四人　内本人二十人　伜四人
田中五郎左衛門組御長柄鑓足輕　三十二人　内本人二十五人　伜七人
　組中總人數　四百二十二人　内本人三百人　伜百八人
　　孫八人　後見六人

鍋島周防組
私著到

鍋島周防組私著到
士　百十六人　内本人八十六人　伜三十人
米倉權兵衛組手明鑓　四十九人　内本人三十五人　伜十四人
藪内善右衛門組御弓足輕　三十六人　内本人二十五人　伜十人、孫一人
小代清兵衛組御弓足輕　三十七人　内本人二十五人　伜十一人、孫一人
中野與兵衛組御鐵砲足輕　三十四人　内本人二十五人　伜八人、孫一人
内田庄右衛門組御鐵砲足輕　三十五人　内本人二十五人　伜九人、伜一人
田中左彌太組御鐵砲足輕　三十六人　内本人二十五人　伜十一人
中川吉左衛門組御昇副筒足輕　三十人　内本人二十人　伜九人、後見一人

井上丈左衛門組御長柄鑓足輕　三十三人　内本人　二十五人　倅六人、孫一人、後見一人
組中總人數　四百六人　内本人二百九十一人　倅百八人
孫五人　後見二人

鍋島左大夫組私著到

鍋島左大夫組私著到

士　百二十人　内本人　九十二人　倅二十九人、孫一人
高木權大夫組手明鑓　四十八人　内本人　三十五人　倅十三人
岡本庄右衛門組御弓足輕　三十七人　内本人　二十五人　倅十一人、孫一人
小代喜右衛門組御鐵砲足輕　三十八人　内本人　二十五人　倅十三人
早田卯右衛門組御鐵砲足輕　三十九人　内本人　二十五人　倅十一人、孫一人、後見一人
福池壽兵衛組御鐵砲足輕　三十六人　内本人　二十五人　倅十一人、孫一人
蒲原喜左衛門組御昇副筒足輕　三十一人　内本人　二十人　倅十一人
森川利左衛門組御長柄鑓足輕　四十人　内本人　二十五人　倅十五人
組中總人數　三百九十一人　内本人二百七十二人　倅百十三人
孫五人　後見一人

坂部又右衛門組私著到

以上六組を警固組となす、毎組大凡三百人内外にして、大組頭は家老も著座もあり、組に優劣あるにあらず。

坂部又右衛門組私著到

士	百七十六人	内本人百三十四人	倅四十人 孫三人
高木長左衛門組手明鑓幷預組	六十一人	内本人四十五人	倅十六人
羽室平左衛門組手明鑓幷預組	五十七人	内本人四十五人	倅十二人
古賀大助存瓦師	一人		
關一郎右衛門組御弓足輕	三十三人	内本人二十五人	倅八人
執行五郎右衛門組御鐵砲足輕	三十四人	内本人二十五人	倅九人
川浪彌左衛門組御鐵砲足輕	三十六人	内本人二十四人	倅十二人
久保三左衛門組御鐵砲足輕	三十人	内本人二十五人	倅五人
片岡四郎兵衛組御昇副筒足輕	二十五人	内本人十九人	倅六人
馬渡禮大夫組御長柄鑓足輕	三十四人	内本人二十五人	倅八人 孫一人
古賀大助支配美麗	十一人	内本人八人	倅三人

組中總人數　四百九十九人　内本人三百六人　倅百十九人
孫四人

石井勘解由組私著到

士　八十九人　内本人六十六人　倅二十三人 孫一人

石井久左衛門組手明鑓并預組　六十一人　内本人四十五人　倅十六人

石井新五左衛門組手明鑓并預組　六十二人　内本人四十五人　倅十七人

石井源大夫組御弓足輕　三十人　内本人二十五人　倅五人

石井彥右衛門組御鐵砲足輕　三十四人　内本人二十五人　倅八人 孫一人

石井六郎左衛門組御鐵砲足輕　三十二人　内本人二十五人　倅七人

石井小七組御鐵砲足輕　三十三人　内本人二十五人　倅八人

石井九郎左衛門組御昇副筒足輕　二十八人　内本人二十人　倅七人 孫一人

石井儀左衛門組御長柄鑓足輕　三十四人　内本人二十五人　倅九人

組中總人數　四百三人　内本人三百一人　倅九十九人　孫三人

成富十右衛門組私著到

士 百八十人 内本人百十三人 倅六十五人 孫二人
辻勝左衛門組手明鑓幷預組 五十八人 内本人四十五人 倅十三人
古川八右衛門組手明鑓幷預組 百六十九人 内本人百四十三人 倅二十五人 孫一人
園田利兵衛組御弓足輕 三十八人 内本人二十五人 倅十一人 孫二人
高木判藏組御鐵砲足輕 三十人 内本人二十五人 倅五人
木下四郎兵衛組御鐵砲足輕 三十三人 内本人二十五人 倅八人
松永五左衛門組御鐵砲足輕 三十二人 内本人二十五人 倅七人
中橋左内組御昇副筒足輕 二十六人 内本人二十人 倅六人
石橋六郎組御長柄鑓足輕 三十三人 内本人二十五人 倅八人
於保作右衛門存諸職人 六人 内本人五人 倅一人
組中總人數 六百五人 内本人四百五十一人 倅百四十九人
孫五人
馬渡禮大夫支配足輕 三百八十八人 内本人二百六十九人 倅九十七人、孫十四人、後見八人
馬渡禮大夫支配坊主中 四十六人 内本人四十四人 倅二人

佐嘉本藩の兵籍に登錄せられたる總人員

以上三組を留守居組となし、大組頭は著座より命ぜらる、最後の支配足輕及び坊主は坂部又右衞門組なれども、組外れなるを以て末に錄す。

以上十五組の總人數七千九百三十三人の內、本人五千七百零九人を戶主となす。卽ち士卒の總數なり。其倅二千零五十三人孫百十一人、後見六十人あり。合計七千九百三十三人、是れ佐嘉本藩の兵籍に登錄せられたる人數なり。之を類別すれば、士は千百八十八家にて十五組をなし、手明鑓は八百八十八家にて二十二組あり、合計二千零七十六家を上輩の總數となす。次に步行は、新步行五組、三百四十戶、諸職人、大工棟梁二組六十戶、足輕は弓組二十六にて六百五十戶、鐵砲組四十四にて千百戶、大筒二組にて三百二十五戶、小道具組にて百戶、外に支配足輕二百六十九戶、之を合せて百三組の足輕と稱し、總數二千七百四十九戶あり。船手は二組に分れ、御船頭七十九戶、役者百七十戶、御手舸子三百二十八戶、總數五百七十七戶あり。此他鍛冶、美麗、職人、坊主等を合せて三千七百三十三戶を下輩の總數となす、卽ち卒なり。

侍以下の給祿を受くるものは盡く此組中に編入せらる、之を組附といふ。

三支藩御親類四家同格四家は別に自家の組を成す

但著座は御親類又は家老の觸內に屬して組附にはあらず、是を觸內著座と稱す。尤も著座より家老大組頭の下に士組代に命ぜらるゝものは、組附になるも亦榮となせり。三支藩、御親類四家、同格四家は大組頭とならず、是等は分限に應じて各侍足輕等の士卒を給養し、別に自家の組を編成したり。家老以下も被官を有すれど、是等は別に組をなさず、主人に隨從して義務を盡すことゝなせり。

大組頭の選任

大組頭は家老六家を除きて著座の中より選任せらる。家老の大組頭には著座より士組代一人を選任して其參謀となす。總て大組頭は自邸に役所を設け、士より仕組方二人、組扱一人を定め、組寄合とて每月一度相會して組內の事を議定す、事あれば不時寄合をなして議するは勿論なり。仕組方は平士の中より其才を選みて任じ、寄合の議に參與せしめ、組內の事務を幹事せしむ。組扱は大組頭の書記にして、組內の雜務萬般を處辨し、諸役所に往復し、布達を爲す等繁劇なる職にして、平士の才幹ある者を選用す。此外に每年宗門方一人を命じて組中の人別を調查す。これ幕府の耶蘇敎を嚴

禁せる結果設けられたるものにて、毎年三月までに各家歸依寺の住僧より其家族の名を列記して、信者に相違なきを證明するを宗門筈と稱し、之を大組頭に差し出す嚴法にして、宗門方にて皆之を取り集めしめたり。總て此等の費用は組中の祿高に割り宛てゝ徵集するを法となし、虎口前の負擔なりき。

手明鑓以下は大組頭の下に各小組をなし、士の中より選命せられたる組頭の命令の下に服す。故に大組頭より直接に命令を受けず、小組頭を經由して命を受くる規定なり。而して小組にも亦組頭より組代一名組役二名を任命して組内の事務を辨ぜしむ。蓋し小組頭は自宅に其役所を設くべき筈なれども、左程の事務もなきを以て、組代の引受にて用を辨じ、其費用は組中給祿の高に割り當てゝ徵集すること、亦大組と異なるなし。兩船手の組頭は船奉行を兼ね、その職は船の修繕及び船具の整頓等他に異なる事務多きを以て、御船頭より之を手許役と稱し、書記一人をその許において事務を執らしむ。彼等は御船奉行の門牌を揭げたり。

組出

士卒の戸主は組出と稱して組中に編入せられ、戸主にあらずして組出を爲すものは、倅、孫、後見人等なり。士には名跡とて家祿あるを以て、嫡子十歳以上になれば嫡子奉公を大組頭に願ひ出で、君主に初御目見をなして組出をなす、嫡孫も亦之に同じ、戸主死して繼嗣幼少なれば親戚より陣代を立つ、故に士には後見なし。歩行足輕に對しては小組全額の給米を小組頭に渡して適宜に分配せしむ。彼等には家祿あるにあらざれど、長き習慣により殆ど世襲の姿をなし、長子十歳前後になれば組筋御奉公に用立つ器量ありとて小組頭に請うて組出をなす、孫も亦之に同じ。組出の後に及んで品行不良、或は武藝怠慢なる時は、小組頭より其器量なしと認めて組を退かしむ。父死して其子幼少なるときは後見人を立てゝ成長を待ち、子なければ組頭姑く其切米を保留し、親戚より跡目を定めて相續を乞ふを許したり。故を以て自然に世襲の家名あるが如き觀をなしたりき。

第四十一章　幕府長崎防備の意見を徵す

任用人物の代謝

弘化三年丙午、公年三十三歲なり。二月六日天皇崩御、春秋四十七歲にならせらる。十八日訃音京都より到來す、領内遏密を服する例の如し。御埋葬の後、仁孝天皇と諡し、皇太子統仁踐祚あり、御年十六歲、是を孝明天皇とす。

公は古賀穀堂が擧げたる牟田口、井内を信任し、後進の永山を左右に置いて友とせられしが、漸次に拔擢して機密に當らしめられたり。かくて彼は去る天保十四年側頭に進みて江戸に公に扈從せしに、咯血して危險の症に陷り、後稍恢復して、歸國後も蘭國使節船の渡來までは力めて長崎巡視に隨ひたれど、病募りて遂に去年七月三十日四十四歲にて歿し、川上の淀姬社側なる實相院挑域に葬られたり。八月十九日公は川上遊行の序を以てその

永山貞武死歿

新進の擧用頻々

墓に臨み、特旨を以て香典を賜はり、過永山迂亭之墓の題にて

屈指交情十五春、胸中不見隔纖塵、蕃山自逝至今日、誰似當年魚水親。

曉色揚鞭走馬遲、青山此處不堪悲、世人寧辨吾儂意、只有靈犀一點知。

と賦せらる。　永山は二水と號す、其學朱子を宗として王陽明を兼ね、常に我邦の學者が迂濶にして實用を爲さゞるを慨し、學問を爲すものは熊澤蕃山を標準とすべしと言ひたり。　公の詩の此に及べるはそのためのみ。　井内は數年中風に罹りしため、正月勤務に堪へずとて職を辭したりしかば、隨意療養を命ぜられ學校の勤務には、同僚の池田半九郎文武心遣の命を受け、主としてこれに意を用ゐたり。　井内は六月に行年六十三歳にて歿せり。　ここに於て公の入部以來共に政務を佐けたるものには唯牟田口一人大目附として存するのみ、尋で(十一日)御年寄に昇任せり。　かくて公は藩礎を固うする既に久しく、漸く將に國家のために對外の防備を發展せんとするに至られしを以て、連りに補佐の新陳代謝をなし、西洋火術を採りて長崎防備を改良するため、田中半右衛門を任用して長崎江戸大阪に機密を含めて周旋せ

支藩鹿島の家計整理

しめられ、財政には中村彦之丞を擧用して畫策せしめられ、學校には今言へるが如く池田半九郎を擧げられたり。池田は學者にあらざれど性格質實にして文少なしと言ふべく風采野朴にして氣力あり、知能を藏して吏務に達し、久しく市政に當り小民の華奢を抑へて實務を勸め、尙勤續し來るに及んで治績は愈〻擧りしが、學校を兼任して生徒養育に當るに及びても、頗る沈著にして所置宜しきを得たり。此頃支藩鹿島は隱居丹波守久しく病蓐にあるとゝもに當主安次郎幼年にして家計の整理を失ひしため、今年より本藩にて之が整理を引き受け困窮救助に當ることゝなり、亦池田に其心遣を命ぜられたり。

學校出身の人物を概見すれば、巍松公時代に養成せられし人物の中に福田寛十(東洛)武富文之助(南圯)二人の宏覽博識にして文才の卓越なるは、之を古今の碩學に比するも遜色なし。福田は吏務經濟に通達し、武富は純粹朱子學の鴻儒なり。其文才について品評すれば、福田は源泉の流るゝが如く、武富は萬頃の波を涵すが如く、各特長を有して畏敬せられしを以て、公は福田を

原田小四郎と田中虎六郎

吏務に用ゐ、武富に敎鞭を委ねられたり。

之に次で稍後輩なる原田小四郎（葭涯）田中虎六郎（紫坡）の二人も、公よりは稍年長なるが、原田は經學詩文を兼ね、端嚴にして繩墨を正す、意志の强きは牟田口天錫に似て、文華は之に優り誠實は之に遜せり。其曾て學館敎諭たりしとき、時刻を慢にする風習ありて、或日に於ける組寄合の如き、人既に集まれども組頭等の面々は尙雜談に耽りて會を始めざりければ、原田其席に屹坐して刻限緩怠を痛論し、大組頭を始め容を改めて謝せしむるに至りたり。されば其敢言憚らざる硬直の性は、聽て公の器識を蒙るに至り、以後彼は公の左右に侍するに至りたりしが、同僚はこれを渾名して勅使といへりき。かくて公は特に意を勵し、永山を失ひたる後は彼を任用せんと欲せられたり。田中は豪宕不羈にして繩墨に入らず、才氣橫溢、學者の力むる讀書詩文の如きは極めて易々たることゝして深く意を經ず、時局の變遷に著目して舊學の範圍を逸出し、西洋の理化學に意を注ぐとゝもに學者を輕蔑し俗吏を慢弄し、己も亦齷齪として是輩と伍するを好まざりき。嘗て市川一助儔

綱新に家を造りて上梁文を田中に囑したりしに、其後促さるゝ再三なるも田中は答へずして、上梁の當日に及んで偶然古川の家に到れり。乃ち市川其上梁文の成らざるを責めければ、田中は忘れたりとて筆硯を求め、沈思數刻忽ち三百餘言の文を綴りて滿座を驚かせりと。時人は其博學强記に舌を捲きたれど、實は暗著せられたるなり、亦以て彼が性格の脫俗超凡なるを知るべし。かくて彼は前年代官に任用せられたりしが、不羈の所行多きため俗吏に容れられずして、閭里に隱處したりき。さはれ今や、公の海外の形勢を察して、國家の爲めに大工業を興さんと計らるゝ時期となりしを以て、公は將に之を利用せんと苦心慘憺せられたることとなるべし。此を過渡の人物となし、自餘は公によつて養成せられたる者に屬す。

初め學校より擧げられて公に侍したるものに千住大之助、增田忠八郎二人ありしが、彼等より年少にして尙學校を出でて諸方に遊學したりしものも少からず、其巨擘たるものとしては張玄一、中牟田倉之助、枝吉平左衞門等十餘人を數ふべし。張は經學の範圍に於て朱子の通鑑綱目に知識を廣め、

中牟田は經史詩文を兼ねたる有望の人なり。　此頃幕府は諸大藩に奬勵し漢籍の浩瀚にして有益なるものを飜刻せしむるとゝもに、自ら亦通鑑綱目を官版にして刊行したりしが、伊勢の藤堂家に於ては齋藤拙堂、土井聱牙等に命じて司馬溫公の資治通鑑を出版すべく校正せしめ、よりて勢藩の通鑑學問は天下に有名なりき。　されば天保の末年彼藩に遊學して漢史文章を研究せしめられし張、中牟田の二生は、拙堂の門に入りて厚遇せられ、二年を經て彼等の一旦歸藩するに至るや、更に中山平四郎、加々良源吾、吉岡喜十郎（後に中田清輔）三人も亦伊勢遊學を命ぜられ、乃ち共に其塾に學ぶこと一年有餘、後各地を遊歷して恰も此頃歸藩したりき。　かくて此中にありて中牟田、加々良のみは早世したりと雖も、自餘は後今の直大侯の御附に登庸せられたり。

枝吉神陽

枝吉（名は經種、神陽と號す）は學館教諭南濠の長子なり、島團右衛門と外從兄弟にて同じく文政五年に生まれ、學を好みて、博聞强記なり、長ずるに及び、軀幹偉大方面巨口、眦長く、眼光炯々として音吐壯大なりしが、長脚にしてよく健歩し、日に二十里を行いて疲れざりき。　その學は父の朱子學を受け、其持論たる日

島義勇と木原弘三郎

本の君は天皇のみとの義を推擴し、家庭に於ては古忠臣楠木、名和、兒島、新田諸氏の節義談を爲して志尙を勵ますとゝもに、常に國學の忽諸に附すべからざるを論じ、凡ての學問はその裁決を皇朝主義の下に爲すべしと說示したり。兄弟三人あり、仲は後の副島種臣にして、季は豐三郎といひたりしが、何れも家學を遂げて名ありき。尙彼は近年水戶學の佐嘉に主張せらるゝに及び、日本一君の主義を推して日本史を非難し、將軍家臣傳を置くは國の體面を失ふ、叛臣は日本になしとの論を主張す。朱子學に於ても、彼は宋一代の大學者なれど、人の知識を一人の見解に束縛すべきにあらず、古今に達識の人多し、元の郝敬の如きは世に目を囑するものなけれど、亦相應の識見あり、學識は一隅に拘はつて自ら狹隘に陷るべからず等の議論を以て諸生を鼓舞したれば、當時學校に在ると否とを問はず有才の人は之に傾けり。其母に兄妹三人あり、一は島團右衞門兄弟三人を生み、二は木原弘三郎兄弟三人を生み、一は中島和三郎兄弟三人を生めり。凡て從兄弟十二人相繼いで學校にあり、各才性の向ふ所に智德を養成したりしが、中にも島(義勇)は、經種

に及ばずと雖も倜儻不羈にして文學を好み、慷慨氣節に富めりき。木原弘三郎は年稍少く、歷史に心を潛め、明の袁賓が綱鑑等を讀み、卷首に歷史研究の著眼すべき要點は一代の統體を見、一世の機括を見るとあるより發揮して、朱子綱目の範圍を離れて歷史の眞相を見ることを發見し、盛に之を諸生間に論じて書生を風動したりしかば、歷史學の發達はよりて大に誘致せられたりしに、不幸にして嘉永の初めに歿せり。此の如く其一門に俊才輩出したりしを以て、後年に及んで枝吉家の學問は盛に佐嘉に唱道せられたり。かくて弘化の末經種は江戶に遊學し、昌平黌の書生寮を改革して諸藩の書生間に畏敬せられたりしが、當時彼と親交したる人の言に、世に一見して畏るべきものは無きものなれど、枝吉のみは始めて其言動に接すれば直に壓迫せらるゝ感をなし、交を重ぬる程に畏敬の念を增すと。以上は公の學校を奬勵せられし結果にして、井內、永山歿後に出でたる學生にありては、是等を其最も傑出したるものとす。

是時に當り公は既に海外の形勢を察し知識を世界に廣めて發展する所

當時西洋學に注意したりしは田中虎六郎のみ

大庭雪齋

あらんと慘澹たる經營を企圖せられたれど、他に西洋學に注意したるものは只田中虎六郎一人あるのみ。西洋學必要の認められたるは天明寛政以來のことなれども、一般は概念的に切支丹敎を憎み、且つ西洋人の說は物質の末技にて、武士には必要なしと賤しめしを以て、彼の原書を讀まんと志すものなく、只その醫術の精しき」を認めたるのみなりしが、やがて醫者より導かれて理化學の必要を感ずるに至るとゝもに、天保年中に至りて其武器の犀利なるを知り、こゝに始めて採長補短の論に傾きたりき、蓋し爾後十餘年のことなり。佐嘉蘭學の唱首島本は既に老い、蘭學は醫者と僅かに微賤の者とを養成したりしに過ぎざりしが、今や時勢の變遷につれ稍發達の途に向ひ、宮田魯齋、永松玄洋等の醫生の外に、公より新に拔擢せられたる伊東玄朴、大石良英ありて之を弘めたり、尤も學力は尙未だ微なるを免れざりき。此間に於て蘭學主唱の柱石となりたるは醫士大庭雪齋なり。彼は魏松公時代に勉學したる先輩にして、刀圭を執るを好まずして蘭學鼓吹に心を專らにし、譯和蘭文語前後兩篇、民間格致問答等を譯述せり。譯和蘭文語前篇

二冊は安政二年の出版にして、専ら品詞編を記載し、後篇三冊は文章編にして、其翌三年の出版なり。　其卷首の序文に『天下之日新者、蓋天地之大德也、故天地間之事、欲下以二古者一御中今者上抑惑矣。』と喝破し漢學者流が徒に古を尊び今を卑むの思想を排斥し、『方今歐羅巴諸國新二其文字一定二字法句法章法一以作二文章一使下之與二其口語一無上レ有二毫末之差一於是先覺者由二斯法一筆二其已知之理一以告二之後覺一後覺者亦由二斯法一讀二其論理一察二其胸臆一而發二明其奧一以又告二其後覺一其後覺復又愈精二其理一而至下與二造化之妙一同上レ致、是以世愈降則日新愈積而人智之妙可下與二天地一參上也、故至二日新之極度一則以二古之聖賢一比二後之常人一亦可レ莫二幾多優劣一然則以レ今制レ後亦難矣。』とて古の聖賢も後の常人と相距る遠からずと論じ、大に泰西窮理の學を研究すべく高唱せり。　民間格致問答は十數年の後の文久元年の出版にして、フォルクス・ナチュルキンデを飜譯せるものなり。　總て六卷、トイトマンといへる農夫が粉挽小屋の不思議に就て理學者より教を受くるに筆を起し、總て口語體の文を以て其問答を記し、草雙紙風に書きなして俗耳に入り易からしめ、一般庶民の理學思想普及に資せんが爲めに執筆せるもの

箕作阮甫の坤輿圖識

にして、亦公の命を奉じて譯述せるものなり。雪齋は先輩に對しても書生に向つても、常に此理化學を以て尊古卑今の陋習を駁撃し、其鋭法當るべからざるを以て、宮田、永松等の書生は、其論鋒に魅せられて盛に其説を傳唱し、舊學の固陋を論破するに勉めたりき。實に此頃よりの事なり。

公は夙に蘭學を奬勵する必要を感ぜられたれども、鎖國の末にて外國の形勢に暗き世の中なれば、各方面より次第に其知識を誘致するに勉め、以て時機を待たれたり。かくて此頃箕作阮甫苦心の譯述になれる坤輿圖識の出版あるに及び、直に之を買ひ入れられしが、此圖に對する感想を三首の絶句に寄せて曰く、

書坤輿圖識後三首

回頭海內幾男兒、須要功名竹帛垂、遺恨百年人不識、胡塵埋盡國疆碑。

聞說胡塵蔽海昏、誰將赤手關乾坤、胸中貯有安邊策、魏闕欲投疏萬言。

敵國外患寧足奇、英雄何事不能爲、廟堂束手人如啞、滿腹經綸著者誰。

と以て公が海外の形勢に雄心の勃々たりしを見るに足らん。後安政元年

砲術と水練術との工夫

阮甫の幕使に隨ひて長崎に往くべく佐嘉に宿するや、欄干の御茶屋に延見し、近侍を遣はして旅資金を贈らる、(後に記す)以て公の西洋の事を研究して新知識を求めらるゝに熱心なりし一端を見るべし。

されど是頃までは西洋知識の要求は武器採用の一途に過ぎず、今や邊警頻りに到ると雖も、長崎の警備は久しく手後れとなりぬれば、種々應變の法を考へざるべからず。乃ち本年の初め長崎内港の臺場に烙丸を備へられたり。烙丸は當藩の祕術なるを以て、其術相傳の爲めに原次郎兵衞、澀谷忠兵衞の二人をして、當任者に必要事項を教授せしむ。又防州三田尻に河井流の水練術あるを聞き、角作左衞門等數名を遣はして之を學ばしめ、其傳を受けて歸り來れる角を其師範に命ぜらる。又長崎の各要害に一昨年より組一手にて守備する練習をなさしむることゝなりしに、大砲の射擊は頗る難事なりしため、未熟者多くして實用をなさゞるを慮りて之を廢し、五月より舊に復して諸流の砲術練習を奬勵せられたり。されど是も亦流派相分れて一致せず、練習も自然に怠慢になるを以て、諸流を圓極流(藩の祕傳)の一手に

神野御茶屋成る

合せ、原次郎兵衞を師範となして諸流を通じて敎へしむ。其後十五の御茶屋を廢して石火矢方となし、威遠流の爲めに火術方を建て、志波左傳太、羽室平之允の二人を石火矢頭人に命じ、原と共に火術方に出勤せしめ、石火矢方も是に合併せらる。

是より先き本丸の家屋密接して炎暑凌ぎ難きものあるにより、水ヶ江御茶屋を建てられたれど、是亦西北に家屋を建て竝べたることゝて保養に適せず、されど築城以來費途多端なるよりして數年間を忍ばれたりしが、今年に至り愈、淸潔なる土地を相せしめて、城北神野村の田地に方百間を劃し、淸水の流を導くとゝもに西南に廣き庭園を作り、其前に御茶屋を建つる經營をなして、諸方より木石を運搬せしめて假山を築かしめられたり。之を聞ける諸郷村は競うて獻金獻夫を願ひ出でしを以て、秋に至りて竣工したりき、是を神野御茶屋となす。かくて十五御茶屋は不用となりしを以て、前の如く西洋火術の研究場となされたりき。

將軍よりの再度の褒詞

前年和蘭國王使節の渡來するや、幕府の嚴重なる警備の下に之を還したるは、年來和親の國柄を顧みざる曉々の處置なりてふ時人の非難を喚起し、其國書を祕密に附するは、幕吏の無能を表せるなりとて之を憤る聲世に滿ちたりき。蓋し幕府にありては、海外の形勢にます〳〵切迫せられて諸事愈〻手後れとなり、表面には祖宗の法たる鎖國を嚴守すと宣言すれども、所詮鎖國を保ち得る力なくして、其處置に苦痛を感ずる尋常ならざりき。家慶將軍は時下の形勢に非常に心配し、幕僚間に軋轢を生じて一致を缺きをるを見て、國家大事の議なればとて水野を擧用し、以て阿部、水野兩派の意見を徵したり、これ其調和を求むるの意を寓したるなりといふ。然るに去年二月水野は復免ぜられて、而も削封國替せられたりき。こは彼が外交意見の故にあらずして、後藤三右衞門が金貨僞造罪に連坐せるによれど、亦幕僚の軋轢も與りて力ありきといふ。さればかく益〻憂慮を重ねたりし家慶將軍

将軍再往の褒詞

は、公の局外に在りて長崎國防に力を致されたる事を深く悦び、去年十月二十七日盛姫君登城の折には將軍親しく同姫君へ『長崎防備につき肥前守厚く心配したる故に、諸事穩に相濟みたり、甚だ滿足するにつき、其意を宜しく申し傳へよ。』との上意ありたり。仍て姫君は親書にて公に仰せ越さるゝとゝもに藩邸の重役にも告げて佐嘉藩廳に傳へしめられしに、又も今年二月五日登城あるや、將軍より『長崎御番につきての肥前守の心配は一方ならざるものあり、一昨年和蘭使節船渡來當時の骨折りはいふ迄もなく、昨年の如き、非番なるに拘らず、參勤用捨のために彼表の心配を致したるは、別して大儀に思ふ所なり、因て格別を以て一品を贈る、例の在府中登城の節には拜領物とてはあらざれど、右の次第なる故に斯く致したるなり、委細宜しく申し傳へよ。』と、重疊懇切なる上意ありしを以て、同姫君は直筆の文にて之を仰せ越さるゝとゝもに、政府にも達せられたり。此の如く再往の褒詞あるにて、將軍の深く公の忠亮に信頼せる意を諒すべく、將軍の一度參勤を缺かれたる公の出府を待ち遠く思ひたる事情も首肯し得べし。

英佛米の軍艦琉球浦賀長崎に渡來す

英佛兩國の軍艦琉球に到る

斯く外國の形勢年々に迫りて處置甚だ困難なるにより、閏五月二十二日老中より寺社、町、勘定の三奉行、目附及び林大學頭に異船防禦を議せしめたれど、彼等は海外の事情の鎖國攘夷を許さゞるべきに想到しながら、例の舊法を固守して物議を避くるに止れり。時に本年三月英國船琉球那覇に入港するや、搭乘の數人强ひて上陸したりしが、數日にして同船の去れる後、程なく又佛國の軍艦三艘運天港に入りて隨意に上陸し、琉球の大官を艦內に招いて饗應し、歐羅巴の形勢を語り、佛國と和親するの得策たるを說いて切に決答を迫りたりしが、終に琉球の通交國たる日本にも往いて條約を結ぶべしとて出帆したり。されば琉球人は恐怖して之を薩摩に報じたりしを以て、薩藩よりは之を江戸に報ずるとゝもに、藩主齊興、齊彬父子は事の容易ならざるよりして老中阿部伊勢守に忠告し、若し之を拒まば不測の變を生ずべく、因て琉球限りの貿易を許して彼船の內地に入り來るを防止すべし

幕府琉球限りの貿易を許す

と謀れり。されど幕僚は是を薩藩が事に託して支那貿易を復興せんとするものと猜疑し、默許説を抱懷せる伊勢守は甚だその措置に苦しみたりしが、薩摩は更に事情を詳説して遂に同意を得るに至れり。恰も其比なる閏五月二十八日、亞米利加國の軍艦二艘相州浦賀附近に來航し、開港を要求する書を差し出しゝを以て、浦賀奉行大久保因幡守は彼船乘組員の上陸を嚴禁するとゝもに吏を遣はして武器を引き渡すべしといひければ、彼は軍艦なればとて之に應ぜざりしかば、その報を得たる幕府は川越、忍、小田原等の諸藩に命じて浦賀の守衛を嚴重にしたりき。斯くて幕府は薩摩侯に內諭し、嫡子修理大夫を國に還して臨機の處分を採らしめ六月一日家慶將軍親しく齊興父子を召し、別室に於て『琉球の事は諸事之を委任するにより、緩急應變の處置をなし、國威を毀損せざるやう取り計らふべし。』と命ぜり。是時阿部伊勢守一人側に侍したりといふ。

浦賀の米艦へは、五日に奉行より與力を遣はし、外國との通商通信は我國禁なれば早く歸帆せよ、爾後幾度來るとも無益なり、外國應接の地は長崎に

限るとさも侮蔑したる諭書を渡して薪水食品を給せしに、艦長は堪忍して去りたりき。蓋し是は彼國の政府の東印度司令官に訓令して日本の開港を諾するや否やを試みしめたる所にて、他日ペルリ提督を遣はす端を啓きたるなりとは、後に至り思ひ合せらる。而してこれに對する幕府應接の倨傲なるは、時恰も三奉行等海防を議して攘夷を主張したる際とて、殊更に强硬を裝うたるによるなり。

佛艦長崎に到る

長崎に於ては是月六日白帆船三艘見ゆとの警報あり、よりて宗室鍋島彈馬及び諫早石見等直に出張するとゝもに九日より公も長崎に赴かる。然るに其船は琉球に至りし佛國軍艦にて、水師提督セシル坐乘し、海上にて缺乏したる薪水を乞はんがために來れりといひたりしが、一書を奉行井戸對馬守に差し出して、二年前我捕鯨船の難風に逢うて貴國の港に避難せんとするや、貴國は直に之に砲撃を加へられたり、こは甚だ無法なることにして恐らく政府の命令にあらざるべし、今後は此の如き危難に逢うたる我國の船舶には保護を加へ、漂流民あらば商船若くは支那船に託して送還せられ

たしと陳じ、かくて其儘出帆し去れり。是艦は佛國新造の大軍艦にて、自國の英國に劣らざる巨艦を有するを示して他日の要求の素地をなせるに外ならず、やがて艦隊は朝鮮に入港して印度領の本港に歸りたりき。此佛艦に長崎の見舞はれたるは僅かの日數にて、公の長崎に著せられたるは事後となりたれども、警備十分に行き屆きしため、佛艦も敢て近づき得ずして去りしなりとて、彈馬、石見を始め兩番所の臺場、香燒詰の面々及び今度出張したる筒打等、總人數千五百餘の士卒に酒を賜はりき。かくて彼地を發して十六日に歸城せらる。

外寇の勅諭と長崎築堡の協議

此の如く英佛米の軍艦交〻琉球江戶長崎に出沒して邊海愈〻險惡なるに、幕府は依然これに對して無力の狀態を脫する能はざりき。かくて幕府は專斷を以て諸藩を威制したる從來の實力を失ひたりしを以て、諸藩の志士は其憤慨を長じたりしが、京都に於ける御年十六の新帝亦、英毅の資とて大に

外寇に關する勅諭

軫念あらせられしかば、是までの政治不干渉の風を排して八月二十九日外寇防禦の事について、『近來異國船時々相見候趣の風聞内々被聞食候、雖然文道能修り武事全整ひ候時節、殊に海邊防禦等堅固の旨を被聞食候間御安慮に候へ共、近頃其風聞屢彼是　叡慮を掛させられ候、猶此上武門の面々、洋蠻の事は不侮小寇、不畏大賊、宜く籌策有之神州の瑕瑾無之樣、精々御指揮候て、彌可被安宸襟候此段宜有御沙汰事。』と武家傳奏より京都所司代を經て幕府に諭達せられたり。因て幕府にては、猶更海防を等閑に附するを得ず、去年以來の海防問題を實現せしむるに苦慮して其期會の到來を待ち、又勅諭に對しては、十月三日附を以て、外國船の琉球、浦賀等に來りて通商を請ひたる事狀を上聞せり。是最初より公武制度の明文の下に責任を負うて公家武家の政を專斷したる幕威の薄らぎたるを示すものにて、又一方外國の事に關して勅裁を請ふの端を啓きたるものなり。

外國の事に勅裁を請ふ一端

時に朝廷に於ては諸神社に例の祈禱を行はれしより、神官、國學者等の悃愊を惹起し、亦尊王攘夷の論を激發するに至りけり。

公自ら參府して幕府の諮問に答へむとす

外國船を首に引き受くる長崎の防備は急要中の急要なり、而も是までの設備は尙舊式薄弱を極めて、公をして久しく不安の念を禁ずる能はざらしめしが、蘭國使節船の出帆後海防掛阿部閣老より長崎奉行に通知し、密に臺場改築意見を筑肥兩藩へ諮問せしめたり。公に於ては無論確乎たる計畫の存するあり、近作の詩に胸中一定存奇略、蠻舶何妨藪海來とある如く、異船の進入を打ち攘ふには、地勢の示す如く長崎の海門たる伊王島、神ノ島に堅牢なる臺場を築く要ありと確信せられたれど、之を遂行するには幕府の同意と筑前協議の一致とに待たざるべからず、而して幕府は意志薄弱に、筑前は利害の關係を異にして協議の熟し難きものありし爲め、因循今に至られしを以て、こゝに幕府より意見を徵せらるゝに及び、此機會を堅く捉へて初志を貫徹せむと決意せられたり。されど其實行には種々困難の事情あるを以て、自ら江戶に赴いて直接に說明するにあらずんば容易に決定すべからずと豫料せられ、九月五日政府へ左の通り仰せ出されたり。

御番方御備向折追之通りに而者何分御安心難被成、特に公邊より御問合

之旨も有之、旁今度松平美濃守仰合之上、御奉行所被仰入義候。右者於御役向重御事柄、別而御急務之筋候處、當今江戸表之都合も有之、何れ御直に被仰碎候半而者御趣意被御行屆間敷甚被遊御懸念候に付、明年御交代之上御引上御參府尤御願之儀不節立樣御療養之爲引上御參府御願可被遊被思召候條旁之趣吟味申上候樣被仰出。

筑前侯より協談の書簡來る

かくて其までは到底協議は熟せずとの思量なりしに、是月十七日附にて筑前侯より左の書簡到來せり。

去年九月和蘭の船歸帆の砌、拙者儀御番所爲見舞長崎罷越、伊澤美作守殿面會之節、同所御備向是迄御嚴重の事には候へ共、於兩家尙存寄等有之候はゞ不閣申上候樣内密阿部伊勢守殿より美作殿へ被相達候趣内分被申聞承知仕候。右御内達の趣は家の面目難有仕合に奉存、依是松平肥前守申合、銘々存寄の趣可申上候、尙家來の者より委しく申上候樣申付置候間、御勘考被成下何分共可然樣御取計の程偏所望御座候、以上。

九月十七日　　松平美濃守

筑前侯の奉行へ提出せる存寄書

是と同時に伊澤美作守に差し出したる筑前侯存寄書の案文は左の如し。

長崎表御備の義は寛永十八年先祖右衞佐忠之異國船防禦蒙台命在國仕、同十九年松平肥前守先祖信濃守勝茂へ被仰付二百年來不相變長崎御番兩家へ被仰付置、武門の冥加無此上難有仕合奉存候。右防禦被仰付候に就ては、追々御石火矢等御渡相成、其後御臺場等をも築立御渡、兩家にても申合定小屋取建（初編第一卷第一章參看、此最要點にて、幕府が改築に主となる例をいふ）、且文化年中新御臺場等をも築立、都て御石火矢等常に配付置、玉藥等は御臺場々々の最寄へ相圍被置候（第三卷第八章參看公の存寄書も同じ）、右の通り、追々御嚴重被仰付、於兩家申合、御備向の手當堅固に相調置義に御座候。然處一體異國船防禦最前とは振合相變、古來は異國船港內に引き受候ての防禦方に御座候處、當時は猥に港內に不乘入樣にとの御趣意に有之、且は近年西洋諸州愈砲術發明致し船軍に長じ候やに付、長崎表は異船渡來の湊、尙又御嚴重被仰付度。就右時勢に從ひ實用利方の義篤と勘辨仕候處、港口肝要の場所へ別段に御臺場數箇所御築立、場所により候ては矢止の土居をも被相設、御石火矢御備

付相成、是迄の御臺場へも見込を以て相應御石火矢配仕、尤此節申上候御臺場重に御備付相成御石火矢不足の分御渡し御座候はゞ、愈以て御嚴重相成、異國船異義を含渡來致候共、打碎等の業速に相調可ㇾ申哉と奉ㇾ存候。右は御場所柄大切の事と奉ㇾ存候に付、右の趣肥前守申合せ銘々存念の趣申上候、尤も御臺場御築立の個所、御石火矢挺數其外、尙家來共肥前守家來申合せ專取調子罷在義に御座候、以上。

九月十七日　　松平美濃守

此書面は老中よりの諮問に答へたるものにして、銘々の名にての直書なれば、兩藩の意見は必ずしも一致したるにあらず。かくて是より幕府と兩藩との間に齟齬を生じ、數年の往復を重ねざるべからざるに至りたり。

さて公より差し出されたる書面の副書には、『長崎表御備向是まで嚴重之御事には候へども、兩家に於て尙存寄等有ㇾ之候はゞ申上候樣、阿部伊勢守殿より伊澤美作守に相達せられ候段、去年九月美作守より相達の趣承知仕り難ㇾ有奉ㇾ存候、依ㇾ之松平美濃守申合せ存寄の趣別紙の通り。』とあり。公は在

公の奉行へ提出せる存寄書

佐嘉の事とて筑前侯の如く長崎にて美作守より直接に聞かれたるにはあらず。存寄の本文は左の如し。

長崎御番の義寛永十八年松平美濃守先祖右衛門佐忠之へ被仰付同十九年先祖信濃守勝茂蒙台命、二百年來不相變兩家へ被仰付置、武門の冥加無此上難有仕合奉存候。右御番被仰付候に就ては、追々御石火矢等御渡相成、其後御臺場をも築立御渡、兩家にても申合定小屋取建、且文化年中新御臺場等をも築立、凡て御石火矢等常常配付置、玉藥等は御臺場々々最寄に相圍置候、右の通追々御嚴重被仰付候に付、御備向手當等堅固に相調置候義に候。

以上前置の一段は雙方申し合せたるものにて、文に少々の異同を見るのみ、意見相違の點はなし。其次に

然處一體彼湊異國船御手當向古今の振合相變り、文化の度異船渡來の後は專ら內目不乘入通の御手配に相成居、勿論含異義致渡來候船に候はゞ、輕易に內湊乘入候義は有之間敷、左候へば當今防禦の要地は全く外目の

公外目を國防の要衝なりと説く

事に有レ之、

とあり。筑前侯のよりは委しく、『當今防備の要地は全く外目の事。』の語の點睛は、是れ雙方の存寄に相違あるを示すものにして、此臺場築造の要は外目の要地に夷船を防止するにあり、卽ち同所の海門の要點にあるは動かすべからずと信ずる意を簡約に述べられたるなり。其次に

其上外國の義軍器近年精巧を極め、種々利用の大銃戰艦等相用候由、旁當時の處にては御備筋一際御注意相成度奉レ存候間、今度存寄の趣申上候樣被二相達一候儀付、尚又考量仕候處、此上港差入の處より異船乘入候、既に隨二海濱一地所々々の地に於て今又嚴重の御臺場被二御築增一內目御臺場に取續首尾一體の形に被二相成一其々矢止めの土手をも被二相設一內外在來り候御臺場內にも、當時の利不利により少々御斟酌を被レ加、御石火矢の義も玉目太き方より成丈外目へ重に配合、今又凡そ百挺程も被二相增一個處々々御筒數によりて平日相應の人數配付置候はゞ愈御嚴重に相成、何時不意の變有レ之候共、卽時の防禦行屆可レ申と奉レ存候

とあり。筑前侯のは只『港口肝要の場所へ別段に御臺場數箇所築立て、場所によりては矢止めの土堰を設けて石火矢を配り、其不足の分御渡しあらば嚴重』といへるまでにて、今より少しく大砲其他の手配りを増すほどの事に見え、只外目臺場の面などに砲を備ふるとゝもに不足の分を新に下げ渡さればば防備嚴重なるべしとの意なれど、公は海濱地より新臺場を造り、之を内目臺場に接續せしめて、首尾一體の形となすとゝもに、巨大の砲を外目の新臺場に備へ、石火矢百挺を増設すべしといふ大規模の築造を述べられたるにて、是亦全文の主旨に外ならず。其次に

尤も御臺場御增築の地所、御備分配振、其外防禦方便利の道等尙美濃守家來へ家來共申合取調子候樣申付置候間、追て其々取極委細家來共より申上るにて可ㇾ有ㇾ之、候右之趣美濃守申合此段申上候義に御座候、以上。

九月　　松平肥前守

以上は兩藩主より老中の諮問に對へたる公邊に對する儀式的の公文にて、只概略を係累なきやうに書きたるものなれば、兩文とも不得要領なる點多

し。之に就ての詳細なる條件は今派出の委員と奉行所との間に往復協議せられつゝありて、當時是を筑前御示談と稱し、筑前と幕府と三方の利害異なる所より空しく年月を遷したりき。

來年引上參府願

其後長崎なる筑前の聞役より同月奉行に差し出したる文書あり、左の如し。

(前略)此節御備向の義に付松平肥前守樣御申合仕、美濃守存寄の趣相認差上申儀に御座候、就レ右ては自然御詮議被二仰付一候義も可レ有二御座一哉、凡て御臺場の義在來七箇所(內目三 外目四)は明暦年中松浦肥前守樣(平戶侯)築立相成、兩家へ御渡被レ下候、御石火矢御玉藥等も古來より追々御渡し相成居義御座候、尤も文化年中兩家よりも臺場を築立申候、今度申上候御備向は御石火矢も餘分御增しに相成り、一體文化度とは違ひ大造の義と奉レ存候。先祖以來蒙二御高恩一且御場所柄相勤候に就ては、追々御用捨筋をも被二仰付置一難レ有仕

筑前藩臺場石火矢玉藥等の下附を幕府に請ふ

合奉存候、就ては右の御普請等相整可差上義に候へ共、當々異國船渡來の手當且渡來の度々莫大の物入有之、其上近年の都合にては、是先渡來の程合も難計、防禦筋嚴重仕置儀には候へ共、限り有之國財にて前斷仕整方迄何分難行屆心痛仕義に御座候、依之重疊奉恐入候へ共、明曆の御例を以て、御臺場御仕渡、御石火矢、玉藥等も御渡被下候義は被爲叶間敷哉。　是等の趣奉願義別て奉恐入候へ共、前々も申上候通り限り御座候國財にて假令此節は兎角相整候共、此先防禦の手當相整兼、不束の筋等御座候ては、無此上恐入候間、不得已此段奉願候。　御臺場の個所間數を始め、御石火矢挺數等は追て可申上、尤も願望の通難相叶、是迄の通被仰付置候事御座候共、勿論於防禦方は限及相働無御手拔樣相勤候心得御座候、彼是內情の趣申上候、何分可然樣御酌取御指圖被成下候樣可奉願旨、美濃守申付越候、以上。

我藩とても前書に寬永の歷史を述べたるが如く、幕府に新築の費用を能ふ限り多く負擔せしめむと望むは筑前同樣なれども、公の本意よりすれば費用の點は第二義にて、只鑄砲築堡を主とし、港外に於ける堅牢なる臺場の築

公引上參府に就て阿部閣老に書を送る

造を急がれたり。かくて其間筑前に於て好まぬ事情も蟠まりゐたれば、幕府の決意を動かすには、自ら出府して申し碎くの急務なるを察し、十二月羽室平之允を江戸に遣はし、左の書を阿部閣老に差し出さしめられたり。

和蘭國王よりの呈書、竝に彼國へ被遣候御書翰の寫等拜見被仰付、且又長崎表御備向に儀に付存寄有之候はゞ申上候樣御内達の趣、伊澤美作守長崎表在勤中相達の次第、承知之難有奉存候。總じて近年黠虜猖狂頻に航海を務め出沒往來、夷情難測候故、兼て懸念罷在候處此節和蘭國王より呈書の趣を以ては誠に天下の一大患にて、甚だ以て不容易時節邊海の儀は尙更加警戒候は不相叶、然處長崎表御備向の儀從前の姿にては何分禦侮の至極とも難申、兎角應當今之時勢格別の御嚴備有御座度、以御內達之旨松平美濃守と相謀り、存寄の次第此節井戸對馬守へ申達置候へ共、右は於職任急務の筋と申し至て重き事柄にて中々紙上筆端などにて分明相辨じ候儀に無之特に色々持論も有之儀に候へば委曲御直に相伺度候。依之參府の儀明年御番代の上引上奉願度候へ共、表立候ては餘り屹度立候

故、其通難レ奉レ願總して去秋參勤之儀御用捨、暫く御目見えも不レ仕候に付早
早御機嫌奉レ伺度且病氣療養も仕度御座候に付、右の都合を以て可レ奉レ願候
間、前件の御備向に付て趣意の次第先以て御手前限宜敷御聞置可レ被レ下候。

以上。

長崎築堡の四條件

是に於て來年四月を過ぎなば直に江戸參府の途に就かんと用意せられたり。此長崎臺場新築又は增築の件は、前にも言ひし如く文化五年よりの宿題にて、既に薪水令の後には筑前と協議を始め、公の意思は早くこゝに確立したりき。されど之が遂行には四箇の條件あり、其一は西洋式の反射爐を起し鐵を鎔かして巨大の砲を鑄造す、其二は長崎海門に點綴したる伊王島神ノ島に或る海面を塡めて堅堡を新築す、其三は巨船製造を許し、西洋式の堅艦を製造す、其四は長崎なる肥後の天草列島を軍港地として我藩所管とす是なり。此四大重要の條件は久しく公の胸中に懷抱せられたるものにて、海外形勢の逼迫と共に益、緊要事たるを認められしかば、公は幕府より意見を徵せらるゝ機會に之を發表せられ、海防の急務なるより推論して、決して

阻まるべき筋にあらずと、其必成を期せられたり。されど筑前の同意を得るに至難の事情あり。蓋し彼藩は我藩に比しやゝ遠隔の地にあるに拘らず、砲臺新設の地點は洋面に暴露したる我領分の島嶼にて、ために主客の相異は彼が守禦を甚だ不便ならしむべき情形なればなり。されば最初家光將軍が肥後を舍いて筑前に長崎警固を委任したるを今更遺憾とし、文化以來外國の形勢迫るに從ひて、肥後をも含めて三藩輪次とすべしてふ說を喚起するに至りたりしが、亦如何ともする能はざりけり。

筑前の築堡協談に因循せる理由

筑前の齊溥侯は、薩摩齊興侯の叔父にて賢君と稱せられ、當今の時勢に對する長崎防備の、異船を海門に擊沈するに在ることを識る明なきにあらざるとゝもに、又他の意見を包容する雅量なきにもあらざれど、昇平に成長したる鷹揚の國主とて、藩士の好まぬ事を峻拒する果斷に乏しかりしが如し、卽ち是れ協談の因循する所以ならずんばあらず。但此事の初めより公と薩摩の齊彬侯とによりて畫策せられたるものなるは、既に前卷の末に言ひし如し。齊彬侯は公の從兄にして、才智といひ、學識といひ、共に公の畏敬す

る所なりしかば、相會して談論する毎に夜の更くるを忘れ、前度在府の時には鑄砲、造船、琉球貿易等の經略を定め阿部伊勢守にも協議しおかれたり。されば公歸國の後は齊彬侯と阿部閣老との間には其讃談益〻熟したるなるべし。爾來琉球に佛艦渡來し、長崎に和蘭使節船渡來する等、祕策は漸く事實となりて現はれ來りたれども、當時幕府の內外に嗷々たりし攘夷論者は舊來の陋習に因はれたりしを以て、容易に大規模の策を吐露し難き事情ありき。只水戶老侯には大船の禁を解いて自ら守るの意見ありて、阿部閣老とも之を謀りゐたり。其は本年琉球、浦賀へ異船の渡來せる後、閣老中の內評を密々水戶侯へ通知せよとの御沙汰ありたりとて、阿部より七月八日附にて送りたる密書中に『軍艦の儀以前より段々御建白の趣拜見仕、御尤の儀と奉ㇾ存候、素より日本の荷船等にては、中々異船に對し戰爭は勿論、荒浪の節は漕出し候儀さへ難二相成一（中略）琉球國の儀は大隅守一手進退に御委任、後患なき樣熟慮に及び、取締向等機變に應じ取計べき旨、御直に被二仰含一候。乍ㇾ併南海の一孤島にて、場所に寄大砲被二打掛一候へば表裏被二打貫一候程の事、國人は柔

弱、武器は勿論、兵糧等も甚手薄に相聞え、防戰必勝の利は覺束なし。右模樣故第一軍艦製造無之ては永久守衛存分に戰爭は相成間敷と奉存候。依之兩岸の内浦賀表、長崎、松前、薩州等へ堅牢の船製造御免に相成、公儀御船も製造被仰付、夫より樣子に寄外々へも製造被仰出可然と致評議、當時調中に御座候。』とありしにて知るべし。是は齊彬侯が琉球事件にて歸國ありし後に於ける幕府祕閣の内議にして、其浦賀、松前と長崎、薩摩とに堅艦製造を許さんと謀りたるは、全然兩雄の三分經略を語るものなり。されど兩雄の志は其航海運用によりて南洋を開墾し、貿易の利を興し、以て開國の規模を開くにありて、惟國防のために巨船を製造し、かくて遂には海岸の諸藩にも之を許さんといへる幕議とは大に異り。水戸侯は造艦を主張せるも、是によりて海外に運動を試みむとするは危險の事なりとて之を好まず、乃ち阿部は素より之を知れるを以て、只之を國防に用ゐんとの議に止めたるなり。

大船建造解禁の議進む

肥薩の大船建造の議は幕府のそれと異り

水戸侯は局量褊狹と評せられたれど、兩雄に比すれば寧ろ小膽といふべく、孤島の日本にして洋夷の壓迫によく抵抗せんには、獨立の敵愾心を鼓作

し攘夷の勇氣を養ひて利器を執らしめざるべからず、然るに當局者始め渠の機巧に心を奪はれて意氣まづ屈しながら、やゝもすれば浮躁の論をなすと憤慨し、因て偏屈の攘夷論を執拗するものとして當局者より厭忌せられたりしが、烈公は將軍の譴を得て屏居すと雖も、時勢はます／＼其憂慮を刺戟したり。されば獨り公の能く藩中の士氣を勵まして長崎防備を嚴にし、將軍に西顧の憂なからしめて、數〻褒詞を受けられたるは、亦その本領に契合する所にして、侯は嫌疑を蒙りたる以上、隱居して病痾を養ふに專らなるべきに、時勢の憂慨に堪へざることを常に述懷し、水戸と佐嘉と共にその學校を弘道館と名づくるは、亦偶然にも二人の意思の一致を表すものなりとて、深く國家のために公に倚賴する旨を申し越しゝを以て、公は之に答へて其意を安慰し、且左の二詩を寄せられたり。

弘道齊名亦一奇、細戈纔著兩男兒、鎮西近事君知否、横槊邊城夜賦詩。

髀殼託名元出塵、淮陰彭越事逡巡、請君且可娛風月、鎮定胡沙自有人。

是れ六月佛艦の渡來したる時長崎にての作なり。製造の內議動きて、阿部

軍艦建造費と天草御預の請願

閣老より密に其機を漏しゝにより、年末羽室を江戸に遣はすとて旨を含め長崎增築と共に洋式の軍艦を製造し、天草に軍港を置きて、陸海並び備へしむべく、其製艦運用の費としては、天草連島を御預けにならば、其收入の利を積蓄利殖して以て充つべく、かくして數年を經むか十分に海軍の基礎を作るに足るべしてふ事を陳べしめて、阿部閣老と謀りて内意を伺ふ願書を呈出せしめられたり。尤も此願書は海防掛にて却下となりたれども、その祕

海軍創設の唱始

閣の内評議に衝動を與へたるは莫大にして、亦實に海防の議に海軍を興すの唱始たり。かくて爾後の曲折を辿れる蹤歩は實に公と薩摩の齊彬侯との經略より出でたる事なりとす。

軍用金貯蓄の舊法を復す

公は築堡、鑄砲、製艦を興して將來の防備を整へ、以て外勢の壓迫に抗して海外に雄飛せんとの壯心方に盛なりしかば、從つて其費用の要求も亦大に、ために、幕僚等は因循躊躇しつゝありたりき。さはれ公は是までの經驗に

よりて胸中確たる自信を有せられたるなり。蓋し公は初政以來財政の困難と惡戰し、初め五六年を經過する間は、外廷をして藏入の收納の下に政務の經費を足らしして餘裕あらしむべしと國老以下を督勵し、內庫小物成の收納より其不足を補ふとゝもに、山海林野に種々の利益を興さしめられしを以て、積年の利殖は意外に良結果を生み、更に五六年を經過するに及びては餘利をも生ずるに至りければ、更に外廷の經濟整理に努めしむるとゝもに、內庫には又節約貯蓄を勵まされ、よりて近五年の經過にて去年より餘金を生ずるに至れり。是に於て舊法に復して軍用金を貯蓄することゝなし、是年五月公はその中に大黑天を祭るを以て大黑藏といふ(本丸城內にあり)軍用金の貯庫を執政、大目附、側頭、側目附、掛硯方等の役々を從へて一覽あり、左の掛札を懸けらる。

國家軍備之儀者祖宗之御遺訓有之儀に候處、昌平日久不急之事之樣相成本意之外に候、依之代始以來日夜令焦慮、非常之節繕手を盡し、此節軍旅一偏之備中付候、自然出陣方之外に取用候通於令吟味者、乍不私事、對備柄祖

宗方竝に我等之趣意を破不忠之至に付、重科申付儀に候條、此旨永々可相守者也。

弘化三年午五月　齊正御判

舊に復して軍用金を貯蓄せしむ

此の如く嚴法を以て軍備金貯蓄を復舊せられたり。是時公の胸中には、藩內小物成の殖産興業の利を以て外國貿易に勉め、浮費を減縮して有用の事に投ぜば、以て一大事業を成すに足るとの心算は既に成立しゐたりけり。

直大公誕生、盛姫君重患

直大公誕生と盛姫君重患

公には內變なく、入部の後七八年を經て御通女中を置かれたりしが、山本土岐允の女およもの腹に天保十年八月女子降誕あり、是れ前に言ひたる貢姫にして、去年出府盛姫君の養女となりたり。かくの如く姫君の腹には子なきため、繼嗣の爲めに、門閥の女を御通女中となすべしとて、國老鍋島周防茂慶の女お濱を納れたりしに、八月二十七日其腹より男子誕生し、名づけて淳一郎といひたり、是を直大公とす。然るに盛姫君は是夏の末より持病に

て困臥ありしが、冬よりは更に胸膈に病を發せらるゝに至り、不快常なくして種々療養あれども輕快に至らず、乃ち十二月に及んで益、重態なりとの報ありしかば佐嘉より御小性頭と侍醫とを急行して江戸に往かしむ。 公除夜の作に左の詠あり。

風搖梅柳報春回、依舊殘軀益剛頑、奇策竊投連幕裏、菲才叨列羽林班、五洲可略惟豪素、千載相知有歷山、雪霽高樓星斗燦、一聲横笛弄平蠻。

荏苒羊頭臘尾天、眼看歲月似奔川、老妻伏枕最關意、斑髮插簪徒自憐、濁酒一樽娛獨夜、青山四面託殘年、此心猶未消磨盡、背坐寒窻不著眠。

第十四卷　長崎砲臺增築否決

第四十二章　幕府へ長崎砲臺增築を建議す

姬君逝去佐嘉に儒式葬祭を行ふ

弘化四年丁未、公年三十四歲なり。世界の形勢は公の宿志を伸ばしむるの機會を啓き、こゝに公は今年は定期に先だち參府して抱負を展べんと準備ありしに、更に盛姬君病勢の輕からざる報に接せられしを以て、筑前と長崎警備の番代を濟ますや否や、例より引き上げて參府し、自己の療養をなさんと正月十四日幕府に願書を差し出さる。月末に至るに及んで盛姬君の容體益〻輕からざるを以て、目附下村七右衞門早打にて二月九日佐嘉に到著し其趣を報ず。是に於て直に御側頭深江八左衞門に醫師を差し添へて江

戸に赴かしめ、ついで姫君療養の心遣として御年寄鍋島市佑を差し越すとともに、又中野神右衛門を表用人として出府せしむ。斯かる處に十三日には江戸より姫君の容體去る三日より危篤に迫ると報じ來りしかば、更に國老鍋島志摩に內外の役々數人を添へて出府せしめられしも及ばず、姫君は十日逝去せらる三十七歲なり。實は三日逝去ありたれども、大奧の都合により是日喪を發せられたるなり。葬式は公邊の旨によりて芝の常照院にて執行あり、法號を孝盛院天譽順和至善大姉といふ（明治五年麻布邸の公墓側に改葬す）。毛髮を佐嘉に護り下りて、葬式を擧行すべきなれど、既に將軍家の淨土宗にて葬りたると佐嘉の菩提所高傳寺の曹洞宗なるに加へて、藩初以來夫人の葬式には當主より等減ありとはいへ、巍松公以來の大葬を重複擧行することとて、公にはかたがた深慮ありて、別に葬祭式を整ふるを以て佛式の中陰など の手數を爲すに及ばず、弔ひは歷代の例によりて輕略にすべしと仰せ出され、高傳寺に位牌を据ゑて在寺の僧侶にのみ一日讀經を勤めしめ、三ノ丸に靈主を立てゝ宗室國老を始め侍中の禮拜を仰せ付けらる。

盛姫君逝去

佛式の中陰な輕略せしむ

葬祭式決定の曲折

さて葬祭には是まで神道式につきて傳ふる所なし。佐嘉にて深く國學に通じたる者はなけれど、大體よりいへば神道に葬祭式は有るべからず。よりて佛敎の外には儒學の葬祭式あるのみなれば、適宜に之を潤飾して定むる事となし、三月二十三日宗室鍋島土佐を葬祭の名代となし、執政鍋島安房を葬祭方頭人に命じ、內廷よりは御年寄、御側頭等に御小性古川與一を加へ、外廷よりは請役相談役これに當るとゝもに、學館敎職中へも葬祭方を命ぜられたり。時に草場磋助(佩川)は助敎たり、枝吉忠左衞門、福島文藏等は敎諭たりしが、儒學式も周の禮は既に古く、唐以後の佛敎の風俗を混じたるものも、日本は風俗を異にせることゝて其儘には採用し難く、旁々葬祭式を定むる適當の標準に乏しかりき。時に武富文之助は去年一代侍に列せられて指南役となり、本年正月什物方、道具方の掛合を命ぜられたる、純粹の朱子學者にて、古今の禮典に該通し、朱子の文公家禮を主持したりしが、該禮の具體的なるよりして姬君危篤の時より內廷役々の內密取調に與かりし彼は、是に至りて葬祭方掛合を命ぜられたり。爾後公も其式を議する席に臨みて

毛髮埋葬

裁決あり、遂に謚を文肅夫人と定めて二十六日靈主を三ノ丸に安置せられ、先嬪文肅夫人德川氏靈主と顏し、後には其表を粉面にし、先嬪文肅夫人德川氏神主と書し、中には故德川氏、姓源、諱國子、稱盛ノ神主と書せられたり。二十七日宗室國老以下總侍に拜禮せしむ。四月二十五日に毛髮は三ノ丸に著す。即日奠式を擧げ、二十六日祖奠し、翌日遣奠して葬送の初虞式を擧げ、二十八日再虞、翌二十九日三虞して卒哭式を行はる。初虞の祝文は左の如し。

維弘化四年歲次丁未、夏四月朔庚戌、越二十有七日丙子、少將藤原朝臣遣族卿鍋島直喬、敢昭告于文肅夫人之靈曰、日月不居、奄及初虞、昏旦哀念不敢自寧、謹以清酌庶羞、哀薦祫事、尚饗。（再虞三虞同文にて日を異にす）

毛髮は高傳寺に假葬し、墓標には文肅夫人之墓と書す。墓誌は左の如し。

文肅夫人德川氏之墓　誌銘

從四位下行左近衞權少將兼肥前守藤原齊正朝臣夫人德川氏、姓源諱國子、稱盛、考贈正一位前太政大臣征夷大將軍家齊、妣從一位藤原氏、文化八年辛未三月十二日生、年十五來嫁、弘化四年丁未二月三日逝、年三十七、私謚曰文

薨、葬二武藏國豐島郡一、藏二爪髮於肥前國佐嘉郡一。

皆、古川與一之を書せり。諸式には公の代拜を御年寄に命ぜられ、爾後十一箇月に小祥の祭を行ひ、十三箇月に大祥、十五箇月に禫の祭式を行はる。每年歳暮、元旦、五節句、月朔に奠式を行ひて御年寄に代拜を命ぜられ、平日は三ノ丸より三人づつ靈座番をなす。以上を新に定めたる葬祭式の概略とす。

藩政の條々を批定して東發す

今上(孝明)天皇即位の禮を行はせらるゝにより、五月朔日家老鍋島主水に京都の使者を命ぜらる。

斯くて長崎の汛季に番代濟みたれば、公は參府の準備を急ぎ、今度より旅館の關札は古川與一を右筆に命じて之を書かしむ。關札は檜板にて幅尺五六寸、長さ二尺餘、他藩のものに比すれば稍〻小なり、表面に松平肥前守宿、又は休の六字を大書するに止む。是までは堤賓左衞門右筆中の能書にて、多く關札は其手に書かれたりしが、筆致和樣にて字形圓く肉厚く、而して彼は

出府中の藩政に對する注意

運筆極めて遲くして之を書き終ふるに數月乃至半年を費したりしに、達筆早筆なる古川の代るに及び、十餘日にして之を書き畢へたり。

今度の參府は、通例と異り一年間留守となるべきを以て、六日藩政の條々を御仕組所より伺ひ出でしに、附紙を以て批下せらる、左の如し。

御仕組筋之儀每々厚被仰出、日夜被爲勞御思慮候得共、未御趣意其々不行屆、就中御留主中にも相成候得者、人心無何弛候樣之儀有之候而者決而不相叶、總て取締者俗情不相好儀に而、尙又御內外役々にも差部(はまり)諸事中談候通有之度、御留主も當節者一年にも相及候儀に付、御仕組筋之大意、先以て存附之分、荒增左に書載仕候。

(附紙)　裁下の附紙を附す。

一　鄕內農商御引分に付、宿驛其外ノ農雜、或者給人等、遊手之者迄委敷調子置、御取計之被成樣等迄豫め吟味致置候事。

(附紙)　御留主中に委敷取調子相成居候樣御下國之上御運振之儀得と贊談相成候樣。

給人遊手の處置

農商引分とは農家が商賈するを禁ずることにて、由來農政に於て肝要の事となしたり。給人遊手の者とは士卒浪人等の自ら耕作の勞を取らずして鄉村に住居せるをいふ。是等の輩は文學其他無用の遊藝を教唆して農民等を本業に怠惰せしむるを以て、之が監視は民政の必要事となされ、村學究などは其村を立ち退かしむるに至れり。因て其名籍人物を調査する事となせるなり。

一　人民戶籍之儀者守國之上に而重典之儀に而、御領中一般に夫々調子行屆居候半而不ㇾ相叶に付、是又御留主中に者御領中竈帳相揃候樣有ㇾ之度事。

(附紙)　戶籍之儀者別而重事柄に付、屹度相屆候樣手當有ㇾ之候樣。

面引合

戶籍調は切支丹禁制の嚴法によりて毎年宗門改めを嚴重に行ひたれど、是は寺僧の證明を主とし、戶口の異動に對する精密の戶籍統計法はなかりしを以て、是より其調査のため毎年一度『面引合』とて村々に期日を定めて戶籍帳內の人別を盡く集め、人改めの者より人々の顏面を帳面と引合する法を

設けたりき。かくて此期日には、佐嘉城下に雇人となり居る遠在の男女も必ず歸村せさせて點呼に應ぜしむる嚴法行はれたり。

面從背言を戒む

一　御内外役々一致君意を奉請承、御治國政治御仕組筋行屆候樣心遣候半者不相叶儀勿論之儀に候、萬一廷上には面從之振に而、或は其後致違却又は家庭に而内謁之向等へ氣向能問合置候向等有之候而者、役々之心得以之外不宜儀に付、能々御警戒被成度事。

（附紙）面從後言之振合等有之候而者決而不相濟、委細は被仰出に有之候事。

面從背言の規戒は公の初政より屢〻あり、當時流行の學術にては切要となしたるにより、爾後も組内にて折檻を加ふるなどの事行はれたり。

目附を戒飾す

一　御目附方之儀御仕組筋御趣意不貫徹因循俗論に而却而外評御趣意に相反候評談等致信用又者下々に而私之威權を竊之類有之候而者甚以不宜儀に付、何卒御仕組筋之御榮出不屆之所等能々心懸、委敷穿鑿、御趣意を助候樣有之度、是又厚御含相成度事。

目附の聞合は俗に尻取目附と稱せられたり。目附の下に郡目附、下目附ありて此條にある如く仕組の趣意を了解せず、所謂因循俗論の評論を取るとともに或は私の威光を籍むなど、免れざる弊習染みゐたり。故に政治上目附を設置するは、亦利害相半するものありき。

冠婚の禮を重んぜしむ

一　**冠婚之大禮**者重事柄に而、別而婚姻抔は重取扱候半而不叶處、人情只樣薄く、中以下者禮式等も一向無之、無禮之儀而已有之候付、階等を立禮式を組立調子置候樣致度候事。

(附紙)　冠婚之儀御留主中に得と取調子相成居候樣。

藩内にては上輩の婚姻には習慣の禮式ありたれども、中等以下には之を整へ得ざる者多かりき。されど稍身分あるものは一向に無禮といふ程にはあらざりき。

衣食住申合

一　**衣食住申合**之儀、尚又不相緩樣御留主中も委敷穿鑿、風說聞之儀等有之候半者早速申上、別而輕儀者內々大組頭其外支配之向へ手締之儀時時可申談事。

衣食住の取締は初政以來頻りに警誡せられたるところにして、華奢の風習は動もすれば長じ易きにより、輕きは組内にて申し合さしむるとゝもに、節縮の事は三四年ごとに屢〻觸示せられたり。かくて前の條々に添へて左の通り仰せ出さる。

今度御參府御引揚に付而者御常例と打替御留主中も程長有レ之候に付、諸仕組筋之儀聊も氣弛之體之儀無レ之樣、總而先年被二仰出置一候通、銘々分限を離れ肝膈を吐露し遂二贊談一候半而不レ叶處、談決之上内外役々意見等數般に相分れ候通に而者御成功相立兼候條、一致同心御趣意之旨押立、御仕組筋行屆候通、尚又申合候樣被二仰出一。

元年の參勤御猶豫によりて已に三年間在國ありし公は、時勢の變化頗る迫り來れば、大に抱負を展べんとて五月七日より參府の途に上られぬ。

是より先き幕府は去年の暮又寺社、勘定、町の三奉行に浦賀、長崎守備の事を議せしめ、是年二月には諸藩へ江戸近海の守備を命じ、ついで浦賀奉行へ外國船には勉めて平穩を以て權宜の處分をすべく許しければ、攘夷論も時

世に鑑みたるにや稍輕減したり。三月八日牧野備前守より奉書到來し、よりて鍋島加賀守名代として出でしに、左の通り達せらる。

松平肥前守

長崎表守衛筋之儀厚心を用ひ、且近頃異國船渡來之節にも御備向其外手配等行屆候趣、追々達上聞、一段之事に被思召候、依之拜領物被仰付之。

長崎防備に關して公幕府より褒賜を受く

即ち時服三十領を賜はる。

時に邊海に於ける外國の風波はますく荒く、江戸、長崎の守備を嚴にする必要亦益迫りたりしが、長崎增堡の意見を海岸防禦掛老中より徵せられて筑前と申談じ、次で長崎奉行井戸對馬守まで其答書を差し出されしよりは既に一年を經過せり。かくて公は夙に確定したる籌略を遂行せんとて、意氣鬱勃幕僚等に早く之を論辯せんと出府を急がれたり。

筑前侯長崎の築堡地巡覽

筑前の美濃守齊溥侯は出崎、長崎警備を受け取りて見廻をなすに際して

筑前侯の築堡地檢分

は伊王島其他の形勢をも一見すべしと豫め通報し來りしを以て、御番方附役高木權大夫を出崎せしめて其準備を爲さしめたり。かくて是月五日筑前侯は長崎邸よりその船を出したるに、其日は風雨なりしため野母崎へ渡るを中止して、直に伊王島に赴きたりしかば、權大夫は屬吏を率ゐて先づ往いて之を迎へたり。乃ち侯は上陸して遠見所に上り、增築すべき個所を遠見ありしが、侯は先年來我藩と協議に斡旋したる隨行の番頭伊丹九郎左衞門と語りつゝ休息所に高木を召し、附添の勞、且つ增築につきての己が家來との示談を謝し、やがて船に上りて還りたりき。其後彼の聞役桐山一郞太夫より致せる書の大意は左の如し。

當港備增の廉々去々冬以來談合の末、雙方役々出崎し示談の上、大體を御奉行所へ伺出、伊王島は存寄申述置猶又打返し贊談を遂るの處、右島の水の手船繫ぎ等其御方にて見積被置候次第に付て、尙現地に於て御打合され度。且又同所凡五六町程に離瀨あり、風順によりては異船何程離れて通船可致や、其程は被計兼候へ共、是迄外國の船舶出入の振合もありて必

ず矢業専要の折可レ有レ之。第一彼沖間にて御糾等の手數も有レ之、萬一非儀の働を致して走出候樣の節は、兎角沖手の業合は伊王島に限り可レ申に付、兼て御備なくては相叶まじと被二御申合一候。此外右島の御備有レ之度御趣意は追々被二仰聞一たる通りの儀に候條、彼是の得失今一應校量致候樣。外目御臺場割分、扱又非番方の持場へ平常人數を差出さるゝ等の儀は、先般出崎の役々より被二申聞置一候通り、一體の御備向相決し候上、打合する方に可レ有レ之と御心得被レ成候。伊王島の事に付ては最前及二御答一候旨も有レ之候へ共、職務柄大切の事故、尙又御示談被レ成候條、存寄の程腹藏なく申述候樣委細御書取の趣、國許の役人共承知致し、御趣意御尤の儀に存候。右に付此方に於て尙重疊評議を遂るの處、一體同島は沖にありて御番所よりの驅引不レ宜其御許にては彼島を始め向寄り御領分の儀にて諸事の都合も可レ然候へ共、此方にては左樣の場所無レ之、至て不便利に有レ之其他水手船繋り等の都合彼是何分見通し難く、よつて御同意に移り兼、是迄御再答も及二延引一候。乍レ然其御許樣はか程まで御見込の場所に有レ之、追々御談合の

筑前伊王島築堡に同意す

趣に付ては此方に於ては格別不二相見込一所には候へ共、尙繰返し評議を遂げ候處、畢竟國の御爲筋にて、雙方より存寄を申上相成居候末、伊王島一條に至り兩家の見込齟齬致し、此先示談の趣によりては、自然雙方の存念を銘々に被二仰立一樣にも可二相成一哉さ候ては公邊に對せられても甚だ恐入候儀に有レ之、且は御間柄不順の姿にも相響き容易ならざる儀にて、何分難レ被二相濟一事故、同島の儀も御談に任せて御同意致す儀に御座候。就ては其御許樣御目論見の所を篤と御談合被レ下度候、然る上は最前雙方存寄書差出したる後、是迄延々相成居候に付、個所々々被二仰立一方等何卒速の御運びに相成度候間、差急ぎ取調の都合は出來まじや、其邊も御勘考被二成下一樣に存候。猶一體の儀今一應御打合として役々出崎相成候儀に可レ有レ之や、さすれば此方にて番頭は詰合の者より出會さすべく候へ共、外に最前出崎致候役々の中より差越す樣に可レ致に付、其頃合御含みの處を被レ爲二仰知一度。扱又追て伊王島の處中立通りに相濟みたる上にては、此許に於て少々相含み居る儀も有レ之候、右は其御許樣へ相觸れ候儀には無レ之、只今差支申進

西洋諸國同盟して日本に使節を派遣せんてふ報知

するには及ばず候へ共、不差立此段も申述る儀に御座候。彼是御再答旁國許役人より申越候。

これを得て我聞役より伊王島增備に同意を得たるを謝し、ついで巨細の申合は書面の往復にては不可なるにより、雙方より役々出崎の上にて之を爲すべく決したりしが、我藩にては最初より彼藩との示談に與かりたる博聞能文の神田大助を出役に加へて彼地に談判せしむることゝせり。

六月長崎入港の和蘭商船は、英佛兩國よりの復狀を齎し來りしとゝもに、明年西洋諸國同盟して日本に通商貿易を乞ふべく使節を派遣せんとするを告げたり。時に幕府にても是等の事を議しつゝある折柄なりしかば、猶更國防に心を苦しましむることゝなりき。公は五日駿州由井驛に到りて筑前同意の答書に接せられしが、其時江戸よりは鍋島內匠頭よりの直書到着し、勘定奉行所も是までの振合一變して、我意見を押し立つる好都合に移りたれば、一刻も早く兩藩の決議を長崎奉行に提出せらるべしとのことなりしかば、是を佐嘉の御番方に達せしめ、公は豫定の如く十日江戸邸に著し

て十五日に登城ありたり。長崎の非番方は鍋島甲斐守を名代に命じ、鍋島山城に都合心遣を命じ越さる。二十日公には增上寺の方丈に備へある孝盛院の位牌を拜禮あり。

かくて筑前侯より伊王島增築同意の決答を得たれど、是は彼藩の甚だ好まぬものなることと答書にもあるが如し。該島は長崎沖に向ひたる離島にて、我領分だけに我より士卒を配り、用船を配置するには便利なれど、彼藩とは道路懸隔し、兩番所とも三里も離れて、實際海上の往復は困難なりき。されど長崎港の要害に於て其地理の自然に砲臺地點なるべきは確として動かすべからざるを以て、彼藩は內心には尙躕躇せるやの疑點も多かりきとはいへ、表面已むなく同意するに至れるなりき。八月公は江戶邸稽古所に於ける從政名言の會讀後、在席者に向ひて、長崎防備についての筑前示談は所詮一致するに至るまじ、されば結局自ら天下の爲めに獨力にて臺場を築成するに至るべしと決心せりとの言を漏されたり。

阿部閣老と長崎築堡及び軍港の協談をなす

今度の公の引揚參府は、長崎增築の事を辨ずるがためなるを以て、參府後公は種々斡旋ありたりしが、事幕府の機密に關したりしを以て其經過の如きも委しくは傳はらず。八月公は老中阿部伊勢守の官邸に往き、親しく此事の相談ありたりしが、其後表示せられたる當折衝の大略は下の如し。即ち伊勢守より、長崎防備について筑前、肥前兩家御存寄の次第あらば申し立てらるゝ樣と伊澤美作守在勤の時に達し置けるに對し、昨年美濃守一同に大略の意見を申告したりしが、今度參府あるに方り、勢州より防備の個所個所等兩家協談にて願ひ立てらるべしと沙汰したりしに、一向其儀なかりしを以て、此異國防御の事は、公邊に於て甚だ御懸念あるにより最前より達し置きたるに、此の如く遲緩に及ぶは如何の譯にか、甚だ不都合の事なり、瑣細の事は段々と仰せ立てられて然るべし、先以て臺場築造及び築增し等につ

築堡費の豫算計上は猶豫す

いての存慮を早く屆け出で相成るべく、同時に美濃守殿の方へも右樣通達に相成る樣と督促したり。蓋し此遲緩を來したるは、筑前との示談の圓滑を缺きたりしに原由せる事にて、是時まで幕府に於ては頻りに其答を急ぎゐたりしなり。又これについで、筑前侯の在府中に公役人より沙汰ありたりとて、臺場增備の屆書に入費の金高を書き加ふべき旨、彼藩の出役人より示談中に注意したりし由を、今度佐嘉より通知し來りしかば、是日公より之を伊勢守に尋問ありしに、勢州には一向に心得ぬことなり、或は井戶對馬守が在府中に沙汰したるにてもある歟、縱し然るとも其は井戶が心得違なるを以て決して懸念なさるまじく、入費の數高まで一時に取り揃へて屆け出づるは如何はしきことなれば、瑣細の事は後に屆け出になるが當然の計ひなりと思惟すとの答なりき。よつて公より、是まで延引の末にはあれど、今之を取り約むるには急に運び難き都合もあるにより、重立ちたる要領の項だに決すれば、餘は筑前との示談に任せて同意の屆書を差し出さしむることゝなすべし、然れば當藩よりの別段の趣意は、後に願ひ出づる事もあるべ

公軍艦建造と天草連島御預とを併せて協談す

しと相談ありしに、勢州にも、それにて差支なし、其事は聞き置くべしとの答なりき。

是より先き、公は長崎防備に軍艦を製造し、其軍港には肥後國天草郡諸島を樞要の地と相定して、此を御番方に委託せられんことを願ひ出でられしが、是日の對話中勢州は該地騷動の事件に言及したりしにより、乃ち公は從來海軍を興すに存慮のある旨を演述して、彼地を御料並にて御預となる樣再び出願すべき意なるを陳ぜられしに、勢州聞いて其成否は沙汰し難けれども、其事は幾度願出になるとも、決して公邊に不首尾となる懸念はなしとの答へなりき。

以上は公が長崎任務に關する首席老中との公式の應答にて、公は歸邸の後重役者を召して親しく之を申し聞かすとゝもに、思考の次第を委しく諭し、ついで鍋島内匠頭と協談して、滿足なる決定をなさんと圖られたりしが、偶々請役所附役伊東次兵衛の別用にて出府したるありしより、彼に委細を申し含めて、九月十一日より佐嘉へ歸らしめたり。かくて阿部閣老より督

兩藩協議を了して增築の伺書を提出す

促せられたる長崎增築に關しては、筑前と示談せる末に、既に是月八日伺出の書面を長崎奉行所に差し出されしが、附屬の繪圖、切繪圖等間に合はざりしため、只意見の伺書に臺場の個所を附記し、之を筑前に於て淸書して、雙方聞役より長崎奉行平賀信濃守に差し出したるなりき。而して繪圖及び費用概算等に關しては、いづれも追て差し出すべき旨を陳ぜしに、其後井戶對馬守より、此事は委曲呑み込みゐるにより、必ず御趣意の屆くやう取り計らふ含みなりと申し越したり。

六月入港せる和蘭船の英佛の事情を通知するや、幕府に於ては長崎臺場增築の必要に迫られ、肥筑兩藩よりの返答の遲きを却て催促するに至りたりしかば、公の意見は時機に投合して、大に天下の耳目を傾けしむるに至りたり、されば公も亦十分の思慮を吐露せられ、長崎にて差し出す公式の存寄書以外に、猶近年外國の東洋に迫り來る形勢、渠の戰艦、軍器の精良なることに併せて、その和蘭使節船に親しく乘り込みて實檢したる事まで陳辯せられたり。かくて前月長崎奉行へ兩藩より既に意見書を差し出したる報告

公增築に關する演述書を阿部勢州に提出す

貫目以下の石火矢は船腹を打ち貫く能す

も到來しければ、十月十一日更に阿部伊勢守へ自ら演述書を持參せらる、該演述書は左の如し。

（前略）近年西洋之諸虜航海之術益極精錬、大に開海路、處々頻に致往來依至儀以軍艦相襲候儀も有之趣、既に唐山阿片一件爭亂風說之次第も有之、第一去辰年以來本邦へも和蘭使節船諳厄利船、佛朗西船等渡來、內實深意差含候儀共には無之哉、實に天下大患、海防之儀猶更被加嚴警候半而不相叶。就中長崎表之儀、元來他之邊海と相違、外國被御引受候第一之要港に候得者、兎角應古今之時宜隨地理之形勢必勝之計算相立、乘入候時之防禦者不及申、港中之守衛不可侮御手配行屆候半而不相叶、從前之姿に而者何分禦侮之至極とも難申候。　一體西洋之儀專研究火術種々利用之大銃等相用候趣者、唐山戰爭之振合に而も被推度、眼前使節船等にも大銃數十挺備付、且全體之船制海城とも相稱候程嚴重之結構に候得者、中々貫目以下之石火矢共に而者船腹打貫候儀無覺束。　然に當御備向之儀、文化度之異船渡來以後者、被爲入御念儀に者候得共、御臺場々々之形勢十分に無之、過半者

防禦の要地は外目なり

各切所の地に大臺場を築き大貫目大砲を猶百門許備ふべし

貫目以下之御筒相備り、且内外程隔り候得者、依戰地二三箇所ならで矢利き、不相成。第一彼等渡海及千萬里候而も、船中に致逸居居候處、兩家之出勢者國元々々より晝夜馳付、暑寒雨露を淩相守候得者、却而客兵之姿に相成、殊に渡來之刻、港中にも不乘入、時となく外目より大銃等打懸、或は沖合にて漂ひ、夜隱に乘じ番兵之虛實を窺ひ、不意に乘寄又は乘離、毎日此等之奸計を以て相襲候半者、守衞之者奔命に勞、自然と威力も相撓、其場之防禦者不及申、本邦之後患を引出候儀も可有之。且又文化以後は專ら内目に不乘入通之御手配に相成候、勿論異義を差含渡來候船に候半者、輕易に内港乘入候儀者有之間敷、左候得者防禦之要地全外目之事に可有之、去迚進退自在之船に候得者、内外何處を戰地と難差極、彼是を以者孰れ當港咽喉之地より首尾一體之形、連續之備相立候方可然。總而右樣進退自在之上堅城同然之結構にて、專用火術候得者、防禦之術者先石火矢之業前に相限儀に付、乘入候海路隨切所々々之地、嚴重之大御臺場被取建、大貫目之大銃今又百挺程も被相備度、左候得者數艘之賊船何時襲來候共、守衞之者共逸居

待受、乘寄候者一齊に打拂、乘離候者其儘差置、及數日候而も臺體同樣之備立を以相防、猶又隨右兼而便宜之設施、或者臨機之計策も可有之候得者、縱令其場遁去候共、本邦嚴肅之武威自然と外國へも相振、除後害候通可相至、且者兩家、職任之規模も相立可申候。最前御達之旨を以松平美濃守と相謀、存寄之次第去九月井戶對馬守へ申達置候末、去年平賀信濃守へ家來共より增御臺場之個所々々等相達置候段、國許より申越候。右等過日御達仕候間、前件海防之儀者實に天下之大事、家職之急務、殊不容易當今之時勢に候得者、何時不虞之變事出來可仕哉難計、片時も安心不相成、何卒急に廟算被相決、兩家存念之通相屆候樣偏に奉願候。

未十月　　松平肥前守

今年の公の引揚參府は、此一件を阿部閣老以下に說き碎かん爲めに外ならず、かくて遂に此書を差し出さるゝに及び、恰も順潮に舟を進むるが如く、公は其目的を十分達せらるべく見えたりけり。

されど幕議の內面には、財計の困難、偸安の情弊等、數多の暗礁橫はりをり

て之を阻止したりしため、幕府に迫りて、一向に其決議を待てりとはいへど、年は暮れんとするまで埒明くべくも見えず。而して外國の形勢は年一年と迫り、今や如何なる邊警の至るや測られざる狀態に瀕して、一刻の因循をも許さゞるものありしかば、長崎番代の瓜期も十旬に迫りたる歳除の日、御年寄より左の命を佐嘉に傳ふ。

幕議の因循により藩にて擊雷銃二十挺の鑄造を決す

當夏蘭人風說之次第も有之、長崎表之儀猶又嚴重御備無之而不叶處、增備一件既公邊願置候得共、未爲何御沙汰も無之に付而者御手前限りに、要害之場所々々大小銃等御備增被置可然候得共、前文御中立、未御沙汰無之以前候得者、於公邊御吟味之機先相馳候通共移行候而も不相濟、去迚是迄之御備に而者片時も御安心難被遊に付、猶又擊雷銃凡二十程鑄立相成、兼而深堀表差回置、輕便之船に載込、如何之模樣も候半者、右船に而て前後左右より取圍、時機に依り進退差働異船打攉候通、手配相整候樣。

擊雷銃は鑄製四貫二百目の大砲にして、此比までは舊習により銃砲を混じて銃の名稱を與へたるなり。此彈丸には圓極流の祕術にて、銅殼に霰彈を

塡補し、擲發すれば箇々雷の如く爆裂す、よつて撃雷といふ。是を早舟每隻に一門づつ載せ、暗浪と同色なる紺幕を覆ひ、石火矢組の士乘り込みて、精選せる舟子に艪を推させ、以て海面を快駛せしめたり。即ち今の水雷艇に比する用をなすものにて、平日は之を隱れ港に繫ぎ置き、機に臨むや異船近く乘り寄せしめて射撃せしむるなり。即ち公の考案に出づ。

田安家との結婚

去年佐嘉にて誕生ありし淳一郎を嫡子として屆け出で、若殿樣と稱せしめらる。是より先き將軍家より淳一郎を盛姫君の養子とすべく仰せ出され、十八日大奥より奉書を以て鮮鯛を賜はれり。大奥は前にも述べし如く政治上にも威權を有し、其勢力甚だ强し。是は幕府に限らず、古來の貴族政治の常態とするところなるが、德川家にては、舊例として公卿の女を上臈となし、源氏名を姉小路、萬里小路、飛鳥井などと稱したり。此頃大奥の姉小路は橋本大納言實久の妹にて、家慶將軍の上臈たり、頗る容色ありて將軍より

寵せられ、内外に對して甚だ威權ありしかば、其意に忤ひたる水野越前守は排擊せられ、之に結託したる阿部伊勢守は任用せられたり。又かの水戶老侯すら政治に外交に、其意見を述ぶるには、常に此上藹の心を攬るに勉めたりなどと噂せられたり。我藩は長崎防禦を專ら務めて幕府の事には關係の薄きを以て、其等に痛痒を感ずることは殆どなしと雖も、公は前將軍の鬨中にも最も大奧の歡心を得られ、よりて何事も圓滿に運ばざるはなかりき。されば盛姬君逝去後は、將軍も良婿を失ひたることゝなりて、大奧にては大に力を落したりしを以て、公は内心將軍家との結婚を厭はれたりとはいへ、時日を經るに從ひて、大奧より緣談動き初めたり。時に水戶老侯は慶篤侯の爲めに有栖川宮精子女王を迎へんとせられしが、大奧の反對により、俄に將軍の養女として久留米の有馬慶賴に嫁せらるゝ事となり、又子息慶喜を一橋家の相續者たらしめんとせられしが、これ又大奧と連環して端なくも藩論を分裂せしめたり。かゝる時勢なりしかば、公にも亦、姉小路上藹より、伏見宮の女王を客分にて引き受けられたしとの周旋を斷るには頗る苦心

せられたり。此儀は漸く謝絶することを得しに、間もなく又家慶將軍の内意とて、阿部老中を以て田安一位齊匡卿の筆姬、當年十八歳なると結婚すべく仰せ出されたり。公は是も實は好まれぬことなりきとはいへども、已むを得ざれば許諾し、よりて十月八日田安家とゝもに相談して雙方より願ひ出でられたり。かくて朔日許可あるに及び、十二月九日結納を取り交はし、次で二十三日筆姬は前の姬君御住居に入輿ありき、是よりこゝを北御殿と稱す。

田安家との結婚

種痘接納の發端

初め公は蘭方醫術の伊東玄朴を器識し、前度の參府に側醫となすとゝもに、去々年長女貢姬の江戸に到るにも豫めその療養方を命ぜられしが、盛姬君もその治療を受けんと欲し、登城の折には將軍に慫慂ありて頗る其意を動かしたりと雖も、當時洋夷排斥の潮流盛にして、蘭方醫の御住居に入るを許さず、遂に盛姬君を喪ふに至るまで其實行を見る能はざりしは擧邸の遺

公種痘苗輸入のことを申し含めしむ

憾とする所なりけり。然るに斯頃疱瘡流行したりしを以て、玄朴は人痘接種を主張して效驗あり、伊豫の宇和島侯是春これを其女正姫に施して良果を得たりき。公は在國にて痘病豫防の方を蘭醫に講ぜしめられしが、我長崎在住の醫士楢林宗健が蘭人より、西洋には牛痘の發明あり、方に香港にて種痘しつゝありとの旨を聞ける由耳にせられ、大に之を喜びて其痘苗輸入の事を申し含めて參府せられ、藩邸に著する數日の後、玄朴を侍醫となして初めて健康診斷を受けらる、蓋し是には深き意味のあることなり。今度定期を引上げて參府ありし公は、參府期を異にせる著名の諸侯に親接するを得られしが、中にも、宇和島の伊達宗城侯は、山口直勝の次男にて學問辯才あるとゝもに下情に通達すと稱せられ、春山侯の鑒識により養子となりて國を讓られたる賢主なり。公より四歲の年長ながら、從來の重緣によりて公の姉猶姫(公より六歲の年長)と婚したりしより、情好最も親しくして、大に長崎築堡の公の壯擧に賛同し、極力運動して其成功を期成するとゝもに、頻りに往來論談して西洋醫術を興さむとせり。されば侯は種痘接納につきて、伊東玄朴

伊東玄朴更に新夫人の侍醫を命ぜらる

の精敏を稱嘆し、よりて猶姫の治療を囑託せんと懇望したりしかば、八月玄朴は猶姫附醫師請招を命ぜられたり。旣にして田安家との縁談起るや、新夫人の兄越前慶永侯（後に春嶽）は弱冠なるも英名あり、而して宗城侯は之と親交あるを以て、其間に媒介をなし、盛姫君の漢醫に阻てられて名醫伊東を有ながら其治療を受くるを得ずして逝去せられたるを遺憾とし、乃ち彼を其侍醫に推薦するとゝもに、奧醫師多紀安叔が玄朴を憎嫉するを知り、慶永侯に勸めて早く其妨害を避けおかんと田安家より申し入れしむるところあり、かくて十一月縁組許可の後五日、玄朴へ對し、新夫人入輿後の御附醫師兼帶の命あるに至りたり。斯かる處に我國老諫早石見（初め勇太郎といふ公庶妹の婿なり）大患に罹り、佐嘉より急使を馳せて玄朴の診斷を受けんと願ひ出でたりしを以て、公の許しを受けたる玄朴は、其月二十八日より早打にて佐嘉に赴けり。是れ石見の治療と共に多紀黨の氣焰を拔き且つ長崎の楢林とゝもに牛痘接種を弘めしむる便宜を謀られたるなり。當時泰西文明輸入に對する保守固陋なる輩の抗抵の、如何に甚しく幕府の議を阻害し、上流の英主をして

苦心せしめたるかは、これによりて其一端を窺ひ得べし。

鹿島家差配處分

嘉永元年戊申、公年三十五歳なり。鹿島を相續したる庶兄丹波守直永は病身にて去る己亥年に隱居し、子の織部正直晴亦卒せしかば、公の庶弟安次郎に其跡を繼がしめられたり。よりて安次郎は壬寅年九歳にて出府せしに、後神經病を發し幕府の奧醫師を迎へて治療せしむれども容易に痊えず、年既に十五歳になれども乘出し式をすら擧ぐることを得ず、殆ど難治の痼疾と診定せられて邸に引き籠れり。故を以て家政は家老以下に一任し、事務の取締弛緩し種々の私曲發覺し、去年數人の革職處分をなしたりしに今又江戸邸にも重役等に言語道斷の所行あり、乃ち外聞にも非難を生ずるに至れり。加之藩主の公邊に對する勤務は、まづ當主となるに及んで乘出しの登城をなし、爾後諸種の定まりたる服務をなすべき要あり、元服までは病氣中立にて事濟めども、十七歳に及べば毎年病による勤務の猶豫には、嚴格

鹿島家紊亂と差配處分の議

なる手數の下に之を請願せざるべからず、然るに安次郎は今に外勤する能はざるのみならず、一方には負債嵩みて家政益〻紊亂したりしかば、此儘に放擲し置かば、終には幕府より處分を受くるに至るべきを以て、公亦痛く配慮せらるゝとゝもに、病の更に治癒の效を見ざるよりして、佐嘉藩廳に於ては姑く內證分の祿高にて鹿島藩を立つるを停め、卽ち本家より之を差配すべしと評議を定めて公に申請したりしかば、二月二十一日公は左の如く願ひ出でらる。

一私內證分鍋島安次郎儀、天保十亥年故織部正跡相續存念之通申付、追々出府爲仕、當申十五歲罷成候處、先年來癇症相煩、追年病勢相增、末以公務難相整體に罷成候。右內證分之義者先祖信濃守勝茂弟和泉守忠茂台德院樣へ御奉公申上、相州於矢作采地五千石被爲拜領、尙又勝茂よりも領地內證分高二萬石遣置候處、忠茂嫡子孫平太正茂家督之後、勝茂末男和泉守直朝を養子遣置候得共、打追難差置次第有之候に付、勝茂より奉願直朝取戾、內證分二萬石に而別段御奉公爲仕、正茂者拜領地五千石に而御奉公申上、其

當分内證分を停止せん

以來兩家に相分、直朝家筋者當時安次郎相續仕、正茂家筋者當時内匠頭相續罷在候。然に安次郎家之儀近代打續病氣幼少等に而公務大形に罷成不本意之至於私重々奉恐入候。就右安次郎義兼而私迄相願候次第も有之候故隱居爲仕、家督之義者相應之者へ申付、御目見をも被仰付候樣可奉願之處、安次郎儀弱年に而實子無御座隱居丹波守實子罷在候得共、當申六歲罷成、別而幼弱有之、何分家督に可見立體無御座尤も安次郎儀未弱年にも御座候得者、若哉療養之道も可有御座と重疊手を盡し、無餘儀是迄猶豫仕候得共、生來虛弱有之其上前段之氣症差發り、近年に至り候而者一向人事不相辨專精神昏亂致居候事に而、所詮本復難叶、向以御目見をも不相叶病體罷成、殘念千萬之參懸に御座候。就而者何分家續爲仕難置、去迚當時家督可申付相應之者も無御座に付、不得止當分内證分不仕安次郎、丹波守、竝に家來共私手前に引取、夫々當介可仕候。尤勝茂奉願置候旨も御座候事故、追而者筋目相應之者見定、何卒如元私領地内證分にて往々御奉公爲仕度存念に御座候。右之趣表立申上候而不差支義に可有御座哉此段御

内慮奉ㇾ伺候、以上。

乃ち老中阿部伊勢守より之に對し

内意被ㇾ申聞ㇾ候趣者無ㇾ據筋に者候得共、寛永以來連綿と相續之家此節及ㇾ廢絕ㇾ候而者不ㇾ容易ㇾ事に而、安次郞儀も未弱年之事、病氣之義に候得者長々引籠罷在候も不ㇾ苦候間、公儀へ對し聊無ㇾ斟酌ㇾ緩々療養爲ㇾ致候方と存候事。

との挨拶ありければ、三月十九日前の書面を改め、『數十年公務を怠りたる上、今又右の次第にて本末共に甚だ不本意の至りなるにより、重疊奉ㇾ恐入ㇾ候へ共、右末家の義は當分公務上一切御用捨被ㇾ下度、然るに於ては本家に於て差配致して嚴重基本を立つべき存念云々』と願ひ出でたりしに、老中より『出格を以て五年間の公務を一切用捨被ㇾ成に付、屹度差配致して嚴重に取締を立つる樣』とて聞き濟みになれり。よつて佐嘉政府に鹿島差配方を立て、紊亂したる家政を整理するとゝもに、丹波守の子熊次郞が成長を俟つことゝなり、池田半九郞に差配役を命ぜられたり。

差配許可

長崎砲臺增築の準備

公歸藩に臨み更に幕議の決定の速ならむを促す

三月二十一日公江戶を發して歸國の道に上り、四月晦日佐嘉に著城あり。去年の公の引上參府は、長崎砲臺建築の事を陳辯して議を定むる爲めにして、初めは老中阿部伊勢守より意見書の呈出を急がれたりとはいへ、やがて其書の長崎奉行より到達して幕議に附せられし後は、幕府は因循決する所なくして是春を過したりき。されば宇和島の伊達宗城侯は、外夷攘斥の防備に幕府の果斷なきを憤慨し、阿部閣老に面會して、幕僚中因循姑息の說をなして、外國に貿易を許さんなどいふものあらば、亦盡く之を黜けらるべしと論じたりしが、一方長崎砲臺增築の大事業には初より公の卓見に服し、自ら奮うて斡旋の勞を取りしとゝもに筑前侯とも懇親の中とて頻りに之を慫慂し、內情甚だ之を好まぬものありたりとはいへ、餘儀なく之に同意せしむる運びに至らしめたり。されど公は素より此事の協同を得難しとなし、終に我自力にて之を成し遂げんとの決心を洩らされしが、其在江戶中には

内廷の餘金を軍用貯蓄として城内の石庫に藏む

事決定に至らざりしを以て、出發前の三月二十一日、自ら阿部閣老の邸に到りて彼と面會し、委曲に亙りて陳辯を遂ぐるとゝもに、持參せられたる左の書を差し出されたり。

長崎表御備向之義に付御達之旨も有之、一昨午年意見相達置候處、砲臺增築等之儀、兩家家來共見積、既に昨年平賀信濃守へ相達候次第、委曲御承知之通御座候。然に私儀今度長崎表當番蒙仰御暇被下候處、右相達置候筋未何とも御差圖無御座海防之義者實に天下之安危に相係、至而重き事柄、殊に近年洋夷之擧動を以て相考候に、何時不虞之變出來候哉難計、職任に於て片時も猶豫難相成、總而昨年參府之義專右一條に而引上罷越候處、至此節御一左右不奉承候而者誠に不本意之至に御座候間、何卒速に御差圖有御座度奉存候。

引上げ出府の結果は、此書面を留めて歸國の途に上られたりしなり。

公は歸國の後五月二十日去年內廷決算の餘金を軍用貯蓄として城內の石庫に藏めらる。公は玄關の式臺まで之を見送られ、かくて請役、小物成所

山方を國產方に併せて牛馬の繁殖を圖る

頭人、御年寄、大目附、竝に御掛硯役等石庫に臨みて之を封藏せり。其後御掛硯方へ

非常御備金之義者至而重御事柄に付、平常之御入用筋は成丈被相省年々御小物成其外御收納を以、當申秋より向巳秋まで十箇年內十萬金相備候樣可取計旨。

と達せらる。此の如く公の多年勤儉ありし結果は、財政に餘裕を生じて、內廷の收入は年々に剩餘を增したりしかば、弘化三年以後之を軍用貯蓄として石庫に藏むること始まれり。爾後いつも公自ら其金を式臺まで見送らるゝを例となしたりき。

公は既に長崎砲臺の增築を決心し、よりて內廷の收入を富殖して其費用を作らんと、七月より山方に國產方を併せて牛馬繁殖の仕組を創めらる。其雜費としては、是まで山方支配の田畑物成の三石直段と稱して、三石につき値銀百目と定めたるを廢し、爾後現米に改納し、之を賣り拂ひたるものゝ過剩を牛馬仕組の費に充てしむ。國產方は領內の物產蕃殖に勉め、物產は

公財利を興すに努む

之を大阪に輸送轉賣し、或は長崎貿易に供する等のため、弘化二年に新設せられたる局にして、公の深意なる國防費積貯を意味したるとゝもに、やがては海外に植民貿易を開く準備をも含める企圖なりとす。　されば局員には特に其才幹あるものを拔擢し、初めより中村彥之允(當時船奉行)、丹羽久左衞門(同御側頭)を任用ありしが、是に於て二人を請役相談役格に進め、藏方頭人立會役を兼帶せしむるとゝもに、以下の理財者を各部に配りて種々貨殖に勉めたり。かくて用達諸商人等にして有利なる事業と認めたるものは是等の人々によりて其意見を公の聞に達し、公これを是とすれば密に其の實行を試みしめ、時には投機的の事をも試みしめられたることありき。　御側目附德永傳之助は沈默中に機敏の才ありしを以て、常に公の祕密を含みて運動し、彼の軍用貯蓄の鍵の如き、公の手中に存留せらるゝ大法なりしため、其取扱をも命ぜられたりとなん。　されど大祕密に屬して、重職と雖も知らざる事多ければ、實行後外間に傳はりて、偶語評判紛々たりきと雖も、隱微にして是非を判じ難く、隨て是等の非難は往々誇張の噂たるを免れざりき。　凡て財利に

關する祕密事を機敏に探偵して密告するものあらむか、公の內意にて直にその斷行を試みしめ、以て功を奏し利を享けしめたることあるは事實にて、中には內々褒賞を得て其家に傳へたるものもあり、其人の談を聞くに及んで、彼事は然る原由に起りたるかと驚くこと少からず。故を以て理財者は公を大國主に似合はぬ射利の君と目し、算盤大名の綽號を與へて取り囃すに至りしが、これ數字的の事項を聞見するや、大數の上に其利害得失を見る公の聰明なる頭腦の働きと、其實行に果斷の勇ありしとによりて言へるのみ。蓋し公は事業上の計算に達せらると見做されたれど、實は大に然らず、公成育の當時より弘化の頃迄は、學問の主とする所は武士的の修身にありて、一般の氣習は最も計算を賤しめて、小吏賤卒の爲す卑劣の事となし、之を喃々するは武士道を失却するものと詈ると共に、常に此を以て家中相勵みたりしを以て、算數に於る公の頭腦は、遺傳的に不發達なりといはざるべからず。ましてや公は文政間に於ける江戶育ちの大名なれば、算數には甚だ疎くして、僅に加減の運算をなし得らるゝにすぎざりしなり。されど公には、

公大數を達觀す

凡て計算の書類を披覽して之を質問せらるゝに當り、概括の數に穎悟なる所あり、即ち大數を達觀するに長ぜられたるを以て、當時の商人等は己が意見を稟白するに方り、公の決斷の鋭敏なるに舌を捲いて畏れ入りたりき。

公の尙南洋に向つて植民地を拓き、以て世界的に雄飛すべしてふ意志は、鬱勃として息まず、而して去年參府期を異にする諸侯と會談交論するを得られたりと雖も、さしたる英雄のなかりしに失望せられたりき。此頃の作にて既に傳誦せられたる詩の一は、虛受樓賞月の題ある左の吟なり。

獨憑虛受樓頭風、眸裡如磨六合空、借問中天今夜月、照來萬古幾英雄。

是は是年の中秋水ヶ江御茶屋にての作なり、公の意氣の最も旺盛なる興感なりとす。一は戲題南極星圖の題にて、

欲鑄巨砲威萬里、未能大船製千艘、寒窻一夜征南夢、仰見極星照戰袍。

といふ詠あり。西洋式の大砲を鑄て長崎の砲臺を增築する胸算既に定まりしを以て、西洋型の戰艦を造るとゝもに、天草に軍港を開くべしてふ慘澹たる經營をものせられたるなり。嘉永辛亥の作に係る、前述の伊達政宗の

詩の次韻と併せて海外雄飛の志概を窺ふべし。

公は此の如く雄大の抱負あるとゝもに、技巧を西洋より輸入して時機に應じて利用せんと欲せられたりしが、鑄砲、築堡の工事は資力あらば之を成し遂ぐるにさしたる困難なきも、之を運用する士卒の技術勇氣を鍛錬するは難事たり。よりて祖宗の遺されし軍制の舊式の組織によるもの尠からざりしを以て、亦時代に應じてその改良を圖られたりき。即ち是まで船奉行たりし中村彥之允より、長崎警備に用ゐる武具船手等を潤色し、公の乘船に於ける武具の飾附を吹流し、馬標となすとゝもに、戰時に於ける長崎出張の小馬廻は、幌半日足等の行裝に定めんと伺ひ出でたりしに、公は之を御備立方に下して議せしめ、六月之を裁可せらる。ついで鬼丸の調練場を平日は蘭式銃陣の稽古場となし、火術方を置いて砲術を研究せしめ、鋭意に西洋の武技を講ぜられたり。十一月には深江六左衞門、鍋島周防、鍋島左大夫の警固三組に甲冑調練を演ぜしめ、當日は舊式の軍令に從ひ、侍より足輕まで盡く戰時の如く甲冑を著用し、旗印、陣幕、その他一切を整へて道押をなし、以

舊式軍制の改良

火繩筒廢止の令

て鬼丸に繰り込ましめらる。無論公には上覽あり。而して天正文祿の兵制の洋式の銃砲陣に變るべき過渡期の講武は、今より見れば鵺式の如き一奇觀を呈せりとは雖も、この中に苦心を存する多大にて、聰明の裁制を要するもの尠からざりき。是より先き蓮池の甲斐守の一手の甲冑調練を在所にて演ずべく、又小城の鍋島紀伊守の三番手組も在所に於て調練したしと願ひ出でしを以て、並に御備立役出張して之を遂行せしめたり。十二月には是まで諸組に渡したる火繩筒を廢して、盡く西洋の燧式銃を渡すべしと命じ、乃ち爾來十箇年割にして燧銃を新製するとともに、順次に之を諸組に渡し、かくて總て燧銃を主用するに至りたり。

公の世界一變の氣運に當らるゝや、漸次古武士の思想に浸潤したる習慣を一掃し去らんとして、耐久を厭はず、機會を失はず、よく沈摯に注意して、鋭敏に機に投ぜられしが、しかも藩內に其眞意を覺り得たるは果して幾許かある、恐らくは只各自に抱ける意想のまに〳〵、公を敬戴しゐたるのみなりしならむ。故に表面より公の處置を觀れば、只俗論に從うて何等奇警の事

なきが如しと雖も、篤く祖法を守らせらるてふ父老等推服の裏に、年を經るにつれて、其研究し置かれたる新しき西洋技術の、機に觸れて實現せらるゝ一再ならざるものあり、而して其運用の神妙なる跡をよく〳〵見れば、其間非常の苦心の多かりしを察知するに難からず、蓋し公は之を遂ぐるに意を銳にせらるゝとゝもに、年月の延引するをも氣長に忍ばれたりしにて、成就に精進して更に息まれざりしが事實なるべし。

幕府長崎砲臺增築を否決す

更に長崎砲臺增築の幕命を促す

國家に對し時勢に對し、公の責任を果すべき當面の大事業は、長崎の砲臺增築にして、亦既に懸案として四箇年を越えたるものなり。而して公は是春阿部閣老に一書を呈して歸國ありしに拘らず、七月に至るも尙裁決を得ざりしを以て、更に直筆の書翰を阿部伊勢守に致さる。卽ち

一翰拜啓仕候、（中略）誠に在府中每度拜趨彼是大に御面倒相成多々奉ㇾ謝候。扨長崎表御增備一件に付而者段々預二御厚配一、發途前御書取を以被二相達一先

對馬奥羽來舶の噂

以難有奉存候、右に付御取調之義其後如何之御容子に候哉、日夜夫而已懸念罷在候。然る半對州表に若干の異船地方近乘寄其内には大銃を放候船も有之趣、且又奥州邊へも異船數隻渡來之趣相聞候、近年種々之風說も有之候處、眼前右之次第甚不容易。總而海防之義者天下之安危に相係、就中長崎表之義者外國を被御引受候要港候得者、何時不虞出來候哉難計膚膽を驚し候程之御嚴備無之而者不相叶。殊に伊王島之義者第一咽喉之地に而、阿蘭陀入津之目印之旗をも此邊に相建置、兎角洋中に突出外夷之標的と相成候島に御座候故、非常之節者防禦方に至極樞要の切所に御座候處自然從來之通に被差置候得者、縱令內目の處者如何程嚴重之御備有之候共、不慮之節此島にて一支も不出來、容易に乘寄候通有之候得者、先以て本邦之釁を被窺、彼が爲受侮候樣可相成哉難計、實に不堪切齒。僕等方隅之寄を奉受候而者片時も安心不相成萬一願立之義全文御吟味急に相付兼候半者先以伊王島等樞要之個所々々を爲天下急に決算有御座度奉希候、此段要務之筋に付瀆冒仕候、匆々不備。

七月　　　　齊正

福山賢相

左右

てふ痛切なる書面を送りて、阿部閣老に督促せられたるなり。對馬に來りたる船とは支那より出でたる英船なるべし。是時英人は既に香港上海に據りて盛に支那各港との貿易を開きしが、佛國の軍艦亦出沒するに至り、而して米露の捕鯨船も奥州、蝦夷等に乘り寄りて、防戍の士の敵愾心を煽りたりき。かくて東西の邊海に警報頻りに傳はり、その形勢は年を逐うて逼迫し來れども、偸惰の幕吏中には邊防を撓ます說をなすもの多く、諸藩との交涉の如き、表面滑脫の辭を修めて隱に手段を弄したり。されば是冬まで幕府に評議を凝したる長崎防備の如き、筑前藩の憂慮の如く、長崎の咽喉たる伊王島に新砲臺を設置するは、其警備の兵數に費用を倍加し、却て兩藩の疲弊を招くに至るべしとの議論勝を制し、先づ內目の臺場を嚴重にするに止むべしとの議に決して十二月其旨を長崎奉行へ申達し、老中より左の書附

伊王島築堡否決

を交附せり。

松平肥前守

長崎御表備向之義、先達相達候趣も有之候に付、兩家打合申立候書面繪圖其外各より差出候書面とも再往致熟慮候處、兩家見込之趣に而者人數手配等舊來之姿に致倍增、一旦者防禦之備十分に相整候共、往々兩家之疲弊を招候樣に而者、永續之處如何可有之哉、然る時者却而不容易義に候。因て先伊王島、神ノ島等之義者不被及御沙汰、湊內より長刀岩、高鉾を限り難捨置場所のみ連々不目立樣模樣替可被仰付候間、其旨相心得兩家家來打合、文化度增臺場築立候節之振合をも見合、取調可被申聞候。

右之通長崎奉行へ申渡候間、得其意可致申談候事。

人數舊に倍しては防禦は整ふとも疲弊を招く云々とあるは、さきに筑前藩の同意するに躊躇したる所以なり。蓋し長崎港は、幕府領と佐嘉領との犬牙錯綜したる地にて、長崎より內目外目の臺場及び西部の地角までは幕府領たれど、其外面の島嶼及び東部の岬角等はその過半佐嘉領にて、深堀の主

鍋島孫六郎の知行に係り（高二千餘石と稱ふれど人口は五千に及び萬石に比すべき程なり）、港外の守備に任じたるものなり。されば筑前は警固の職務上佐嘉と平等に隔年番代をなし、兩番所より内外四箇所の臺場に戍兵を配布し、兵船を繫ぎて、非番にも幾分の守備をなし居れど、我藩は常に深堀、諫早の兩家に之が警備を委任して防禦をなし來れば、今度伊王島、神ノ島に砲臺を增築するが如きも、領地の事とて人數手配に要する費用もさのみ倍增するにも至らざるなり。されど筑前藩よりすれば客地の事とて、是までにてすら海路には松浦郡を廻りて兵船を送り、陸路には五十里に及ぶ遠地に兵士を往來せしむる等、勞苦を感ずる少からざりしを以て、之に加へて我佐嘉領地に新砲臺を造り、且つ港外三四里を隔つる絕島へ戍人を往復せしむるは、其疲困を受くべきこと眼前にあり、是れ久しく協議の整はざりし事情たり。但如何せん時勢已に迫りて、長崎の地理上より防禦の要害を觀察せむか、新計畫の如く海門を扼せざるべからざる形勢に至りしを以て、筑前侯も親しく巡検するに及んで同意を表するに至り、乃ち之を確定して諮問に對へたるなりき。されば幕府の評議

長崎砲臺增築に關する宇和島侯の周旋

として、時勢相應の砲數を備へたる臺場を築造下渡すとも、徒に兩藩の疲弊を招くのみにて永續せずといへるは、實に好意に似て侮辱したるに近く、海門より進入するを防止せずして、內港に近き處を目立たぬ樣に模樣替すべしといへるは、是れ殆ど防備を憚るものにて、自ら體面を失ふものたり。かくて公は筑前役々の增築を好まぬ內情の依然たるべきを推料ありしに、幕府の決議は其言はんと欲する所を言ひたる觀あり、而も公の在府中は事延遷し、筑前侯の在府となるに及んで決定するに至りたるは、亦事の反覆に自ら怪疑なき能はざりき。

伊達宗城侯の周旋

嘉永二年己酉、公年三十六歲なり。

宇和島侯は初めより長崎海門に於ける砲臺增築の早く決行せられむことを欲し、筑前濃州侯と同年在府なるを幸ひ（公は異年在府にて姻娅なれども面晤の期なし、當時大名の交りにつきては此等の事に注意すべし）、其意を得べく勸告に努めたり。かくて意外の決議に驚きた

藩邸嘉村源左衛門を宇和島侯に侯せしめてその筑前侯との應答の次第を聽取せしむ

りし同侯は、直に自翰を濃州侯に贈りて問ひ合す所ありしに、濃州侯よりの返書には、『今朝阿部閣老に逢うて嚴しく申達したれども、既に公邊の御決定となりたれば、如何樣に申し立つとも、此上の事は相濟まざる旨の返答につき、何分力に及ばず、然しながら小子一人承はりたる事を、直に肥前家來へ仰せらるゝとも必ず信用致すまじ、故に貴君より尚又龍口(阿部邸)の模樣を訊問の上に、肥前家來へ仰せ諭さるゝ方然るべきやに存ず云云。』とありしを以て、これを見たる伊達侯は、濃州も否決を本意なく思はると諒察し、之を我藩邸に通知するとゝもに、佐嘉への報道には能く事相を暢通し、誤解によつて兩藩不和を生ずるなからしめんことを注意したり。時に藩邸には久しく長崎聞役たりし嘉村源左衛門・御番方及び幕府諸藩の交際に嫻熟したるよりして事件の交渉に當りゐたりしが、此通知を得るに及んで、よく事相を明かにし置かずんば、佐嘉へ報道するに及んで意思の相違を生ぜんとて、正月七日宇和島邸に往き、侯に其筑前侯との應答の事を尋ねたり。よりて侯は、幕府の達しを得たる濃州は、此儘には差し置き難しとて、翌朝阿部伊勢守に

面會し、是は兩家の厚き申合の末なれば、此儘にては默止し難し、再び申し出づる事となるべしと申し入れたりしに、阿部閣老より、此事件につきての厚き謀慮は、其筋にても評判となりたれども、何分通徹しかねて、遂に此に決したる事なれば、重ねて申出であるとも御採用はなかるべし、强て願うては宜しからずとの挨拶ありしを以て、貴意はさること乍ら國防に關する事故重ねて申し入るゝ都合もあるべしとて其座を退出したる由なり。さりながら公は此ために去年引上げ參府をなしたる程なるに、其滯府中に指圖なくして、筑前侯の參府に及んで此の如き御沙汰ありたるを見むか、濃州の同意は表面のみにて、內實は然らざりしなりなどの行違を生ずべく、かくては同勤の間柄に將來嫌隙がましきものを生じ甚だ宜しからずとて、侯は濃州侯內實の振合につきて竊に聞き得たる次第を打ち明けて話したり。侯曰く、最前伊王島の防禦につき濃州より肥州へ直談あるや、更に濃州は家老などに對して、該島は佐嘉領內にあることゝて、佐嘉の之を自領に備ふるは當然なれど、新規に御番方受持となりて兩藩之が任に當るべしとせば、彼方に於

筑前藩の同意するに至れるまでの曲折

ては便益ならむも、當筑前方にては中々その任に堪ふべきにあらず、されば重疊之を斷るに腐心せり、されど飜つて考ふるに、こは異國に對する國家的の事件なれば、自領他領と内部の論などをなすべき場合にあらず、佐嘉の申分の正理なる上、入費も隔年相互なれば、寧ろ佐嘉に同意するを可とすべく、尙其上に增費あるべき譯ならば、其節には當方の内證筋を別々に申し立てて然るべしと反覆申し諭す所ありしを以て、頭立たる役人、及び在座の面々は稍之を理解したるに似たりき、されど尙兎角同意の返答は延引勝ちなりしに和蘭本國船の渡來するや、警備行き屆たりとて幕府より非番の筑前までも褒賞ありしを以て、濃州は佐嘉藩同樣の仰を蒙りたるを至極難有思ひ、其節拜領の品ありし故に、彼家老以下へ時服等を調へて拜領せしむるとゝもに、幕府の命を豫して、形の如き仕義もありたれば、是非とも此增築には同意せざるべからずと、情理を盡して說諭したりしを以て、こゝに彼家老等は、此の如き點には考へ及ばずして、甚だ心得違をなしたりとて、漸く合點したる旨を申し出で、かくて遂に彼藩にも同意あるに至りたるなり、故に此一件

同意は寧ろ筑前侯の本意

の協談につきて、彼藩役々よりの答の遲延せる事とゝもに、家來の異見を主人として抑制し得ざりしことは、亦不束にも聞ゆべきなれども、事國家に對する懸命のものとて、豫てより異變に臨み、身命を擲つべき覺悟をたてしめずして、只押附がましき事にて同意を表せるにては詮なき事ゆゑ、篤と意思の融合するまで懇々と説諭したりしなり、事情は此の如し、濃州には眞實に今度の仰達を本意なく思はるゝ故に、阿部閣老へも直に面談するところありたり、されば尚貴藩へも爾後必ず相談あるべきにより、其趣意の行き違はぬ樣に協談をなし遣はされたく、同人より賴みにより、予よりも肥州へ申し越すべきなれども、此報道にだに意味の疏暢せぬことありては、先以て相濟まざる故に、內々に其方へ申し聞くるなり、我書面を以て申し送る方然るべきならば、亦之を送るべきとゝもに、貴方に誰か國許へ罷り下る事どもあらば、よく仔細を含めて遣はさるべし、諸事何も勘辨を以てよく取計はれよと言ひたり。斯くて更に又侯より、此節幕府の仰渡しについて、國許の都合を如何に心得るかと問ひたりしに、嘉村は、佐嘉に於ける公の此事を御承知あ

從來の昵懇を傷る勿れ

りての英慮は知るべきにあらざれど、或は家老中の評議にも掛けらるべき歟、只重大の事なれば何とも申し上げ兼ぬる次第なりと、答へしに、遠州領き、此儘にては濟まじ、筑前よりも其御方へ相談あらん、とまれ兩家隔遠とならざる樣にせられたし、往古福岡に築城あるや、其時佐嘉より遣はせる普請の加勢に對して、以後尚彼藩よりは返報のことも立たずして推し移り來れり、かくの如く以前より昵懇の間柄なる故を以て、同勤たる兩藩の其勤務に對する協談の筋について、內外表裏の相違あるは不眞實なりとて、乃ち美濃守は痛く心を用ゐて、目通りの重役等には深く理解を促さるれど、目見以下の者までにはその意思通ぜず、旁々下々にて伊王島增築を物好の如くに稱するもあるを以て、萬一其等の噂の佐嘉に聞ゆるに及んで、筑前を表裏反覆と思ふ樣に移り行いては相叶はず、決してかゝる御懸念はあるまじくなどとて懇々と內諭するところありたり。　乃ち嘉村は、筑前侯には在府中なれば、是後の處置を何樣に御考量あるかと竊に伺ひしに、其はまだ何とも承知せず、聞き受くる事もあらば、內々申し聞くべし、又其藩に考ふる事にて、予の聞

筑前侯再願方を阿部閣老に質す

くも差し支へぬ事は申し聞けよ、振によりては美濃守へ、如何樣にも申し談ずべしと言ひたりき。

斯くて十三日濃州は阿部閣老邸に至り、長崎增堡の事を篤と愚考するに伊王島、神ノ島を捨て置き難き要所と見込みて、最前肥前と共に申し上げたりしに、此節御沙汰に及ばれずと仰せ渡しあるは甚だ當惑の事なり、これは是非とも再願致したく、まだ肥前守とは篤と申し合せざれど、亦同意のことゝ推察せり、舊臘の仰聞に、何と願ふとも御沙汰に及ばれず、强て願ふは宜しからぬとの趣ありしにつき、或は再三申し立てゝ御叱りを蒙るべきかとも存ずれど、尙今一應伺ひたきことあり、卽ち今度御沙汰ありたる處まで、或は公邊にては御構なきにより自分にて勝手に築き立る樣などと仰せ渡されては當惑の義なり、國家の御爲とは存じ込みをれど、所詮御採用なき事を强て申し立つるも却て不敬に涉るべく、かた〴〵こゝに內談致すなりと言ひたりしに、勢州答へて、舊臘も申し述ぶる如く、御兩人の心附は尤もながら、重々詮議の上にて仰せ出されたることなれば、この上如何樣に仰せ立てらると

宇和島侯亦再願方につきて閣老に質す

も御聞屆にはなるまじく、されば、この上再三の願立あるは國家のための存入ながらも不敬に亙るべきを以て、此節はまづ舊臘の裁許を畏まるゝ方然るべしといへり。十五日伊達遠州も亦龍口に至りて阿部閣老に會し、肥筑兩家の建白に對する御指令のことは美濃守より之を聞知したり、最早小子の關係することにはあらざれど、肥前守は在國のことゝて承知せるや否やは分らず、彼は海門を至要の場所と見込み居れば、或は此儘にては默止致すまじく再三嘆願すべしと推察す、されどその結果尙御聞啓きなくして、却て不都合の義に移り行かんか、小子は近親の間とて氣の毒に存ぜざるを得ず、蓋し天朝公邊の御爲と心得、御不興を顧みずしてその存込を申し上ぐるは、これその微衷を盡す筋にして、同意の小子には更に之を差止むる心得はなし、如何樣申し立てゝも御聞啓きには相成らざるか、美濃守への御內話の儀もあり、强て私見を徹するは、上に對し奉りて恐れ入る儀に候にや、如何、心得までに內密に伺ひたしと言ひしに、勢州の答に、其は舊臘美濃守へ達したる通り、厚き御評議にて指圖になりたる事なれば、此上何分申し立てられても、

阿部閣老外目の防備は後日の請願とすべしと説く

只願書を差し戻さるゝまでなるべし、決して再願を差し止めは致さぬなりとありしを以て、伊達侯重ねて、御吟味に係らぬとならば是非なし、然らば二島の處は此後とても兩家の建白通りにはならざるやと問ひしに、其答に、今度の建白は公邊に於ても尤の儀とせられ、厚く評議を加へて御沙汰になりたるなり、されば此上强て申し立てらるゝは、言掛りを是非とも仕遂げんとする樣に響くべし、且つ臺場增築は一圖に整へらるべきにもあるまじければ、先づ當節は御指圖の如くに計らはれ、果して外目にも備へずしては叶はぬものならば、追て又申立に相成るべく、さらば其期に至りて更に御評議になるべしといへり。因て伊達侯より更に、伊王神ノ兩島は佐嘉領なれば相應の手當もあらんと思し召さるべし、肥前守も力の及ぶだけはその手當をなしゐれど、近年和蘭本國船を始め、長崎に到る多數の異船はみな必ず伊王島沖に碇を卸して、此處にて旗合せ乃至檢使等の臨檢をなすを以て、若し其時亂暴に及ぶ事あらば、自領島外の事には構はぬと申す譯には相成らず、旁々肥州には異國に對する御武威に係る事につき甚だ心配致すと承はるとい

ひしに、勢州聞いて其は始めて承知す、肥州侯の異船糾し方旗合せ等の事について左程に心配懸念あるならば、之を內目に於てなさしむべし、これにつきて鎭臺へ達する儀は何時にても出來るなりと答へしかば、遠州侯は、其儀は肥前守へも申し遣はさん、美濃守へも傳ふべし、其にて安心すべきならば、追て願ひ出づる儀もあるべし、但し小子粗忽の愚考にては、鎭臺如何に思ふとも、異船が伊王沖に碇泊して動かぬならば致方なく、糾し方にも出迎ふ樣になるべきかと存ず、いづれ兩人の存念は追て申し上ぐべしとて歸去したり。

其後遠州より濃州に面會を請ひし時の返書に、

（前略）過日御達一條に付委細被仰下、一々奉承知候、實に皇國の爲、且又小子胸中御察被下、深御配慮之儀厚恭奉存候。如仰小子胸中は貴君よく御存の通、人に對して言ふべからぬの事無之段同方へ貫通仕候樣偏奉願候、實に小子佞心御座候半者可蒙神罰奉存候。偖又明日御出可被下旨何の差支も無之、且又右の事情も伺度御光臨可被下候、乍然何分明日迄出勤可仕程に不和成候間殊により失敬至極には候へ共、平臥にて拜顏御免被下候は

ば御出早々拜顏可仕候、晝飯差上可申候、何の御馳走も不仕候。御供の事も承知仕候、任仰茶煙草ばかり差出可申、何も明日可申上候、右貴答大亂筆如此御座候。

増築否決について筑前藩の態度に向けられし外間の推測

とあるが如く、増築の意見不採用については、一旦同意を表せし以上、筑前侯に變動の意なかりしは明白なれど、初めより家老以下の者が費用の倍増を厭うたる事情も亦明白なれば、外間よりの推測は、密に運動をなして幕吏の間を夤緣し、遂に斯く否決せしめて、阿部閣老より斷乎と拒ましむるに至りたるならんかといふに殆ど一致したりき。

公の否決後の持定

増築係諸員嚴罰せらる

是月下旬に此報佐嘉に達するや、二十六日、増築の事を委任せられて筑前の主役と談判協議したる田中半右衛門、高木權大夫二人は、評定所に於て思召入有之、隱居牢人仰せ付けらるとの嚴罰を申し渡され、其他の役々も差等を以て責罰を受けたり。斯くて公よりは自筆の書翰を阿部閣老へ贈らる。

公押して外目の築堡せざる能はざる所以を說く

一筆拜啓仕候、餘寒料峭益御迪康可被成御賢勞奉敬賀候。　扨長崎表御備向之儀兩家見込之趣に而者人數手配等舊來之姿に致倍增一旦者防禦之備十分に相整候とも往々兩家之疲弊を相招候樣に而者永續之處如何可有之哉、然る時者却而不容易儀に候、因て先伊王島神ノ島等之儀不被及御沙汰、港內より長刀岩、高鉾を限り、難棄置場所のみ連々不目立樣模樣替可被仰付旨、長崎奉行へ被御申渡、得其意可申談旨、今般御書取を以被相達奉承知候。　就而者御達之趣差付何歟申立候儀如何に奉存候得共、元來職務之筋と申、天下之安危にも相係候事に而、兩家申合存寄申上置候末に付、何分難默止罷在不憚煩瀆猶又愚見申陳候間、得と御賢考可被下候。　全體長崎表御備向之儀、古今之時勢相變、當今に而者專異船防禦之御備に而、內湊不乘入通之御主意に相成、殊に來舶之邪正も於伊王島沖被相糺候、勿論異義差含候舶に候半者、縱令御引入相成候共輕易內湊乘入候儀有之間敷、旁防禦之要地全外目に相歸候。　右之段者御直にも委曲申陳置候處、此節先伊王島神ノ島等者不被及御沙汰旨、右者全實地現業之上に於て大に致齟齬對

異船於沖目不法等相働候共、伊王島等咽喉之要地に御備無之候而者急速打拂行屆申間敷、御武威にも差構候通引移、切歯も無益可相成候間、何れ最前御達仕置候通、當港咽喉之伊王島を始、外目之個所々々より内目へ取續、首尾一體之御嚴備無之て不相叶、於然者不慮緩急之節全勝之利を得、堂々皇國之御武威海外に振、醜胡の魂之褫、後來外國之患無之往々御安心之場可相成當職之僕等規模相立本懷存候。 兩家疲弊を不相招樣永續之場者何れとか處置も可有之、何卒兩家見込通防禦之備十分相整候樣、幾往も廟議有御座度奉希候、兩家申合追々表向書附可差出候得共、先以宜御含被下候樣呈片楮候、匆々不備。

孟陬　　齊　正稽首

福山賢相

左右

と、屹度申し入れられたり。

晦日には又宇和島の伊達遠州侯より、增堡建白不採用の最初に親書を送

公飽くまで外目築堡の貫徹を期す

られたるに對し、

舊臘の尊書忝奉拜見候、今程餘寒料峭、御全家樣被爲揃倍御安康奉賀候。陳者建白仕置候伊王神ノ島等御增備一條、此節御差圖有之候に付、委曲被仰下承知仕候、被仰下候通實に慷慨悲憤無是非次第、委細は先急便を以て申上置、定て御承知の義と奉存候。右に付濃州にも彼是差付より阿閣へ激論と被察候、濃州阿閣へ被參候節の光景縷々被仰下承知仕候。譬へ此節の義は閣老は無論大將軍公より御沙汰有之共、此節建白の義は抑私事に無之、爲天下萬世盡愚忠候心底にて御座候間、先便にも申上候通何返差返し相成候共、呼吸致し候間は幾返も奉願、是非々々最前よりの見込致貫徹候樣奉願覺悟に御座候、濃州にも右の互りは定て同意と奉存候へ共、尚亦御申合憤激の程御周旋奉願候。尤阿閣御面會被爲在候はゞ、愚忠の次第何卒承知有之候樣、幾重にも御周旋奉希候。御達書面中兩家疲弊云云、此處大體廟堂にも御推察可有之、兩家には何に疲弊を忽ち致し候義を無法に可奉願哉、譬有之間敷義に候へ共、萬一聊の疲弊らしき義等有之候共、爲

天下萬世盡二愚忠一候心底聊不レ苦義に御座候。委細は先急便にて申上置候故文略仕候、呉々も阿閣御面會の節宜御周旋奉レ願候。外にも申上度事も候へ共、不急事而已に文略閣筆貴酬まで如レ此御座候、恐々頓首。

正月晦　　　　棟　橋　拜

藍山賢公閣下

公筑前侯に隔意なし

姻親の間柄に胸臆を吐露せられたる文なれば、他の外交的公文と異りて、殊に精彩を覺ゆ。此書翰を見ても公の筑前侯に對するに嫌疑の念なきを知るに足る。又別啓に

別啓仕候、陳者濃州より委曲兩島話の趣逐一承知仕候、此節御達の義は專ら例の勘定邊の事にて可レ有レ之候、於二濃州一は最前より無二同意に候義、殊に此節被二仰下一候通の義、於レ僕は隔意無二御座一候。

增築否決の主因

と書き添へられたり。此事の不採用に決して牢乎動かすべからざる結果となりたる主因は、全く例の勘定邊より撓まされたるにあり、卽ち幕府財政の窘乏こそその主因にて、かの將來兩藩の疲弊を招くてふ遠慮の如き、その

口實に藉りたるのみ、蓋し爾後の幕府財計空耗の事實に考へて益〻その然る所以を知るなり。公の筑前との協談に數年を徒費し、遂に兩藩同心にて意見書を長崎鎭臺に提出するまでに運ばしめ、自ら亦引上げ參府して阿部閣老に陳辯、其意思を確かめおき、かくて順序を遺憾なく運びながら、早く此事は竟に我自力にて成し遂ぐるに至るべしと決心ありたるは、亦其故を推量するに難からざるなり。

幕府否決の原因

長崎海門の防禦は文化以來の懸案にして、時勢逼迫の今日に及んでは、更にその斷行に異議をいるゝ餘地なし。而して是を實行せんには、幕府に於て二十餘萬兩と計上せる工費を抛つとゝもに、兩藩に於て將來一百門と豫定したる砲堡をも成らざるべからざれど、苟も攘夷を遂げて國威を張るべき以上、是程の勢力は固より避くるを得ざるものたり。されど百門の砲臺をして威力あらしむるには、砲銃の扱ひに堪へたる士卒を、少くも千四五百

增築の砲堡に要すべき士卒と經費

人以上要すべく、さらずば一度の番代を遂げしむるに足らず。而して當時の砲銃術は頗る難事たりしを以て、公は早くより其養成を勵まされたりといへども、火術方の成績は捗々しからず、一方亦筑前にも、火術の鍛錬には特長を有したりしならんと雖も、増築の同意に躊躇したるよりして養成せられたる人數の多からざりしを知るなり。故を以て増築の實現には意思を撓まされ易き情由ある上に、隔年の戍費には財計の吏に於て嚬蹙せざるを得ざるものあり、されば是等の弱點あるに拘らず、尙幕吏をして巨費を吝まず之を斷行せしめんとする以上、其間魔誘の生ずるは見易き道理なるべし。凡て理想の撓まさるゝは多く經濟の許さゞるに由る、由來武人は計算に晦く、江戶時代に於ける士の沒數字なるは驚くに足る程なりしが、殊に大名家老等は、其上に品位をも保ちたりし事とて、事に當りてはとかく理想を撓まされて、諸事隤々たり易かりき。世の衰頽につれて、海防攘夷論の天下を憤慨せしめつゝ、而も遂に事をなすに驗なかりしは、職として之に由れるなり。今長崎の防備は焦眉に迫れり。筑前の濃州侯は賢主なるため、宇和島侯の

幕府々庫の空竭

勸誘を容れて、家老重役を說諭したりしが、縱令その同意を表せる意思は確定強固なりとも、裏面に於ける經濟の暗流は決して其壓力を損せざりしなるべし。藩主の權威を以て家中に臨むすら猶且つ然り、まして交迭常なき閣老にありては、幕政に於るその權威の薄弱なるは藩主に比すべきにあらず。水野越前守は吏才に强敏なりと世に稱すれども、終に財吏に誘惑せられて譴黜せられたり。阿部勢州亦溫良の君子と稱せらるれど、財政に於ては決して水野に及ばざるべし。されば縱し當時の勘定所は昏濁の弊を矯正せられたりとも、その府庫空竭の甚しきには、必ず勢州及び其信任の人も意料外の感をなしたりしなるべく、故を以て去年の理想の挫折とゝもに、今は反覆の態度をなすの已むを得ざるに至りたり。時に聰明純粹なる公は、政務の經驗は素より此情理をも洞知せらるゝ故に、濃州、勢州に對しても惡感情とてはなく、尙毅然として更に第二の順序を運ばんと方に苦心慘澹たりしなりき。

伊達遠州侯は、公よりの囑託もありて、往日の阿部閣老との應答の始末、併

せて嘉村への面話を詳記し、飛脚を差し立てゝ之を送りしに、其飛脚病に罹りて途中に淹滯したりしため、三月中旬漸くその書佐嘉に到達したり。十八日公之に答へて、

先達ては急便を以て密書進呈仕候處、縷々被仰下、難有奉存候、先以愈御清迪萬壽無量に奉存候。陳者爲天下愚忠を盡候心底にて、兩家中合御備向の儀彼是建白仕候處申上候、萬一も御取用無之、却て緊要の地にて無之場所へ不目立樣御模樣替可被仰付旨、誠以無是非次第、嘸々歎息可仕旨御遠察の通り、慷慨悲憤言語道斷可申上樣無御座、僕心中御推察可被下候。右に付彼是御面倒の義奉願候處、早速御領掌被成下阿閣へ御面會種々御激論被爲在候由、誠以御厚意の程難有仕合御禮申上樣も無御座候。右に付御問答書拜見被仰付難有奉存候、尤右御問答書中末條（異船伊王島を動かぬ云云とあるをいふか）僕存寄御尋被下、愚考も矢張尊慮同樣の義にて外に何も申上候程の義も無御座候へ共、御尋の義に付、少々愚考の義御座候間、書截仕可奉備貴覽心得に御座候へ共、此飛脚途中にて不快等にて遲延、漸く五日前に著仕候

幕命には飽まで不服

間、未だ右愚存結構も十分に出來不仕候間、是は後便にて差上候含に御座候。且亦再願書の義とても此光景にては所詮何百度申上候ても御取用有御座間敷に付、此度は濃州歸國の上再願仕候樣被仰下、何れ此義は同役の義に付兩家申合再願の心得に御座候、併し此節承服の義は不仕、濃州歸國迄只々書附請取候御請計申置候義に御座候。右一條源左衛門迄委曲被仰下、右の者よりも申越奉拜承候、吳々御面働の御義ながら爲天下厚御周旋幾重にも奉願義に御座候。先は右御再答迄如此御座候、萬福無量奉存候、恐々頓首。

彌生十八

二伸時下御自愛不能申上候、別御問答の義は後便にて差上可仕候、且亦以御副紙濃州三月廿一頃發の趣に付、其以前貴酬申上候樣奉畏候。然る處本文にても申上候通飛脚延著、何分にも廿一頃の間に合申間敷、濃州へは僕より委曲掛合候含に御座候。

英米艦江戸長崎に渡來す

英艦下田港を測量す

增築の阻止は幕吏出納の吝を主因とすと雖も、亦去年に至りて俄に反覆したるは、幕府に於て江戸灣の海防に力を盡すべき事故の生じたるがためなり。去年長崎渡來の蘭船より、その風說を報知したりしが、本年閏四月八日に至り、果して英國軍艦(マリナー)一艘浦賀近くに來りて千代崎に碇泊し、上陸奉行に面會せんといひたり。されど奉行は固く謝絶してその歸帆を諭ししかば、彼艦はやむなく灣內を測量し、十日去つて更に伊豆下田港に乘り入りしに、幕府は韮山代官江川太郎左衞門に命じてその退去を諭させしかば、彼は端艇を下して海底を測量する五日にて去れり。此の如く外國船は頻頻と江戸灣に出沒したりしを以て、彥根、會津、川越、忍の譜代四藩にその警固を命じたれど、從來の偸惰華奢の餘弊にて、幕府には防備整はずして之を打ち拂ふ威力なく、徒に手を拱いて成行に放任する如き情實ありき。而して一般の時人は江戸城の近海へ敢て異船の來航するは、これ我應待のなまぬ

るき故なり、畢竟打拂令を弛めたるに因つて彼等の侮りを來したるなりとて、攘夷論を口にしつゝ激昂しゐたり。かの英艦の來るや、幕府は警固の四藩にその意見を問ひたりしが、當時賢名ありし會津の松平肥後守容敬は、先づ海防を嚴重にし、國威を宣ぶるにあらずんば危險なりといへりとなん。又其後三奉行、大目附以下に意見を徴したることありしも、別に名策のあるべきにあらざれば、結局は打拂令復舊の外には途なしてふ外に明確の說も出でざりき。年少才子の譽を得て閣老の筆頭となりたる阿部勢州は、先に水野越前守が改革を決行して怨府となりたるに鑑み、勉めて緩和を以て人心を收攬せんと欲し、對外問題には海外の事情に通じて氣力ある筒井紀伊守(後肥後守)正憲、川路左衛門尉聖謨等を用ゐて當らしめ、以て粗忽の事なからんと欲したれども、水戸老侯を始め一般の時人は、只頑として攘夷を唱へ貿易を忌み嫌ひて、絕對に鎖國を主張するを氣慨ある士となしたりしを以て、其反動は外國の事情に通ずるものを目して漫に彼の意に迎合すと擯斥するに至りたり。かくの如く幕僚間には更に主義定見なく、眼前の江戸灣防禦

江戸近海防備の要も亦長崎増築否決の一因

も堅固なるを得ざりしとゝもに、四藩亦殆ど空手にて守備の方面に立つ狀態なりしを以て、比較的に設備整ひたりし長崎に對し、更に宏費を擲ちて堅に堅を加ふるは、亦無用の策となされたりしなるべく、敢て之を說破し得ざりし事情とは、這邊のことに外ならざるべし。されば筑前藩にありて砲臺增築を厭へりし者の言は、暗に幕吏の意に投合し易く、かくて終に阿部閣老も其說に軟化したるなり。さはれ打拂令を復し、以て外國船を直に砲擊すべしとは、時人多數の主張なりしを以て、長崎の砲臺增築も亦輿論に屬せるものといふべく、而してその增築は、公は素より自力にても之を成す決意なりしを以て、唯事の行掛り上再び兩家より建白する順序を辿りて、更に筑前と協談せしむるも、結局埒明かぬを利用し、是冬阿部閣老に直話して事を決すべしとて、只管參府期を待たれたりき。

長崎にも三月二十六日に白帆注進あり。乃ち鍋島山城、諫早兵庫これに赴きしに、軈て亞米利加軍艦一隻渡來し、松前より送致せられたる津輕海峽坐礁の彼國捕鯨船の遭難者を引取りたしとの事なりしを以て、長崎奉行命

じて之を引き渡したり。公は二十九日佐嘉を發せられしが、諸組の士數十人を選みて、去年の改正軍令に從うて、母衣、半日足等を帶具せしめ、以て別段供として隨はしめらる。米艦は遭難民を受け取り、四月五日錨を拔いて去りしが、後聞く所によれば、該艦司令官グリーンが、歸國の後、日本を開港せしむる時期は熟せり、兵を以て恐嚇するを捷徑とすと復命せるは、彼政府のペルリを送る動機となりたりと云ふ。

ペルリ來航の動機

第四十三章　砲臺增築準備と牛痘接種

松原社の神號祭と家庭雜事

京都に大明神の神號を奏請す

去る文化の末、鼻祖鍋島淸久公に傳心明神、日峯公の夫人に陽泰明神の神號を受けて日峯社に合祀したりしが、爾後三十四年を經過せる本年二月十五日、更に大明神の號を京都に請はしむ。三月七日公は庶弟鍋島播磨の請によりて其邸に臨み、庭園の櫻花を賞して、庶兄彈馬、安房と共に花下を巡られしが、播磨よりの盛饗に歡を盡し、靜春堂賞花口占の題なる四首の詠を諸士に示さる。

性懶十旬不出家、晴窻獨臥試新茶、暫收搏虎屠龍手、放嚮來看城北花。

花笑柳眠供主客、鼈羹鯉膾助歡羞、此中別有欣然事、兄弟四人携手遊。

脫却城中格法嚴、靜春堂似坐春帆、我家兄弟皆麟鳳、鈍劣如予亦不凡。

對花酌酒坐團欒、寵辱利名强自寬、却向主人笑相約、櫻花時節又來看。

此詩を見ても公の友愛の情に厚きを知るに足るべし。是は兄弟花下に逍遙し、君臣主客を忘れて談笑せる、和氣靄々の狀を詠まれたものにて、鼈羹とは鼈の煮〆、鯉膾とは鯉の絲切なり。これらは竝に我御臺所獨特の割烹にて、江戸邸の宴饗に於ては諸大名より特に賞翫せらるゝものなり。

公の敬神の念

公は又敬神の念に篤く、當式の社參には前夜より潔齋し、其間は血荒、死穢に關することはその談話をすら爲すを禁戒し、若し過ちて死また血などの語を聞かむか、背面對者をして暗に談緖を替へしむる程の謹嚴なりき。されば社參の當日には、味爽より入浴し、禮服を著けて淸手水を使はれたる後は、敬虔の容を正し、端然神の如くして、六根の淸淨につとむ。かくて社參を終へて禮服を脫するまでは敬意を存し、平服に換ふるに及んで常に復せらる、是は側に侍する者の盡く熟知する所たり。

松原社前の市店を取り拂はしむ

始祖日峯公を祀る松原神社は、前逵に石、銅、木の三華表ありて下宮の址に接す、其間之を新馬場といひ、兩側には市店軒を連ねたりしかば、公は人家には死屍を出すとゝもに、或は血を見る事あり、神明に對して恐懼の至なりとて、弘化の頃より市店取拂を里

松原社の神宣祭

山方に命ぜられたり。されど住者は賣り込みたる店を離るゝ事とて頻りに移轉の困難を訴へしかば、主任者は委曲之を解諭するとゝもに、あらゆる便利を講じて應分の手當金を與へ、以て公の仁慈を傷らずに適應の居處を定めしめしかば、漸く去年に至りて全く移轉を畢へたりき。是に於て其跡を清潔に治め、下宮に至る三華表の間を一帶の廣場となし、右側に調埒を造りて、毎年の例祭に行はるゝ流鏑馬の用に充てたり。かくて四月傳心陽泰兩大明神の神宣到著したれば、十五日公親ら詣りて之を神殿に奉納あり、五月朔日に至り、例祭を毎年三月十三日に行はるべしと定められしが、但本年のみは之を六月朔日に延期し、六日に兩大明神の神宣祭式を執行せられ、新馬場に於て城下十五町の市民の、七日間飾物及び茶屋を造りて之を祝慶するを許されたり。飾物とは神前飾の義なり。古來佐嘉市民は一種の巧技意匠を傳へ、店頭の商品若くは家財什器を、其形を毀損せずに集め用ゐて、花卉鳥獸景物等を造り、各意匠を競うて之を觀せ物となして、假舍の中に陳列す。費用を省いて美觀を呈する工夫に成れる飾物なり。是度飾りに當簽

鍋島安房家格を進めらる

したる各町の中、東魚町にては、刀劍を以て八橋の杜若を造り、白刃を葉とし、鍔切羽等の金具を鎖りて花を造り、鞘にて橋を構へたり。又長瀨町にては甲冑具足一式を以て軍船を造り、朝鮮渡海の船に擬せり。材木町は扇子、扇箱及び扇の地紙等を以て、松樹に高麗鳥を作り、白山町は牡蠣殼を以て牡丹花を作り、八重町は海月を以て獅子を作り、點合町は煙草具一式を以て金雞を作り、紺屋町は鉋屑にて龍虎を作れり。その他接待店を連ねたる中には、慶長町の笊にて石垣を作つて城門に擬せる意匠もありき。斯くて七日間は領内遠近より群集する老弱男女に對し、平生の儉約令より開放して、華奢に涉らぬ程度に歡樂するを許し、以て大明神の神祭を祝ひたり。

是月公の季弟皆次郎を鍋島志摩の養子となし、明年彼の宅へ移らしむるとゝもに、一代花杏葉の紋を許し、併せて加判家老に命ぜらる。又鍋島安房が積年執政となり、國家興隆の仕組其他諸役々を率ゐて精力を盡し、以てよく公の主意を貫徹せしめたる拔群の勤勞を賞し、以後花杏葉の紋を世襲する家格となさる。

叔母馨姬は文政の初め美作勝山城主三浦兵庫頭誠次に嫁したりしが、今は寡居して至誠院と稱す。三浦氏は當家より嫁することと是まで三度に及べる姻親なるが、不幸にして彼家は頻りに世を替へたる後、越前丸岡城主有馬日向守溫純の叔父を迎へて相續せしめたり。有馬氏は元肥前高來郡有馬城主にて、西南の數郡を領有し、久しく龍造寺家に抵抗したりしが、島原の戰に泰巖公は討死を遂げ、有馬晴純は慶長年中天主敎信者となりて頻りに外人に接近せり。然るに岡本大八なる者言を構へて晴純を蠱惑し、幕府に肥前半國をその舊領地なりと訴へて、復舊を企てしめしが、晴純の敗訴して甲斐に流さるゝに及び、其子直純以下、家中皆天主敎徒たる故を以て、日向の延岡に徙され、かくて遂に今の丸岡に替へられたるなり。因て彼藩は當家を猜忌憎嫉し、常に讎敵の國を以て目したりしかば、江戶に在つても我藩邸の前を通行せず、餘儀なきときは早駕籠にて走り過ぎたりき。恰もこの頃の事、枝吉神陽は諸國を遊歷して丸岡に到り、姓名を匿してその藩の書生と談論したりしに、談偶々佐嘉藩を怨み詛ふ事に及ぶや、該書生は每年正月元

至誠院兩家の確執を執り做す

且佐嘉へ向けて大砲を發射す、該砲一發二千人を斃すものなりといへり。神陽これを聞いて其は無益のことなり、佐嘉藩は人口四十餘萬人と聞く、一年二三千人を斃すとも三十年にして十萬人に及ぶを得ず、何の甲斐もなき事ならずやと言ひしかば、彼等憤怒して、佐嘉藩士ならんと猜疑するに至り、よりて枝吉はその夜窃に旅館を出發し、健脚に任せて丸岡領を脱したり。三浦家は此の如き藩に繼がれしを以て、よし舊來重縁の情誼ありとも交際すべからずとて、已むを得ず義絶して往來を斷たれたり。然るに至誠院は痛くこれを恨嘆し、今年公の參府ある及んで、直筆の文を公に贈りて心痛のことを述べ、以て舊誼に復せられんことを請ふとゝもに、又御年寄鍋島市佑へも再三懇願ありたるにより、公は歸國の後家老等と其事を協議せられ、家老等亦事情を酌みて承諾したりしを以て、當主志摩守明夵はこれを除外し、至誠院及び其緣者へは以前の如く兩敬（相互に樣と稱して交はるを云ふ）の取合をなすことをなせり。

始めて種痘接種を行ふ

疱瘡の流行

天保末より流行せる疱瘡は、姑く伏して弘化二年比より復び發し、年を越ゆるに及んで病毒漸く稠厚、死亡者亦少からざるに至りたり。 時に長崎渡來の蘭人が、英國にては人に牛痘を植ゑて痘を免疫する新發明あり、今や方に其痘種を移して香港人に植ゑつゝありと話したりしを以て、之を聞ける長崎居住の藩士醫楢林宗健は、侍醫大石良英によりて委細を公の聞に入れたりしかば、公大に喜び、是は人民の生命に關する仁術なり、其痘種を輸入して我子弟を始め家中一般に弘めんと、宗健をして鎭臺に交渉せしめ、和蘭人に囑託して痘苗を香港より持ち渡らしめられき、事は既に前章に略述したり。

痘苗始めて我國に入る

かくて其痘苗は翌嘉永元年入港の蘭船にて長崎に到著したりしかば、彼地にて之を植ゑ試みしに、炎暑の地を通過したりしことゝて、腐敗して感ぜざりけり。 因て更に良種を持ち渡るべく囑したりしに、本年夏渡來の船に搭乘したりし蘭醫モーニッケは、持參の牛痘苗を植ゑ試みて、善感發疹の

先づ嫡子に植痘し以て藩士に勸む

好果を得たり。宗健亦其長子永叔が十一歳になるに之を植ゑて最良に感じたるを佐嘉に報じ來りたりしを以て、大石良英を長崎に遣はし、永叔を携へて佐嘉に來らしめ、七月初め之を本丸の奥に入れ、釀膿の最良期を候つて、其痘種を先づ嫡子淳一郎（今の直大侯）に植ゑ、ついで庶弟皆次郎に植ゑしに、皆善く感じたりき。時に古川源太郎（故鍋島侯爵家々令）は、九歳にて既に流行の天然痘を輕安になしたりしが、嫡子の相手として倶に在りけるを以て、一度疱瘡を經たる者にても、植痕に感ずるや否やとの疑問を起されし公は、源太郎にも試みに植ゑよとて、其眉間に一つ植ゑしめられたりしに、是も亦感じて順序に釀膿し、後までも一點の痘痕を殘したり。かくて是より淳一郎、皆次郎の痘種を移して宗室國老、其他御側の子弟に植ゑ弘められ、よりて種痘は今せずして行はるゝに至りたれど、公の配慮を煩したること鮮少ならざりき。即ち公は庶兄彈馬の嫡子織三郎（神代直寶）十一歳なるに之を植ゑんと、侍醫島田南嶺をして彈馬に諭さしめられしに、彈馬は以て餘りに好奇心に過ぐとて、固辭して應ぜず、よりて公は久しく側に在りて最も謹厚篤實なる角十郎右衞

門を遣はし、更に懇々勸誘せしめらるゝところありしを以て、彈馬も心解けて承服し、遂に織三郎にも種痘を遂げたり。其他家中にも甚だ新奇なる事とて其效驗を疑ひ、或は危險を怖れ、或は切支丹の魔術と考ふる等、之を忌み嫌ふもの少からざりきと雖も、又一方若殿樣や、御舍弟の種を植うるにより、之を榮とするもの多く、かくて漸次に廣まりて、最初一年餘は、內廷の經費掩護の下に、侍醫及び助手醫に依りて植ゑたりしが、四年辛亥より、其局を外廷に移し、引痘方と稱して、普く藩內十郡の民に種痘を施す事となりたり。

此牛痘種輸入につきては、一說に伊東玄朴が公に勸告したるに始まると稱すれども、弘化以後、公は在國、玄朴は江戶にあり、されば公の四年引上げ出府に隨行せる侍醫福地道林は、蘭方醫術の主唱者にして、歸途病に罹りて死したるが、玄朴は常に人痘接種を唱へゐたれば、西洋牛痘の發明につきて、道林に話す所ありたるなるべし。尤も是時公は既に楢林に牛痘輸入を命じおかれたりしなり。かくて公は更に江戶邸にある長女貢姬の十一歲なるに之を植ゑんとせられ、九月の參府に際して、島田南嶺に命じて其痘種を齋

日本の種痘はモーニッケに始まる

さしめ、江戸邸著後、伊東玄朴の女に之を植ゑしめ、十一月更に其種を採つて貢姫に種痘せしめられたり。其席に立ち會ひしは侍醫水町昌庵、佐野儒仙、牧春堂、大石良英の四人にして、十二箇を植ゑて皆悉く善感したりしかば、當時江戸には此事を讃稱し、錦繪にも描いて賣り弘めたりき。此痘種は江戸にてモーニッケ種と稱し、爾後大に廣まりしが、日本の種痘は此種に始まれるなり。

時に英佛米の船艦東西に出沒して、邊海の危險は年と共に加はり、ために全國に鎖國の風習漲りて、攘夷を唱ふるは殆ど士の常言たりきと雖も、之を遂行すべき海防策と、銃砲術等を講ずる能力とを缺如し、一方又長崎增築の幕議も、舊砲臺の模樣替に止まりたる程とて、泰西原書を讀んで、海外の事情を攻究するに便りとするもの無きにあらざれど、幕府は寧ろ之を祕したりしかば、海外の形勢を世に闡明にせんには禁忌多く、久しく弘まれる醫術さへも、實際には動もすれば嫉妬猜忌を以て阻害せられ、よりて是迄の西洋學は幾回となき厄難に逢遭したりき。されど砲臺增築の否決にて知らるゝ如

外科以外の蘭方醫術を禁す

く、是れ中層の暗雲にすぎず、上層の自ら晴明なるべきは數の必然たり。かくて公の痘苗輸入の如き、海外交通の不便によりて、三年を徒過せる後始めて志を達せられしを以て、有力諸侯の賛同を得るも猶轗軻したりし伊東玄朴は、其驥尾に附くを得て其痘苗を同志に分ち、かくて私に之を植ゑ弘むるを得たりき。蘭方醫術は方に中層の險雲に掩はれゐたりしなり。蓋し其頃は奥醫師の多紀安叔醫學館の幹事を兼ね、多年家慶將軍の信用を得て、痛く玄朴等の蘭方醫術を排抵し、東西洋は人種水土習慣を異にす、異類に施す治療を我人民に用ゐるは、亦危險の甚しきものなりと主張したりしを以て、外科の外は蘭方醫術を禁ぜられたり、實に是年二月の事なりき。幕府の命令の定體なくして、只幕僚に左右せられたりし如きも、畢竟は習慣に壓制せられて然りしなり。此頃の西洋學の主張者には、相應の氣力、才略あるもの少からずして、或は枉を矯めて直に過ぐる矯激の事をなし、或は竊に外國人に交はる國禁を犯し、或は鎖國攘夷の論に抗して突飛なる開國を主張する等、所信の斷行に躊躇するなかりしが、かく是非黑白を攪亂したるが、諸學の

淵叢たる江戶の光景にして、之に次ぐは長崎なりしを以て、我藩は海外の事情を擴夷の中に知道し得たりき。

長崎增築の準備、鑄砲砲術硏究

増築再願の示談に對する筑前藩の囘答

長崎海門砲臺增築の事は、否決の儘に默止すべきにあらず、よりて主任者を筑前の福岡に遣はして再願の事を示談せしに、彼藩答へて、由來此事は阿部閣老より長崎鎭臺を經て內達ありしにより、雙方の議を盡して伺ひ出でたるものなれば、尙再應申し立てゝ然るべきなり。されど幕府の深く議を盡されたる指圖なるに、直に再願するも如何はしく、且つ增築とて其個所多く、とても一時に成すべきにあらず、而して先づ伊王神ノ兩島の要地より著手するが至當ならんも、湊内を修築して後との達しなる以上、外部より著手すといふも如何なれば、この度は先づ命に隨ひ、長刀岩、高鉾の模樣替に取り掛りて後、追々に及ぼすが穩當なるべしといへり。

我藩御番方の意見

時に我御番方の意見は、近年の外國船の跋扈より、長崎には如何なる不虞の警至らんも測られず、され

公邊の都合のみを迎ふるは警固の責任を盡す所以に非ず

ばその防禦に臨み、外部の防備嚴重ならずしては、緩急の間に合はず、是は國防の責任にして、天下の安危にかゝる大事なり、故を以て、兩家の意見を折り返して申し立つとも、決して不可あるなし、更に遠慮に及ばぬことなり、蓋し畢竟伊王島增築は筑前の好まざるところにて、示談に交渉を盡されし結果、已むを得ず同意に至りたるなれば、今度の幕府の達しを幸ひ、幕命尊重に藉口して、宿意を敢て推し立つるが如し、然りと雖も、長崎に於て外國船に對する方針は、古今相反せざるを得ず、目今防禦の方法の、海門より進入するを阻止するにあるは、美濃守殿同意の書面に灼然たり、又大砲も外目には巨大を主として備ふるに決しゐれば、幕府の指圖なりとも外目を後にするは、兩家の意見と全く一致せざるなり、殊に昨今近海に異船の出沒益〻繁くして、不穩の風說のみ聞ゆる以上、何時如何なる變事の起るか測り難きを以て、只公邊の御都合のみを迎へて、防禦の急務を疎かにするは、警固の責任を盡すの本意にあらず、彼此考ふればこの儘に默示すべきにあらざるを以て、筑前の存寄に同意するも如何はしく、よりて徒に公邊の意に聽從せんよりは、寧ろ警

固當任の兩家一致し、此にあらずんば必勝の防備をなさゞる理を、再び建言に及ぶべく、然る以上、公邊とても時勢に對して敢て前達を固執し難かるべし、元來この事は公邊の達しによりて建議したることなれば、成否について掛念する要なし、必ず初議を貫徹すべしといふにありしを以て、更に主任者より福岡に往いて協談せんと評議を決し、七月これを政府に提出せり。よりて執政鍋島安房は、仕組所を開いて、鍋島市佑、鍋島隼人、小山平五左衛門、牟田口藤右衛門と審議し、公に意見を持ち出したり。しに、公は藩の主任者が此事に確乎不拔の決心あるを知り、其議に批して、結局此事を筑前と共にするは難かるべし、遠からず參府の時期となるにより、予親ら阿部閣老に逢うて陳辯し、終に我一手にて成し遂ぐるに至らしめむ、故に筑前へは、出府期まで遷延する意を含みて緩く示談せしめよとて、其旨を授けて福岡へ往かしめられたり。

筑前への再示談

長崎海門に新砲臺を築かざる限り、防禦に必勝を恃み難きは明確なれども、又備附の大砲を改良するとゝもに、その數を増し、戍兵の技術を熟練せし

我藩の大砲
鑄造と砲術

むる等の施設完備せずんば實用をなさず、而して當時衆口囂々たりし海防攘夷の題目も、實行の術策を研究したるものは幾ど希れに、責任に當る筑前がその增築に躕躇したりしも、竟に之に應ずる準備の乏しきによるといふを辭し得ざるべく、又幕府が兩藩の疲弊を心遣ふ口實の如きも、實は攘夷遂行の能力なきを自白するものたり。公の此事に關する積年の研究には、胸中已に成竹あり、こゝに既に事實に現はれつゝある其二三を敍すべし。

其一は大砲の鑄造なり。從來我國の火術には銃砲の差別なく、凡て是を筒と稱せり。種子島の如き小筒は之を鐵砲ともいひ、百目以上を大筒といふ。巨大なる臺場砲を石火矢と稱へたるは、打揚花火を火矢といふよりして名づけたるなるべく、空丸の殼中に石を塡め、中れば破裂して散ずる仕掛をなしたりしによつて、石火矢といひたるならん。我藩には享保年間なる法性公の時より、砲算を以て大筒に霰彈を用ゐる發明あり、所謂圓極流にて、御祕事の玉と稱し、長崎にては該砲を小鹿倉の祕密庫に藏して應變の用に備へたり。而して此祕術の威力は遂に實戰に示されずして廢れたれど、當

我藩の造兵匠工

時に於て、既に文久以來の西洋製霰彈に比する程に犀利の極致を盡して、精力を籠めたるものなりき。勿論みな火繩點火の筒にてありぬ。是よりさき、幕府も露西亞の形勢に鑑みて、文化以來長崎砲臺に貫目以上の大筒を備ふるに至り、外目臺場に於て夷船を防止する方針に改むると共に、伊王島の海門に臺場を築くの議を提起したりしが、公は法性公の跡を繼いで、夙に大砲鑄造に注意を凝らすと共に、西洋火術を採用して、彼國の鑄銃を製して火繩筒に代へ、數貫目の鑄砲鑄造を實際に試みられたり。されば漫に其稱呼の猶銃砲を差別せざるよりして、其術を空疎なりと侮るべからず。我藩の造兵匠工養成の法としては、刀工肥忠吉の家橋本新左衞門を手明鑓となし、十人鍛冶組を率ゐて鍋島播磨の小廻組に屬せしむると共に、其分家近江忠廣の家橋本傳次と、鐵砲師橋本新兵衞、鑄物師谷口清左衞門、刀研師香田新七、鐙師春田庄兵衞、石工武富清右衞門等は、弓、矢、鑓師、刀劍の鞘、欛、金具師、表具師、疊職、左官棟梁等の諸職人組を率ゐて、鍋島彌平左衞門の小廻組に屬せしめられたり（弘化二年の著到參考）。西洋火術採用の初め、橋本新兵衞に命じて六匁彈の

燧銃を製せしめ、因て漸次に諸組の鐵砲足輕の火繩筒を改革したりしが、近來更に威力の乏しきを覺り、和蘭人に八匁彈の燧銃製作を囑託して、來年より之に改めしめられたり。大砲の貫目以上にあらざれば西洋軍艦に對しては、谷口清左衞門に命じて其鑄造の工夫を凝らさしめ、よりて今は四五貫目までを完全に鑄成するを得るに至れり。是年閏四月內庫より金一千五百兩を武具方に附し、四貫二百目の鉔砲を載せて射擊する長崎備への早船十艘を製造せしむ。是れ去年より鑄造したる擊雷銃の砲船にして、石火矢方に附して、祕術の霰彈を發射せしむ。後增して十五艘となし、香燒團結にも亦此類の砲船を渡し、以て壯士自ら艪を推し決死隊となりて敵船に迫り擊つべく發展せしめられたり。

載砲の早船建造

其二は銃砲術の練習なり。天保の末より、火術方を創めて西洋の銃陣を練習せしめしに、燧銃は火繩筒とその形式を異にし、臺尻を頰に著けて發射すべきを以て、戰時甲冑を著用せむか、兜の錣(しころ)に妨げらるゝ不便あり、よりて

銃砲術の練習

是年武具方に命じ、春田庄兵衞等に兜の改良を工夫せしむ。又砲臺には堅牢の石垣を築固する必要あるにより、武富清右衞門に命じて、十人石工と共に其工夫を凝らさしめられたり。かくて是等物質的の改良に智力を注がしむると共に、一方には銃砲使用の技術にも進歩發達を促さんと、火術方の銃陣練習、大砲發射等の技術について、種々の試驗工夫を積まれ、曩には火術方を石火矢方に併せて、舊新相參酌して進歩せしむべく希望ありたれど、今は砲臺增築の決心ある事とて、是年二月、公の考慮により、火術方を石火矢方より分離せしめて元の如く御側管轄に復し、本島藤大夫、永淵武兵衞二人にその主任を兼帶せしめ、火術方の經費を金六百兩に定められしが、後漸次增して千兩に至らしむると共に、前の如く洋式の大砲術を研究せしめらる。又家中に諭して一般に銃陣砲術に熟達すべき旨勸奬せられたり。

砲術に就て茲に說明を贅しおく必要あり。是頃までの大砲は、今の如き精良を極めたる機械にあらざりしを以て、砲術及び砲の鑄造は深き研究を要して容易の仕事にてはあらざりき。如何となれば、從來の大筒も洋式の

砲術の至難

砲算

大砲も、共に空殼の圓彈に硝藥を裝置したるを塡めたる前裝式（砲口より裝塡するもの）にて、火門に道火を仕掛け、點火して發射したりしが、滑腔にて旋條の發明もなく、彈丸は弧形をなして飛びつゝ目的物に達す。故を以て其角度を測量して照準を定めざるべからざるに、更に火藥の精粗は爆發の强弱を差し、加之發射の反動による砲車の轉戾は、晴雨乾濕によりて其輪の阻力を異にする爲め、彈丸の飛線の畫く弧形には種々差違あるなり。さればそを算定して的中を定むるは、亦經驗熟練の默識心通を要したるものにて、砲算とて、砲術家には最も大切なる精しき數理の知識なりき。据附の臺場砲の如きも、筒打の之を發射して命中せしむるは、至難なりしを以て、每門少なくも一人の指揮者と、砲手五六人とを要したりしが、其人乏しきため、かゝる充當は望なかりき。さて彈藥を火門より裝塡するには、輕子（かるこ）と稱する棍棒を用ゐる、こは其一端に棕櫚（しゆろ）の刷毛を備へ、二發以後は之に水を含めて砲腔を洗うて後に彈藥を込めたりしが、とにかく大筒の發射には、却退したる砲身を原位置に復して照準を覘ふとゝもに、火口に道火の火藥を注入するの煩瑣あり

砲一門に要する人員

しを以て、嫺習せざる者は砲手となるに堪へず。かくて是等の砲手は、順序に習熟の功を積みて、照準を定め得るに至るも、照準機を施して角度を定むるには、更に熟練の指揮者を要したり。されば一門の砲には、指揮一人、筒打二人と、三四人以上の經驗ある卒とを要せしが、更に護衛の兵をも要すべきを以て、百門の砲には、少なくも七八百の習練せられたる士卒を必要としたり。故にこれ迄の武士の、刀槍弓矢には達すれども、銃術に習熟せざりしは、砲術そのものゝ至難なる上に、實物に就て練習するを得ざりければなり。

斯く砲術は公の久しき奬勵を經て、やゝ習熟の士卒を出したれども、長崎に新砲臺を增築して嚴備を整へむには、筒打の人數を增加せしめざるべからざるを以て、その供給に堪へざるものあり。故に亦庸人輩の、砲臺增築を只空論視して、その實行難を唱へたる口實は、皆之に藉られたりしが、幕府の初め長崎增築を催促しながら、是を議するに及んで躕躇したりしにも、亦同じく口實をこゝに藉れり。蓋し近年豆相房總の沿岸に、砲臺を堅固にすべき焦眉の急は、警固の四藩をして勘定奉行等に砲臺改良を促さしむるに至

らしめ、こゝに士民は攘夷の激論を盛にするに至りたりといへども、實際攘夷の用意の甚しく不備なりしは察するに難からず。　されば公は早く此に研究を積み、物を備ふるには、先づ其人を養成せざるべからずと、火術方を擴張して砲術の練達を圖られしが、其實施に臨んでは、亦種々の障礙に逢遭せられたり。　文化辰年の英艦突入によりて、長崎の防禦一變してより、砲數の劇增と共に筒打の數を增加し、殊に先公の時より、家中に砲術を奬勵したりしかば、他國に出でて技術を練習して一家を立つる者多きを致し、師範の門戶數流を生じて、互に祕術を競ふに至りたれば、他流と混同して研磨せしめ難き事情を生ずると共に、砲術者も亦次第に多きを致したり。　かくて近年益〻臺場の砲數を增し、弘化以來は、警報傳はると同時に、組並にて出張せしむる外、番頭物頭各兩人、及び石火矢頭人に八十二人の筒打を添へて、早速立にて出崎せしむる仕組をなしたりしも、是等派兵を砲數に配當すれば、人數の餘地は更になく、而も私領地に備ふる爲めに、數十人を小鹿倉、中窪等に出張せしめたりしを以て、爾後砲數の益〻增加するにつれて、砲手は益〻缺乏し、一方

又其砲手の技術の一致を缺きたりしよりして、相會して練習をなすも、統一ある射擊をなし得ざる憂ありき。因て弘化三年一國一流と定め、新式の威遠流を圓極流に合併し、火術方を石火矢方に寄せ、以て圓極流に新祕術を加ふるとゝもに威遠流を廢せられしが、後僅か二年を過ぐる間に、困難の事情を生ぜしを以て、去年復た元の火術方を內廷に寄せ、西洋火術の研究は從前に復し、一國二流の砲術となりて、一致の旨趣は撓まされたり。抑も圓極流は歷代砲術研究の積成にして、其祕術は原次郎兵衛委任を受けて研究練習を累ね、長崎警備に於る唯一の大砲術となし、軍事機密の漏洩せざる樣に固く祕し來れるものなり。故に諸流合併の後、他流と打ち交りて射擊の攻究をする際の如きも、每に原より御側へ伺ひ出でゝ其指令を待ち、決して縱に之が內祕を他に漏らさず、物によりては、公とても專斷に他に傳へしむるを得ざる祕事も多かりき。其後志波左傳太、永淵武兵衛、各々流々の砲術を傳習し來りしが、いづれもその流名を棄てゝ圓極流に入らしめ、かくて彼等の敎習を畢ふるに及んで、免狀相傳を授けしめられたり。然るに曩に大砲手

明鍵兩組を編制して長崎に配布し、以て實用に供する仕組をなすや、砲術二流に分れては、組中一致せずして互に隔離を生ずべく、然る以上、戰時に臨みては不利を得べきのみならず、平日にても障害あるべく、一國一流の決定とともに、新術增補の事も僅にその緒に就きたりしに、復た此の如く石火矢方、火術方と內外の支配に分れたる樣にては、是までの諸流の敎習者を始め、一般の人氣を動搖せしむに至らんと、石火矢方に於て甚だ疑惑するところなりし、乃ち是年五月其得失を具陳し、厚く詮議ありて、旨趣一貫する樣にせられたしと建言したり。かゝる事情のあるべきは、聰明なる公には素より了知せらるゝところなりといへ、新舊兩式は到底一致すべからず、又將來砲臺の擴張には、銃砲術の大發展を圖らざるべからざるを以て、公にも深慮あらせらるゝことなれば、只命の儘に內外に分れて怠らず攻究すべしと諭し、以て他日の時機を待たしめたり。

長崎防禦の改善が、時勢上非常の急務なるは、何人も言へる所なれど、其備砲を運用する人を養ふにすら、斯の如き困難あり。されば經驗なき新式の

巨砲を鑄て、新式の砲臺を造るてふ企は、言ふべくして行ふべからざる事業の如く思惟せられ、かの幕府筑前兩者の意見の如きも、只その上級者の理想の一致したるまでにて、實務に當る者は殆ど其是非を判ずる能はざりしなるべし。かくて此時代大變化の過渡期に於ける攘夷の聲は、喧々囂々耳を聾するに近きものありたりと雖も、其術策の組織的にして建設の確信を有したりしもの、果して幾人ありしか、亦寒心の極なりきと謂ふべし。長崎防禦は無意義に阻せられ、海外よりの壓迫による大變化は眼前に迫れり。而して西洋の機巧は、鎖國の惰眠を覺醒せしめて新思潮を注入すと雖も、其物ありて其人なきため、徒手空論、徒に年月を消し去るのみなりしに、こゝに時代の要求に應じて生れ出でられし我公は、邊防の責任を盡して國家の獨立を全うせしむる天職を果さんとて、其過渡をなす經營に慘澹たる苦心を凝らされしなり。前述の砲術一條を以てよろしく之を類推すべし。當時世界の大變化に接せられし公の、之を聰明なる頭腦に照らして、徒手空論の中によく新陳代謝の機を誘かれたるは、亦實に公の一代の巨人たる所以にし

長崎警備の軍裝

て、舊新思潮の相激する波瀾に搖られながら、舵を把持して船を操り、一高一低、左右回轉の激浪を御しつゝ、徐ろに暗流潛礁を測量して新文明の彼岸に到著せられたりしは、耐忍絕倫の態度といふべし。是時に當り、公はその胸中に、西洋の銃陣を練習して將來の兵制を一變せしめ、巨砲を鑄て海防を堅固にし、堅艦を造りて海外に運動するとゝもに、武威を宣べ物産を興して、國家の富强を遂げんとの大志を描きたりしを以て、今や築堡鑄砲にその魂膽を碎きつゝありとはいへ、表面には祖法に遵うて總家中の武備を奬勵し、頻りに甲冑調練を演ぜしめらるゝと共に、武具方に舊式武具の製作を勵まして懈怠するを許されず。かくて去年御備立方をして、長崎警備に用ゐる兵船、幷せて隨兵の裝飾等を議せしめられしかば、公の本船には吹流しを、淺行(あさゆき)(公の淺海航行の小船)には馬印を立てしめ、慶安の例によりて、別に鳥毛の槍を飾り、船手には弓鐵砲を渡し置き、船の屋根には弓半弓を、屋根外には槍長刀を飾らしめ、而して其鐵砲の數は、文化の例によりて一船に三十挺とし、鹵簿の臺弓を廢すると共に、馬廻には幌、幡連(はれん)を立つべく、隨士の軍容としては、總て番士

は金の三本菖蒲を挿み、鐵砲組は二本『しなへ』を挿むべく改定し、同時に小馬廻の幟、副筒、諸組の幟等を定めたりしを以て、今年の長崎巡回に、組々より命ぜられたる別段供をして、其行裝をなさしめて、意氣揚々と長崎に乘り入られたり。蓋し是等の軍裝は從來之を幕府に届け出で、以て諸家混同せざる樣に取り計ひたりしものなる故に、當時にありては幕府を始め、諸藩孰れも軍備の攻究として、此の如き事に腦漿を傾け、祖法を遵守して工夫を凝らしたるなりき。故を以て同じく其風潮に搖られて、潤飾を議せしめ以て自ら之を行うて悅ばれたりし公の態度は、父老の皆感戴悅服したる所たり。されば、他面世界の大勢を看破して西洋の新式を接納し、既に甲冑の戰爭の終期になりたるを洞見しながら、尚時期の至るを待たれし公の、時局變化の過渡期に於る斯かる態度には、よく〳〵意を盡して考ふる所なかるべからず。

祖法遵守の公の態度は過渡の時局に處せんためなり

國產方に厚生利用を訓令す

鐵を鎔して巨砲を鑄るは、新臺場設置に聯帶せる新事業にて、當時の人の

築堡費支辨の成竹

殆ど至難の事としたるものなり。しかも公の夙にこれを成し遂げんと決意せられたりしは、鐵は鎔さるべき物なればこそ、西洋にても實行し居るなれ、されば其書を研究せば必ず成功すべしと信ぜられたるによるなり、其は後に述ぶべし。

次に鑄造についでの難事は費用の供給なり。是も幕府筑前に於ける憂恐の的なりしは、其達文にある兩家の疲弊を招くとの一語にて推知せらる。されど家督以來十年間の財政困難を凌いで、歳費に餘裕あらしめられし公は、更に又十年の努力を拂つて、軍用金貯蓄の餘力を生ぜしめられたれば、藩政經費の外なる内庫に收むる小物成を本として、理財の道を講ずれば、我藩力にて成し遂ぐる臺場新設の費用の如き、數年の間に生ずべしとの成算を胸中に畫かれたり。因て種々に其方法を講じ、是年六月、國産方に左の書面を渡さる。

政事者民を養ふにあらざれば徒法となりて其用を不成ものに候、産業者衣食の源、禮讓を知る基にして天地自然の利、民生不可缺儀候。雖然制度

國產方新設

宜しきを得ざれば或は過或は不及儀有之、善政とは難申、什器を作り、有無を交易し、貨財を通じ、國用を利し、民生を厚くし、一一區畫をなすを成功と可申候得者、右之處に精慮を盡候半而不相叶。依之此節別に役局を建て生業之道を開き、山澤の利を通じ、浮華之弊風を改め、民皆其力を養ひ、其利を利とし、永久之基を立て、荒凶之備等行屆候儀肝要に候。前方六府方被相立候節も六政其理を究め、其事を施さゞれば、邦家及衰頽政事不行屆に付、富國綏民之旨趣を令考量國產之寶他境より購求候通無之樣と之儀、委曲御垂戒之次第も候條、厚心を用ひ萬端宜相整者也。

嘉永二年丙六月朔日　公　印

國產方役共

是まで國產方の山方に寄せられたるを分離し、内廷に別局を設け、主任者の外は御側頭、御側目附より兼帶せしめ、外廷よりも請役相談役、藏方頭人に其係りを命じ、内外より其經費正銀五千貫目を十箇年間支出し、以て殖產興業の方法を盡すことに決定せり。國產方は其利殖し得たる利金を以て築堡

鑄砲の資本を作るを主として建設せられたるにはあらず、此文に示すが如く、領内生產業の道を開きて山澤の利を通じ、總ての領民をして、各、勤儉生活を遂げて、官の救濟を仰がざるに至らしむるの本意によるは勿論なれど、しかもその利益は、自から新事業を起す財源となる譯なり。かくて此局務の實現に關し、當時役々の中に利害得失の論紛々として、或は一利を興すは一害を除くに若かずといふなど、不成功に終るべきを唱ふるものも少からずありたりき。されど之を實施の跡より概見すれば、藩内の富を興して、砲臺增築を遂げたる後も、府庫の貯金を培加したる結果を得たるに相違なし。されば此中には、攘夷の準備の成功せる後には、更に貿易を開いて世界に運動せんてふ、公の志望の伏在したりしを忘るべからず。

なほ辨じ置く必要あるものあり、國產の方の設置は、如何なる物產を興し、如何なる利益を生じたるかといふに、從來の名產たる磁器の外に、更に櫨を蕃殖して木蠟を搾り、楮を植ゑて紙を漉き、海產物を採り、石炭を發掘したる等のことあり、いづれも稍著しきものとす。但し政府事業として利益を收

めたるにあらず、收入としては僅少の冥加銀を小物成に納むるに過ぎざるにより、まゝ得る所は失ふ所を償はざるの觀もありぬ。さはれ凡て明治以前に於ける、全國の殖產興業に係る利益の事は、以後のそれと、その方向に相違あるを知らざるべからず。蓋し武家政治は經濟上には消極主義を執りて、只士民の質素儉約を主とし、華奢遊惰の禁戒厲行に努むるものなり。中にも兩肥の政治は、初より最も儉素を主とし、肥後には銀臺侯の時より更に儉約の厲行あり、一般の生活にありても主食に純米を炊ぐもの少なく、上流の家庭も粟を混ずる習ひなり、酒は火持、沸持、毛持と唱ふる一種の酒を釀造して用ゐ、衣服は綿布麻布を著け、家屋も粗惡に、食物の調味も粗末なりき。一方肥前は、近く百年の間、時代の華奢に誘はれて其儉素稍弛み、先公の時代には、稻田廣く食に純米を炊ぎ、入牢の旅囚も、佐嘉は拷問懲戒は頗る嚴なれども、飯が旨しといひたる位にて、食物の調味も亦美味にして、衣服には木綿縞を著、絹打紐を著け、家屋器物も少しく華美に見ゆるに至りしかば、古賀穀堂我奢風を論訟して建白する所にあるに及び、公は痛く之を緊縮せられたれど

質素儉約厲行裡には興すべき國産なし

も、尙肥後に比すれば奢りたるに近かりき。筑前は博多の貿易地を控へて更に華美なりしが、食物の調味は佐嘉に稍劣りたり。これを要するに、質素儉約の厲行中に興すべき殖產の業は無きものにて、儉素の厲行は自然と物產を減ぜしめて、商業を衰へしむるものなれば、こゝに長崎に於る外國貿易も、世を逐うて衰退し、元は數船入港したる和蘭商船も、近代には只一艘となるに至り、而して日本の物產を擧げて彼との交換に給するも、尙幾何の額にも上らざる程に減衰したり。此くして儉素を勉むる政治の下には、貧富の懸隔甚だ少なく、士民の等差極めて接近したりしを以て、怠惰濫行の甚しきにあらざる以上は、さして困窮を告ぐる者も無く、相共に質素の生活を遂ぐるに安心して階級の中に据ゑ附けられ、向上心の缺如と共に、美想も低度の趣味にて滿足したり。されば如何に殖產興業に勉むとも、產物に對する需用なくては、之に鋭意するものもなく、隨つて自然に發達の機止みて、物產は枯渴するものなり。かくて其極度に明治の維新となり、爰に諸事を個人の自由に任せて、開國主義の下に殖產興業を奬めたるにより、富豪の起ると共

國産方の設置の得失

に華奢の風を長じ、國富の進むと共に貧民も多くなり、從つて品性墮落の結果、詐欺行爲も行はれ、生活難より延いて犯罪數の增進を來すも、亦必然免るべからざる弊害たり。故に今の理想を以て、舊時代の、しかも儉素奬勵の極度に達せし時を論ずるは、亦當らざるの甚しきものと謂はざるべからず。公の國產方を起されたるは、開國貿易の卓識を徵すべき美擧といふべきなれど、其成績は、當時にても見る人によりて是非を異にし、概して言へば餘り成功と見做すものは少かりき。されど事後より之を回顧すれば、佐嘉領內に起されたるあらゆる物産は、國産方の仕組によりて、大阪、兵庫その他の要地に送らるゝと共に、長崎の外國貿易にも廻されしを以て、生產者と荷主たる商人との享受したる利益は一方ならず、蓋し其肥前の物産として輸出せらるゝや、其地の商賈に一部の利益を認めらるゝにより、我金銀貨の融通に、自然間接の擔保となりて、內外に信用を得たる利益あり、從つて藩の事業に、安心して放資せしむる結果を得たるを疑はず、此間の消息は、財政の當局者及び商人の外に知る者は無かるべし。凡て公の經綸に於る運用の妙は、斯

かる處に存するを以て、其實現につきて、其局部に關係せる者の談を集めなば、種々警拔なる事どもあるべく、中には投機的の事の成功したるもあるべし。經濟の活氣は知る人ぞ知る、普通の史傳は僅に其一斑を傳ふるのみ。

米價奔騰

是年は農作不良なりしとゝもに、幕府財政の窮乏よりして、貨錢ます〳〵粗惡になりたりしかば、米價騰貴し、佐嘉市內にありても、始めて白米一升の價錢百文に騰貴せり、卽ち金一兩について七斗內外の相場に當る。諸物價も之に應じて盡く騰貴し、民間に『百する米を食ふ。』と驚き稱へたるは、時代一變の時期を標すべき好俚諺たり。天明寬政の頃に米劵を制定するや、極高價に定めて、一升を四十文に通用せしめ、以て其劵の流通を廣くして、家中の經濟を寬にせしにより、上下これを便として、今日まで之を其價の儘に通用せしめしが、是まで該劵の倍額なりし米の實價は、本年より二倍半となるに至りたり。

銀札發行

此米劵は一年限に兌換し、その一升二升の稱へは四十文八十文の替言の如くになりゐしが、こゝに米價騰貴に促されて、他藩と同樣に銀札を發行するに至りたり。

九月十一日公は岡部杢佑、大木主計、鍋島志摩の警固三組に甲冑調練を命じ、鬼丸の調練場にて演覽あり。二十一日より佐嘉を發して參府の途に上り、十月二十五日江戸邸に著せらる。時に幕府の右大將家定世子は、薩摩藩主島津齊興の養女（實は山城忠剛の女）篤姬と結婚し、十一月其婚禮を擧行したりしかば、二十三日諸大名總出仕にて之を慶賀し、公も登城あり、二十七日其祝として御城能興行ありし時にも亦登城して參觀せられたり。二十九日邸内の文武稽古及び聽講人の出席度數を嚴密に檢し、廣間番、明善堂詰の考課は每月四日限りに出さしめ、又他家に入門して通稽古に定まりたる人の外は、邸門の出入を心遣の者に告げしめ、是迄の乞暇憑を廢し、在邸の侍手明鑓の明善堂寄宿を願ひ出づる者には、人物を檢査して之を許し、文武の稽古、蘭醫方の修學のために出府したる者には、成績の試みをなし與ふる等定めらる。

文武藝獎勵の諸新規

十二月六日公は新夫人筆姬と婚儀を整へ、是より家中は筆姬を御前樣と稱へたり。

第十五卷　砲臺增築

第四十四章　砲臺增築を自力にて斷行す

幕府海防に手を束ぬ

公阿部勢州に長崎砲臺增築は自力にて遂行すべしと說く

長崎砲臺の增築は、攘夷に極めて緊切急要なれども、これが實現方を組織的に考ふれば、容易の事にあらず。而して一旦筑前侯も同意を表して、建白となるまでに進みたりし當問題の、幕議となるに及んで畫餅に歸したるは、寧ろ幕府の無能を暴露したるものなり。是に於て公は先づ我藩廳の意思を固め、再建白について筑前の示談の因循するを利用し、參府閣老阿部伊勢守に面談して、長崎砲臺增築は國家の爲め自力を以て之を遂行すべしと陳說せられたり。其應答の詳細は傳はらざれども、公は勢州の先輩なる上、久しく弊政釐革に苦辛經驗を積まれしことゝて、その洞明なる智慮より出づ

る情理の言明には、勢州必ず謹聽したりしならん。當時に於ける幕府の内狀は言語道斷といふべきものあり。さる閏四月英艦の浦賀を去りて下田に赴くや、韮山の代官江川太郎左衞門英龍は、早船に鐵砲を積み込みて英艦に乘り移りたるに、艦長マセソン之を船室に招き、日本語に通ずる支那人を譯者として對話したり。然るに其際彼の示したる地圖を見れば、日本の地名などを英字にて詳記しありしを以て、英龍は驚きながら、海底測量の不可なる理由を陳べて之を制止したれば、艦長も承諾したりしが、其時江川は、艦内に於ける銃砲等の武器の精良を盡し、飮食器物亦盡く善美なるを目擊したりき。こは長崎增築否決の後のことにて、是に驚きたる幕府は、三奉行、兩目附、長崎浦賀兩奉行等に異船に對する意見を徵せしに、彼等の多くは、迚も沿海警備の宂費に堪へざれば、打拂令に復舊するより外はなしとて、遂に確答する能はざりきとぞ。打拂令とは、長崎以外の海岸に乘り入りたる外國船は、直に之を砲擊すべしてふ布告をいふ。此令の弛みたるにより彼等は容易に江戸海に來るなりとは、民間の囂々と謗りたる所にて、水戸黄門亦國

防係阿部、牧野に打拂令の復舊を促したりしを以て、十二月に至り、文政度打拂令に復すべきにつき、兵備を整へて應變の設備をなすべしと、諸藩に令を發したり。されどこは決行するを得ずして止みたりき。其後勘定方石川政平豆相房總の海岸を巡檢せしに、浦賀奉行之を迎へて、現在の設備にては、曩日二艘の英艦にも敵する能はず、打拂令の發布にて、彼若し敵意を含みて來るならば、何とも致方なけんと告げたるにより、淺野中務少輔長祚更に選まれて浦賀奉行となり、沿岸の砲臺を巡檢したるに、十六臺の砲臺に備へたる大筒百二十門の中、口徑五寸以上のものは僅に八門に過ぎず、而して其應急の費用すら無きを見、勘定所に切論して少しく錢糧の補給を受けたれど、かくては迚も防戰に堪へず、必ず國辱を取らんとて辭職したりしは、我築堡の將に成らんとする年のことなりき。されば此の如き幕府の内狀なるを以て、公の自力にて長崎砲臺を增築すべしてふ企は、十分の好意を以て迎へらるべきなれども、諸事因循苟且の情態にありし幕府のことゝて、何等處置するところなくして是年をも徒に過したり。

砲臺增築を自力にて斷行すべく決す

嘉永三年庚戌、公年三十七歲なり。

長崎築堡の計畫を江川英龍に質す

正月二日公は近侍の本島藤大夫を伊豆の韮山に遣はし、長崎增築の計畫を江川太郎左衞門英龍に諮問せしむ。乃ち本島は韮山の金谷村に到り、其用人松岡正平に公の諭旨を通じ、長崎港外の領地に於ける新砲臺增築を、幕府に申し出でんとするを以て、江川氏に面會して築堡備砲等の意見を聽かんために來れりといひしに、英龍は大に喜んで延見し、重大の事なれば、篤と調査熟考して答ふべし、囑望のダライバス銃は目下製造中のことゝて、近日出來次第に差し廻すべしと答へ、數日間引き留め、山狩をして饗應したり。やがて本島の歸るに臨み、英龍は厚板にて西洋式八菱城の一角百分一の雛形を造り、是はまだ七分の出來なれども砲臺築造の準則となるべきものなればとて彼に示し、是も成就の上は、ダライバス銃と共に君公に獻上すべしといへり。かくて本島は十四日江戶に歸邸せり。

築堡自力遂行の書面

二月公は例の御暇となり、よりて十四日阿部閣老に面會して長崎の自領地に築堡あるべき事を演述し、左の書面を差し出さる。

長崎表御備向之儀存寄も有之候者申上候樣、去巳年被相達候に付、時勢之之振合考量を加、松平美濃守申合、存念之趣申上候處、兩家見込之趣に而者人數手配等舊來之姿に致倍增一旦者防禦之手配十分に相整候共往々兩家之疲弊を招候樣に而者永續之處如何可有之哉、然時者却而不容易依而先伊王島神ノ島等之儀者不被及御沙汰、港內より長刀岩、高鉾を限難被捨置場所而已連々不目立樣、模樣替可被仰付旨被仰渡、承知仕候、然處彼港異國船御手當向之儀、古來者港內御引入外目不乘出通之御手配候得共、文化度以來者內目不乘入通之御手當相成、古今之振合相反し、當今防禦之要地者全く外目之事に有之候。殊に異儀を含致渡來候異船に候はゞ、容易內目不乘入何れ於外目虛實相伺候體之儀可有之、萬一不法亂暴等相働候節、長刀岩、高鉾を限の御備に而者何分打拂難行屆且一旦邪正之御糺相濟、高鉾邊御引入被置候而も、元來蠻夷之事故、事情取違不意亂暴等に及び直樣沖

目走出候事も難計。且又長刀岩、高鉾を限之御備に而者、倉卒之業合實に無覺束、總而內目御增築に可相成、兩家見立之場所者畢竟外目之御備に取繋、業合可相施ための見込御座候處、打追之姿を模樣替被仰付候までに而、根元之外目に御備無之而者、首尾一體不致、何分御備增之詮可相立哉、懸念仕居候處、今般異船渡來に付、防禦手當實用之處厚申付候樣被仰出候段、御觸之趣承知仕候。就而者外目御備之儀兩家申合猶又申上度御座候得共、一應被仰渡候儀幾度も同樣之筋を可申上樣無之、幸伊王島、神ノ島等者領分之儀に御座候故、私手前に於而臺場取立、人數船等致手當、當番非番共御番方一手之手配に取結候樣可仕奉存候、尤疲弊不致通に者成丈其取計仕候心得に御座候。一體御番方之儀は對異國大切之御手當向候處、眼目之場所御備無之、萬一臨機不束之儀有之候而者御國威に相拘り、誠以不容易依之前件伊王島神ノ島等之儀私一手に而相備候樣仕儀に御座候、此段申上置候、以上。

松平肥前守

工事著手許可

阿部閣老は其餘儀なき理由を深く諒悉し、書面は篤と熟議を要すれば、發程までは附箋に至らざるべきも、工事には直に著手せらるとも更に故障なしと答へたりしにより、公は、著手するに於ては、拜借金を願ひ出でん意思なることを述べて、勢州より承知したる由の答を得られたり。かくして多年の宿題たりし長崎海門砲臺工事は、我藩の自力經營に決したりき。

自力遂行の議の後援者

海岸防禦掛の閣老は阿部、牧野の二人なれど、阿部は首席といひ、勝手掛といひ、倶に事を謀るべき英才の人なれば、公は初めより委細の相談ありたりしなり。尤も事の此の如く成り行くまでには、同列の有力者にも謀られしなるべく、後援たりし人も少からざるべし。伊達宗城侯は、去年の增築否決に當りて筑前侯阿部閣老の間に周旋したるが、越前慶永侯も、今は新夫人の兄にて亦憂世の英主なりければ、同じく參同者なるべしといふものありたりき。されど參府年を異にせる上、公結婚の後には、兩者面晤の期會はなかりしなり。薩摩の齊彬侯は公の畏友にて、倶に鑄砲築堡を論じ、意氣投合、その交や膠漆の如く、而して鹿兒島灣の砲臺は伊王島神ノ島と相前後して竣工

したりしが、同じく起したる反射爐は獨り我藩のみ成功せり、されば反射爐は我佐嘉特有の業となれりと後世に傳稱せり。されど年代を考ふれば、薩摩には齊彬侯を廢して弟の三郎(光久)を立つる隱謀あり、反對者の島津壹岐及び赤山、高崎等に切腹を命じたるは、去年十二月の事といへば、薩摩の築堡鑄砲は、侯の明年家督ありし後の事なるべく、旁々其贊同を得しや否や亦覺束なし。但し兩雄の此事を抱負せられしは久しき事なり、前揭の如し。かくて幕府の促しによりて建白ありしについて、今は時期既に迫りたりしを以て、こゝに公は此決斷をなして之を申し出でられたり。先に、長崎に來りし米艦の、難破捕鯨船ローレンス、ラゴタ二艘の漂民を受取りて歸國するや、漂流民に對する我接遇の殘酷なるを傳承し、大に其處置を怒り、歸國後彼政府に對して、兵力を以て日本の首都を砲擊するとゝもに、各港を封鎖して之に報復すべし、日本は土地富饒にて無盡の物產あり、貿易に莫大の利益あれば、彼帝國をして鎖國を撤し、惡法を改革せしむべし、このためには英佛と聯合するも亦可なりとの意見を盛に論述し、遂に彼國をして數年後に使節ペル

りを送るに至らしめたりといへば、恰も此頃は彼國に其論の起りたりし最中とす。故に本年は我日本は海防上焦眉の急に迫られたりし時期にてありたるなり。

更に江川英龍に就いて築堡計畫を質す

江川英龍に砲臺計畫を質問す

公は既に自力にて新砲臺を築く建白をなしゝを以て、指令を得るや、歸國早々直に著手せんと決心し、韮山の家士柏木摠藏によりて江川英龍に照會し、三月復び本島藤大夫を韮山に遣はし、暫く彼地に滯在せしめて砲術を傳習せしめ、併せて築堡の計畫を質問せしむ、かくて十六日公は江戸を發して歸國の途に就かれぬ。ついで本島は韮山に赴き、二十四日金谷に宿し、彼用人松岡正平によりて公の親翰を英龍に送り、以て面會を求めたり、其文左の如し。

一翰拜啓時下春暖之候御座候處、御多祥奉賀候、然者兼而致懸念候長崎表御備向相缺居候湊外日領分之島々、今度新に砲臺築造御番方手配取結、當

公江川氏に鑄砲工の借入を依頼す

番非番共平常手前一手之人數を以爲相守可申旨存慮之趣、當節阿部伊勢守江別紙之通申達候。就而者先般家來之者へ內意相含得貴意候通、右臺場備用八十ポンド、ボンカノン、其外の大砲早速鑄造候半而不叶之處、數多之砲類一時の製造、國許拙工共許に而者何分成功無覺束甚以致配慮候。就而者近來難得御相談候得共、其地御抱職人長谷川刑部と申者鑄造方別而巧者之趣に付、其許御多用にも可有之候得共、當分何とか御差繰を以刑部儀職下一兩人召連弊邑罷越前條之大砲類鑄造方押取敎示、急埒候樣致呉候儀は相叶間敷哉及御相談候。當時其許にも大砲類鑄造方別而御多端之趣候處、前條及御相談儀深恐入候得共、右大砲鑄造之儀者御番方御備向肝要之事柄に付、不顧前後別而及御相談候間、何卒御領掌之程深所希御座候、不具。

三月　　齊正

江川賢公閣下

江川は本島を書院に延いて面接し、韮山來寓の家塾稽古人と共に酒食を饗して、長谷川刑部及び其門人惣五郎を引き合せたり。是より本島は暫く滯在して砲術を稽古せり。

公の江川氏に質問せる築堡計畫の件々

公の江川氏へ質問せられたる築堡計畫の件々は、第一大砲配置、即ち八十磅、六十磅のボンカノン、三十磅、二十四磅の常カノンを交へて三十五挺づつを伊王島、神ノ島に備へ、香燒島の背面には同じく三十挺を備ふべく、即ち是等併せて百挺の配置について、其彈藥庫及び砲手の數に關する件、第二彈藥庫建築の件、第三大砲一挺に備ふる彈藥の數量の件、第四ボンベンガラナードの外に用意すべき砲彈の件、第五彈藥配送に敵火を蒙らざる用心の件、第六大砲掛の外小筒足輕人數の件、第七附屬早船の數の件、第八夜の守備の件、第九雨中發射法の件、第十火藥の耐久法の件、第十一足輕に燧銃を持たせ、成熟者にドンドル(雷管)銃を執らせて遊隊に用ゐる件なり。かくて猶遺漏の指示とゝもに臺場雛形提示、銃砲鑄試等のことを請求せられたりき。

江川氏の應答

江川英龍は卿雲譯の西洋築城法に自家の考を加へて、各條の諸問に答へたり。曰く

砲臺の場所は、繪圖疎略なるため確答し難し、第二の彈藥庫は三十五挺につき大庫二三、小庫十一箇所を要す、其建築方は卿雲譯築城書の附錄に詳かなり、第三の砲手の配りは、大砲一挺につき十一人、二挺に十九人となすべく、砲數增加とゝもに遞減して、六挺には五十一人を配するのみにて可なるべし、而して大砲一挺にはインパンラリー十二人を加ふ、此外に役係り數多あり、亦築城書に詳かなり、砲彈は臼砲の外にリフトコーゲル、ブリッケンドース、ドロイフ、マスセコーゲル、シキートボウト燒彈竈等あり、早船の數は臺場の形勢によりて見計らふべし、夜中の守備はリフトコーゲルを堡の附近に打ちて、處々に番兵隊を組置き、其中より二三人づつ巡邏せしむべし、其一人は騎馬なるべし、火藥は硫黃の量を少しく增せば耐久に宜し、銃は盡くドンドル筒を用ゐる方便利に相違なし、臺場雛形は出來の上藩邸に送るべし、銃砲鑄造に至つては急に著手し難し、篤と研究試驗したる上にて御報知致すべし、其他は築城書を御覽あるべしと。

斯くて本島は砲術傳習を受けしが、四月に至り『サハルト』八菱城の雛形も

成りたりき。されど、江川氏所持の圖は寫本にて符號明かならざるを以て、同氏は其原本は幕府に藏するにより、拜借を願うて急に手に入るゝ方法を講ぜらるべしと、彼が前回韮山に來りし時、注意を與へたりしを以て、本島は留守居志波と謀りて、幕府より和蘭築城書を借らんとせしに、之を聞かれたる公は、表面より願ひ出でむか、亦例の因循にて急には運ばざるべく、旁々伊東玄朴に謀るべしと命ぜられたり。かくて命を受けたる玄朴は、塾生の村上庄吾、田中宇平太等と相談せし結果、長州藩士にて蘭學に達し、去秋江戸に來りたりし田中に之を囑託したりしかば、彼は幕府藏本中のベウセルランド・アルチレリーの書中より、砲臺建築の基礎たる部分を抄譯し、尙砲床胸壁の尺度、大砲配置の距離、彈藥庫の設備、其他必要の件々を譯し、以て砲臺築造略說一卷を作りて差し出したりき。本島は是を必要なる模範として佐嘉に持ち歸りたり。

砲臺築造略說

本島は四月六日韮山を辭して、房總海岸の砲臺を巡視したりしが、十六日歸邸するに及びて、本所に住居して砲術を敎授する信州松代の藩士佐久間

本島更に築堡のことを佐久間修理に問ふ

修理を訪うて、砲臺新築の事を質問したり。然るに佐久間は國家の爲めに恐悅至極と感服し、予は小藩の士にて、主人も尋常なれば爲す所もなきに、貴下は大藩なる上に、此の如き英邁非常の主に仕へらるゝことゝて、將來日本の國家の爲めに、大に力を伸ぶるを得らるゝは欽羨に堪へず、我知識の及ぶ限りは殘らず吐露すべしとて、まづ長崎地圖面を要求せり。蓋し松代侯は樂翁侯の弟にて、嚮には水野越前守と共に老中として英名ありたれど、譜代小藩にては何事も爲し得べくもあらざりし幕府の現狀とて、佐久間は益〻公を景慕して措かざりしなり。かくて本島は江川氏に對する如く、新築計畫の條件を彼に質問し、野戰銃の發射法等の敎示をも受けて、五月初めまで往來を重ねたり。其質問は、砲の配置は前記の如く大小數種のカノンを主用し、外海に向ふ要衝には巨大の砲とゝもに、速射に便なる二十四磅砲をも交ふべきも、內海に向うては如何に之を殺小すべきか、其數は港の廣狹によりて差あるべきも、概略幾門を備ふべき歟といふにありて、併せて砲座の位置、發射の距離、敵船不意の襲來、雨中發射等に關することをも諮問したり。よ

佐久間の應答

りて佐久間答へて、砲は四種の外に十二磅の鑄短砲も備ふべし、築堡地につきては、繪圖に據れば、伊王島は風波の時に應援不便ならんか、凡て臺場は樞要を擇みて築くべく、該島の地勢を實見せざる以上、强ては斷言し難けれど、繪圖よりすれば、國力を盡す要地とは思はれず、白崎を第一の要害とし、神崎（かうざき）、神島これに次ぐが如し、故に甲には大小の大砲五六バッテレー（砲八座をいふ）以上を備へ、乙には二バッテレーを備へて足るべし、八十磅砲は餘り多きを好まず、二十四磅、三十磅を多く備へ、敵船近寄ればブリッキドースを打ち掛くるために十二磅兩三門を備へ置くべし、砲座の高さは海拔三十六尺乃至四十尺を定法とす、猶大砲の外チュッペルバーク、ヒックス等を用意するを可とす、敵船不意の襲來に對する防禦法は、規律明信なる平常の士卒の訓練に恃むより他なし、雨中の發射は是までの試驗には聊か差支なし、豪雨の時はラーデングの間火門にキュッセンチーを用ゐ、リクテン等手間取るやうならば、砲口にデックスルを用ゐるべし、夜中の發射につきては、平日より海面の方位遠近を暗知するとゝもに、夜間亦海上に火を點じて遠近を見知り置くべく、かくて戰に

本島の佐久間氏に就けるは江川氏の紹介による

臨みては、敵の打ち出す砲の火口を見て、常に測定したる度にてその照準を定むべし、彈藥の用意は一晝夜連發し得べき程度を常法とす、三磅砲は一分時に三發するを得れど、重彈の長砲は未だ試みず、實驗して定むべし、大略は鈴林必携に見ゆ、海岸臺場には通常ゲスウヰンド・ペイプを用ゐ、燧石よりも雷汞又（ドンドル）はコロリネカリー便利なるべし、矢位を掛くる箇法はケルンリング・ヲプセット（ハウッセともいふ）の外にはあるまじと述べたり。かくて本島はその他猶砲術に關する傳習教授を受けたる後、五月六日江戸邸を發して歸國せり。佐久間は砲術を江川坦庵（英龍）に學びたれど、後には兩者は意見合はざるに至りたるよしなれど、這次の本島が佐久間訪問は江川の勸めによれるなり。

學館奬勵、史學國學の起り

三月十六日より公は江戸を發し、木曾路の峻嶂巨流に巖々の氣象を養うて四月二十一日歸城あり。かくて例の如く長崎に赴き、五月初め兩番所等

を巡見するとゝもに、深堀に於て今度火術方より新設せる砲船に運動發射を試みしめて、演覽あり。 時に深堀の主左馬助賢精は、祖父孫六郎茂辰の喪に當りたりしかど、家士等をして番船などの勤務に當らしめき。 かくて大番頭は當分之を鍋島播磨に命じて出崎せしめ、左馬助には、先格の如く大組頭御番方等を命じ、弱年の間は御番方相談役一人を差遣せらる。 かくて六日に歸城あり。

是に於て先づ士卒の訓練、武器の選擇、軍制の改善等の事に著手せられ、六月諸組足輕の燧銃の六匁彈を八匁彈に吹き返して製作せしむ。 青年の家老鍋島上總、諫早兵庫、鍋島主水、鍋島彌平左衞門(庶弟)の四人は、文武の稽古に學館へ日上すべき學齡なるを以て、政府日勤を解いて勉學を專らにせしむ。又爾後毎月二十日、公の學館に臨むや、手明鑓までの槍劍術を演覽あり、學館教職に物頭次席の待遇を與へ、從來生徒の監督を部目附に任しゝに、新に學館目附二人を置き、日勤して部目附と倶に勤怠見聞の狀を、時々公に言上せしむるとゝもに、大組頭に學館掛り合を命じて、家中一統の文武業を督勵せ

させ、火術方の銃砲術練習に出席する者の勤怠も、毎月學館に差し出さしめて、文武業に結びて、區々にならぬやうに注意せしめ、宗室鍋島大和を學館頭人となし、執政鍋島安房にも敎育の事を受け持たしめて相共に協談して業を勵ましむ。

是時學館の助敎草場磋助（佩川）は、初め精里よりその文才を稱せられし程とて、最も詩を嗜み、常談も亦詩となると言はれし位なりしかば、陸放翁に次で萬首の詩を作らんと志し、又兼て畫を能くし、特に畫竹を以て聞えたりき。されば聲名は近國より京攝に響き、年齢亦六十五歳に達したれど、尙公よりは敎授となさるゝ程には信ぜられざりき。福田大介（東洛）は、學問の要は時務に應用するにありとなしたりしが、詩文口辯に縱横の才あり、蓮池の大野平一（梁村）白石の大園壽兵衞（梅屋）と共に社を結び、蓮池の雲叟老侯と詩酒贈答をなし、學館の學風を空疎なりと嘲りたれど、亦故老には重んぜられず、唯武富圯南の宏覽多藝にして重厚なるは、生徒の推服したるところにして、詩文に於ては福田、武富二人を推されたり。佩川の長子立太郎（船山）は多久を襲ぎ、次男

大次郎は佐嘉の家を繼ぐ、並に才名あり。近年佩川は自作の詩を選みて大次郎に淨寫せさせ、大阪に送りて剞劂印行せり、されど佐嘉鎖封の習風は、著述を上木して賣り弘むるを甚だ嫌ひたりしを以て、さして好評を博せざりき。公は其純粹無雜の性格を以て學校の教育を勵まし、古賀氏の朱子學を主とする一方、私に王陽明の脈を尋ね、從來の如く德育を主として家中一般の士氣を勵ます中にも、彼等をして時代を概知せしむる趣旨を寓し、而して天才あるものには、その知識を啓誘して各志尙する所に向つて發展せしむべく期せられたり。されば學校の擴張に反して、教員の只四名なりしは權衡を失せるに似たれども、德育の正課につきては月に六度乃至九度の式目を定め、階級により小學、四書、五經を授業せしむるに止められたればなり。かくて學童はまづ蒙養舍に日上し、素讀を了るに及んで、十二歲以上の學齡に達せるものには、小學句讀口義詳解といふ印行本をその教科書に用ゐて會讀を授けたりしが、天才は十一歲にても之に加はるを許したるを以て、年々此の如き優等生六七名はありたりき。爾後十六歲に達する迄の孟

學館の敎育は指南役寮頭の磨琢その多きに居る

子より論語の會讀には、月に一度敎員の講釋あるのみ、是にて德育の常識は既に薰陶せられたるものとなせるなり。十六歳にて元服せる後は、內生寮に寄宿して（寄宿し得ざるものは擴充局に日上す）復た小學より孟子論語までの會讀を指南役より受け、其成績により、敎員職監督の下に、復た論語より大學、詩經、書經、中庸と順序に會讀を卒ふるなり、之を獨看といふ、自力にて看書し得るの意味にして、是を卒業として、以後は易、春秋、三禮を講ずる階級となる、こは猶今の大學院學生の如し。正課は此にすぎざるにより、敎員の授業時間は甚だ少なかりしが、學生は寄宿して晝夜讀書に勉めたり。尤も平素の講習は自由にて、寮內には卒業生十數名なほ留まり、各寮に配せられて後進を誘導する義務を有したりき、これを寮頭といふ。其上に指南役を選み、日勤して生徒を督率せしむ、されば學館の敎育は指南役寮頭の磨琢その多きに居る。故を以て敎員の多少と學風とに拘らず、生徒の增進に對しては故障無く、而も却て變化の時期に隨意の知識を誘導する功果を得たり。

曩に井內、永山等が學館に振鐸せる頃は、生徒の少かりしによつて、敎員の

指導を受くること多く、ために學風に統一ありたりしが、漸次に學生の增加するに從ひ、內生寮には學說に派別を競ひ生じ、德育よりは知識を進むる方向に走り、古式の經學を表とし歷史を裏として之に安んずるは、普通の生徒のみ、やゝ才力ある者は任意に活潑なる方面に向ひ、經書よりも歷史批評に趨きたりしを以て、前に述べたる如く、枝吉神陽、木原弘三郎等は、歷史より諸子を兼ぬる方面を開きて、歷史學の唱首たるに至りしが、又增田廣豐の水戶學を唱ふるに及んで、枝吉神陽は是を褊狹なりとし、國學を表とし漢學を裏として、網羅研闡する說を唱へたり。かくて一方に和蘭窮理の新說稱道せらるゝに至りて、愈學說の自由を餘儀なくし、こゝに種々の才力者輩出して各自の所見を發揮するに至りしかば、內生寮には、種々の學說を唱へて羈絆を逸し、先輩の教員を輕侮するものあるに至れり。執政鍋島安房は久しく學校教育に心を用ゐ、規律を執ると共に才學ある生徒を愛し、力めて各自の所信を發揮せしめしを以て、學規を破らざる範圍に、諸說の競ひ起る盛況を致し、他日の有爲の才俊はこゝに養成せられたり。

火術組編成

新舊思想の衝突は武藝の奬勵に利す

この時代變化の過渡期には、獨り學風のみならず、武藝も亦種々の變化を來したり。長崎防禦の爲めに普く銃砲術を練習せしむるより、前述の如く諸家互に自流を固守して相讓らざりしが、愈〻西洋火術を採用して新舊並び用ゐるべき時期に迫りしを以て、一旦は圓極流に諸流を一致せしめんと試みきと雖も、復圓極流と新火術と新舊の二流に之を分ちしが、一方家中の多數は、火術の防禦は戰時最初の手合せにて、勝敗の決は士氣の勇怯と劍槍術の優劣とにありと確執し、武術家亦各自己の鍛錬する所に武士道の本領ありとて、器械的の火術を賤しめぬ。されば此時に當りて、公は、一方には甲冑調練を講じて舊式軍制の改良をなすと共に、他方銃陣の練習をなして銃砲術を勸奬し、かくて新舊衝突を利用して武藝を競勵せしめられたり。さていよ〳〵長崎砲臺增築を自力にて斷行すべく決するや、その第一著手としては、豫め其防戍の士卒を訓練するため軍制を刷新せざるべからず、尤も

軍制は祖法嚴重なるを以て、容易に變更するを許さゞれど、さりとて徒に守株すべきにあらざれば、先規を酌量し、方今の實際に適合する程度に潤色せんとて、御備立方に命じて調査せしめられしかば、八月に至り同局より左の通り伺ひ出づ。

伊王島神ノ島之儀當番非番共御番方御一手之手配に可被取結旨委曲公邊へ被御中立置候に就而者、前斷三ヶ所々々一刻も御嚴備無御座而不相叶。就而者御臺場竝に御人數、船等之御手配向者全大砲火術之業前に相懸儀に候得者、術方精錬之者御選擧有之個所々々被相部候半而不相叶間敷右者時所位之不被得止事無御餘儀譯筋に候得者、享保以來大砲組被相增候比竟を以御小馬廻組之中へ御火術組二組大圖個條之通御仕組相成、鍋島彌平左衛門、鍋島播磨兩組之內へ兼而御預被置、左候而深堀詰等被差越候節者虎口前に而者、差支候廉も可有御座に付、役場に而被差越諸事大組頭指圖相成候樣、其外諸仕組等者石火矢方之見合可有御座、旁御便利之筋にて者有御座間敷哉と吟味仕候。

火術の兩組の制定

之に從ひて、二十三日に火術兩組を制し、侍組代二人、侍二百人、手明鑓二百十二人、足輕百三十五人、組外足輕二百六十五人を二組に分ち、彌平左衞門、播磨の兩組に預け、其下に手明鑓頭六人、物頭十二三人ありて之を率ゐ、火術方の役々を兩組に編入して、組中の士卒に銃砲術を敎へしむ。藩内十五組の編制を動かさずして、銃砲の新隊を編成するは此より始まれり。かくて砲臺築成せられ鑄造の新砲を備ふるに從ひ、砲打として彼地へ差し越すものは此組より命ずることゝなれり。

火術相傳の階級を設く

又是まで火術方にて敎習したる新砲術銃陣等には、他の武藝の如く相傳の階級は定められざりしに、自然技術錬達の淺深に從うて祕術を傳授する必要あるにより、是月銃陣の心遣をなす者を初段とし、砲術の祕事を手傳ふ者を二段とし、其進歩に從うて免許を授け、特達者を奧義相傳となし、凡て四段の階級を定むること他の武藝の如くせしむ。火術方の敎ふる火術は新に傳習したる西洋式なれど尙幼稚なるを免れず、舊來の圓極流は射的より砲彈火藥の製造及び砲算に至る迄久しく研究を積み、我藩特有の祕術を存

し、其技術も鍛錬を累ねたるを以て、洋式は衆の耳目に甚だ重んぜられず、而して知識技術の未熟を免れざるよりして、横文の原書に就いて深く研究する必要を生じたれども、當時の士風は蘭書を讀むが如き西洋風の事を好まず、從つて火術方に往いて銃砲術を練習する人氣を生ぜざりしかば、公は盛に之を奬勵し、やがて蘭學校を興すべき準備を既に是時なしおかれたり。

義祭同盟の起り

海防を嚴にするは、國の獨立を鞏固にする所以にて、鎖國開國いづれにもあれ共に緊要なり。いはんや外國の壓迫は益〻急なるに、外交の關門たる長崎の海防すら筑前藩も幕府もその斷行に因循するは、守備する其人の乏しきがその一因ならずんばあらず。初めより此に著眼ありし公は、まづ其敎育に力を用ゐ、かくして遂に此工事を斷行するに至るまでの用意は甚だ周到なりき。是時に當り、識者の論には、攘夷より火術研究海防策に進みたるものも多少ありと雖も、一般傍觀的の理想者は、只當局の情弊に牽かれて徒

に詮議に時月を移すに鬱憤したりしかば、こゝに幕府の腑甲斐なきを憤ほる者の數を增して勤王論の潛勢力を高めたり。而も其論は幕府は驕威を去りて勅命の下に各藩と協諧し、日本の獨立を全うする力を養うて國家に貢獻せざるべからずといふに止まりて、本づく所は水戸主唱の學風の寖く諸國を靡けたりしものに外ならず。されば水戸と緣親なりし我藩にては、往年公の水戸黃門と會合せられたりしこともありて、以來ます〳〵其風盛なりしが、當時の英主薩摩の齊彬侯も亦、幕府を佐けて日本を改革し、以て國威を海外に展ばさんとの志を抱きしを以て、公と甚だ意氣投合したりき。されど、幕府に於ける十餘代を積みたる弊習の轇轕は言語道斷にて、少し有力の議に觸れむか、自ら輕侮を受くる狀態にあり。因て幕人には、幕威の失墜は、一橋家の徒士の佐嘉侯關札を汚して獄門に處せられたるによるとて、公を幕府輕侮の鼻祖たるが如く言ひ做して悵恨するものも多かりきと云ふ。但し或はさる情形もありつらんも、該事件は種々の意味に解せられ、畢竟は、一橋穆翁驕奢にして天下を窮困に陷れしより、該家中のものは暴慢な

江戸諸友多柔弱

りとて江戸に憎まれゐしによるものにて、彼家の我藩の打撃に遭ひたるを見たる江戸府民は上下擧りて快を稱したりしにより、これを幕府の威光を損ずる階となしたりしなり。されど一方公は前將軍の愛婿にて、幕府との關係特に親密なりしかば、家慶將軍の政治となる初め、その政績の優れたるを賞せられ、水戸黄門と共に特に鞍鐙を賜はりし外、水野閣老も公を推重し、水野に代れる阿部閣老も亦公を推信せり。其比の公の詩なる江都諸友多柔弱の句は、譜代幕僚の腑甲斐なきをいへるものと見るを得べし。爾來阿部勢州幕府の老朽船に柁を把りて、十餘年の風浪を凌ぎ來りしが、外來の雲氣はます／＼險惡となりしに拘らず、船中の多くは酣醉の態なるを以て、ここに防備充實の論の沸起を見たりしなり。されど幕府には長崎增築の意見を斷行する力なかりしを以て、公は已むを得ず一手に之が增築と、戍衞とを引受くべく決心せられたるにて、意中幕府の時局に爲すなき念を生ぜられしことゝもに、公決意のよく藩內に感應したりしは、呶々を要せざるところなり。

抑、勤王論は寛政の松平樂翁侯も重んじたるところにして、爾來全國に亙り、勤王の下に諸藩一致して外國に當るべしとの論は壯年の志士によりて唱道せられ、佐嘉に於ても水戶と呼應して其意を擴張するもの少からざりしが、中にも枝吉神陽は、今に學校の敎鞭を執れる其父枝吉南濠(彰)の、日本の君は天皇のみてふ持論を發展し、江戶の昌平黌にて、水戶の大日本史に將軍家臣傳あるを失體と非難して名分を正し、以て書生寮を風動したりしが、歸るの後は學館敎諭として後進を鼓作したり。されど老輩と相容れざりしかば、公は彼を側にある軍事機密の御備立方所屬の什物方に任用せられたり。此局は藩の史官に當るものにて、祕書、重器を掌り、領內の地理要害を詳悉する職たり。同僚の相良宗左衛門は佐嘉にて國學家と稱ふる藩の史料記錄を專門に硏究し、年輩も神陽と齊しく、氣力の精幹なる人なりしかば、彼は共に心を同じうして藩史を攻究し、軍備の機密を兼ねて領內の山川を巡檢し、古蹟古文書を搜索して大に史料を富ませたり。藩初光茂公の時に當り、藩祖淸久公の嫡流內記種世の弟深江平兵衛信溪は、入道して安玄と號し、

枝吉父子の勤王論

深江安玄楠公甲冑像を作つて永明寺に安置す

楠木正成父子の忠義を敬慕して其像を彫刻する志願を起しゝが、大木英鐵之を聞きて、大に其擧を賛し、有志の間に勸說して、光茂公を始め、三家宗室以下諸士僧侶等より數多の寄附金を得しめたりしかば、安玄は之を京都の佛師法橋宗甫に託し、櫻井驛に於ける楠公父子訣別の甲冑像を彫刻せしめて之を一龕に收む、而して其龕の左右の扉には和田、恩地、八尾以下六人の肖像を畫かしめたり。寛文三年像成つて宗甫より之を送り來りしかば、五月二十四日佐嘉郡北原村の永明寺に安置したり。是れ水戸光圀侯の湊川建碑に先だつ實に二十九年前の事なり。其後幾多の星霜を經て之を祭祀するもの無く、其所在すら明かならざりしが、百五十餘年の後、文化十三年大塚仁左衞門長徹、嘉村源左衞門穩藏の二人、像龕共に高傳寺樓門上に放置せられたるを發見し、かゝる由緒ある忠臣の肖像を鼠族の齧齧に任せたるを歎き、之を修繕せんとせり。されど、蝕缺頗る多く、平凡普通の職工に任せて修復を施さば、却て其眞を失ふべきを以て、有職故實に精通せる山領利昌に就て之を質し、其指敎に從ひ、小山光豊をして補塡修復せしめ、以て西河內村の梅

義祭同盟成る

林庵に安置して、歳時往て之を祭れり。枝吉、相良等之を知りて、大に喜び、安玄の裔孫平兵衞種祿を祭主となし、島團右衞門、空閑次郎八、枝吉次郎、木原儀四郎、楠田知才、長尾新九郎等同志の士十餘人と共に五月二十四日梅林庵に就いて之を祭り、義祭同盟と稱して、其名簿を記して種祿の手に收むることとなせり。時に明治の改革を佐けたる大木民平、江藤新平亦最少年にてこれに加はれりき。是を佐嘉に於る勤王家の相會合する初めとなす。

第四十五章　鑄砲築堡に著手す

幕府へ砲臺増築費の拜借を請願す

先見卓識と稱せらるゝは事後よりの批評にして、理想を立つるは難きにあらず、之を成すことの難きなり。伊王島、神ノ島に砲臺を築いて長崎海門を扼するは、文化以來の宿題なるを以て、時勢の眼前に迫れる今日、幕府海防掛よりの諮問に對し、兩藩同意にて長崎防備の遂行を建議したりとて、決して先見卓識にはあらず、寧ろ時期を失せる慊あるを免れざるに、幕府は猶且つ躊躇しつゝ、諸藩に海防を嚴達しながら、却て首を畏れ尾を畏るゝの醜態を演じたり。さて我藩一手にて長崎臺場を増築すべしとの請願に對し、幕府の、築堡鑄砲の費用を一時放貸して、我藩をして一時に巨額の資財を抛たしめて、疲弊困憊せしむる樣のことなき樣努力すべきは、幕府寛永以來の歴史に徵するも當然の處置なり。故に公は願書を阿部閣老に出すと共に拜借

我藩の長崎築堡に放貸するは幕府當然の處置なり

金を願ふ事を附言し、阿部も亦之を承諾したりしなり。されば苟も常識ある幕僚には、爲し得るだけの助力を與ふるに異議はなかるべきなれども、衰世の今日まで、幕府は斯かる國家の重事に係る英斷に出會せしことなかりしを以て、出納の吝に囚はれ、眼前の江戸海防備をすら備ふる能はざる財用困竭の際とて、痛くこれを苦痛としたり。思ふに房總警固の諸藩も、亦同樣に堅固の防備を請求する情願を伏し、形式に務めたる役人交際は意外なる不愉快の縺れを伴ひ來りしため、大事業著手の以前に幾多の困難を生じ、ために遂に公に先見卓識の名譽を得しむるに至りたるなり。

是春、公の自費增築の願書提出のことを、御年寄鍋島市佑より佐嘉に通ぜしに、之を聞ける藩廳は、事筑前と協談中のものゝ故、委しき手續を知る必要ありとなし、附役伊東次兵衞をして早打にて出府せしめしに、彼は美濃の大井驛に於て公に會したりしかば、具に旨を領して引き返せり。一方筑前侯は、去年幕府否決の令に接して、再び意見を申し出でんと强硬論を持せしが、歸藩するに及んで、まづ命令に從ひて長刀岩、高鉾の砲臺模樣替に著手するに

築堡は自領一手の備なれば指令を要せずてふ幕議

決し、示談は海門港口の兩工事併せ起すに亙るが爲めに、長崎奉行所への兩島增築に取り掛る屆出を延引しつゝありぬ。江戸邸には此事を頭人坂部又右衞門に委任せられしを以て、六月二十七日留守居志波左傳太は阿部閣老邸に到り、用人山岡衞士に對ひて前日提出の書面に指令なき故を問ひしに、彼件は自領地に一手にて異船に對する嚴備を設けらるゝ事なれば、指令の有無に拘らず著手せらるゝとも公邊に懸念せらるゝ要なし、無論當方として成るべく急に挨拶ある樣にとは心得ゐれど、何分類例なき事なるを以て延引しつゝあり、近き内には判るべしと閣老より答へたり。よりて志波は更に内密の探偵筋に之を尋ねたりしに、公邊には、自領一手限りの備なるを以て、只書面を留め置くのみにて指令する要はなきも、事體重大、後來御番方の振ともなるべきものなれば、何とか處分せざるべからずとの意嚮なるが、勘定所よりは未だ何等の申出なきなりとの事なりしを以て、頗る冷淡なる態度ながら、我よりは催促もなし難く、ために其事情を佐嘉に報知して、早く筑前に照會して、長崎奉行所へ屆け出づる手數を運ぶと共に、以前よりの事を

十萬兩拜借議決

詳悉したる者を出府せしめて、幕府の掛りの役々へ懇談せしめ、且つ在府の長崎奉行一色丹後守へも、屆け出で置く方可なるべしと申し送りたり。

佐嘉政府には七月十日執政鍋島安房仕組所を開きて會議し、砲臺增築、大砲鑄造、彈藥船用意等盡く新規の事とて、費用莫大に嵩むを以て、勿論及ぶべきだけは自辨すべき覺悟なれど、他は何とか處置せざるべからず、されど勝手不如意のことゝて、一時に之に投資せんには力及ばず、竣工後に於る每年の經費の如きも、略ぼ定まりゐて、さしたる餘剩もなきなり、因て此際十萬兩の拜借を願ひ出づべし、當今の不穩の時勢なるは、公邊よりも觸達ありしことなれば、工事の著手は猶豫するを得ずと詮議し、願書の草案を認めて江戶の留守方に送りたりしが、公よりも亦阿部閣老へ親翰を送るとゝもに、鍋島內匠頭へも直書にて周旋を囑託せられたり。よりて八月五日坂部又右衞門は鍋島內匠頭に之を謀りしに、數日間熟考したりし內匠頭は、是は私ならぬ事なれど、目下勘定所は、長崎に限らず、一般に係る防備の取調に忙はしき最中にて、旁々少々手間取るゝなり、而してかの當春の御申出は、彼等幕僚の

拜借金願出に就ての鍋島内匠頭の注意

喜べる事にはあらざるを以て、自力にて築き立つべしとの中立てに引き續きて拜借金を願はるゝは、早急ならん、されど公の直書もあり、事情亦餘儀なく決定せられたる事なれば、願書の意味については委しく意見を傳ふべしと答へしを以て、又右衛門は改めて案文を持參したりしに、内匠頭は之に加除をなしつゝ且曰く、拜借金の例を見るに、文政子年の大風雨と、天保末年の二ノ丸燒失との兩度は、公の名にての願出と其御住居よりの心添もありて臨時に金庫より出金せられたりとは雖も、しかも尙過分に減額せられたり、今度も必ず半額以内にならんか、されば豫め員數を增して願ふ方宜しかるべし、阿部閣老は當春公に承諾を與へたりしため、爾來も頻りに心配せられつゝあれど、尙同列にも一向に賴み入れずしては不都合ならん、且つ勘定所の議となる事なれば、此にも賴み入れて彼役々の氣受よきやうにありたし、金子につきては、馬喰町の貸出は返上に迷惑なるを以て、必ず臨時に金庫より渡さるゝやうにしたし、享保十七年の饑饉には大阪より渡されたる例もあり、とまれ此兩樣に尙贊談あるべしとて注意を與へたり。かくして定めら

拜借金願書の案文

れたる願書の案文は左の如し。

（前略）就ㇾ右大銃製作、臺場築立、扱又玉藥船の用意、其外諸般の手配向此節取掛り候處、全く新規一時の手當相懸り、凡積前莫大の用度に相及、兼て勝手向不如意にて何分不ㇾ相任ㇾ依ㇾ之金拾萬兩拜借被ㇾ仰付ㇾ被ㇾ下度奉ㇾ願候。勿論國力の可ㇾ及丈は手前に於て相辨候覺悟に御座候へ共、前件の通り此節外目の分、臺場其外一時に夫々手配相整候處過分の不足打見え居候に付、不ㇾ得ㇾ止拜借奉ㇾ願儀に御座候。總じて手配向夫々一通相整候上は、年々入用も大抵相極可ㇾ申に付、後來に相懸り候儀は孰れ篤と取調、成丈疲弊不ㇾ致通可ㇾ取計ㇾ候へ共、此節は諸手當向全く新規一時の致し事故多分の入費と相成り何分不ㇾ相任ㇾ去迚彼表の儀は異國御引受の湊にて、殊に當今不穩の時勢、御觸達の旨も有ㇾ之候へば、防備の筋猶豫可ㇾ致樣無ㇾ之に付、前段拜借奉ㇾ願候。其通り御聞濟被ㇾ成下ㇾ候はゞ、早速臺場其外夫々手配可ㇾ相整ㇾ全體右伊王島神ノ島は私領分の事故、一手にて手配相整儀に御座候へ共、御番方に取結び實以て大切の備向に候へば、何卒出格の御評議を以て願通り御聞濟被ㇾ成

下候樣奉願候、以上。

松平肥前守

是に内匠頭の注意を併せて佐嘉に申し越したり。然るに佐嘉にても公は甚だ懸念せられ、是と引き違へて二十日、御附頭村山勘三郎の出府に含めて、其筋の役々に依賴すべき事を江戸に申し越さる。

英領印度總督に日本貿易の計畫ありとの噂

米國遣使の風聞と佐嘉の大風・洪水

兎角する間に時勢は益、迫り來り、六月長崎入港の蘭船は、英領印度總督の日本との貿易の開始方を英國政府に請ひたりしことゝ、北米合衆國も亦日本に軍艦を指し向けて通商を請はんと議することゝを江戸に密告せしが、浦賀奉行亦、若し外國船渡來せんか、かゝる薄弱なる守備にては如何ともする能はずとて、海防掛の實地視察を促しゝを以て、勘定奉行石河土佐守政平は豆相房總の沿海を巡視せり。然るに幕府は、對外國の事は之を深く祕して、人心の動搖を鎭めんと努めしを以て、海防攘夷を論ずる者は暗中摸索の

時人米國を荒土のみと思惟す

狀態を免れざりしが、攘夷の衝に當りたる我佐嘉は、文化の初め魯國使節と英國軍艦との兩度長崎を騷がしたる警報に耳朶を驚かしたるより、衆は北邊に接近せる魯西亞と西邊を窺ふ英吉利との兩國を最も怖るべき敵となし、他日必ず彼等の羶血を我刀に濺ぐの時節到來すべしと、父兄も母姨も常に子弟に訓戒して既に四十餘年の星霜を移したりき。かくて近年邊警は漸々繁く報ぜらるれども、世に海外の事情に通ずる者は寥々雨夜の星の如く、唯外國の船艦を見れば之を黑船と呼び、黑船を見れば直に之をオロシャ乃至イギリスより來るものと速了し、他の亞米利加洲の如きは二三百年前に發見せられたる荒地に過ぎず、我南洋に横はる豪斯多拉利亞洲は新阿蘭陀ともいひて、殆ど無人の洲に過ざずと思ひ、文化以來米國船の長崎に出沒するものあるも商舶漁船に過ぎずとて意に介する者は極めて少かりけり。されば公は、一般の魯英を憎嫉する人氣に徇へて、敵愾心を鼓作せられつゝありたりきと雖も、又よく海外の事情を曉知せられたりしは、其禦侮の責任を負ひて、御番方の機密にて各地より到來する密報をば綜合的に詳悉せら

米國日本に開港を迫るの强ち絶望にあらざるを知る

れしによるなり。去る弘化元年幕府の蘭國使節に對し、通信通商の別を楯となして通信を拒むや、爾後蘭國の忠告をすら受納するに不便ならしめ、海外の事狀を探知すべき一縷の光明もこゝに其輝を滅ずるに至りしが、是まで我注意より脱しゐたる亞米利加合衆國は、近年太平洋岸の加利福尼州を墨是科國より奪取するとゝもに、金鑛の發見につれて人口增加するに至り、其鯨漁船は我蝦夷地方を游泳して津輕、松前の海峡に到る者多し。前にローレンス號、ラトカ號の鯨漁船の漂著を見たりしは卽ちこれなり。又英國は既に支那の要港を占領し、佛國の軍艦と迭に琉球に出沒して、薩摩藩とこにて貿易をなしたるにより、米國に於ては日本に開港を迫るのあながち絶望にあらざることを意圖したり。かくて米國にては、今年の初め日本へ使節を差派して鎖國を打破すべしてふ議を定めしに、蘭人は逸早く之を聞知し、よりて六月入港の商船より、新に偵知したる英米の事情を記して、甲比丹をして長崎奉行に密告せしめしかば、奉行は其書を飜譯して幕府に致すとゝもに、幷せて御番方の機密にて肥筑兩藩へも之を漏したりき。されば

江戸に於ける海防掛石河政平の臺場巡回も、是等の機密と相聯關したることなるべし。是に於て公の砲臺增築の議は殆ど神明の豫告に等しきものといふべく、無論資金拜借の如き一議に及ばずして許可せらるべきなれども、財計窮乏の幕府は眼前の江戸海すら赤裸々にて敵の砲火に當らしめざるを得ざる狀態なれば、其苦痛に堪へず、而して是までの蘭國の密告の無實も多かりしよりして、這次の忠告も亦彼等を覺醒せしむるの力薄く、旁々却て我藩の强請は益、厭嫌せられたり。

佐嘉に大風雨襲來す

然るに佐嘉には七月十一日八月七日の兩日に大風豪雨襲來し、北山筋にては山嘯起りて山谷を崩壞し、洪水は土沙を淘去したりしため、田畑は沙に掩はれて、尼寺村、平野村の田は沼澤に變ずる等、文政子年に次ぐ大損害を蒙るに至り、よりて拜借金の要求に一の口實を得たりき。公は素より幕府の金融竭乏を慮り、竊に長崎會所の金額を探知せしめられしに、四月までの在銀、唐船仕入品の取立銀等三萬三千五百餘貫目の內より、九月までの拂出しを差引きて、殘額尙二千四百餘貫目あるを確かめられたり。よりて公は藏

いよ〳〵四郎島に築堡すべく命ず

方附役中村大助（彦之允の嫡）が驛遞事務にて幕吏に交際あるを幸ひ之に旨を含め、內匠頭が拜借金願出を尙早といへるはさる事ながら、增築に著手する以上費用のことにて遷延するを許さず、勘定所の借金願を喜ぶ時期はあるべからざれば、能く懇談して成遂ぐべし、減額を豫慮しての金額增加も、最初長崎奉行へ豫算十八萬九千餘兩と書き出したることゝて、今更增額も爲し難し、老中勘定奉行等への賴み入りは遺憾なく取り計らふべし、金員は馬喰町を避けて金庫渡りになすべく、長崎會所の餘金も此通りなれば、なるべく無利息にて出さるゝ樣に計らふべしと命ず。中村は公の阿部閣老への親翰幷に幕府への願書を齎し、九月七日佐嘉を發して東上せり。公は例の如く十五日より長崎に赴き、神ノ島を巡檢して、いよ〳〵四郎島の築堡をなすべく仰せ出さる。四郎島は神ノ島の西南に連なる小島にて、其間百五十餘間の海面を埋め立て、長堤を築いて兩者を接續せしむるとゝもに、該島南側の小島にまで延長して坡堤を瓢形となし、其洋海に暴露する處に砲臺を新築する計畫なり。公は巡視の爲めに兩日滯留し、二十四日に歸城あり。

拜借金許可の運動

斯くて中村は江戸に著し、十月十三日留守居志波と共に阿部閣老の邸に到り、用人三富甚左衞門に願書を提出す。其文案には、近年長崎へ引き續き異船渡來して入費多きに、去秋は領内の農候不順にして蟲害損耗あり、當年亦七八兩月大風雨山嘯乃至洪水ありて田畑を淘破せられたりしを以て、遲延を許さゞる異國の形勢に對する防備以外に、又これらの修繕救助をなす必要に迫られたりとて、一時に内外費用の切迫せる事情を書き添へたり。留守居志波は海防掛の老中牧野備前守、勘定奉行石河土佐守、松平河内守等に往いて頼み入り、又内密囑託の荒井氏に到りて懇談せしに、荒井は御勘定方にも頼み込まざるべからずとて、海防掛の同役竹下長十郎に之を紹介せり。然るに阿部閣老に信用せられし竹下は、公在府の頃には側目附原田小四郎と熟懇なりしを以て、やがて志波は往いて面談せしに、已に荒井より委曲を聞きゐたりし彼は、餘儀なき囑託なれば盡力すべし、此事は專ら御勘定方にかゝれば彼筋へ篤と示談せざるべからず、而も無力の人にては詮なし、宜しく渥美素叔に頼むべしといへり。因て志波は中村と共に渥美に往い

公い名代として家老を出府せしむべしてふ意見

て懇談したれば、渥美答へて、御願書は既に拜見したり、至極御尤と存ず、前年御兩家の仰立に對し、公邊の指令に一ならずして模樣替に止められたるは、御手に及ばれ難きを以てなれど、斯くては差し置き難き要害なるに因つて、今改めて天下の爲めに一手にて築成せんと仰せ上げられたることなれば、十萬兩程の拜借は御聞濟にならざる儀はあるまじ、さりながら大金なれば御勘定方に於ては當惑なるべし、此の如き筋は、海防掛阿部閣老により大理を以て決斷せしめずしては、埒明くべきにあらず、甚だ推參なれど、貴邸の好意を厚く蒙りたるによりて存附を申すべし、此事は御領内の風災旱荒等についての拜借とは相違し、御番方にかゝる國家海防の重事なれば、公より御直に書面を差し出されたる次第もあり、旁々御名代として家老出府老中始めに對面して事情を述べらるゝ方都合よく、諸事重大に取り扱はれずしては事屆くまじ、近く對州に一萬兩の拜借を差し出されたる一例あり、況や此事は天下の爲めの增備なれば、もし金配行き屆かずして遷延する模樣ならば、目下海防の嚴令もありたることゝて、極力已むを得ざる願ひなる道理を何

處までも御申し立てありて然るべし、とまれ家老の出府如何は成否に影響する至大なりとの意見なりき。二人は之を尤もの氣附となし、乃ち志波は内匠頭に往いて謀りしに、同人も大に之を然りとなし、大水のことは演述せずとも宜し、家老は名の聞えたる大家を選むべしといへり。既にして渥美は藩邸に二人を來訪して、願書の勘定所に廻るや、役々低聲にて驚く許りの願書と言ひ合へり、斯かる金は御金藏より出さるべきなれど、貯蓄甚だ薄弱とて、迚も十萬兩は出來ざるべし、よく〳〵支出あるも一萬五千兩乃至二萬兩止まりなるべく、三萬には至るまじ、されば海防掛にて大度量の下に決斷せざる限り、勘定所にては如何とも爲し能はざるべきにより、御家老の出府肝要なり、年内には必ず指令あるべし、或は對州の例の如く二萬以内の出切になるや計り難し、長崎奉行へ届け置くことも必要なりと注意したるにより、乃ち早打を以て之を佐嘉へ申し越したり。

兩島一手增築を筑前に通知す

佐嘉に於ては九月兩島一手增築の事を筑前へ通知したりしに、十月の末に彼藩の長崎聞役より我聞役に向け『兩家申立に對する昨春の公邊御達の

趣につきて、尚又協議を遂げて更に申し立つべきかと折返し御示談ありたるに對し、此方に於ては色々懸念の筋もあり、先づ御指令通りに長刀岩、高鉾を限り内目模樣替に取り掛り、其後に於て外目の捨て置き難き旨を申し立てゝ然るべしと評議したる趣は、委しく御答致せる通りなれど、其御方には內目の增築は外目の備に關聯するを以て、首尾連續せざるを御懸念ありて再應御示談に及ばれたり、されど此方にては先づ內目模樣替をなすのみに止むべきを以て、其旨最前示談に及びたる處、其後先般御觸出の趣もあり、旁兩島は御自領につき御一手に臺場を築き添へ、手當を整へ御番方に取り結ばんと、肥前守樣より阿部伊勢守樣へ御書附を以て仰せ上られたる趣、委曲國許の役人共も承知致して御念入たる儀に存ぜり、內目の模樣替振につきては是より追々示談に及ぶべし。」と演述せり。是も增築に搦みたる一の葛籐にして、海門の增築は止めて只內目臺場の模樣替をなすべしといふ幕府の命令を口實にして一時を糊塗したれど、無論命令なる以上其まゝに消滅すべきにあらず、而も更に今我一手にて海門に嚴重の防禦を整へむか、

薩藩の世子廢立の陰謀と筑前侯

内目は自然經畫を變じて僅少の工事に止まるべきを以て、筑前にとりては體面を損ずる嫌ある企畫ならざるべからず、因て頗る面倒の往復となり來れるなり。佐嘉にては埒の明かぬを筑前示談といへり。筑前侯は當時の國主中の錚々薩摩齊興侯の季弟なり。此頃薩摩には世子廢立を謀る黨派起り、内外廢立を非とするに拘らず、去年遂に世子黨を殺したりしが、其際筑前に遁れたる世子黨のもの〻薩摩より捕へられんとするや、筑前侯は之を掩護し、世子の爲めに事情を阿部閣老に申告したりしかば、阿部は是を父齊興の失策とし、幕府より嚴命を下さるとも語なかるべしと思惟せり。かくて今や其參府期となりしを以て、侯は幕府に、長崎防備の事に關して自己の意見を述べたりしなるべく、又薩摩の内訌に就ても申理したるなるべく、乃ち幕府は齊興に諭して退隱せしめ、かくて明年二月世子齊彬の家督となり、島津家は無事なるを得たりしが、これ阿部閣老美事の一として稱揚せられたりとはいへ、亦筑前侯の美事としても論ずべきなり。さはれ長崎增築については、藩情のために、含垢の評を受くるを免れず。さて我外目增築につい

ては阿部閣老は心力を盡して周旋したれども、幕府財政困難の爲めに勘定奉行以下の反感を招き、よりて拜借金の事は行き惱みたり。

田中半右衞門を江戸に遣はす

家老派遣は幕吏の陋見のみ

さきに我拜借金につきてその見解を示したる渥美素叔は、幕吏中にて慥に錚々の人なりと思はるれど、對州の例を引いて、國家事業なれば堂々と家老を出して願ふべしといへるその注意は、至當なるに似て亦形式を主とする幕吏の習慣を表せるものなり。蓋し外國形勢の切迫したる當時にありては、幕府も諸藩も力めて濫費を省減し、以て國家的事業たる國防の充實を謀らざるべからざるは言ふまでもなきことなり。さて拜借金願の爲めに、遠國より家老を派遣せば、數多の從者を率ゐたりし當時とて、その往復する費用も數千金に上るべし。さなきだに願金高十萬兩は結局三萬兩以内に減ぜらるゝ内情なれば、普通運動費の上にかゝる旅費を加へんか、殆どその四分乃至五分一は減却せらるゝことなるべし。これ先年儉約を厲行せん

とせし水野越前守が、藩邸派出の家老を省かんとして御住居の苦情に阻められたるが如く、形式の威光を耀かす幕吏の陋見たるを免れず。幕府の天下より輕んぜらるゝは沿海の防備をなすに逡巡したればなり。蓋し堂々我一手にて此國家事業を成さんと公自ら願書を提出せられし以上、既に幕府は體面を失へるなり。されば自ら權威を保ち得ざる幕府の、借金願に形式を張つて威を衒はんとするは、一層其威光を減ずる所以ならざるべからず。國家の體面を解せざるに拘らず、渥美の、尙國老を上せて借金を願へなどと、計算に中らぬ事を說きたりしは、亦幕府の經濟の深く困竭の底に沈めるを證せるものと謂ふも不可ならじ。かくて此事に關する飛脚は十一月十日佐嘉に到達したりしを以て、當日の午後執政鍋島安房以下仕組所に會議を開き、公も出座ありて、渥美の申分は至極尤もなれば差遣すべき人を選むべしと命ぜらる。是より先き田中半右衛門、高木權大夫は、增築建白の否決後隱居牢人を命ぜられしが、十月に至りていづれも歸參し、田中は火術役を命ぜられゐたりしを以て、公は會議の席を罷る後に、一人は田中半右衛門を

田中半右衛門派遣

遣はすべしと仰せられたり。かくて家老は執政鍋島安房に仰せ付けらるべしと、政府詮定して公に請ひしに、公は先づ半右衛門を急に差し越させ、彼の樣子によりて鍋島志摩を上せよと仰せ出されたり、蓋し公は家老を遣はすの無用なるを心に知悉せられたるなり。

田中半右衛門への委任狀

十二月に執政より田中半右衛門へ委任狀を授く、左の如し。

伊王島神ノ島等御備增の儀は御參府中阿部伊勢守殿へ委細御直に被仰達置候次第有之、段々一件御取掛の御運相成候處、右に就ては大銃製造を始め臺場御築立等諸般の御手配向全く新規一時の御手當に相掛り、凡御積前莫大の御用途に相及び、其上去秋以來田畑不作、當夏兩度の大風洪水等の災害にて、右御入用筋何分不被相任處より、先般金拾萬兩御拜借の儀御願被成、且伊勢守殿へ御直書をも被差出置候へ共、未だ御願濟の御運に不相移由、總じて御勘定所に於ては御願筋十分の御請にも有之間敷候へ共、一體長崎表の儀異國引受の湊にて、殊に先般御觸達の旨も有之、御備向延延被成置候折柄に無之。勿論國力の及ぶ丈御手前に於て被相辨御覺悟

には候へ共、前書の振合にて過分の御不足相立候處より、不㆑被㆑得㆑止御願出相成候次第等阿部殿御用人を始め、內密其他へ遂㆓懇談㆒御趣意致㆓一貫㆒候樣勘辨を以て夫々可㆑被㆓取計㆒候。且一件に就ては御家老よりも出府被㆓仰付㆒の處、爰元に於て吟味の次第有㆑之其方著府の上彼地の都合に從ひ被㆓差出㆒事に候間、尙又右衞門始めとも相談可㆑被㆑申候、其筋懇談の大意は別紙に相認め相渡し候間、諸事行屆候樣可㆑被㆑致候、委細は案內の儀に付不㆑及㆓濃筆㆒候。

戊十一月　　鍋島安房

田中半右衞門殿

委任狀附帶の覺書

覺

一　先般被㆓差出置㆒候拜借御願の筋自然難㆑被㆓取上㆒由共にて御願書は被㆓相下㆒、別段何程か出切金被㆓差出㆒候御都合も候ば、貳萬五千兩以上を被㆓差出㆒候、勘定を以て、精々其筋へ可㆑被㆓申碎㆒候事。

一　右同御願通不㆑被㆓差出㆒、內廉年割返上等にて被㆓差出㆒候御都合も候ば成丈五六萬兩以上を被㆓差出㆒候通、無㆓油斷㆒內密筋其外へ懇談相成候樣の事。

一　最前御兩家に於て御備增御用途取調の節は、內外首尾一體の御備にして金拾七萬兩程の御入用候處、當節伊王島神ノ島兩島の御備にて莫大の御用途有之候義、自然御疑惑の向等可有之哉も難計。右は御兩家御代り合等にて被相備候備向にしては是迄の御仕成來も有之候へ共、當節御備相成處にては御手限りの御備向を以て、尙又地所其外被相選、大銃玉藥等の御手當を始め、人數船等被相備候御手配向に付、御用途過分に相增候次第案內の通り勘辨を以て具に演說可被致候事。

覺

一　別紙書取の內御願筋難被取上譯等を以て御願書被差返、別段何程か出切等の御運に相移候ば、打見え過分の御不足相立、御取掛の大銃製造を始臺場築立等半にて無餘儀被御取止外無之事に候間長崎表會所銀の內より御願高の數に相滿候丈の御拜借御願被成候御治定に付、萬一右出切等の御都合に相移候ば、前條會所銀御拜借の儀江戶方に於て御聞濟相成候樣、內密筋へ精々可被申入候。總じて一件も彼地にて御聞

濟にも相成候御都合も候ば、右御用途の筋不私御入用に付無利息永年賦等にて被差出候樣、是又御都合を考へ可被申入候事。

一　此御方の儀御勘定所向へ内密御賴の向無之時に至り色々御用支の儀有之候間、著府の上又右衞門始とも遂談合、御用辨の人柄相選み、急速爰元伺越可被申候。尤遠境往復を相待居候ては御用支の儀も可有之候間、先以江戸限にて取計、其趣可被申越候事。

附本文外奥御右筆其外へ御用御賴被御申入候はで不叶都合も候ば、是又本文同樣夫々取計、其段可被申越候事。

公は家老差遣の注意を尤もと領じ、直に田中半右衞門を擧げて往かしめ、其報道によりて家老を遣すべしと命ぜられたりしが、その機宜は衆議を安んずる神妙の措置にして、聰敏の手神を窺ひ知らる。公は田中の外交の專對を託すに足るべき才能を器識せられしを以て、既に前月譴罰を免じて之を火術方になし置かれたるにて、卽ち任用の素地を作り置かれたりしなり。是より田中は機密を含みて江戸大阪長崎を往來斡旋し、以て外交手腕を揮

へり。

かくて田中は名を武兵衛と改めて、急行出府せしに、勘定所の議は既に決し、十二月十三日閣老より留守居を呼び出して、拝借金且御料所預け（松浦郡天草郡の御預を請ひしことならん）は成り難き筋なり、但し勝手向不如意等のことにて拝借を願はゞ、何程かは差し出さるべしとの書取を交附し、内慮伺の書面は差し返さるゝ事となりゐたり。よりて田中は倶に國家の事を談ずるに足る人物にあらずんば無益なりと量定し、阿部閣老の最も信任せる筒井紀伊守、川路左衛門尉の二人に結託し、筒井に縁りて事情を陳じ、姑く書面の却下を控へて再願の地をなし、乃ち年末江戸を發して急行佐嘉に歸れり。

願書の却下を見むとす

築地に反射爐を起し、伊王神ノ島築堡を發表す

公は九月に四郎島築堡を始めしめて歸城ありしが、十月二日に至りて鑄砲工事に著手せしめ、城北の築地に大砲鑄造場を設けしめらる。此築地は

大砲鑄造場を設置して反射爐を築く

泥澤に委ねて要害としたる荒地なり。かくて韮山の長谷川刑部が洋式鐵製砲の經驗を參考して反射爐を築起し、鑄型坑を鑿り、鑽臺を据ゑて鑄砲工事を創められたり。反射爐は、火口に炭火を熾んにすれば、熱焰の氣流は上壁の傾斜に沿うて煙突の下に開いたる風孔に進行し、正面の壁に衝突して反射し、熱度を高めて中部に敷塡しある鐵錫の材料に集中して之を熔化する裝置にて、猶光線の反射が逆に光耀を放つが如く、熱の反射を利用し、中部に高熱を集めて鐵を熔かす目的にて構造せられたる爐なり。かくて其係員には、西洋砲術に本島藤大夫、會計に田代孫三郎、漢洋兩學に兼通したる田中六郎、蘭學には杉谷雍助、算術には佐嘉第一の造詣者馬場榮作、鑄工棟梁には是迄鑄砲に熟錬せる谷口彌右衛門、鐵の鎔化鍛錬には刀鍛冶橋本新左衛門、有吉某の七人を擧用せられたり。是皆偉才異能の人物にて、類例なき西洋式反射爐の築起には、先づ杉谷に原書を飜譯せしめて田中之を講究修潤し、爐内屈曲の面積を算定するは馬場の算術によるべく、鑄造は谷口之に當り、鐵の鎔解參加物の調和等は橋本の經驗に俟つべく、本島は韮山其他にて

傳習したる所を述べ、最後に經濟事務は田代之に當れり。斯く各種の人物の一局に集合したるは甚だ奇觀にて、世に御鑄立方の七賢人と稱へたり。

佐嘉の蘭學は島本龍洲の主張により、醫學に伊東玄朴、大石良英、大庭雪齋等以下今は新進者をも輩出したれど、藩士は是を夷狄の學、或は硝子(ビイドロ)造りと擯斥して學ぶを好まざりしかば、公は鍋島安房と多方に啓誘せられ、よりて時運の進むに從うて、小身、無息(ないふ)（二三男）、手明鑓、陪臣等の斯學に向ふものを生じたり。杉谷は手明鑓にて蘭學を修め、資性氣根強く、飜譯に勵精して倦まず、田中の才學傑出せるは前卷に述べたるが如し、大依天神社を燒いて罷められし後は、家居して時世を達觀し、夙に西洋の理化學等による採長補短の必要を主張し、蘭書を讀むの力は乏しかりけれど、鋭敏の才力にて科學の知識に通じたり。其逸話の一を擧ぐれば、是時鑄造方の書記吉村重四郎は、家貧に仕途を求めし末に、田代に緣りて新局の末班に行走するを得たりしが、一日例の如く七賢人の會に侍したりしに、いつも談論に主たる田中は、その日も硝子の小瓶より藥液を茶碗に滴しつゝ、誰ぞ一分銀を所持するものな

愈伊神兩島築堡の起工決す

きかと覗囘したり。されどみな默して所持するものもなかりければ、吉村は何心なくその一枚持ち合せたるを出しけるに、田中は取つて其茶碗に入れ、瓶より更に藥液を注ぎたり。されど吉村は何の故とも覺らず、一向に文書に筆を執りたりしに、良久しくして田中は一同に向ひ、一分銀は此く水となれりとて示したりしを以て、座中其茶碗を廻して皆奇異の思をなし、かくて間もなく孰れも起ちて退局したりしが、やがて後に殘れる吉村は、その茶碗の中に、前に出しゝ銀の、藥液に溶化せられて淡黑色の水となりてあるを發見せり。貧士の一分銀は十日の生活に資するを以て、之を小時の間に水になされし吉村は、さりとて返濟を促すべくもあらねば、只呆然として歸りたりと、本人の直話なり。此藥液は硝酸なるべく、すべて七賢人の集會には、此類の世間より逸したる事ども多かりき。斯くて反射爐を構造し、鐵を鎔して大砲を鑄造するに至りしが、韮山にて經驗したる規模を擴大して熱度を高めむとするに及び、種々の缺點を生じて理想の如くなるを得ず、まづ巨大ならざる砲より鑄造すべく試みたりき。

十二月二日長崎の伊神兩島築堡をいよ〳〵起工すべく決定し、內廷より御番方へ左の如く達せらる。

踏査再照增築掛出崎す

長崎表御備增一件御兩家より仰立之末、先伊王島神ノ島等者不レ被レ及二御沙汰一段被二仰渡一候得共、時勢實地之振合何分其儘難レ被レ擱、殊に去暮防禦手當實用之處厚可レ被二御申付一段諸家へ御觸達之旨も有レ之候に付、尚又御兩家被二仰合一、最前之御趣意通可レ被二仰立一候得共一往仰渡相成候儀、幾度も同樣之筋可レ被二仰立一樣無レ之、右伊王島神ノ島等之儀者幸御領分之儀故、於二御手前一御臺場築立、人數船等被二相備一御當番御非番共御番方一手之御手配に被二御取結一候樣可レ被レ成旨、公邊被二仰達一候段者當春御參府中被二仰越置一候、依レ之右兩島等へ御臺場御築立、幷大銃御製造、御人數、船等之儀一刻も取調夫々相整候樣被二仰出一候。

其計畫につきては、初め筑前との協談にて繪圖を添へ、概算を立て、以て幕府へ提出せられたれど、實地の工事に著手するには尚精密に調査すべき必要あり。是に於て本島藤大夫、田代孫三郎を兩島增築掛に命じ、長崎深堀に赴

工事の大略

いて實地を檢して計畫を爲さしむ。二人は繪圖方成富權作、手傳岸川源藏、石工棟梁武富清右衛門等を隨へ、十五日の夕汐に厘外(りんげ)を出船して彼地に赴き、十九日深堀在番生野次郎兵衛、藏床詰石井兵藏等と共に神ノ島に渡り、崎雲邊の地に臺場所彈藥藏の位置を檢定し、香燒團より香月三十郎を喚び寄せて成富と共に繪圖を作らせ、大工小頭彌三郎、石工林五郎に繩張間繩を引かせ、二十二日よりまづ傭夫小屋を造り(二間に十間の屋、工費銀一貫目)、陣屋地床及び道路開きより著手し、併せて井戸を掘らしめ(徑四尺深六尺工費金二分二朱)しが、二十五日本島、田代は深堀に赴き、工事を藏床詰役々に依託し、かくて佐嘉に歸來二十九日政府にその報告をなせり。

工事の大略は、神ノ島の池ノ御前社上の谷を陣屋所と定めて凡そ三千坪を拓き、波止場を築いて番頭以下筒打等の屯所となし、其よりの臺場道としては菅野、坂上辻まで幅二間半の道路を作り、金毘羅下より城圓裏辻を切通しとなし、菅野、坂上辻より崎雲及び飛渡り臺場へは通路二線を切り通し、菅下と堂上との兩谷陰に機械庫三、玉藥庫四、製作所二、及び小屋三を作り、井戸二を

鑿らしめ、又飛渡りは遠淺なれども、福田の角に向うて西泊番所の搦手なる
を以て、此處に土堤を築きて大砲を備ふるにあり。かくて更に崎雲岬より
四郎島へかけて海面を築き止めむとすれど、この接連は是までに類例なき
大工事なれば、遽に豫料し難きものあり、よりて先づ崎雲の南なる出崎の濱
に、幅六十間長さ三十餘間に長堤を築き出して、大砲を備ふる地床を高さ八
間に切り崩し、堡を築いて其裏に機械庫一、玉藥庫二、製作所一、筒打の屯所一、
井戸二、番小屋二を建てんとす。而して東方松の樹立の處を相するに、地形
惡しくて四郎島の砲臺成れば不必要なるべきを以て、之を停廢して只見隱
し土堤を築き、以て筒打の勢屯として野戰砲の運轉に便ならしむべきも、唯
四郎島のみは、傍の小島を埋め連ね、其地を高さ六間に平均して前に臺場を
築けば、相應の大砲を備へ得べき見込なれども、著手後ならでは精密に定め
難し。城圓西脇谷の間より、崎雲までの民家八戸は之を取り除かざるべか
らず。されど是皆釣漁を業とし、僅少の畠地を有して生活する小民なりし
かば、今度其畠を買收せらるゝに及び、漁業のみにて妻子を養ひ難しと愁嘆

す。穴居に均しき弊屋裡の起臥さへあるに、更に僅の手業にて露命をつなぎ居ることとなれば、其情太だ憫むべきを以て、厚く救助を得たしと、深堀家來より歎願し、よりて著手を急がぬ地なればとて、此地はまづ其儘になし置かれたり。かくていよ〳〵來春より工事に著手すべきも、離れ島のことゝて宿泊すべき民家なければ、早く多數の役々及び職工日傭等を容るゝ官舍凡そ三箇所を建てざるべからずとて、先づ陣屋の側に二十坪の小屋と三箇の井戸とを作らしめたり。尚南方に連綴せる松島中ノ島は、砲彈の障りとなるを以て、此の如く著手するとゝもに島の中層まで切落さゞるべからずとせられたりき。

當工事に要する人夫と經費

以上はその設計の概略なるが、之に要する人夫は二十一萬五千八百九十二人石工十八萬四千七百七十七人にして、經費は合計銀千七百九十七貫八百七十六匁餘(金に換算して二萬七千六百五十餘兩)と見積られたり。かくて時既に歳暮に迫りたれば、來年を待つて更に議することゝなれりき。

第四十六章　築堡塡海工事

外目臺場增築方を設く

嘉永四年辛亥、公年三十六八歳なり。

正月十三日江戸より田中武兵衞歸著したるを以て、公仕組所に出座ありて其報道を聽かせらる。先きに武兵衞は、江戸に赴き筒井紀伊守に面會して拜借金の事を懇談したりしに、筒井答へて、最前長崎防禦につきては、內目の模樣替を達し置かれたるに、其事は差し措いて、御手前見込の處をのみ仰せ立てらるゝのみならず、未だ工事に著手もせられずして拜借金を願ひ出でらるゝは、公邊に於ての御聞込もよからざるべし、とまれ勘定所にては願書を差し返すべく評決ありて、伊勢殿へ已に返却になりたる由なれば、早く歸國して其都合を公へ申し上げらるべく、再度出府迄は願書を御差し返しなき樣に示し合ひおくべしといへり。是は所謂公邊の御都合なるもの存

し、願は尙有望なる機密を含むを暗示するものなり。されば田中は是日公に謁見して其由を報道したりしに、公は先づ神ノ島より增築工事に取り掛り、伊王島は拜借金願を濟したる後になすべしと內意あり。二十二日御番方の內に外目臺場增築方を設け、請役所より相談役中野神右衞門、附役伊東次兵衞、御側より御進物役本島藤大夫の三人これを兼帶し、火術役多久七郎大夫、田中武兵衞、藏方附役松永五左衞門に掛り合を命じ、爾後砲術家永淵武兵衞等にも命あるなど、漸次に其員を增せり。かくて舊臘本島田代二人が神ノ島の實地を檢分して提出したる見積につき、歲初より御番方にて吟味する所ありしが、更に伊王島の實地を檢査して見積をなし、其上にて神伊王の兩島に臺場を配布すべく、而して工事を取り急ぐために、先づ神ノ島に役々を出張せしめ、崎雲の濱より工事に著手せしむべし、三宇の廨舍を建つるは卽今の間には合ひ難きを以て、當分は同所にある諫早の陣屋を役々の止宿所に充て、彼家來は民家に宿陣せさすか若くは小鹿倉に歸宿せしむるに決し、乃ち之を政府に申し立てしに、執政鍋島安房は此議案に對して、伊王島へ更に

外目臺場增築方の設置

起工の順序定る

伊王島築堡の人夫と經費

本島、田代を遣はし、兩島を檢査して見積を立てしめたる上にて臺場の配置を決すべく、先づ崎雲の臺場と同濱との築出し、乃至松島、中ノ島、四郎島の切低め工事より始むべし、その他は伺の通りと指令したりしかば、淸水武平次を一代侍に進めて會計主任となし、修理方河原與左衞門に神ノ島出張を命じ、かくて二十四日より、本島、田代、河原及び繪圖方成富權作、生島龍一郎等は長崎深堀に赴けり。

神ノ島に於ては去暮の後を承けて既に工事に著手し、土井ノ首の日雇小頭勢大夫は二十四人の傭夫もて地拓きを始め、繩張をなして、木を削り石を琢く等の工事に掛りしに、やがて本島、田代等も到りて、伊王島を實檢し、其築堡配備の計畫を定めたり。卽ち彼等は過分の大工事を要せずとなし、石工五萬六千六百五十八人、日傭五萬八千九百五十二人、其經費合せて正銀四萬五十六貫八百八十夕(金にして七千零二十九兩)と見積れり。一方神ノ島には工事まさに興るに至りしが、需要物品の才覺中なりしため、只地を均し、道を開き、乃至小屋を建つる等の事をなしゐたりき。但し需要の材料とて今日の機

築堡の材料品

械の如きものにはあらず、只釘に用ゐる鐵、草器（笊）、羽繩、スグリ藁、木石等にして鐵、草器、羽繩は長崎深堀より買ひ入れたりしが、其價羽繩は一斤錢十文、草器は一箇七十文なり。かくて藁一萬把を佐嘉の與賀代官所より送らしむるとゝもに、主要なる木材は、長崎に輸入する日向國のもの最も良好なるにより、之を買ひ入るゝことゝなしたりしが、石材亦附近の島々に産するは其質惡しく、鷹島にも石垣に用ゐるものを産すれども、荒海三里を隔てゝ不便なることにより、北の對岸なる大村領福田より運漕せしむることゝなせり。

長崎奉行伊王神ノ島巡視

長崎奉行兩島工事を巡視すべく達す

かくて神ノ島は纔に地拓きに著手したるに、長崎奉行内藤安房守より、二月初めに伊王島神ノ島の臺場地を巡視すべしと通達せり。これを聞きたる本島等は、今は漸く繩張をなしたる迄にて、道路も地所も取り荒したることなれば、さる所に奉行の巡檢ありては當惑なり、せめては三月まで延期ありたしと請求し、我聞役より奉行所へ對し、兩島の工事は去冬天氣惡しく風雨の

日多かりしため著手遷延し、今年に入つて漸く、土石の取り除けを始めし程なれば、道路も未だ治まらず、旁々少しく巡檢を延期せられたしと請ひたれど、奉行は、早く兩島を實檢し置かずして、實際不案内にては、江戸よりの指圖に對して相濟まずとて、手捌き宜しき日を通知せられたしと返答せり。因て此事を佐嘉に急報すると共に、本島も伊王島實檢の報告を兼ねて佐嘉に歸りしかば、乃ち佐嘉藩廳には執政鍋島安房より之を公に白せしに、公は、兩島增築の著手に際しては我よりも奉行の巡檢を請求したかりし程にて、是れ幸の事なり、彼の內答に、近々江府より指圖あるべきに、奉行現地不案内にては相濟まず云々といへるは、番所拓地の工事を見るとゝもに、兩島の形勢等をも親しく巡檢しおきたき趣意と見ゆ、されば速に迎ふべきなれど、已に延引を申し込みたることゝて據ろなし、來三月の初めまでには必ず巡檢を得たしと申し置くべしとて、政府より聞役へ申し越させられたり。由來幕府の威嚴を張るに努めたりし餘、諸藩の役人は只形式上に過失なからんことをのみ慮りしを以て、其注意のあらぬ方に走りしこと率ね此類なりき。

田中武兵衛奉行巡檢の接待方を命ぜらる

然るに幸に田中武兵衛江戸より歸りたりしかば、幕僚諸藩の交際に慣れたる故を以て、奉行の巡檢に接待せしむるとゝもに、初めよりその干與したる増築工事を實檢せしむべく出崎を命じ、よりて武兵衛は開役へ左の書狀を發したり。

（前略）内藤殿御事追々伊王島神ノ島御檢分に付て私儀出崎被ニ仰付一旨今日蒙ニ御達一來る二十七八日の頃其地罷越候積に御座候、就ては萬端御面倒可ニ相成一候間、宜敷御含置可レ被レ下候。將又右御檢分の頃合は、伊王島地拓等取掛候振合に從ひ候御都合も有レ之候處、此通りに雨天勝共にては當月末と被ニ差極一候ての御申入可レ被ニ成兼一儀も可レ有ニ御座一に付、何れ共其以前に本島藤大夫一同出崎御談合可レ致候、云云。

二月廿日　　田中武兵衛

米倉權兵衛殿

此の如く來月初めに巡見あることゝなして、其までに工事を進めんと計り、本月初旬より更に小鹿倉、神ノ島より百六十人の人夫を入れて道を切り拓

長崎奉行兩島巡檢

き、山を切り下げ、十四日よりは更に四郎島の切下げに取り掛りて、崎雲の民家を取り拂はんと臨檢せしに、該民家はみな漁家にて、只一戸二間半に三間の瓦葺新築なるを除くの外は、九尺に二三間の堀建小屋に過ぎず、畑地亦僅に一反に及ばぬ貧民の住居のみなりしかば、瓦屋の所有者に金六兩二分、その他には四兩以下二兩までの等差にて、合計三十兩を分與するとゝもに、宅地一畝につき錢三貫文づつ、合せて二十四貫を給して、城圓下へ移轉せしめたり。

奉行の巡檢は三月七日と定まりしに、天氣惡しきため一日遷延し、翌八日に巡檢せり。此日も猶ほ曇天小雨なりしも、早朝より奉行內藤安房守、支配勘定兩人、御普請役兩人、用人手附醫師近習等同勢上下百四五十人にて出船、先づ伊王島に向ひて網の浦より上陸、出崎の臺場所を巡檢し、其他の個所を見渡しつゝ、圓通灣下の臺場地に出でて、俊寛僧都の古蹟を見物したりしが、田中、本島兩人之に附き添うてその質問に答へたりき。かくて一行は網の浦より上船して陰の尾に渡り、長刀岩を經て神ノ島に至り、崎雲の濱より上陸

して、陣屋所を檢分したりしが、折節降雨ありしに拘らず、猶ほ四郎島其他を遠覽して長崎に歸去せり。

四郎島塡海工事の計畫

四郎島の塡海工事と其經費

增築工事はまづ神ノ島、四郎島より著手し、兩島の間百二十餘間の海峽に長坡を築き切つて此を接聯する計畫となし、其費用は金十二萬兩と目算せられたり。されど塡海工事は是までに類例なき大事業なるを以て、去年より在大阪の下目附をして此の如き工事に經驗ある石工を探訪せしめしに、十二月に至り、大阪に石工多しと雖も、いづれも城内の普請に慣れたるのみにて、特に巧者のあるを聞かず、備前國兒島郡宮野浦は三百餘戶の村にて、その

備前宮野浦の石工

住民は盡く石工を業となし、其數約六百人に及ぶ、棟梁數人ありて之を率ゐ、常に諸國の石垣、波止場、石搦、石堰手等の工事に雇はれて、盆歲暮ならでは鄕里に歸らずといふ、近年の築石工事としては、十七八年前に大阪の安治川口より天保山まで數百間の石搦を作り、十五年前に紀州加田浦の瀨戶に百三

十餘間の波止を、又十年前に讚州多度津に數百間の波止を築き、三年前に大阪の天神橋上手より東横堀まで凡そ三百餘間の石揚を、二年前に淡路島の海邊に二百餘間の波止を、更に近年には伊豫宇和島海岸の臺場を、去年頃よりは播州高砂の波止を各築きたりしが、皆宮野浦の石工の手になれるものにて、成績よく堅牢に見ゆ、其他豐後、日向、筑前等の波止、石揚にも同浦より往けり、因幡國鳥取の城下より凡そ七八里を隔つる同州家老の領地は（因州の家老鵜殿氏の領地岩井郡浦富に網代港あり、防波防沙の堤を築き、因東の良港たり、是なるべし）もし港を築かんか、北國往來の商船に著岸の便を與ふるとゝもに、大阪廻米其他各地の荷物の輸出入港として便利なるに至るべしと考へられたりしを以て、遂に其處の海に露はるゝ小嶼に取り附いて大工事を起し、波止築きに著手せしが、海底十五六間の深さに及ぶ中々の大業たりしを以て、毎年銀百貫目餘を費す豫算を立てたり、然るにさきの宮野浦の石工棟梁喜三郎は數十人の石工を引き連れ來りて該工事を請負ひ、海底に夥しく棄石をなし、其上に八百石許の段平（たんびら）船にして漸くその一二箇を載せ得る程の巨石を組み立てゝ沈めゐれど、この方は未だ

同村の棟梁清兵衛

成功の見込つかず、さなきだに其地は北海に面して平日より波濤荒く、是までとて築石を毎々打ち崩されたりしことゝて出張の役々も惘れて去年は中止せんとしたり、されど是まで過多の費用を消失したる上、家老の知行所にもあり、成功の曉には之を其地の繁昌を興す基となさん希望もあることなれば、今に工事を繼續し居れど、果して成功し得べき否やと噂とりぐゝなり、此の棟梁喜三郎の賃銀は一日二人立にして銀十匁、下働の者は一人半立にて每人より銀二分づつを喜三郎の口錢に充用しゐれども、內實は其他にも種々の雜費ありといふ、さればかくの如き宮野浦の石工の棟梁といへども、海川の深淺、波濤風潮の力等を實地に驗せずしては、確乎たる建設をなし得べきにあらず、因州の波止築立も、今の所にては喜三郎にも內心成功覺束なき懸念ありとの風說あるほどなり、又棟梁源助といふものあり、日向國延岡領に、深山より流出する七八里の川道に舟路を通ぜんとて巉巖を切り開く工事の計畫せらるゝや、其見積りに雇はれ往きて近々著手すべく定めて此頃歸村せりといふ、同村の棟梁清兵衛は中々の巧者にて、見込も確實に喜

宮野浦石工二人を雇ひ入る

三郎等の如く粗笨なる經畫はなさずとの聞えあり、しかも一日の賃銀は四匁ほどにて足るべきを以て、之を御雇になるべきか、もしその御希望あらむには、彼等は毎年正月下旬より業を求めて旅行するを以て、早く順序を運ばるべし、又御雇ありし上見積りまでにて還さば、賃錢外に幾分の補ひを願ふべし、雇入は宮野浦の村役に御賴みあるべく、然る限り、仲間の者に不埒の事ありとも、是に照會せば何事も辨ずべしと報告し來れり。是に於て備前より清兵衞、萬兵衞の二人を雇ひ入るゝに決し、二月彼等の佐嘉に到著するに及んで、鄉普請役の石搦に經驗あるものをして彼等と出會せしめんとしたれど、折節いづれも出鄉しゐたるを以て、山方附役久米又兵衞、下目附石丸榮左衞門の兩人に增築役掛の姿にて應對を命ぜられたり。

爰に神ノ島より四郎島に築き切る地勢を言はん。此兩島は高鉾島の西に起りたる大小の島にて、兩者相距る百五十餘間、されど干潮には兩方より岩礁を露はす各二十五六間に及ぶを以て、眞の海底は七十餘間にすぎず。而して是等岩礁の漸々傾斜して到る海底の如きも、深さ六間に及ぶ處は三十

清兵衛の設計と經費の豫算額

間許りにすぎざれば、埋め立つる側面の方積は僅に五百坪に及ばず、又其最も深き處も十間にも足らざれど、北よりは松浦の群島より朝鮮に連なる海洋の波浪を受け、南は對岸の伊王島沖ノ島まで一里を隔てたりしを以て、風濤甚だ暴く潮勢も從つて駻疾なり。故に此處を填むるには、非常の工力を用ゐて築石を堅牢にせざるべからざるを以て、我石工棟梁武富清右衛門は、その棄石を要するの多分なるより、十四萬兩の費用を拋たずしては成功せずと見積れり。かくて石丸は今度雇ひ入れたる清兵衛、萬兵衛二人と共に長崎に赴き、三月四日神ノ島築切の場所に渡り、次で石材を採る鷹島に到りて實檢し、その結果、其口九間半、根敷九十六間、長さ百二十間の石垣にして、棄石に用ゐる分二萬三千四百三十六坪、石垣の石一萬五千百八坪、築出の間は九千六百坪、日々の手間三萬三千六百人、一人の賃錢平均六匁、總費用は六萬三千百二十兩と見積を立てたり、因て之を佐嘉に報じて評議に上すことゝし、二人には一旦歸國せしめて、議決を待たしむることゝなしたり。然るに險浪を冒して海峽を築き止めむとする大工事なるを以て、經驗に乏しきと工費

の支辨方とを慮りたりし佐嘉藩廳にては、工事の成功を危ぶみて、その詮議も躊躇して決せざりけり。さはれ本島田代は、此工事を成さずんば隔離堡となりて用をなさゞるを察知し、思慮を碎いて相謀りて曰く、畢竟は多分の棄石を要すれども、其石の採集には附近の漁民等を募りて海岸島角より之を持ち來らしめ、その石の大小に應じ、其値を定めて之を買ひ上ぐる事となすべし、又曩に我武富清右衞門等及び清兵衞、萬兵衞のなせる見積の如きも、其天幅を十間方にもしたる所あるが爲めに、過分の費を要したるにて、少しく之を減じ、約三四間、根延四五十間程となして石を集むることゝなさば、或[redacted]は簡易にして成るべしとて、大に奔走運動し、一方には既に地拓き道開きをなし、四郎島、松島、中ノ島の切下工事に取り掛れり。當時の工事にありては、爆裂藥の發明なきは勿論、强力の機械もなく、只玄翁（げんのう）などにて石を切り崩すばかりなりしを以て、山骨の石の意外に堅硬なるに會しては工事は容易に捗らず、よりて備前の石工は、只上より切り崩すのみにては工力を勞す、是までの經驗にては、側面より此の如き仕方を以て切り崩して進むを可とせりと

注意したり。されど其敎に從ふも、猶工事は困難なりき。是等のことにて三月の末より四月の半までを經過したりしが、四郎島の南なる小島の接續は、海底至つて淺きを以て先づ之より埋め進み、四月十四日より此に石壁の根切を始めたり。されど四郎島より神ノ島までの築切につきては、非常の難工事とて、頻りに評議を凝らすのみにて未だ決定に至らざりき。

内目模様替につきて示談す

かくして增築工事を進むる一方、前年幕府より達せられたる内目臺場の模様替につきては、去年より筑前に對して示談を始め、其經畫の確立についで往復するところありたるが、遂に篤と協談すべしとて、三月末我藩よりは御番方相談役池田半九郎、石火矢頭人原次郎兵衞、御番方附役伊東次兵衞、森川利左衞門、及び物書吉村重四郎、石火矢役田中善大夫等を其係員となし、更に初めより增築事件に關係し長崎筑前に往復して工事の經畫を熟知したる福田大介(東洛)を主任者に加へていづれも長崎に赴かしめ、筑前よりは番頭伊丹九郎左衞門、石火矢役頭取西川吉郎左衞門、福島兵藏、石火矢役伴次郎左衞門、普請方關紀、戸波久右衞門を主任者となして亦長崎へ出張せしめたり。

時に長崎奉行巡檢の接待を濟ましたりし田中武兵衛は、今や增築臺場の經畫もほゞ整ふとゝもに、內目模樣替も筑前と協談するに至り、古賀大一郎（穀堂の長子素堂）を米倉權兵衛に代へ、長崎聞役となして、筑前と會談を開くことゝなりければ、自ら江戶に赴き筒井紀伊守等に結託して此業を成し遂ぐるを必要と認めたり。かくて公より筒井へ直書に國產の陶器を添へて贈遣せられ、武兵衛自身も亦筒井、竹村兩氏へ土產として蘭酒（卽ち西洋酒）及び支那產の青梅漬、龍眼肉等を齎し往きしに、往年長崎奉行として在勤したりし筒井氏は、是等の異味に嗜好を有したりしことゝて、久し振に珍味を賞翫するを得たりと厚く禮辭を述べたり。よつて田中は之を池田半九郎に通知し、以後も折節は右樣の品を贈るべきを以て、蘭唐人の持ち渡りたる菓子類若くは唐團扇、蘭酒類、陶器、玻璃器（ガラス）、唐墨（すみ）、唐筆（ふで）等を長崎より購求して當地の元締方に便宜を以て送り置かるべし、品は不揃にても少々にても宜しと申し越せり、田中が外交機能の發揮を見るべし。

海防愚存

課業法を施行し、醫學蘭學を起す

填海築堡は空前の大事業なれども、事物質的のものなりしを以て、西洋科學思想の潮先に接したるのみの當時には、反てさほどに重きを置かず、近年全國に喋々せらるゝ攘夷論の方、海外の形勢迫るに從ひ、益盛に主張せられて、夷狄に打ち勝つ敵愾心を旺盛ならしめたり。今人は之を空拳を張る粗論と言ひ做せど、當時の志士はいづれも此思想の範圍内にありたりしなり。是より二年を經て米國使節ペルリの艦隊の浦賀に乘り入るや、當時日本第一の識者と稱せられし水戸の景山侯は、阿部閣老に海防愚存十條五事を示したりしが、その中『槍劍手詰の勝負は神國の所長につき、諸家一統試合實用の槍劍を悉く鍊磨致し度』との題にて論じて曰く、蘭學者風の說行はれ、外夷の船艦銃砲の堅利なるに怖れ、所詮勝つ能はざる樣に思ふものなきにあらざれど、船艦銃砲は手詰の勝負に便ならず、假令彼夷人は一旦邊海の地を侵すとも、上陸せずんば其慾を逞しうするを得ず、我壯勇士卒を選み、槍劍の隊

を備へ、機に臨み變に應じ、我長技を以て彼が短所を制し、横合より衝出で、或は後より斬つて廻り、電光石火の如く決戰せば、彼夷族を鏖にせんこと掌の中にあるべし、されば神國の武士たるものは第一に劍槍の二技を錬磨せずんばあるべからず、然るに諸家には今以て舊弊の嚴法を守り、試合を專にせず、或は試合も亦新弊を生じて勝負の分合のみを爭ひ、眞劍にては爲し難き業を講ずる輩もあり、此等は精々御世話これありて諸家一統實用の槍劍を講じ、道具の輕重長短等は眞劍に本づき製作あらまほし、例へば彼が戰艦に乘入り、對談致す樣にもてなし船將を突殺し、又は甲板に居て打寄り出る所を太刀長刀にて切殺し、帆綱を打拂はんには、左右前後何程の火銃を備置くも其中に向つて打つことは叶はず、甲板の上に居る人は内より見えざれば砲にて打つこともあらず、僅の人數にて大艦の中を退治すべし、云云と。水戸侯すら此の如し、されば一般の攘夷論も概して此類にて、公の教育に養成せられたる佐嘉藩士の氣風も亦多分に漏れざりき。公は、その幼年のころ賦せられたる西洋之人船爲城の詩にて窺ひ知るべきが如く、夙に西洋の船

當時に於ける公の信念

艦銃砲の堅利なるを識り、襲封以來は直接長崎の警備に當りて海外事情の研究を進められたることゝて、這般の頑固なる主張は之を懷抱せられざりきと雖も、全國の思潮此の如くなる以上、自ら亦その波に搖られつゝ志士を操縱せんとせられたるなり。蓋し、精神の敎育は重くして難く、物質の知巧は輕くして易しとは、當時に於ける公の信念にて、西洋船艦武器は、堅牢なりとはいへ、金錢だにあらば之を備ふるに難からず、只最後の勝利を得るは、之を執りて働く士卒の勇氣を亢進せしむるにあり、畢竟智勇如何こそ勝負の決するところなれば、最も重きを置いて勉むべきは精神敎育にありと思惟せられたるなり。かくて公は是まで二十餘年間を敎育民政に勉め、その勤儉貯蓄の結果は今や府庫に餘裕を生ずるに至りしを以て、時勢を觀じてここに長崎海防を擴張するに決心せられ、大工事業ながら、實際は藁繩竹笊にて木石を運びて土地をならしつゝ築き固むる丈けのことなれば、人夫の賃錢だに拂はゞ成功すべしと思はれたり。而して當時の學館は、二十餘年來奬勵ありし結果、寄宿して文武の業を勵むものは溢るゝばかりとなるに至

りたれど、公は更に教育を勵まし、二千戶の士、四千戶の足輕の子弟をして元氣を作興して技能あらしめ、以て長崎工事成功の曉には、差向き其一千許りを士卒として彼に備へしむる意嚮なりき。又公は西洋の利器を採用するには、西洋の技術知識を吸入せざるべからざるを察し、築堡工事を起すと共に士民の敎育に大擴張を計られたり。

今年は松原社の傳心大明神の三百年祭に相當するにより、三月八日に祭典を治め、神事の餘興として輕業興行及び水茶屋接待を許し、去々年の祭禮よりは簡易ながら、上下男女の士民をして等しく娛樂せしめられたり。

文武課業法を家中に令す

是月家中の士に對する課業法を定め、三十石以上の者は文學の獨看と武藝の免狀とを濟ますべく、三十石以下は文學の出精昇達と武藝の目錄とを濟ますべし、但し兩免狀若くは一家を立つべき人物は此限にあらず、之を濟まさぬ者は、本人ならばその給祿を相續米渡りとなし、嫡子ならば督勵しても見込なきものは廢嫡すべしとの法なりき。

醫師取締の嚴法

又醫師には一層嚴重の法を定めしが、其達しの大意は次の如し。

獨看出精昇達

醫師之儀に付前々より委細被仰出候次第も有之、人命を預る大切之業柄に付、何卒格別之良醫出來候通被御取計度儀に候。總而醫師者術方之巧拙に依り家督等之吟味相成候樣與之儀者、御印帳御所載之旨も有之候付、醫師之儀向後家業未熟之間者組外被召置段々熟達之上組附等被仰付候樣候半者、若手之面々致奮發、一際差部り術方熟達可相成其中に者格別之良醫も出來、急度御趣意相貫候通可相成に付云々。

よつて御側醫師御附醫師の外は總て組外れとなして御留守居組の預りになされたり。

獨看出精昇達は學業の階級なり。家中の士は元服するに及んで弘道館の內生寮に寄宿して文武の業を專修す(寄宿し得ぬ事故あるものは擴充局に日上す)。勉强の成績あるものに菜代(二食錢六文の副食費)を給し、尙學力を認むれば出精昇達の免許を授けて食費の半を給し、武藝の目錄相傳に比す。更に進みて獨力にて讀書を理會し得るを認むれば獨看の免許を與へ、全食費を給して定詰と稱し、學事を振起する有益なる位置に置く、武藝の免許相傳に比す、而して三十石以上

は組頭となる資格なるを以て、文武の獨看免狀を課せられたり。一家を立つる人物とは、優れたる天才をいふにて、その專修を認可して之を除外したるなり。封建時代の士は給祿を受けて家名を相續したれば、藩の用に立つべく養成せらるゝは固よりにして、學問の獨立自由てふことを夢想だにせざる當時にありては、此の如き課業の制あるは必然の理あるものと謂はざるべからず。此制は古賀穀堂が巍松公に上りたるその學制管見に建てたりしところにして、爾來時代逼迫、內を刷新するとゝもに外を禦侮せざるべからざる氣運に迫らるゝに至りたる上、公の襲封以來既に二十年間幾十度か奬勵ありしに拘らず、猶文武の業を怠りて、銃陣砲手に堪へざる者ありしかば、時期熟せりと此制の斷行となりしなり。かくて之を行ふ十餘年なるに及び、該制も仕途の人選を制限するの具となるにすぎず、やゝ志慨ある者は新學風の指導によりて獨立自由に傾き、修身の德育に慊らず、一向に知識を進めて活動せんと欲したりしかば、斯かる課業の制をば嘲罵するに至りたれど、家中の多分は藩法に順從し、公の意思の中に動く者なりしかば、益、此

此法の目的

法に激勵せられたることとなるべく、隨て學校に寄宿生の增加したるを疑はず、此法制定の旨意も亦此にありたるならん。但し一家を立つる人物は此の限りあらずといふは、前述の如く優れたる天才を有したる者の專修を認可する除外條件にして、此法は暗に凡庸の人に箝制を施す意を寓するを見る。爾後の實驗に徵するに、非凡の天才ある者は必ずしも官より指定する學業に就て勉强するものにあらず、即ち彼等の多くは制限を脫し、或は課目を怠り、獨立自由の思想に遊びたりしが、鍋島安房は之を寬假するのみならず、寧ろ其專修する所に就て傾聽する態度を示したりき、蓋し公の旨を暗示するものと窺はれたり。故に此法の行はるゝ十餘年間は、以て仕途の人選を制限するの定規に應用せらるゝまでにて、給祿を相續米渡りとなし、或は廢嫡を行ふ等のことには至らざりき。

醫師のみ此制發表の初めより組外れの相續米渡りとなりたる理由は略ぼ達文にあり。抑も我藩醫師の總數は六七十家に及び、士と異りて自家に學術を傳へて治療をなすものなれば、文武の業に勵む義務はなかりき。而

當時に於ける藩中の醫師

して大身の醫には三百俵乃至五百俵の祿を受くる家もあり各、特殊の技術を有し、中には累葉能く家業を繼承して良醫を續出したる家もなきにあらざりしかど、世襲の久しき、只藥簞笥、治療器等を所藏するに止まり、門に患者の藥劑を乞うて出入するを見ざる家も少からざりき。かくて士には文武の業を奬め節儉を勵ますに拘らず、醫師のみはその範圍外にゐて、給祿の上に治療の藥價をも得たりしかば、その生活には餘裕ありて華奢の風を長じ、而して一方名醫の新に抱へ入れらるゝもの絶えざりしかば、毅堂は醫學校を設くる意見を試みたりき。されど家々に傳ふる祕方ありてふ反對と、敎職に爲すべき良醫は治療に忙はしく、閑暇ある者は學術に乏しき困難とのために實現を見るに至らず。やがて公の學問敎育の奬勵に誘はれ、城下有力の醫士は子弟を學館に入れて普通學を卒へしめ、其後に自家の醫業を研究せしむるに至りたれど、その家族の節儉は諸士よりも寛なりしため、世の父母をして、娘を氣樂の所に嫁せしめんには醫師を選めといはしむるほどに遊惰なるものと見做されたり。特に此法を設けて打撃を受けしめたる

火術研究と醫師

理由の一はこゝに存す。

更に一の因由あり。海外形勢の迫り來れる今日にありて、西洋の學藝を首に誘致したるは實に西洋醫學なり。今や火術機械を彼より採用するの必要に迫られたりしが、長崎には築堡を爲し、佐嘉には大砲を鑄、彈藥を製して、銃陣を練習する等、其研究には蘭學を起す必要あるとゝもに、其科學を誘ひ得るものは醫師の外にはなかりしかば、前に創めたる醫學校を更に改善し、并せて蘭學を創めんと欲したりしとゝもに、一方には良醫を揚げんとして、無能の醫家を排斥せられたるなり。當時江戸には我藩の伊東玄朴と奥醫師の漢醫多紀安叔との間に意見の衝突を見、從つて諸藩に漢蘭兩醫間に論戰開かれゐたりしが、佐嘉にては蘭醫の學用せらるゝもの少からず、學問治療ともに伊東以上にて、人物も亦溫厚に雅量ありし大石良英の拔擢ありし外、執政鍋島安房は蘭方醫の山村良哲、澀谷良次を家士に抱へたり、此等の學は頗る藩中の氣風に影響し、才俊數輩は盛に漢醫漢學の迂疎なるを說破せり。されど公には猶急激なる改革を好まれず、漸次に其方向に之を導か

んとせられたりしを以て、漢醫にも有名なる大家出でて自然に東西兩派を分ち、大石の下にある新進の蘭方醫生に對し、西岡春益、松隈元南等の名漢醫は、人命を預かる以上、自己の經驗確信に基きて愼重の診斷を加ふべきに、只西洋醫術の一斑を窺ふに過ぎざる粗略の飜譯書によりて、人命を試驗に供するは、吾人の與せざる所なりとて、敢て主張を改むるを欲せず、而して牧春堂、島田南嶺等は、自家の研究經驗したる漢方に蘭方の新知識を加へ、折衷の方を以て治療を施せり。 されば佐嘉士民の之に對する信用も亦自ら三分し、一般は西岡、松隈を信用したりしも、やゝ新知識に傾きし者は折衷家を喜び、而して純蘭方醫術は、種痘の流行に伴うて亦次第に郷村まで弘まりたり。斯くて、三派競爭の結果、その何れにも無能視せらるゝもの少からざるに至りたりしが、かの課業の制は、此時期に於て施行せられたりしことゝて、強ち苛酷の制とのみはいひ難き事情を存せるなり。

醫家の相續米渡りは頗る急激の改革なりしも、打擊を受けたる家は僅少にして、さしたる苛酷の制にはあらざりしが如しと雖も、亦多少の犧牲を出

醫學校設立

蘭學寮の濫觴

さゞるを得ざりき。かくて此新法に繼いで醫學校と蘭學校とを新設せらるゝに至りたり。當時八幡小路の元醫學校の向ひに、數寄に任せて建築し、夏には紗の戶障を用ゐて蚊帳を廢する用意をなし、表の長屋は之を家塾にしつらへたりし古賀朝陽の舊宅ありて、武富圯南借居、門生を敎へゐたりしかば、これを買收して醫學校となし、大石良英を居住せしめて、本宅にて醫學を授けしめ、塾舍を蘭學寮となし、大庭雪齋を敎導となし、須古の醫士澀谷良次（緒方洪庵の門に學びて原書を讀むに有力なる新進なり）を指南役となし、永松玄洋、宮田魯齋等に掛合を命ぜられたり、是を佐嘉に蘭學寮を設くる始めとす。かくて醫學校の設立を見るや、名醫にして門戶を鎖する者の多きを生じたりしが、其東鄕の福地道琳が遺宅には、又課業法の打擊を受けたり。道琳は學問治療に兼ね通じ、解剖本草に博通し、蘭學折衷の主唱者にして、公の侍醫の執匙となり、その神經衰弱を回復して名醫と推稱せられ、嘉永元年公に隨行せる歸途急病に罹りて死したるものなり。其家は粗朴の舊築なれど、藏書、治療器具等を藏めたる書庫を備へ、遺子には二女一男ありて、長女は門人小城の醫士佐野文仲

福地道琳の藥園

の妻となりしが、男文安は弱冠なるよりして遂に相續米渡りとなるに至り、忽ち生活逼迫したり。されば文仲其宅にゐて蘭方醫術の治療をなしつゝ補助するところありたれど、受治者は更に多からず。かくして西鄕に醫學蘭學の興るにつれ、次第に衰退して居宅を人に賃貸するに至り、寡婦は一女一男と書庫に起臥して、家賃をその生活費の一端に資せり。さればその庭園には本草研究に集めたる珍異の樹木花草の、まゝ老木となりたるものあれど、培養に力めざることゝて草莱の繁るに委し、果ては人に取り去られて漸次に湮滅したりき。東西新舊兩學の思潮の相鬪ふ當時とて、之に類する話は尙多々あらんも、福地道琳の如きは佐嘉に西洋醫學の新思潮を導きたる一代の巨伯にして、藩に多大の功勞ありしものなれば、此の如く人爲天祐共に到らざりしを惜まざるを得ず、せめては珍異の藥園なりとも、紀念として永久に存せしめたかりしなり。

この課業法は當時原田小四郎の建議に出づと言ひ傳へられしを以て、福地の寡婦などは原田を怨む語を洩らしたりといへど、必ずしも彼が發案に

銃陣火術の課業

あらず、創意は古賀穀堂に出でたりしにて、由來久しき問題の遂行せられたる迄のことなり。蓋し今や公の養成せられし新進の士の選用せらるゝ時代に入り、原田小四郎、德永傳之助の二人は近侍より御側目附となりたりしが、德永は學問あるにあらねど、公の密旨を受けて築堡、鑄砲等の新事業に内府の鎖鑰を取り扱ひたりと稱せられ、原はその先代多嘉士の學校敎諭となりて家を興したるも、其子韶の夭死したりしより他より養孫となりて家を嗣ぎたるものにて、天保の末に敎諭となり、ついで公に近侍し、長崎臺場增築事件の起りしより、江戸に隨行しては機密を含みて有名の幕吏と交はれり、蓋し永山に代りて任用せられたるものゝ如し。而して其平生の持論は、彼をして該課業法の建議者なりとの批評を受けしむるに足るものありたれど、此法は、巍松公の初めよりの問題にて、遷延今年に至りて斷行せられたるのみ、唯原田はその贊助に與りたりしならん、寧ろ長崎增築に備ふべく火術熟達の者を多數に要したりしが、新法の實施を促したる一原因たらずんばあらず。銃陣火術は、劍槍の武藝に比すれば課業として難きものにあらず。

その初段相傳を切紙に、二段を目錄に比したれど、初段者は銃陣の陣列を指揮し得るにすぎず、砲術を手傳うて照準を覘定するを得るに至り、始めて二段を授けられ、長崎臺場の大砲一門の砲手となり、指揮に從ひて之を發射し得るものとす。 かくて藩祿を食みて組附となるも、文武の初歩をすら了せずして砲手の役に不能なる者は、其祿を削減するも可なりと斷定せられたれど、實際の狀をいへば、該術は夷狄より採りたる新技なる上、教則取扱の簡易なる仕掛器械なりしを以て、減祿に遭ふものは殆どなかりき。 されど佐嘉に於る西洋火術は其研究開始以來既に十餘年を閲すれど、夷人の火術として甚だ士人に尙ばれざしは猶舊の如く、加ふるに、一面には祖宗の軍法あり、一面には劍槍の特技を恃む思潮猶漲りゐたりしかば、公の、文武の修錬を經たる武士をして西洋の器械を執らしめ、以て忠勇と利器とを兼ねしむべしてふ理想は、自ら牽制せられて未だ意の如くなるを得ざりき。

これよりさき徒士以下に授くる燧銃は、力を盡して之を製造し、猶和蘭よりも輸入して、漸次に火繩鐵砲を廢しつゝありしが、之を操る卒の具足（甲冑を云）

ふ）は、その操業に障害をなすを以て、之を去るの工夫をなさしめき。然るに、四月四日御備立方より新案を提出したりしを以て、具足の前胴と右の肩とに小銃臺尻の當る處を缺かしめ、又冑の錣中に火氣を防ぐだけ革を垂るゝ製作に改めしめ、爾後火術組に渡す新製の具足も之に准ぜしめ、又彈藥を容るゝ胴亂（革袋を云ふ）も燧銃に利用する蘭式の制に改めしむ。斯くて長崎臺場工事の成功に從ひ、大砲の筒打を增加すると同時に、之を防衛する陸軍の銃隊を配布せざるべからざる等、一般に銃陣を習熟せしむる必要に迫りたりしが、鬼丸の調練場は地域狹隘にして、四季を通じて砲術を講ずるには障害あり、且大隊銃陣の運動をなすに足らざるを以て、城の西北なる中折村の荒地に若干の田地を潰し、二百間四方の調練場を開き、火術方を此處に引き直すことゝなし、七月より土工を起すの發令ありたりき。

中折村新調練場

又先年北山の大野原に移住したる五十人團結の士は、平常公私の事を協談して文武の業を勵むとゝもに、平和にも戰時にも一致の運動をなすべきを以て、之を一の大組頭の下に編入し、北山道の固めたる留守居組鍋島左大夫組に屬せしむ。

著座以上への徹飭

川久保久保田の兩家

宗室を儆飭し、郡政を刷新す

藩中の士に文武の業を嚴課するに於ては、宗室國老の其旨意を體して模範となるべきは言を俟たず。よりて著座以上に對し、率先して自己の位地を反省し以て奮勵するところなかるべからずと訓示せられたりしが、初めより學校を興して敎育を進むる職責に當りたりし執政鍋島安房は、質素勤儉を躬行して藩士を率ゐたるにより、今や華奢遊惰なる者は他より注目指彈せられて自ら改むる程に風尙を變じたりき。由來、宗室は御親類と稱へられて、公室の分身なれば、政令の上に超然として、執政の職を引き受くる事なく、之が監視に當る位置にあると共に、他方に向つては一門家老といひて、まゝ江戸にも出府して邸内の長となれど、平常は邸にありて優遊閑日月を娯しむを以て、自然遊惰に流れ易きものあり、白石は最も大身にて床几代りとて藩主の副となる家筋なりしかば、自然其家風は政治に重きを置きて、藩とその休戚を共にしたれど、知行高も略ぼ同じき川久保、久保田の兩家に至

りては、甚だ然らざるものありき。蓋し川久保は數代公子を養うて統を繼ぎたりしかば、優遇を受けて高ぶる風あり、當主彈馬は庶長兄ながら、多病家に引き籠りつゝ、謠曲仕舞等を娛しみて閑日月を送れり。久保田は龍造寺の本家にて、川久保より收入稍多かりしが、先代讃岐正恒より文化の華奢なる氣習に浸潤し、その用人本野嘉左衞門の頗る理財に長じたりしより、家計裕かなるを致して城北に廣き邸を圍ひ、川流に水車を裝置して覓より水を室内に引き用ゐたれば、久保田屋敷水車の音とて、深夜周圍の地に響くを以て評判なりき。加之同家は常に娛樂遊戲を催ほし、盲法師にして此邸に出入せざる者は世に之を上手とせぬといふ有樣にて、由緣の者は往いて其演藝を見るを娛しむ等、優美の家風を長じたり。當主若狹正矩は深堀家より養子となりしが、幼時より長崎に蘭國より輸入せらるゝ機巧品、時計、眼鏡、室內裝飾、便利の器械等の蒐集を嗜好したりしを以て、西洋珍奇の物の此人より導かれて世に行はるゝに至りたるもの少からず、卽ち文明平和の利器の使用は此人に負ふ所多きなり。彼は性格優良にして身長高く風采美なり

久保田家調練場地開きの御手傳を命ぜらる

しかば、長崎往來の奉行其他幕吏の彼に應接したりし者は、天晴立派の家老よと褒めざるは無かりき。然るに公には質素儉約の躬行あり、執政安房亦その大兵肥滿の軀幹に木綿紋服の短きを著用し、寒中にも足袋を穿たず、學校書生の模範となり、青年に香燒武人の如き儉素の風尚を高めたるにより、久保田家の風評は甚だ惡しく、華奢淫佚に流るゝものと衆より目せられたり。されば同列にも監察局にも、其瑕瑾を摘發し、その過失を列擧したりしかば、種々の非難を生じて、去年遂に隱居を願ひ出づるに至りしも、公はこれを抑へて裁決せられず、今度中折調練場を設くるに及んで、其地開きの御手傳を久保田家に命じその隱居願を却下せられたりき。

公の叔父なる蓮池の攝津守直與は、隱居後文墨を翫びて、佐嘉の碩學と詩會をなし、或は時に他國の遊學者を延きて學を談ずる等、悠々光陰を消受せしが、是年七月眩暈强く難澀すとて薙髮を願ひ、雲叟と號し、方外閑散の身となれり。彼は是までとても微行して諸所を放遊し、其學識才能は柳間同列中に卓絕して英名高かりしを以て、國家有爲の時勢迫りて、志士慷慨の際と

蓮池雲叟徽飭せらる

なるに及んでは、髀肉の嘆に堪へずして怏々の色ありなどと評せられたりしが、薙髮後は更に微行の區域を擴め、長崎に遊ぶや、諸方の士と會し、酒樓に醼宴して聲妓に周旋せしむるなど、我監察等の探偵に上る事もありたるのみならず、終に京都に潛行して彼地の人物に交際し、密に公卿の間に出入したる痕跡ありなどの密告を聞くに至りしを以て、明年の暮に及んで、遂に公より『雲叟事隱居とは申しながら、身分柄として厚く勘辨せらるべきの處、遊行の折々不似合なる次第も有之、特に制度に觸るゝ事もある樣に聞え、如何の儀に思はる、依て以來は屹度相愼しみ、漫に他行等不致樣。』との忠告を受くるに至りたり。よりて雲叟は恐懼して內々差控を申し出でたれど、其には及ばずとて漸く事濟みたりき。是れ公の士政を擧げんと家中の課業を定むる初めに、上流の宗室國老を儆飭せられし事故なりとす。

藩士は、知行切米に家名を相續して家族を養へば、凡て奉公を專らとして藩政敎育の旨意に服從し、家族と共に行動すべき義務あり、今や公の入國以來勵まされたりし敎化の結果、士風挽回、家中は都て文武の業を勵みて課業

郡方を改正す

郷普請方を獨立せしむ

法をも定めらるゝに至りたれど、徒士足輕等の訓練には、總て町人百姓に至るまで一般に敎育を及ぼし、彼等の風儀を整ふるとゝもに、その職業に勵むる施設を爲さゞるべからず。蓋し民政には細密の法を設くる能はざるものあり、さきに各代官所にて敎導所に人材を擢用し、鄕村の勸業、行儀、風俗の矯正に勉めし結果は、農政に適應したる人物も起りて、農功も擧がりたれど、亦各代官所相互の競爭によりて、一致を要する事務まで却て支離する弊を生じたり。かくて是まで宗室國老に分管せしめたりし各郡の郡方の如きも、今は形式に陷りて、さして該方設置の必要もなきが如くなりしを以て、七月舊制を廢して、新に郡方を立て、敎化禁令より道路橋梁の普請等を管轄せしめ、執政鍋島安房、相談役中野神右衞門、丹羽久左衞門、同格伊東次兵衞に其職務を兼帶せしめ、以て代官受持の職務を省減するとゝもに、與賀代官所を川副に、諫早を横邊田に、山内を上佐嘉に合併して、三代官所を廢せり。又治水土木の工事を掌る鄕普請の職は、天保の末より各代官所に附屬せしめたれど、鄕普請には竹木土石の購入、人夫の課役、道路橋梁江川土堰の治修等、平野

の數郡に連りたる佐嘉の地勢よりして附託すべき事業尠少ならず、旁々全部の利害得失より打算して、各代官所に之を分轄せしめては交渉に圓滿を缺きて、全局の工事に熟達經驗せる者を失ふ結果となるべしとて、今年より獨立の郷普請方を會所の內に立てられたり。

郡方設置の利害

郡方は天保九年より代官所に任せたる敎化禁令と、是まで受郡（宗室國老の分管をいふ）にて取り計らひし事とを總括し、政府の機關となりて各郡を治むる職なるを以て、藩廳より遠隔せる地に在るべからずとて、是まで會所の北に在りたる藏方を會所の內に移し、其跡を郡方役所となし、その取り扱ふ事務は代官所の農政と關連して、截然分離するを得ざるものなりしにより、各代官に郡方附役を兼帶せしむることゝなせり。斯くて之を實行したるに、代官所は各地に在りて農政を擧げ、風俗を正し、訴訟を聞く等職務を相勵みたれば、郡方の爲す事務は自然に減少し、その威勢も亦減少するを免れざるに至り、ために郡方の職務を厲行せんか、代官の職務と爭はしむる結果に陷りて、其經過甚だ思はしからず。所謂敎化禁令といふ要務も、勞力に食む平民なる

以上、藩士を嚴督するが如くに之を施すを得ず、よつて郡方の建設は、たゞ其附役といふさして必要なるぬ職の二三員を增加したるに過ぎざるが如く見做されたり。之を要するに、勞働に生活する衆民に敎育を普及し、以てその風俗を正すの政務は漫然たるものにて、竟に功績の顯著を望み難かりしなり。但士政民政を擧げて養成したる士卒を長崎の國防に充て、內部の軍備を振はす以上、輜重輸送の人夫まで紀律あらしめざるべからずと意圖し、士政民政の聯絡が砲臺增築の準備に影響するよりして、此の如き施設を齊しく擧行せられたるなり。

第十六卷　新砲臺成る

第四十七章　幕府の拜借金允許

長崎臺場模樣替に關する筑前との協議

内目模樣替の由來

伊王島、神ノ島增築の砲臺は海門を扼する壯大の防禦にて、成功の上は内港には力を省いて可なるに至るべきも、我自力にて建設せざるべからざる事となり、幕府は高鉾、長刀岩までの内目の棄て置き難き處に模樣替をなすべしと命令せり。されば幕府の威令と筑前の體面とに對し、該工事は敢て放過するを得ざるものなりしかど、實は誠意なき命令とて意味頗る曖昧に、三段の經過の下にかくは決定するに至れるなり。即ち海門の防備を嚴にし、内目に乘り入らざる中に外敵を防止すべしとの我主張は、初め筑前も同意するところなりしが、先づ内目を嚴備することゝなりたりしに、更に幕府は

其れも永續し得べき程度に爲すべしとの意を示したりき、蓋しいづれも只增備の費用に堪へざるを苦慮したりしなり。公は海外の形勢既に迫れば、文化以來の旨意を貫徹し、國家に貢獻すべく、伊王島、神ノ島に工事を始め、此砲臺成らば高鉾、長刀岩以內は後事に回しても可なるべしと思惟せられしが、かくては幕府に對して我意を主張する嫌あるとゝもに、亦筑前藩の職責をも無視することゝなるべきを以て、內目臺場模樣替の命を領承あるに決せられたり。模樣替の命は幕府正面の命令なる以上、形式上にも兩藩協談して工事に著手せざるべからず、因て去年來往復を累ねたりしが、遂に是年五月、筑前よりは番頭伊丹九郎左衞門以下、我よりは池田半九郎以下、共に長崎に出張して協談することゝなれり。時に公は、兩藩互に利害を異にするを以て、意見一致に至らずして、相談は必ず遷延すと料度せられたりと、或は仕組所に於て遷延せしむべしと內旨ありたりともいふ。

内目模樣替の示談開始

斯くて雙方の役々長崎に會し、筑前の當番なれば十六日にまづ彼邸にて示談會を開きしが、席上、內目模樣替に就て互に概略の調査をなしたれど、右

內目模樣替に對する兩藩の企圖

調査は此に提出する程に確定せずとの應答を交換して、表面には其本意を吐露せざりき。されど我意見は初めより確定し、既に海門に重きを置きて、十分此處にて防止するに於ては、內目模樣替としては高鉾、長刀岩、神崎、魚見岳四箇所の臺場を修繕增築し、五貫目八貫目の空丸（破裂彈）の巨砲十挺許りを備ふるにて足るべく、餘は撤廢して可なりとし、此の如くなれば幕府も過多の資金を出すに及ばず、筑前亦その當番に受け持つ臺場は大に輕減せられて、所謂將來の疲弊を來さぬことゝなるべしと考へたりしが、唯體面に於て筑前は喜悅すべくも思はれず。かくて筑前役々は、內目模樣替の命令については、高鉾、長刀岩以內に必要の處を選みて防備を堅固にし、大砲三十門許りを新製すると共に、是まで矢の利かざりし臺場には、掩蔽のために土堰を築き樹木を栽ゑ、以て山林の姿となして、海上より目立たぬ樣に隱すべし、是れ亦初め幕府に差し出したる意見の大旨なりと陳じたりしかば、十九日再び我邸に會合したりしに、彼藩の役々は、我提出に係る、大貫目空丸砲の設備は、砲數を三分一に減ずるとゝもに、之を成る砲手の數も減ずれば、將來の疲

兩藩意見を異にす

弊を招く憂慮なきものなりてふ考案に對し、是まで更に心附かざりし所なれば、此事に對しては國許へ申し越して往復照合をなせる後ならでは答ふるを得ずといへり。よりて我より提議し、此模樣替も防備の場所に變更あるにはあらねど、伊王、神ノ島の增築は自然高鉾、長刀岩以內の模樣に影響して、初めの經畫に多少の變化を及ぼすべきを以て、尙實地を臨檢して打合せをなすべしとて、二十四日に復た彼藩の鵬ヶ崎別邸に會する事となれり。然るに其以前に現地を實檢するは、彼藩の當番中なるため、兵備の機密もあるべきを以て、我より立會ふを避けて彼藩の選定に任せしに、二十四日の會合に及び、彼藩は西泊、戶町、女神、魚見岳より高鉾、長刀岩、陰の尾まで十六七箇所を選み、此數所に新製の大砲三十門を漸次に配置せば、是迄の小筒百四挺を撤するを得て防備大に減略すべしとの意見を提出し、我四箇所に巨砲十門を備ふる意見とは大に齟齬する結果となれり。因て更に雙方より地所を實檢する等に時日を移して、六月十九日我稻佐別莊に會合したりしに、彼藩より我巨砲十門に減ずる意見には同意し難きを確答して讓步の餘地なき

筑前本音を吐く

が如くに至りしが、彼藩にては語氣を和げ、強て少を舍てゝ多を取らば、工事も從つて增大すれど、實地に著手するは十年乃至十五年と推測せられ、何時宜に從ひては二十年三十年に亙りつゝ徐々に工事をなす樣にもなるべしと、緩漫なる意を仄かし、併せて、大貫目の巨砲を新製するは國許にて詮議中なれど未だ決するに至らずと答へたりき。折節筑前侯夫人の逝去あり、乃ち喪葬のために其議も遷延する事情ありしを以て、姑く之を中止したりき。

我藩の主張は地圖の示すが如く、伊王、神ノ島の海門を扼するにありて、もし敵艦が砲火を犯して高鉾、長刀岩の狹き海峽にまで進入せば、只十門の砲を備ふるのみにて致命傷を與へ得べく、要するに是より以内は、砲船兵船を縱ちて揚陸を銃擊せしむる鏖戰の地に外ならず、故に砲臺を此にて打ち切るべしとせり。されば斯く天險の要害を扼することの合理的なるは明白なるを以て、往年筑前侯も實檢して同意を表したれど、幕府と兩藩とは三者ともにその利害を異にしたりしより、我藩の主張は承認せられざりき。蓋し海門は我藩の領地なれば自力にて最要の衝を防備すとするも、高鉾、長刀岩

は幕府領とて公費を以て防備し、兩藩隔年に成ることゝなるべく、かくては輕重を顛倒する上、兩藩長崎警固の職任としては、只その十門の大砲を守るに過ぎざることゝなるべきを以て、筑前に於ては餘り體面のよきことにあらず、故を以て幕吏も筑前藩も悦ぶべき省略に却て異議を唱ふるなり。加之此防備を卽今迫切したる國家の重事なりとなす誠意あらば、細故を忘れて協談を遂ぐるも易々たることなれど、實は表に體面を裝ふ外交談判にすぎざるなり。　蓋し筑前の役々が、我の砲臺地にあらずとて打ち切りたる高鉾、長刀岩以內の西泊、戸町兩關までの處に、十六七箇所の要地を定め、其中更に砲臺地たるべきものを選みて三十門を備へんといへる如きは、亦無稽至極のものにて、其實地を檢せんか、是まで內目四箇所の砲臺と稱せる女神、太田尾、神崎、魚見岳等は兩關の防護にて、外目四箇所の砲臺の如きも、白崎對高鉾の砲臺は、文化度內目の守禦をやめて外目にて防止するに決定したる時より、既に無用のものとなされたれば、今度模樣替すべき要地は陰の尾、長刀岩對高鉾の砲臺に極り居れるなり。　されば幕吏と筑前との異議を嚅々す

るは、畢竟財計の窮乏と防備の増加とを苦慮し、表面を繕うて裏面に事を曖昧にせんとする俗吏の魂膽に外ならず。かの長崎の會合に、彼藩の、十五年の工事は更に三十年に亙りても云々の本音を吐いたるは、蓋し彼藩に於て、我に、伊王、神ノ島の工事を自力にて成すと稱して内目模様替の累ひを痛減しつゝ、實は伊王、神ノ島も二十年乃至三十年と延期に延期を累ねて、そのまゝに畢らしめむてふ内心ありと臆度したるによるならん。當時海外の形勢によりて高め來りし攘夷の聲は、只在野の士の理想に出でたるまでにて、當局には概して這般の人物のみ多かりき。されば米魯使艦の渡來に會しては、幕府も諸藩も共に狼狽して議論を沸起せしめ、忽ち外患内訌竝び臻る危態に瀕したり。

筑前協談不調

江戸に於ては、長崎奉行内藤安房守より伊王、神ノ島を巡視したる報告と、内目模様替の事は、肥筑兩藩にて協談中とて遷延すてふ報告と到著したりし

幕府我藩を疑ふ如し

に、筒井紀伊守は我田中武兵衞に對して、筑前との協議は如何なりしかと問ひしかば、田中は、其語氣を察するに紀伊守一個の問とも思はれず、或は筒井に我藩故らに之を遲延せしむるかてふ疑念あるによるにはあらざるかとて、其の趣を通知し、其書狀六月の末に佐嘉に到著したり。然るに長崎にては、筑前との協談も急に一致すべくも見えざれば、池田は藩廳に照會せる末伊丹へ示談し、一先づ協議を中止し、歸國して熟議の後に再び會合すべしと申し合ひ、伊丹等の其儘滯崎せるに拘らず七月十一日より長崎を引き拂ひて、十三日佐嘉に歸り來りしに、折しも江戸より田中の書狀到達し、幕吏の長崎模樣替の協談の遷延するを、我藩の故意と疑ふよしを報せしかば、公は會合の中止を非とせられ、よりて池田は恐縮して重ねて出崎したり。かくて彼は二十九日更に伊丹等と稻佐に會合したりしに、伊丹等より、筑前との照合は未だ十分協熟するには至らざれど、御意見の巨砲備については尙同意を表し得ず、其幕府懇達の旨趣にも符合せるは甚だ尤もに存ずれど、初めより臺場の矢向、矢能の得失を計りて增備を申し出でたるなれば、今俄に之を

筑前讓步

協談不調

變じて十門の巨砲を備ふべく減略するは甚だ如何なり、されば只兩番所當非の都合に變更を生ぜしむるなく、最初伺高に三分二も減じて模樣替する程度に致したし、因て三十門の大砲を備ふる事は撤回し、巨砲を取り交ふといふに同意すべしとの答なり。是に於て池田は、筑前にても斯く讓步したる以上、我よりも何分の讓步ありたしと佐嘉に申し越しゝに、八月七日仕組所の議に出でられし公は、筑前は巨砲取交の防備に同意したるよしなれど、彼方の初めより內目の備を重んずる主張を固執して回らざる以上、這次の同意も最初外目を重んずと協同したる主意を破るものなり、根本の錯誤は枝幹をも狂はしむるに至る、故を以て、この事に於ては雙方とも意見の讓步をなすなどは斷じて不可なりと池田に申し付け置きたるに、今更此の如きは不都合なりと仰せられ、よりて其旨を長崎へ報道して、協談は竟に不調に了れり。

公の、前年幕府の諮問に應ぜられたる意見の否決後に出府あるや、閣老阿部伊勢守を、政治の才ありて共に時務を語るに足るものとなし、乃ち相遇う

て論話を交換し、今日の海外の形勢に對し、外交の正門たる長崎の武裝を嚴にするの、國家として首に力を用ふべき大綱なるより始めて、實地要害を設くる設備方法まで巨細の贊談を盡されしに、勢州もよく事理を了悉するところありたるを以て、公は斷然長崎海門の嚴備に著手せられたるなり。されど非常の事なれば、朦朧たる幕吏等の俗論を引き起すとゝもに、筑前との協談の齟齬を生ずべきも、政務に練熟せる公には初めより意料ありしところにして、ために公は沒要の口舌は群庸に有りがちのこととなりとて、大體を執りて動かれず、是冬再び參府して阿部閣老其他の眼識ある者と協談し、以て進行の方針を決すべしと早く企圖せられたりき。時に外國より邊海に寄せ來る波濤は年一年と險惡を加へ、水戸老侯以下全國の攘夷論は盛に湧起し來りたれども、公は實際防備の建設を爲すには、幕府も諸藩も多年の辛勤を俟つて英斷を爲さゞるべからず、遽に理想を翳して大言壯語をなすとも、更に益なきを夙に熟知せられたりき。されど將に鎖國の昏睡狀態より醒めんとする天下の風潮は、滔々いづれも狼狽聲を大にして攘夷を叫ぶの

みにて、外國の壓迫は益切實となり來れり。是時に當り、當局の幕府のみは、兎も角も海外の事情を知悉する位地に立ちしが、之に次で筑前、肥前の兩藩亦外國防備の方面に當るを以て、他藩主よりもよく之を知り得べき位地にあり。筑前侯は稍世に知られし名主にして、庸君にあらざりしかば、長崎嚴備には自己公平の見地より同意を表したりしも、公の如く藩政の更張に勵精したる經驗もなく、殊に、其家中の教育、財政の逼迫等の諸事情は、他諸藩と同轍なりしを以て、其意見を固執すること能はざりき。蓋し選まれて長崎に我役人と會合したる彼藩諸人の態度に徴して之を知るべく、その緩漫なる協談は、當時に於ける當局俗吏の實際を語れるものとして觀ることを得べし。

田中武兵衛は江戸より、池田半九郎は長崎より、交も昏睡病者の譫語に等しきものを齎し來つて公の前に陳ぜしが、かくて神ノ島に土を撥き石を隊し始るに及んで、海外の東西には險雲起りて猛風豪雨を送らんとするに至り、迨天未陰雨、綢繆牖戶の教訓も既に期に晩れたるに近き感あらしめたり。

英米魯來航せんとす

幕府には防禦掛阿部、牧野兩閣老の下に筒井、川路等信用せられ、祕議に與る人は或程度まで海外の事情にも通じたれど、一般の人士は鎖國の底の盲聾なり。然るに米國政府は、二年前我邦に漂著したる漁船二艘の殘酷の待遇を受けたるを忿怒し、日本政府を嚴責して交通の便を開くべく、若し聽かずんば砲擊して各港を封鎖するか、若くは英佛と連合して鎖國の陋習を撤せしむべしとまで激昂し、去年遂に大統領フィルモーアは使節の軍艦を日本に特派するに決したり。又魯西亞も、使節の軍艦を遣はし、我長崎に到りて要求するところあらんと、此頃已に決定しゐたり。當時我には詳しき祕密偵察をなすの途は未だ開けざりけれども、去年和蘭の甲比丹より、英領印度總督の本國政府へ日本との貿易開始を請ひたる事と、米國軍艦の來つて通商を求めんとする事とを、幕府に密告注意を促しゝ事實あれば、阿部、牧野、筒井、川路等は祕密に鳩首して之が對策を謀りゐたることとなるべし。されば自力にて長崎防備を堅固にせんとの公の決心に就て、彼等の衷心非常に之を歡迎したりしは疑を容れざるところなりきと雖も、昏睡狀態にあるに等し

幕吏出納の吝と筑前の緩漫說

き幕吏の思想は、蘭人の密告の每々風說に止まりしに慣れて、徒に舊習に沈溺し、幕府の體面と威光との矜持に囚はれたりしかば、逼迫による彼等の出納の吝は、遠き長崎はともあれ、眼前江戶の海防工事をさへ縮少減削するの餘儀なきに至りたりき。さればこそ彼等は却て我公の英斷に眉を蹙めて、緩漫なる筑前の說に雷同したりしなれ。公の阿部閣老と談論あるや、下僚の庸愚なる狀態は、素より慧眼に照らされたりしを以て、田中武兵衛に密旨を含めて、幕府の閣老始め幕吏の間に陰に陽に周旋せしめられしに、田中も亦頗る機敏の才を有し、夫の事體に通じたる筒井、川路に意思を疏暢したりしかば、田中より、俗論の中に一條の光線を導いて事を成すべき見込み立ちたる密報のあるに及んで、公は屹然として當初の見込を貫徹し、かくて順次に長崎の增築工事を進められたり。

神島の塡海工事と築地の反射爐鑄砲

伊王島の築堡は、只適當なる地所を同島中に相定してなすのみにて、山を

塡海工事に著手す

削り海を埋むる大工事にあらず、海路稍遠く、島地稍大に、土工面積の比較的廣きものありとはいへ、さして宏費を抛つの要なし。唯神ノ島、四郎島の海峽を塡めて長堤を接續するは空前の大工事にて、之が見積を命ぜられたる備前の石工も、經驗なき事とて其言ふ所には特異の點もなく、工費見積亦普通の豫算にすぎず。かくて我藩鎖封の風習は絶對に他國人雇入を嫌忌すれば、彼等を程よく接遇して返すとゝもに、工事は石工棟梁武富清右衛門に命ぜられ、六月の末四郎島の海中築止場所にて、まづ試驗として九尺に二間高さ一丈の枠二組を潮の深き處に沈めしに、豫測の如く其嵌込に成功したり。初め此海底を測量し得ざりしかば、今や海面穩かになりたる夏期なるを幸ひ（潛水器なき當時なれば）水練に達したる者をして海底を探らしめしに、此邊は一面岩石にて、潮の乾たる時、兩岸より露はるゝ岩脚は五十間餘に延び、ために海面は七十餘間に縮まり、水深六間餘の處も三十間許りなること、以前の測量に異ならざるを知れりしが、更に大潮には水深八尺餘を加ふるを發見するに及んで、初めの見積よりは工費を增す事となりたり。斯くて先に枠を沈め

工事意の如くならず

たる前後の場所より、雙岸の岩脚に附いて漸次に石を沈めて築き出しゝに、七月までに四郎島より二十六七間、神ノ島の崎雲より二十四間を築き出して、今は中間の深處七十餘間の工事となれり。然るに是に用ゐる棄石を深堀地方の各島に募るに及び、深堀より、其地方に石の入用ある場所、即ち内は小鹿倉より香燒の濱手まで、外は長刀岩より香燒、龍口までは、石の拾取を謝斷したしと申し出でたりしを以て、評議の末之を允許するに決し、因て之を除きたる場所に採石の地を增加し、その運搬船も、新造しては急速の間に合はざるを以て、浦々を巡りて鰹舟の乘古しを索めしに、野母に於て十二艘を發見し、乃ち一艘につき價三十一兩程にて之を買ひ取り、中一艘のみ價折り合はずしてそのまゝになせり。此の如く種々の才覺を以て工事を急ぎたれども、障害續出容易に進捗せずして、はや九月に至りしかば、近々參府の途に就かるべき公より、來年歸國までには塡海工事を成就すべしと嚴しく命ぜられたり。斯くて氣節の汛季を過ぐるに及び、西南の風吹き出して、松浦地方より寄せ來る怒濤激しくして工事は更に意の如くならず、されど徒にあ

せるは破壊をのみ生ずる懸念あれば、來年汛季の初めまでは迚も築止を終る見込なしと報告せり。公の事を成すや、凡て順序を立てゝ多年を累ねて撓まず、されば成功の跡より之を見むか、亦寛容にして氣長きに失せるが如きものありと雖も、實は性質敏急なるため、一旦著手して期限を定めたる以上、期限以前より急ぎ立てゝ頻りに催促せらるゝを常となす。此大工事の如きも、存立以後久しき年月の經過に耐へられたりとはいへ、已に斷然決行するに至りしよりは、頻りに督責して成功を急がれ、ために、工事擔當者は、一方ならず苦心して種々に智力を絞るところありたれども、著手後僅々十箇月を經過せるのみにて、公の豫期より延滯すること多かりき。

反射爐當事者の苦心

長崎の海口埋立は晴れの場所に於ける工事とて、その都會の耳目を集むる壯觀なりしは勿論なりきと雖も、其事たる唯費用を多く抛つのみにして、深き技術を要せぬ手荒き工事なり。之に反し、去年十月佐嘉の築地に創めたる反射爐は、初めはさまで人の視線に上らざりしため、世人はたゞ奇異なる煉瓦煙突の煙噴くを望むのみにて内景の如何を知らざりきと雖も、工事

に當る主任者は非常に苦心經營を勞したりき。凡て西洋の著述には、器械製作に係る普通の理致、概率、順序、模型等につきて、精密なる圖書、若くは雛形等を示し、極めて精密なる說明を與へてあるを以て、小規模の工を爲すは其規則順序等略ぼ一定せられたることゝて敢て難事にあらず。されど是を大規模に擴張して完全に成し遂げむとするに至つては、此に經驗鍛鍊を要し、普通の道理以上に祕蘊あるとゝもに又各人の發明會得したる深祕の技術を要す。その作の優劣巧拙を分ち、從つて利損成敗を判ずるはこれによるものにて、小雛形を展べて大規模になし、以て他に優るものを製し出すには、筆舌の及ぶ能はざる蘊奥のあるものとす。然るに築地の製作所にては所謂七賢人相集まり、蘭書の形式に各自の工夫研究を加へて反射爐を築き起し、鑄型を彫り、錐臺を据ゑ、堅炭を日向、豊後より買ひ入れて今のコークスに代用し、原料としては諸方より銑鐵を買ひ入れたり。かくて錫を和する等の工術には鑄工谷口と刀工橋本等とが自己の實驗に工夫を加へて當り、反射爐は杉谷の原書より飜譯せるものを馬場推算して擴大し、以て之を裝

漸く適度の溶化を見るに至る

置したりしが、實際に火を加ふるに至りて反射の熱度十分ならず、よりて火力の作用の數理のまゝに等加等減するとは限らずして、少しの方圓にも大障礙を生ずるを發見し、更に工夫を凝らして、或は或部分を狹小にし、或は形を變更したりしも、之を試みるに及んでは、火力の平均を失ふこと少からず。加之其煉瓦の泥質の軟なる處より崩壞を生ずるに至り、よりて耐火の堅泥を選む必要を痛感したりしが、又セメントの縫固にも堅硬の質のものを擇むべき要に會する等、種々實驗に隨つて缺點を發見したり。因て他の蘭書を索め、これに關する局部を杉谷に飜譯せしめて馬場その積算をなすとゝもに、一方谷口、橋本の經驗をも參考する等、試驗研究に數月を費して漸く熔鐵の業に著手したれど、亦十分に熔化する度に至らず。かくて何れも苦心を累ねし結果、漸く稍適度の熔化を見たりしが、そは又其質純淨ならず、雜物を混じて、大砲と爲すに堪へざりしを以て、復た淨錬の工夫研究をなす等、研究に研究を重ねて終に然るべき熔化法を認むるに至りたり。然るに之を火門より鑄型に注盪して、初め四五貫目のものを試鑄するに及び、其注盪も

改鑄に改鑄を重ぬ

亦故障を生じて砲身となすに堪へざるを發見したりしかば、復又討究方法工夫に潛思して幾回の失敗と幾回の苦心とを積み、かくて漸く實用に供するに足るものを鑄造するに至りたりき。　錐臺は久しく經驗を積みたるものなれど、當時未だ蒸氣機械の設備もなく水車の備へもなかりしを以て、人力を用ゐて錐を旋回し、以て砲身の削上げ、砲口の刳取りをなさゞるべからざりしにより、數多の日子を費して僅に二三門を製成したるのみなりき。

かくて製造局長の家老鍋島志摩が其重要の議を與り聽くは勿論、時には執政鍋島安房も亦臨場視察したりしが、兎角して鑄製の砲を空曠なる地に運搬して規則の如く試射をなすに至りしを以て、安房、志摩を始め主任者みな參列して之を行ひしに、砲身は爆發の猛威に堪へずして破碎したりしかば、乃ち其破碎の狀について鳩首原因を攻究し、熔化及び鑄込の缺點を補ひ、更に外面を削り、內孔を刳成したるものに改鑄して試射せしに、這次は二重込に至りて砲身二つ三つに破碎せり。　此の如く改鑄に累ぬるに改鑄を以てし、試射に加ふるに試射を以てしたりしが、之を反覆する數回にして猶未だ

鑄砲の完成を促す

成功の曙光を認むるに至らざりき。當時鑄造所附近の住民は、大砲を運びたる後に上局する七賢人の容色を見ては、此度も亦出來損じなりと噂したる程にて、是夏を過ぐるまで彼等の容色の揚りたるを見ること能はざりき。

秋に至り、長崎の塡海工事の進捗に對して、公より反射爐の大砲は未だ成功せずやと本島藤大夫に度々下問ありき。蓋し從來精神修練を重んぜられし公の、物質的の事は之を容易に思ひ做されし氣習によるものにて、公は反射爐の斯くまで難事なるべしとは思はれざりしなり。よりて餘りの事に恐懼したる本島は、鑄造所に來りて、斯くまでの月日と工費とを糜して成功を見ざるは、我輩の才力拙きに因る、最早御參府の期も差し迫れり、もし御歸國に及ぶも長崎の臺場を空しうする樣にては、容易ならぬ事なるにより、此度も破裂するならば、公に再謁すべき面目なきを以て、切腹して謝し奉るより外なしと田中虎六郎等に苦言したりしに、田中は之を聞いて、是まで諸大名は、江戸に參集して國家の事は更に心に懸けず、徒に聲色娯樂に耽りて莫大の資を費やし、ために全國困窮に及べども、尚無用の濫費に溺れて顧み

るところなかりしに、我公獨り其間に介立して弊風に染まず、躬ら質素儉約を以て一藩を率ゐ、以て總ての濫費を節減せられたり、されば其の功果は、此の如き大工業を起して國家の爲めに必要なる防備を成さんとする餘裕を生じ、乃ち公以下此の如き試驗に取り掛るを得たるにあらずや、されば其本意を達するまでは我輩の生命を棄つべきにあらず、此の事業のためには、精神を消耗して死すとも、中途にして徒に切腹せんなどとは思ひも寄らぬことなり、自ら死するが如きは拙者に於て同意しがたしと言ひしかば、本島も沈默したり。世に是を略言して、大砲鑄造の蹉跌を重ねしとき、切腹せんてふ本島の言に對し、田中笑うて、三十六萬石の大名がその道樂に棄つるものとしては、是式の費用は寧ろ少なしといふべしとて打ち消したりと噂したりき。斯くて秋過ぐるころに及び、四五貫目砲ながらも鑄造の功を奏したりしかば、乃ち内廷の事業たりし大砲製造方を外廷に移して御番方の費途を以て鑄造することゝなし、九月二十日御番方より左の通り伺ひ出づ。

今度伊王島神ノ島の臺場增築に付、御石火矢挺數其外委曲最前公邊へ御書

大貫目砲は僅に六門をを鑄造したるのみ

出相成居候通り夫々御手配相調候はて不レ叶儀に御座候へ共御臺場床其外地開き或は海中築止等至ての御大業と申、第一大銃製造を始め諸般莫大の御用途に相及び、一時の御取計何分難レ被二御行屆一、よつて兩島の內先以て御臺場八箇所被二相極一、大小御石火矢四十挺だけの貫目備又御備附の緩急等別紙圖面附紙の通り被二仰付一方には有二御座一間敷や。勿論右丈の備附とても鑄製御石火矢鑄立其外一同の御手當何分行屆申間敷、依レ之其筋取調子合候處、四十挺丈皆成就相成候儀は數年に相及可レ申、尤も銅製御筒六挺位は明春までの內可レ成出來候通可二取計一由に候へ共、右丈の筒備へにては御不都合相見候に付、明春御受番までの內御筒備竝に詰人數等の儀は尙遂二贊談一彼是取束ね追て申上るにて可レ有二御座一候へ共、先以て大體の處右の通に被二相決一方には有レ之まじや此段奉レ伺候。

其通りと許可せらる。當時尙鐵製の大砲を備ふる見込立たず、鑄製も大貫目のものは僅に六挺を鑄二造一したるに過ぎざりき。翌二十一日公は參府のの途に上られしが、旅中よりして伊王島築堡に著手すべきを仰せ出され、十

月二十四日江戸邸に著せらるゝに及び、月末内廷より佐嘉政府へ向け、鉄製石火矢は最前仰せ出し置かれたる如く、御歸國以前にその製造を遂げ置くべし、鐵製大砲には取り極めて御指圖はなしと雖も、當府に於て公邊の都合もあれば、是も何挺かは、是非とも御歸國以前に製造を遂げ置かずしては濟まざるにより、この旨を主任者に達して、必ず鑄製を遂ぐべしと仰せ出されたり。

拜借金の困難なる事情

筑前示談は港外を重んずると港内を重んずるとの相異によりて中止となりたれど、公は兩島の砲臺成らば内目には巨砲十門を備ふるのみにて足ると見縊り、只今は幕府の命令に對して計畫を定め、更に兩藩より意見を提出せる後に、その處置を決せんとて協談を急がれたり。而して伊王島工事の發表を差し控へられたるは、實は幕府の體面を重んずるまでの事にして、參府後之が辯明をなす内心なれば、前記の如く更に頓著せらるゝところな

拜借金交渉の經過

内密筋の注意

くして發途の後に伊王島工事を發表せられたるなり。是より先き江戸にては田中武兵衛筒井紀伊守によつて拜借金の件を話し碎きしに、筒井より、昨今は日本國中の防備を圖る時節なるを以て、勘定所の金配は益〻困難となり、ために阿部閣老より却て貴方へ對し、全體長崎築堡の大工事につきて疲弊を受けざる處置は如何と尋問ある模樣なり、されば其時の返答振を内々に承知したしと問ひしにより、三支藩の江戸役を除き、松浦郡、天草郡の御領所預けを願ふべきの内意を有せるなりとの意を漏らしたりしが、筒井の之を竊に閣老に語るに及んで、閣老は尚考へんとの言を洩したる由を聞き、田中は八月の末より早打を以て此事を佐嘉に報じ、且つ是に就ての心得を尋ね越せり。爾後、我拜借金について阿部閣老より勘定所へ對し、二三萬兩は出さるゝ樣に取り調ぶべしと沙汰したる由を聞き、田中は更に内密筋の竹村へ對して、三支藩御役除きのことを懇談したるに、初めは成り相に思はるとの口吻なりしが、やがて口氣變り、勘定所あたりにては、柳間大名の御手傳を金箱と稱へ居る程なれば事むづかしからん、御領所預けの事は更に難事

なり、故にまづ三支藩の事を願うて、御領所は後圖に回さるべき歟、筑前方にも長崎附近に領地を有せずしては不便利なりとの意ありと聞くを以て、彼藩より其情理を申し立つるならば、貴藩よりも其詮の立つべき懸念あり、且つ遠からず伊澤長崎奉行彼地を發し歸るに何等かの含越しは無き歟、其著府の上にての一言は甚だ大切なるを以て、彼人佐嘉止宿の時によく話し碎きおかるべしと、內密に注意したり。

此の如く勘定所の益、出金を否むに當りて、阿部閣老の天下の事を圖るに懸念すといへるは、長崎增築を只一隅の事と輕視したるによるにはあらず。蓋し今幕府は眼前なる江戶灣の防備薄弱なるに焦慮して、首を畏れ尾を畏るゝ際に瀕したれば、長崎防備の我一手に成し遂げらるゝは、阿部閣老の意中深く歡喜したりし所ならずんばあらず、唯奈何せん幕府財計は明言し難きほどに窮乏したりしを以て、かくは荏苒決せざるものあるなり。 即ち海外の形勢切迫して、幕府は天下に海防を督課したりと雖も、諸藩の多くは亦財政裕かならざるを以て、端に觸れて拜借金を願ひ出でんと機を窺ひ、而し

諸藩國防に藉口して拜借金を請はんとする意あり

てその願出の如きも、國家を憂ふる誠意より出でたるにあらず、彼筑前の示談にいへる如く、表面は十年十五年を期しながら、裏面二十年三十年に延ばす計畫をなして、唯願書にのみ種々の議論をなすにすぎざれば、もし勘定所に於てその請願の一を許さんか、他の倣顰を喚起して、請願簇出するに至るべし、勢州はこの困難を豫知して日本國中に懸念すといひたるなり。當時阿部勢州が難局に立ちたる事蹟を考ふるに、嚮年幕府より忌憚せられし水戸景山侯は、宗室に幷せて名望高き英主なりしを以て、今や勢州は厚く交はりて斡旋するところあり、遂に前々年より藩政に與かるを得しむるとゝもに、家慶將軍亦其邸に臨み、溫言を以て慰藉するところありしかば、當時の幕府は侯と阿部との聯立內閣の如く稱せられたり。又薩摩藩の其世子齊彬侯を廢せんとするや、勢州毅然として動かざりしが、遂に本年二月父齊興に諭旨して退隱せしめ、かくて侯を立てゝ、薩藩の志士に悅服せられたりき。此兩事は勢州の一代に於る英擧と稱せらるゝところのものなり。かくて勢州は、公の長崎增築にも爲し得らるゝ限りは助力せんと配慮したれど、其

幕府築堡工事の日子と新堡の備砲數とを問ふ

事は筑前とも關係あるのみならず、これに對する幕府助勢の許可は種々の係累を惹起すべきを以て、勢州は一方ならぬ苦心を拂ふの餘儀なきに至り、よりて政務に練達し、思慮周密、其等の事情を細大ともに察知ありし公は、幕府のため、卽ち國家のために善謀良謨を勢州に與へられたるなるべし。要するに長崎砲臺の增築は、世界各國の來寇を引き受くる我正門の防備にして、至緊至急の國家的工事なれど、幕府の命令したる如く、當時諸藩の內容は、守備增加のために疲弊を招きて、他日の恥を貽すべきものありしを以て、阿部、牧野等は公の英斷に對しても亦憂慮し、因て筑前と內目模樣替の協議を略定して兩藩の確執を去り、既に著手したる工事を成し遂げて、將來永續の方法を審議せんと念を入れたる次第にてあるべし。かくて更に幕府より尙備附くる大砲の數乃至事業の工程に於ける見積り日子等を徵せられたるを以て、佐嘉より、大砲は先以て四十門を備ふべく、工事は三年の見込にして、著手後意外に早く成りたる所もあれど、亦至難を極むる所もあれば、旁々豫定の時日に至らざれば竣工すまじと報ぜよと、田中まで申し越したり。

伊王島增築に著手す

拜借金出格の允許

是等往復の末、公は途中の長州船木驛より、伊王島增築は拜借金願濟の上に著手すべしと鍋島市佑へ申し置きたれど、神ノ島と同じく早速工事に取り掛るべしと命ぜられしかば、十月初めより著手し、兩島の間は一里の海を隔てたるを以て掛員を增し、ます〳〵工事を殷盛ならしめたれど、神ノ島四郎島兩島連續の塡海工事は、無經驗の大業とて事容易ならず、公はさきに、來年歸國迄に竣工せしむべしと命じおかれたれど、此に著手したるは漸く八月以來の事なりき。かくて神ノ島の崎雲と四郎島との雙方より築き出して進み、十月頃より石船三十餘艘にて棄石込石を海底に投じて、崎雲より二十間、四郎島より四十間を年内に築き出さんとて工程を急ぎたれど、海底の次第に深きを加ふるに反して日脚は次第に短きを致し、已に西南の强風起りて、冬期となるに及んでは陰雨の日多き天候となり、因て工程澀滯、年末は二十五日までにて暫く業を休みたりき。

拝借金五萬兩の許可

公は十月二十四日江戸邸に入り、乃ち阿部閣老に對面して親しく事情を説明ありしが、後十二月二十日に勝手係より喚出を受けしを以て、田中武兵衞出頭し、用人渡邊惣兵衞より左の書附の交附を受けたり。

近年領分大風洪水等に而違作打續き、品々難澀之趣を以て相願候貸付金之儀、拝借高申立通に者難相調候得共、馬喰町御貸付金三萬兩、長崎表に於而此度限り金二萬兩、都合金五萬兩貸渡之儀取計候樣夫々申渡候間、受取方割合、且返納方等之儀御勘定奉行竝に內藤安房守へ可相談候、尤此度之儀者出格之譯を以て如右取計申渡候儀に付、其段厚相心得可申候事。

是れ若し海防工事による出金をなさむか、所謂日本國中に關聯して勘定所の迷惑となるを以て、最前長崎增築費十萬兩の拝借金願は之を却下し、他に關係なき佐嘉の風水凶作等を申し立てゝ出願せしめ、以て願高半額の拝借金を差し出したるなり。蓋しこは阿部閣老の厚き配慮に出でたることにて、理論上よりは甚だ如何はしく聞ゆれども、是が所謂情實なるものにして、卽ち勢州の懇情たる所なり。かくて渡邊よりは別紙を以て、御達の拝借金

は御在國中より御參府の後まで毎次公の仰せ立てられたるところなるにより、伊勢守殿も厚く差し含まれて、此く御聞濟になる樣に取り計はれたるものにて、亦格段の譯にて、竝々ならざる事なれば、其段をよく御心得遊ばされたし、右樣申し上ぐべき旨伊勢守より申し聞けられたるを以て、かくは申し進むるなりと演達し、こゝに去年來の拜借金の事は滿足の解決を得たりけり。

是に於て本島藤大夫に旨を含め、拜借金願は公邊にも色々御都合ありたる趣なれど、出格の御評議にて聞濟になれり、ついては增築工事も衆の耳目に顯著ならざる樣にては叶はざるにより、屹度取り計ふ樣に、別紙の條件を仰せ出さるとて、急に國許へ罷り越して内外の役々へ委細を演達すべく命ぜらる。別紙の條件とは左の如し。

一　銑鐵御筒鑄立方尙又致急埒候樣精々取計、滯留中に出來立之筒射試等をも相調歸府之上委細申上候樣。

一　明春長崎御臺場御備筒御火通之節、御自領島々迄御備之御筒、且御船

備之御筒等まで火通可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ與被ㇾ思召ㇾ候間、御奉行御屆等之儀聞番へ相達置候樣。

一　三家始諸家來之儀兼而御自領御筒打被ㇾ相部(はめ)ㇾ儀に付、御火術方入門砲術稽古致し候樣被ㇾ思召ㇾ候、依ㇾ之右之段其筋相達相成候通、役々へ相達候樣。

本島は、是を佐嘉の內外廷に演述するとゝもに、深堀表に往いて兩島手當等の尙又捗る樣に取り計ひ、明春御歸國の頃には成り立つ樣に夫々凡そ目渡しをつけて、歸府復命すべしとの命を受け、乃ち大早打にて發足、道中に年を送りて、明年の初め佐嘉に著する日程なりき。時に神ノ島の工事は休業したれど、築地の鐵製の大砲は尙研究を累ね、今は稍巨大の砲を鑄試みゐたり。

第四十八章　增築防備の永續

公の海外に對する雄志

酒間に於ける公の大氣焔

嘉永五年壬子、公年三十九歳なり。正月元日溜池邸に仙臺の伊達慶邦侯其他親交の大名を招き、學者畫家を陪加せさせて文墨の雅集を開かれ、公は酒間に大氣焔を吐いて一座を驚倒せしめられたり。當日に陪席したる彥根の儒者中川漁村が、國老の宇津木某に與へたる書翰に、其事を記述して當時の光景を描寫したるあれば、玆に其文を錄す。

（前略）去年より津藩齋藤德藏出府一舊友ヲマシ申候、とかく海防論紛々大名の別莊抔常に被レ講二大砲一候テ雅遊抔稀成事と存候。舊冬水戶侯不時御登營海岸ハ不レ如二打拂一御答被レ遊候よし。夫ニ付一祕事有レ之候、肥前鍋島邸ニ而諸侯の宴會有之、畫工意川院侍座之處、酒酣比、肥前侯意川院ニ命ジ枯タル松を一本かき吳候樣被レ申候ニ付、書終り候へば、其下ニ水流ヲ相添候

松平の松も枯れ德川の流も源なし

樣被命候、其旨して水流ヲアシラヒ申候處、肥前侯大言シテ曰松平の松もかれ申候、德川の流も源なく相成候、カクの時吾ナラデ松ニコエヲナシ、水にも流レヲ添ん哉とて、大筆に墨をツケ、ベタ／＼と畫上に墨ヲツケラレ候、一座興を醒し伊達公一人冷笑いたし被居候、意川院は席を立、扱申上候ハ、拙者長袖ナラズバ此儘ニハスマシ不申候と申候由。是驕慢ノ事歟、憤激ノ故歟、か樣に諸侯ニ德川氏を輕侮之者侯公の中に出來候事と、竊に有志の者攢眉仕候、此話深祕之事、殊に歲首と申ス事俗人ハ又々氣に懸申候へども執事落々磊々故一寸相洩申候、大笑而可須投火。犬塚翁には一寸御モラシ可被下置候、例ノ杞人憂天の弊學士の常態ニテ候、全ク御譜代旗下の人ニ可畏人ナク、海內大諸侯ニ輕慢の心を生ジ、可嘆事にて候。

長崎築堡に連互して江戶灣防備の有名無實なる狀態暴露し、幕府は其窮境に困憊せり、公の阿部閣老と國家の爲めに此危急に處するの策を講ぜられつゝあるは他の知り得る所ならず、是日の大言は席上之を排發する談論のありたるによるなるべし。漁村は通稱を祿郞といひ、嘗て長崎にも遊びて

少しは西洋の事情も心得たるものにて、去年井伊直弼侯の家督より政事を顧問せられ、頗る有力の人物と聞ゆ、幕府譜代隨一の藩士なれば其憤慨も亦宜なり。

文中去冬水戸老侯の不時登城といへるは、十一月に家慶將軍より召されたる時の事なるべし。是時米國は使節を遣はし、英國も亦支那の香港に對するが如く我海岸の一部を占領する祕計ありとの浮說あり、蘭國は既に米國の意圖を我に通告し浮說紛々たりき。是夏渡來の蘭船が差し出せる風說書につきては、漁村が此書翰の次にも『一去年紅毛人風說書に今年アメリカ無人島を伺ひ候なども申上候。』と記せり。されば水戸侯は是等の事件のために登城して、打ち拂ふに如かずと抗言したるにて、かくして海防論紛紛大名の別莊常に大砲を講ぜらる。』といふ江戸の光景となりたるなるべし。されば此席に公の氣焰を吐かせられたる情況も想像するに難からず。

小笠原島占領の議

無人島は小笠原島なり。是は米國政府に琉球乃至我無人島を占領する議ありしを蘭人が報道したりしにて、米國にては去年此を探檢したる事もあ

りたる位なり。然るに本年冬米國使節ペルリの發航後、彼國には大統領交代の結果、無人島占領の事は止むに至りたれど、ペルリは既に海上にある事とて之を知らず、小笠原島に艦隊を整へて我江戸灣に乘り入れり。されば斯かる際とて幕府に於ては去年來祕密に米艦渡來に對する準備を講じたりしが、水戸老侯の激論もあることゝて、長崎御番の關係より機密に之を熟知したりし公は、參府以後阿部閣老と之につきて熟謀せられたりしなるべし。さはれ大名の別莊にて大砲の事を講ずるは、盜を捕へて繩を綯ふに類するを以て、此席上の論談の如き、亦推料するに難からず、蓋し中川は彥根の策士とて、少しは祕密について漏聞したるところあらんも、亦決して委きに亙つては之を知るべきにあらざれば、唯其大言に驚きたるまでのみ。然れどもまさに此機會を捉へて海防を充實し、いよ〳〵天草に海軍所を創設して軍艦を繫ぎ、以て海外雄飛の志を遂げんとの公の意氣の鬱勃たりし時なるを以て、亦此席の氣焰には殊に其丰彩の活動するを覺ゆるにぞ。

長崎築堡資金願には解決を得たれど、內目模樣替の筑前協談は尙遷延し

筑前の希望と我藩力

て決せず、されど我工事成らんか、內目には只巨砲十門を備ふるのみにて事は足れど、肥筑交番の體面上、彼藩の大砲三十門許りを備ふる計畫に同意を表し、以て彼に緩漫なる意思あるに拘らず、幕府命令の末とて蚤晩に解決せざるべからず。然るに我新砲臺は先四十門の巨砲を備へ、後更に五十門に增すの計畫なるを以て、筑前に對して內目にも亦三十門を備ふるは藩力に應ずる所にあらず。されば初めより一時防備を擴張するも、後に繼續し難きに至るべきを慮りたりし幕府は、指令の後を承けて、早く兩藩の模樣替意見と繼續の方法とを掛念し、我增築の竣工に先だちて、去年より兩藩の協定を促せりしが、是については公には素より胸中に成竹ありて、此固定砲臺を第一著手となすとゝもに、進んで洋式の巨艦を製造し、海軍を興して、活動砲臺となし、かくて攻勢を以て守るべしとの方策はその胸臆に熟すること久しかりき。されば長崎港外の肥後國天草連島を適當の軍港地と相定し、口實を設けて此郡を委託せられん事を阿部閣老に謀りしが、遂に弘化の初年に及んで內願あるに至りたりき(第十二卷第三十七章に出づ)。但し其深慮の存する所は

本朝造船の歴史を考究せしむ

公の意中に既に大船の禁なし

落の重臣にも之を知るは幾人もなかるべし。かくて近年近侍増田忠八郎廣長に命じて本朝造船の歴史を蒐獵考究せしめられしが、その書、是年の季に成るに及び廣長これに序して、其結論に、

夫鎖國之體、有退縮之形、而無進取之勢、理勢所至、速外侮必矣。況今宇內、機智日開、器械倍精、先制後、强并弱、雖張膽明目憤然自奮、猶恐其後、而恬安無志、墨守舊制、可耶不可耶、噫何待辯而後知哉。虜既挾火船大砲、狂瀾堆濤視如平坻、金城鐵壁亦屬粉擢、則視我粗船拙砲、夷然不省者、不爲痴則必爲愚、痴愚過我虛喝輕蔑何所不至、由是觀之、及今不變船制、則將無免侮慢之日矣。嗚呼陰剝之極、來復之幾、實在今日、我公天縱聰明、盛意蓋在乎此、是其所以令微臣考其制歟。陋劣何知、姑抄國史中事係船舶者、薈爲一卷、命曰船考、謹獻之、乃叙其變革機會之由以爲序。嘉永癸丑春正月、臣增田廣長謹撰。

と記せり。是を見ても公の意中には既に大船製造の禁の無かりしを知るべく、公は之を廢する時期は遠からず到來すと確信して、二島築堡と共に海軍を興すの策を講ぜられしなり。されど公はその性格上意中の祕を具體

的に吐露せらるゝことなし、必ずや時期に接し機會を捉ふるに及んで方策の一部を授け、かくて順序其歩を進めて、後に輳合始めて了悉せしむるを常とせられたり。されば伊神二島增築のまさに殷なる今日に至り、幕府は兩藩に內目模樣替の諸議を督促し、係員亦思慮を用ゐつゝありとは雖も、公は是を枝葉の事となして顧みず、此機會を捉へて海軍の宿志の實現に歩を進めんと、參府中にも屢〻阿部閣老に對面して委曲の相談を遂げられたりき。

松浦天草兩郡の幕領地預け願

幕領地預けの請願

幕府の憂慮する增備に疲弊を招かざる方法としては、去年略ぼ述べたる如く、松浦、天草兩郡の「幕府」領を託せらるゝと、三支藩の御役を免ぜらるゝとの二條件ありしが、まづ三支藩の事より申し立つべしとの幕吏の注意に對し、公は之を容易の事となしてその運をせられず、却て天草島の事につきは猶阿閣へ説明しおく必要あるを思惟せられ、外面何となき體にて、それは却て宜しかるまじ、先づ預地の事を願ひ出で、而して後に支藩の事に及ぼせよ

とて、田中武兵衛に旨を含めて斡旋せしむるとゝもに、二月五日親ら阿部閣老に面會して、公式に左の書附を提出せられたり。

長崎表御番方に付、領內伊神等之島々へ備向相整候に付、進達之願意御照慮被下、別趣を以拜借金被仰付難有奉存候、然上者尙又竭力速に成功仕候樣手當向申付儀に御座候。乍然一旦相整候而も、後々手配向差支候儀有之候而は永續之基本難相立、依之甚奉恐入候得共、御領所御預之儀再願仕度奉存、此度御內慮相伺候。右者不容易御事柄に者可有之候得共、長崎表御番方之儀者御國體之上に於而實に難閣次第有之、他に難相準別段情由厚御鑒納被下、何卒御裁可被成下度、然時者御蔭に年々多端之手配も夫々相整、方隅之御用永久無滯相勤可申、家に取重疊難有奉存候、此段御心添之程深厚御憑仕候以上。

松平肥前守

長崎御番の、國體に關して他に準じ難きものなるを、正面の口實に捉へられたるなり。

此請願に及びたる理由

此事は弘化丙午にも内意を伺出でて今度は再願の事なれば、猶田中武兵衞より此書附に就ての理由を詳細に申し述べたり。其大意は『長崎の警備につき肥前守領内の伊王島神ノ島に臺場を築き、大砲、筒打及び船等を用意し、以て當非の別なく、之を一手に引き受けて御番方に取り結ぶ事は、去々庚戌年に申請したるところにして爾來工事中なり。然るに其一旦竣工するも其爲めに疲弊を招いて永續せざる樣にては容易ならずとの仰渡しについては、肥前守に於ても固より同樣重疊懸念する事なれど、警備の要害を薄弱なる儘に放棄し置いては、たとひ敵意を有せぬ異國船なりとも、夷狄の情意は測るべからざるを以て、如何なる狼藉をなすか豫知すべからず、是迄とても異船渡來の一左右の國許に到著する每に、水陸の備を嚴重にするため、大勢の人數を迅速に出張せしめ、併せて用船水手等まで多端の手當をなすことゝせり。されば渠等の船中に逸居せるに對し、我守衞の者は數十里の間を奔走出馬すべきを以て、馳驅に憊れて自ら攻守の勢相反し、爲に時には自ら疲弊を招く事少からず。加之時勢と實地の上とに於て、聞き難き利害も

永續法には別に方法あるべきを說く

數項これあるを以て、旁々專要なる切所にまづ嚴重の備をなし、其の永續につきては別に取計の方法あるべしと決心して、今度の增築に著手したるなり。かくて永續の便宜につきて調査を遂げたるに、我領內に於ける長崎街道は、塚崎通と濱通との兩線に分れて、東の領境轟驛より西の領境矢上驛まで三十里餘の道程なるが、塚崎通の道程には大村家の領地六里餘加はれるを以て、異國船渡來の警あれば、此街道は筑前の人數を始め、諸家の往來繁きを致し、ために成たけ我家中との混雜を避けしめむと、多く濱通を取らしめたれど、諫早、永昌、矢上三驛には兩街道の往來相會するのみならず、大村島原兩藩よりの往來も、佐嘉より諫早までの船路を取りたる人數も、將又肥後、久留米、柳河よりの航路の往來も、皆悉く合するを以て、もし事あるに際しては、各驛には、武器、小荷駄の運搬、飛脚の奔走乃至臺場に赴くなど、人夫莫大となりて、其混雜は名狀し難し。されど是地は平常往來の希少なる邊僻なるため、我領內の人民にて荷物運搬にて渡世する者とては無かりしを以て、農業の者に夫役を賦課したりしに、異船渡來の季節はいつも耕作の時期に當り

御領所を得て人馬繼立の方法を設けむ

しかば、事あるに及んで彼等は急遽多數の人馬を充てざるを得ず、之を強ふるに及んでは、彼等は農業を廢棄するを以て、ために村々は困難に陷る事のみなり。又警備に係る番船用船等を御番所、諸臺場、及び領內所々に繫ぎ置けるに、異船の渡來するに及んでは、數百の船數を增す上に、出張の人數飛脚の往來等に用ゐる渡船の數も增加すべきを以て、長崎に近き浦々は無論、佐嘉城下附近の津々まで船及び水手を課したりしに、津民は漁業を廢したるため、忽ち妻子をして糊口を失はしめたり。されど津民の如きは困難の後とて相應の救助をなさば職業に就かしめ易しと雖も、農民に至りては一旦その農時を失はしめむか、後に力を致すとも作物の登らざる故に救助の詮なく、忽ち鄉村の疲弊となるに至るなり。先年來渡來せる和蘭本國船其他外國船の如き皆無事に歸帆したりとは雖も、其ために如上の民間の困難を惹起し、國政上容易ならぬ心配を生ぜしめたり。然るに肥前國松浦郡の御領所は、塚崎往還の附近にありて人口も多き由、よりて其村を加へて互に困難に及ばぬ樣に人馬繼立ての方法を設くるを得ば、臨機の出張にも故障な

御領所は彈藥の原料たる硝石を多產す

く、且つ農業を妨ぐるに至らざるべし。其上今は御番方の警備に火術を專要とするを以て、臺場貯蓄用の焰硝製造には原料たる硝石を年々多分に要求せり。然るに、佐嘉領內の之を產する甚だ乏しく、ために是迄は他領より購入して補ひたれど、時には他領の賣出しを停止するありて、往々十分に購求するを得ず、よりて將來の防備に甚だ不安心なり。然るに松浦郡御領所は硝石を亦多く產すれば、併せて此に製造の方法を設くるを得んか、後々迄その缺乏に憂ふる所なかるべし。彼是の譯を以て先年彼の御領所を永く私領並に御預けあるべく願はんと欲して內意を伺ひ出でたるにて、既に許可になり難き由の御附札ありしなれば、今復た願ひ出づるは如何はしけれど、御番方については、寬政文化頃より頻りに御達ありて、臺場增築等の手配りは舊に倍加し、加之當家領地の長崎と犬牙接連したるよりして、非番の年も急速の手配りを爲さゞるべからざる事情あるため、御番所臺場の守衛人數の外に、領內諫早に千人、鐵砲百挺、深堀に三百人を常に備へ置きて、一左右次第に直に駈け附けて警固せしむる仕組を立て、守衛船も數十艘繫ぎ置き、

脇津其他五箇所に遠見番を配附すると共に、其附屬の受見をも布設し、而して外船の航路たる海門より神崎白崎臺場までは、其海岸總て佐嘉領なるを以て、御番方の備立に應じて各所に大砲を備へ附け、物頭以下番兵を數多配附し、若し異船渡來の注進あらば、是も即時に人數用船を增すべき用意をなすなど、內分に於て種々の設備をなしたり。かくて今度伊王、神ノ島の增築を遂げてそれをも一手に受け持つに於ては、將來事は益、多端になるべきが、由來當家は領地高の中より鍋島加賀守、同甲斐守、同熊次郎を公邊に出仕せしむるを以て、全力を警備に給する能はざるため、彼是の手配を全うするに甚だ心配せり。されば前述の如く民間の難澁に追はるゝ時節となりては、臨機に人數の出張船手の配置をなすに甚だ容易ならざる事情あるより、這次領內宿驛の狀態を調査したりしに、現今の儘にては迚も人民の疲弊を免れ難し、道路を附け替へて數多の民家を徙さゞるべからずとの結論を得たれども、是も何分行屆くべきにあらざると共に、一方硝石製造の問題もあるを以て旁々已むなく再願する次第なり。又增備に供する用船水手等を多分

天草連島の預け

に用意するに就て調査したるに、是まで領内津々浦々の者の課役に引き上げられて甚だ困難に及びたる上に、其手當を增す事は迚も行屆き難し。されば肥後國天草郡の四面海にて田地高よりは舟船人口の多數なる上に、其地勢御番方の手配に極便利にして、諫早、水昌、矢上驛に程遠からぬ所なるより、こゝに人馬繼立の仕組を取り結ばんと欲し、右御領所御預の事を、去る午年阿部閣老の御勝手に內願したれど、御沙汰に及ばれ難き旨を達せられたり。されど今度莫大の增備をなして年々一手に之を受け持つに於ては、所詮是迄の分にては手配り意に任せ難きを以て、今度併せて同所の儀も永々所領並にて御預けあるべく再願したき所存なり。兩條とも容易ならざる事柄とて、敢て之を願出づるは重疊恐れ入るところなれど、御國體に係はる大事なるを以て、何分差し置きがたく、增築については拜借金を使用するとともに、自分に於ても國力の及ぶ限り設備を整ふる本意なれど、永久に嚴備繼續の基本を樹て置かむためには、前陳の如き處置をなさゞるべからず、よりて右調査を遂げて申し上ぐるにつき、他に准ぜざる格段の譯柄なるを御

松浦郡の幕領地

照察ありて、御聞濟下さる樣。』といふにありき。松浦郡の幕領地は巖木なり、小城郡界小侍番所より下の谿谷にありて、天山西壑の河水の會流して巖木川となる西岸に、煙戸を簇らせる宿驛なるを以て、漕舟は其下まで上り來り、下流は桃川と落ち合ひて唐津川となりて海に入る、實に唐津往還の要衝たり。然るに幕府は海防其他に財計困難を極めたりしのみならず、西肥に於る一部の公領の我藩に託せらるゝを甚だ好まざりしかば、此請願も成立せざりき。天草について表面に申し立てたる理由は此に過ぎざれど、その裏面には、長崎增堡の後は外國防禦に限り、大船製造を許すべき形勢あるを以て、其以前に於て此地にその準備をなさむてふ事情伏在したるなりき。

斯願成立せず

蓋し天草を根據として造船に著手し、以て海外に活動すべしとの經略は、公の阿閣と諮談ありしところにして、即ち公は之を遂行せんと機會を待たれたりしなり。

新築防備永續の計畫

右の願書について、伊王島神ノ島等に我一手の守備をなして、是を永續せしむる計畫の概略も、亦田中より書面を以て陳述し置きたり、その條件は左の如し。

一　長崎御番方之儀先祖代々蒙レ仰武門之冥加難レ有奉レ存候、當主肥前守にも家督以來格別心を盡し手當向等嚴重申付候得共、古今之勢相變、舊來之御備立に而何分不レ行屆次第有レ之候を甚懸念仕居候處、去巳年御備向に付存寄も候半者申上候樣、阿部伊勢守樣被レ仰渡レ候段伊澤美作守樣より被レ相達レ候に付、松平美濃守樣致ニ御申合レ時勢之振合校量仕候處、當今に而者防備之要地全外目に有レ之候故、湊差入之伊王島神ノ島等へ御臺場御築立、右に取繋内目御增築相成候半者首尾致ニ一貫レ候通之御備立可ニ相成レ奉レ存、其段井戸對馬守樣御在勤中御達仕猶又委細申候爲め、肥前守儀定月引揚參府仕候而、伊勢守樣へ御直にも申上、且家來之者も御當地長崎を懸數度差越、御臺場御取立之振合其外逐一申上置候。

一　右之末同申年伊勢守樣被レ仰達レ候者、彼地御增備之儀兩家見込之趣に

ては人數手配等舊來之姿に致二倍増一、一旦者防禦之備十分相整候共、往々兩家之疲弊を招候様に而者永續之處如何可レ有レ之哉、然時者却而不レ容易ニ因而、伊王島神ノ島等之儀者不レ被レ及二御沙汰一、湊内より長刀岩、高鉾島を限難ニ捨置一場所而已漸々不二目立一様模様替被二仰付一旨委細被二仰渡一候。

一　就レ右肥前守儀御達之趣により御備向舊來之姿等再往相考見候處、前方異國船致二渡來一候砌者、御奉行所御指圖之上、先以當番方而已人數差出、非番方人數者國許に用意召置、御石火矢等も平生兩御番所相圍置、期に至御奉行所相伺御臺場々々へ備付、且異國船之儀者持渡候武器玉藥之類都而御預之上内湊御引入、外目不二通出一通之御備被二相立一候上御下知被二仰渡一、無二異議一被二承服一候得者、其儘歸帆被二仰付一候得共、萬一相拒義も於レ有レ之者、燒打打沈等被二仰付一御手配前に有レ之、仍而内目を一の目に被二相定一當番方受持被二仰付一、外目を二の目に被二相定一非番方受持被二仰付置一候。是者其比異國より通商之願、又者邪宗門等相弘候ため致二渡來一候故、專時勢被二相寄一候御備立に有レ之。然に寛政文化之頃より異國船一體之御手當御嚴

内目を主とするは舊日の都合のみ

古今時態を異にす

重相成、夫に從ひ、長崎表御手當之儀も舊來に相反し、異國船來著之上者内目に不乘入通防禦之御備立を以數箇所御臺場御築副へ、御石矢玉藥も平生備付、石火矢役之者も差配置、帆影相見候注進於有之者、卽異變之致心得御下知次第に者嚴重打攘候通之御手配被相變候。是者其頃異國船所々へ渡來不法等いたし候處より、是又時勢に被相寄候御備立に有之。然處至近年候而者、西洋其外之國々航海之術を究、我邦近海へも舟路を通じ、火術も益致研究其外海外之風聞不穩折柄に引移候得者、御備向猶尚又致實用何時にて而者機變に應寬猛自在之御取計全行屆候樣御手配被成置候儀、又時勢相當之御備立に相見。然時者前條御達之通、内目模樣替被仰付候分に而如何可有之哉、勿論從前方之通、内湊御引入御取扱於有之者、縱令其場遁出候而も、高鉾長刀岩邊まで之中に而者打拂も行屆可申付、内目御模樣替被仰付候分に而可然候得共、大體古今之振合格別相違有之處を以、御備向之儀何れ外目張出し湊差入之切所より取繫手配仕候樣御取計無之而者、何分御手當增之詮難相立有之、先

外目防備設置の要

形勢に依り其大概を申上候。

一 異國船渡來神ノ島沖合邊之外目より高鉾長刀岩之内目へ大銃打懸候者、渠が矢業者十分に而此方之矢業者難二行屆一有レ之候事。

一 伊王島内手邊に而者檢使其外之船異國船へ乘付邪正之御糺等有レ之儀候處、其最寄御臺場無レ之に付萬一不法之亂暴等に及候共、打拂難二行屆一有レ之候事。

一 一旦御紀相濟候而も、以前之通武器玉藥御預に差出置敷候得者、内湊に可レ被二御引入一樣無レ之、高鉾邊相繫被レ置に而可レ有レ之處、元來蠻夷之儀に候得者、應接中事情を取違、不意及二亂暴一其儘外目へ走り出候至儀も難レ計、其節高鉾長刀岩限り之御備に而者、倉卒之業實に無二覺束一有レ之候事。

一 高鉾長刀岩兩所之間海面凡そ五町餘有レ之候處、其内には兩岸之岩榮(いはばへ)(岩延の意)も有レ之候、通船之海路者僅之町數に有レ之、將又右場處を乘入候得者、海少し手廣に有レ之候得共、臺體湊内故所々岩瀨有レ之進退不二自由一上、左右前後へ數箇所之御臺場も有レ之候得者、容易に右咽喉之内へ乘入候

悪意ある異國船は外目の虚を窺はむ

儀有之間敷打見、近年致渡來候イギリス船其外も直に內目乘入候儀無之候得者、異儀を差含候異國船者、彌以外目滯り虛實動靜相伺可申。然時者防禦之要地全外目に有之候者歷然之處に候處、右場所へ御臺場一箇所も無之、尤肥前守於自分一通之備向者相整置候得共、於外夷者、此處者御番方之御備、此處者自分之備と申儀辨別いたすまじく、長崎港者凡而御番方御備場に相心得可罷在處、萬一右之場所內に而不行屆於有之者、自己之不束者乍恐日本國之御不束と相成。第一渠等者船中に致逸居、兩家人數者晝夜無差別國許々々より數十里を驅付、山野に致屯營、或は彼等に難相對小船を以波濤中に致守衞、其外攻守之勢相反し大體必勝之御備難相立有之候事。

一　御手配向手廣に相成候而者、往々將來疲弊を招不容易次第有之候得共、前條之通防禦之要地御備向手薄、眼前守衞に利あらざる姿有之候而者、譬者旨趣を差含體之異國船一艘致渡來候而も、異情者難計處より、水陸之備等成丈嚴重相設候ため、國許々々より大勢迅速に差出、夫に付而

者諸般之手當向誠に以不大方義故、不差立折にも却而疲弊を招候振合有之候事。

一　右の外實地之上に於而難棄置利害有之候故、何れにも外目專要之切所々々者、先嚴重相備、左候而一體之處におゐて往々疲弊を招かざる樣之儀者、別段調子申上候方可然相心得候に付、右之趣美濃守樣致御申合尙又申上度奉存候得共、折返相考見候得者、一旦被仰渡旨有之候處又々同樣之儀を難申上、惣而於公邊も御備向御嚴重相成樣との御趣意に可有之候得者、兎角右之御趣意奉敬承手當仕候得者可然と相心得、內目之處者、被御達通御模樣替之振合篤と取調申上候樣仕、外目之處者、幸肥前守領分之儀故、於手前臺場取立、人數船等手當仕、當番非番共御番方一手之手配取結候樣治定仕候。

一　右に付內目御模樣替之儀者、去々戌年歸國之上美濃守樣御方談合取掛り、外目備向之儀者、其砌參府中之儀故、書面を以伊勢守樣へ御直に申上候末、夫々手當方取掛爲申儀に御座候。　然る處右手當方之儀、大銃製

新規多面の起業莫大の費用を糜す

領所預再願に及べる理由

造を始、臺場築立、海中築留、陣屋玉藥道具藏取立、其外都而新規一時之儀に而、最前申上置候通莫大之費用に相及、何分自力相任兼、特に異國船來著之節、肥前守人數、扨又諸手出張に付而武器其外運送之人馬幷に船手仕組等相立兼候振合も有之候に付、御領所御預、且拜借金額等之儀、去年八月中御內慮奉伺候處、內意之趣者難整旨に而、拜借金之儀者別段之廉を以、御貸付方より金五萬兩年割等に而被御貸渡段蒙御達、尤右樣別段之譯を以拜借被仰付儀に者候得共、御備向之利害者段々申上置候通に而、肥前守儀實に寢食を忘れ年來懸念仕居候處、至此節存意御聞屆被下、內外とも御備相立候事に相成、於職任重々難有奉存候に付、此上に而は猶又國力人力を盡し、成丈早々成就仕候心得に御座候。

一　右御達之旨を以て御領所御預之儀今又再願難仕儀御座候得共、別紙に申上候通、長崎表之儀先年來御臺場御增築其外に而、手配向舊來に致倍增、就中肥前守方之儀者、領分長崎へ差續居候に付、當番非番之無差別急速手配仕候半而不相叶處より、御番所御臺場在番之外、領內諫早深堀

へ平生數多の人數船用意召置、又者所々へ遠見相立注進方等も一手に受持、又者湊左右領分有之候に付、御番方御備立に應じ、諸所へ石火矢備付、物頭始番兵差配置、猶又異國船渡來之節者即時に手當增をも相整、然るに肥前守家筋之儀、領分高之内に而鍋島加賀守、同甲斐守、熊次郎公邊差出置候に付而者、全國の力を以取計候儀も難成候得者、彼是之手配實に容易之儀に無之。併彼表之儀者、御治世始より海外之湊に被相定置、他之浦方へ參候異國船に而も同所へ被差廻御取扱有之ことに而、如何樣之御譯筋か者心得不申候得共、渠等共彼方と銘々勝手宜場所へ參り、其向々に於而御取扱有之樣に而者、御手當向相增漸々御國弊とも相成、且者邪宗門、又者通商御取締等相付兼候處より、右之通一ヶ所に被相定置候御趣意にも可有御座哉。然時者他之浦方とは格別之御場所柄に候處、近年外夷之振合も有之候故、肥前守儀夜白心思を勞し、前條表立候桁々之手配向は不及申、於内輪者人數船等相增、又者場所により大銃をも備付、又者奇兵遊軍として湊口に屯營取立、精鋭之壯士數多差置、又者

足輕共に至迄大砲火術之訓練を始種々講武之道を勵まし、又者船艦兵仗之備等夫々相設、其外萬端嚴重に申付候故、家中一般粉骨碎身之覺悟罷在候得共、一體之御備立打追之姿に而者、死力を盡候而も其功難相立に付、何卒肥前守存慮之通り御手配增被仰付度、一同念願仕候得共、其御取計無御座上者再往可申上樣も無之、不得已於手前相備、年々一手受持、自今彌以て莫大之手配向と相成候に付而者、何分國力難相應、然上傍に人馬繼立、船手仕組、其外手當方におゐて不容易心配之筋をも相湊候樣に而者、迚も心底に難相任御座候間、責而者右等之難澀に而も相甘候樣仕候半者では、外に取計之途無御座、第一當肥前守に者家督以來御番方に付格別心を用、手配向練熟罷在候に付、是まで多端之手當方も嚴重相整候得共、後來幼年未熟之時代も難計、又外國平穩之風聞打續候得者自治に亂を忘候樣成姿に引移、有間敷儀に者候得共、手當向等漸々致疎略間敷ものとも難申。　併伊王島其外相備候譯を以御領所御預をも被仰付置候規模相立候得者、萬代までの御重恩難有相傳へ代々嚴重取守候

基本とも相成候に付、今又松浦郡其外之御料所御預之儀再願仕度奉レ存、別紙を以御內慮奉レ伺儀に御座候。

右條々之趣何卒厚御含置被レ下度、愡而御料所御預之儀は不二容易一御事柄に可レ有二御座一之處、斯之通願望仕候者恐縮至極に奉レ存候得共、奉レ對二御國體一候而者又不二容易一次第有レ之、殊增築之筋に者出格之譯を以被二差出一被レ下候拜借金を取二用一、於二手前一も國力の及丈相整事に者候得共、愈以嚴備連續之基本相立候樣厚取計置候半而不レ叶處、御場所柄大切之御備向、前條之通當番非番之無二差別一多端之手配相整候上、猶又伊王島其外之儀も後來一手に受持候に付而は、彼是誠に以大總之事に相成、此段者乍レ恐諸家樣へ難二相比一御事歟と奉レ存候間、何卒右等別段之振合幾重にも御汲取を以御聞濟被二成下一候樣、一同希罷在儀に御座候、以上。

此陳述の本文は所謂願書にて、其目的を達するに痛切にして而も差支なき事をのみ選みて理由となすに止まれど、裏面には大志望伏在せり、事は後に至りて記述すべし。而して此文のみにては、歷史の眞相と認めらるゝに足

浦賀附近の防備

らざれども、亦頻年長崎に外國船の出入次第に繁くなるにつれて、警備のために疲弊を招きたる事實は概略此の如くなり。嚴木の地は一部の境域に過ぎざれど、天草郡は其高數萬石に上り、幕府の九州に於る一箇の財源なれば、勘定奉行所に於ける普通の詮議にては、目的を達する至難の事なりき。

長崎警備增築についての條述中、末條の如きは公の時局に對する抱負を略述せるるものにして、幕政にも大に注意を促せるものなり。昔は外國應對の地を長崎一港に定めたれど、今や外國船自ら便利とする湊を擇む時代と變りしため、幕府も眼前の江戶海警備の急に迫られたるにて、海防掛の阿部、牧野雨閣老を始め當局の幕吏は之を了知したるなるべし。蓋し當時彥根藩を始め四藩に委任しありし、浦賀附近の防備の如きは、實に薄弱を極めたるものにて、當時浦賀奉行なりし戶田伊豆守氏榮、淺野中務少輔長祚の相房上總の要塞を巡視せし時も、十六砲臺に備へたりし五百目以上の大砲百二十四門の中、大砲ともいふべきは僅に八門に過ぎず、彈藥庫には僅に十六箇の彈丸あるのみにて、硝藥も之に稱ひ、剩へ費用は異船の來る每に之を其

公宇治に姑姉の家族と交歡す

地の商人より借り、以て當座を辨じたる有樣なりき。よつて淺野は勘定奉行と辯論し、ために纔に圍米備金を聊か用意し得る事となりけれど、淺野は迚も此通りにては國辱を取るの外なしと切言し、聽かれざるに及んで遂に奉行を辭したりしは、是年閏二月の事なりき。爾後浦賀奉行は只外國人の應接のみを主務となし、海岸警備は彥根藩井伊掃部頭直弼に委ねられたり。此の如き際なるにより、阿部閣老は苦心の結果、洪水災に之を託して拜借金を出したるにて、幕吏昏眊の事情を深察せられし公の、田中武兵衞をして此書面を差し出さしめられしことに之を對照すれば、海防について幕府の内部に刺戟を受けたりしは察するに難からず、かくて年を越えて米國軍艦の渡來となりたり。

宇治にて中院久世兩家と會合す

閏二月十三日、公は歸國の途に上られ、木曾路を通過して伏見に著し、道を枉げて宇治の勝景を覽じ、綠樹園に憩うて淸遊せらる。此頃叔母徽姬は中

院家に寡居し、姉定姫は久世三位通熙卿に嫁し共に京都に在り。通熙卿は公より四歳の年少にして、中院家には徳大寺内府(實堅)の次男通富卿養子となりて相續し、當年三十歳なり。今上踐祚の初め外患を軫念あらせられて關東へ勅諭ありしが、(第四十一章に出づ)後邊海益險悪に、公卿は憂恐し、士浪人は幕府の不武を憤慨し、京都は前日の靜穩に引かへて將に紛擾の衢とならんとす。此間通熙、通富兩卿は常に主上の信任を得て輔翼の任に當れり。されば や、公は京都の邸にありて兩家の家庭を心遣ふものは是迄の如き老篤者にては不可となし、香燒武人の學識ある澤野富之助を遣はして、家族ともども住ましめられしに、去年來の形勢により、水戸、薩摩兩侯は、姻親の公卿によりて、時勢の意見を通じて聖慮を慰安し奉る所ありしかば、公の英名の隱れなきよりして、其意見をも聞し召さんとの天氣もほの漏るゝに至り、因て公は竊に阿部閣老にも其事を稟しおきて、宇治に途を枉げて姑姉の家族と緑樹闇に一日の洽歡を遂げられたり。是時まで禁裏の外患を憂慮せられて年年祈禱の修法あることを仄聞し奉れる幕府は、宸襟慰安の道を講じたりし

江戸時代の貴人の交際

大名同士の交會は在國に際しては許されず

が、これやがて諸方の激論を喚起するの漸とぞなりにける。

貴人の交際の不自由なるは、その由來久しけれども、江戸時代にては又彼等は公家武家の法度に制せられたり。公家は親王攝家を始め武家とも婚姻を取り組みたれど、一旦江戸に來嫁するに及んでは往來することなく、婚嫁は一生の離別となりて相會する機會なかりき。されば西國大名の江戸參府の如きも、伏見より加茂川の東を通過し、京都の煙花を眺めながら、直に東海道にさしかゝりしを以て、京都の親戚と會するを得ざりしが、今上の外患を軫念せさせらるゝよりして、當時の英主たる水戸侯は有栖川宮を、薩摩侯は近衞家を介して各忠言を進め奉る所ありき。かくて阿部閣老も陰に是を以て叡慮を安んじ奉るべく閣中と申し合ふと共に、公にも亦之を語りたりしかば、公よりも此宇治の會合を內々稟白し置かれたるなり。又武家の大名相互の交際は、德川氏に至りて在國中の交會を禁じ、凡て大名は家族を纏めて江戸に在府すべしとなしゝ故、僅に江戸にて相交はるのみにして、亦さまで自由ならざりしかば、一旦親交を得るも終に再會するを得ざりし

公と齊彬公との快談

事あり、蓋し參勤期を隔年に定めたりしを以て、在府期異ならむか終身相會するを得ざりしなり。爰に其例として公の初め親交せられし兩侯の事を擧げ、幷せて其逸話をも記しおかん。公の最も親友とせられし薩摩の齊彬侯との交りは、侯が世子として在府ありしときの事にて、天保十四年の參府中に繁く往來せられしは既に前述の如し。かくて翌弘化元年長崎に和蘭使節船來り、琉球に佛朗西艦來るや、公は爲めに參勤猶豫となりしかば、四年の參府について、再び嘉永二年に參府あるや、齊彬侯廢立の騷ぎはありたれども、亦兩雄相會し、襟懷を披きて時勢を談ぜらるゝ機會はありたりき。さはれ兩雄の親しく時勢を論ぜられしは、僅に此兩期二百日間にすぎざるなり。其頃の事なりけん、兩雄は、西洋兵器を採用して、將來の軍制を西洋式銃陣に改革すべしと論じつゝ、槍劍弓矢の存廢に及ばれしが、弓矢の銃砲に改まると共に、廢物に歸すべきは勿論なれど、槍は猶之を存すべきかの問題となるに及び、武藝中最も槍術に長ぜられし公は、此はまだ俄に決しがたし、槍は隊を作りて突き入るに勁し、されど今の槍を扱いて突き込むは實戰に適

清朝編纂の圖書集成と兩侯

せざるものなるべく、昔は槍を構へたる儘にて突き込みしなりと語られしに、齊彬侯聞いて、我も爾思へり、槍は互に構へながら叩き合ひたるものらしく、我家に存する戰國時代の繪には、武人いづれも其姿勢に見ゆ、他日覽に入れんとて兩々意氣相投じて快話せられたり。恰も其頃又公の内意にて大阪に大部の書籍を索めしめられし事あり、其書は清朝編纂の圖書集成といふ全部一萬册のものにて、彼國より日本に三部持ち渡され、一は幕府に納まり、一は薩摩に購はれ、他の一は大阪の豪商に買ひ取られたりと云はれしが、兩公の對談の際に、齊彬侯はまゝ圖書集成中に見ゆと言ひたるを以て、公は常に之に閉口せられたりとぞ。されば今是を大阪の豪商より買ひ上げんと意圖せられたるなり。かくて市中藏書家の目錄を取り寄せて閲したれど、一部一萬册に及ぶ書を藏するものなかりしを以て、遂に其事は止みたりたりしが、後慶應年中に至り、圖書集成長崎に舶來したるを以て、その目錄十餘套を借り來りて公の閲覽に供したるに、公は近侍及び學校教職に之を示して買ひ入るゝに足る良書なりや否やを問はれたりしが、一部の價金千兩

公と井伊直弼侯

といへるよりしてこと止みたり。蓋し當時千兩といへば非常の大金たる感觸を人に與へたりしを以て、其程の價を拂ふ程の書とも覺えずと考へられしなり。かく其頭まで圖書集成の公の心頭に印せられたりしは、嘉永の初めに於ける齊彬侯との論談に由るものにして、亦以て兩公の意氣投合したる係を偲ぶべきなり。然るに齊彬侯は去四年家督するに及び、公と其後は參期を齟齬したりしかば、こゝに兩雄對談の機會は去りて、只文書の往復に意を通ずるに止まり、爾後は天保末年よりの兩三度の參府に、兩公相逢うて切迫せる外國の情勢に處するを談ぜられしにすぎざりき。次に公の親交ありたるは井伊直弼侯にして、姻戚の間柄なり。その先代直亮の嫡子直元卒して侯が世子に定まりたるは弘化三年にて、翌年公の引上參府あるや、兩公はこゝに交はらるゝに至りたり。侯の自書中に「大名廣くも附合不申候へ共、我等が心底を能く存じ呉候者は、同席にて會津（松平肥後守容敬）、是は斷金の交、表方にては佐嘉（公を指す）、右兩侯より先づ無之候、尚心安く致す者は彼是居候へ共、中々以て、十分の話は出來不申、萬事油斷は不相成、扱々世渡りと申すも

のは中々六かしきものに候。』とあるにて、意氣相投じたる狀を明知し得。然るに侯も軈て當主となるに及び、爾後亦參勤年の齟齬によつて相逢ふを得ざりしが、大老として定府あるに及び、復又舊交を溫むるを得たりき。此の如く凡て當時の大名はその江戶にある間は互に往來交遊するを得たるが如く思はるれど、實は甚だ不自由にして、參勤年度の相違は終身相見るを得ざらしめしものなり。島津、井伊の兩侯は當時屈指の英主なりしため、公は大に兩侯と投合するところありたりと雖も、その相會して談論を交換せられし機會に至つては、僅小に過ぎざりき。

第四十九章　新砲臺の工事成る

塡海工事成る

三月十九日公は佐嘉に歸城ありしが、長崎巡見は、內外港の臺場及び砲船に火通し(發火演習)を爲すべきを以て、少し延期して四月八日發途のことに定めらる。是より先き、本島藤大夫は大早打にて正月十九日佐嘉に歸り、神ノ島工事の命を傳へしに、藩廳は其頃深堀の鍋島左馬助よりの船夫獻力の申出についで協談中なりしを以て、本島は十二月以來病氣休養中なりし田代孫三郎と共に出崎し、實地に就いて塡海の仕樣を申し合せしが、又每隻四貫二百目の鉄砲一門を載せたる砲船を內外港に配置して、出沒散戰せしむべしてふ計畫に就ては、彈藥器械庫設置の必要あり、これ亦神ノ島に置くを便要となすにより、陣屋より崎雲に至る路傍に其地を相定し、恰も其節商船の積み來りたる材木を買ひ取りて、兩宇の廨舍建設に著手したり。其他築堡塡海の

鍋島左馬助の船夫獻力

工事は、公の旨の如く、成るべく他の耳目に顯はるゝ樣にして、公の歸國巡覽までに竣工すべく急がしめ、田代を留めて本島は二十七日より歸佐せり。佐嘉藩廳にては深堀の獻力を塡海工事に使用せん意向ありしも、彼地の船は漁業に用ゐる小船なる上、石も今は近き處は採り盡して遠隔の地に及びてゐたりければ、旁々その四千人の獻力を崎雲邊よりの土の運搬に充て、塡海の石垣上に土居を造らしむることゝせり。

塡海工事の狀

斯くて塡海に取り掛るや、初めは船九十艘に石を運びて之を投ぜしに、此は僅に六七十間の小海峽なれども、遠く松浦群島より朝鮮に續きたることとて、冬季に吹き荒るゝ西北の風は波濤を打ち寄せ、潮流亦急疾にして既成の築石を打ち崩すこと少からず、深き海底の捨石に取り掛るに及んでは、初めは荒波之を蕩して散亂せしめたり。長崎より松浦に航通するは此峽間を捷路としたりしが、中には市中より工事を觀るために仕出したる船もありしことゝて、百隻に及ぶ船艇はあたりに蟻附蜂散し、いづれも割石の波間に投ぜらるゝ狀を見て、金銀の塊を捨つるに同じと囃したりしを以て、其評

判は長崎市中に廣がり、丸山の遊廓を始め當時藝妓は『ドン〳〵轉びの堰所(せきしよ)の石よ、どこで止まるか先きァ知れぬ。』と唄ひ囃せり。かくて船の往來は工事を妨ぐるを以て、長崎奉行所に屆け出でて二月初めより海峽に大繩を張り、以て通船を停めて塡海の標を立て、更に數十艘の船を增して、岩石にて成れる中ノ島を切り崩し、其石を硺き碎きて海面を拔く約九尺、底幅五間より上面三間に及ぶ石垣を築かんとて工事を急ぎたり。然るに本島は十一日より佐嘉を發し、早打にて江戶に赴きしかば、田代は淸水武平次と共に工事を督し、十四日より四郞島と小島とを塡め連ねたる處を平(なら)して石垣を築き始むるに及び、閏二月朔日深堀豬之助等人夫九百十三人漁船十一艘を率ゐて至り、五日土井ノ首、陰の尾等よりも二百餘人至りて共に土工を助けたり。塡海の處は風雨濤瀾の妨ぐるあれど、小雨にて凪の日には猶作業をなし、竟に百四五十艘の船にてドン〳〵轉びの石を投げ入るゝに及んで、海底は日に日に淺くなり、下旬より小潮の漸々大潮となるに從ひて、乾方に海底を見るに至りたり。かくて二十九日に至り、乾方に一二尺の築石露出したりけ

徒渉して對岸に達するを得たり

公築堡塡海工事を視る

れば、徒渉して向岸に往來し、一同額手歡喜の祝聲を揚げ、翌三月朔古賀恆助急行して佐嘉に歸り、翌々日朝彼地に歸著して之を藩廳に報じければ、執政鍋島安房以下大に悅び、工事の意外に早く成りたるは主務員の格別なる勤務に由るとて、勸奬として一同に酒を賜はしむ。やがて十九日には公歸城ありしを以て、來月八日長崎へ發途あるに先だち、執政安房、相談役中野神右衞門等は、特に實地巡檢として、二十七日より彼地に赴けり。四月十二日公は早朝より關船に乘つて先づ伊王島に渡り、增築の處を覽じ、畢つて神ノ島に船を回し、小島より上陸ありて石工棟梁武富以下、石工日雇頭等をして盡く崎雲濱に伏謁せしめられ、城圓山上に到りて外目の發火演習を覽ぜらる。田代孫三郎、川原與左衞門、淸水武平次三人を召して大儀なりきと之を勞し、殊に田代に對しては格別骨折の褒詞あり。ついで長崎奉行牧志摩守の巡視するに及び、長崎市中よりも壯大の工事を觀んと、競うて船を仕立てゝ神ノ島に來るもの多かりしが、崎雲、小島、四郎島の濱に船を繫ぎ、往々上陸して各堡を觀たりしかば、番人を增して之を制止せしむ。

公の先見と英斷と

初め庚戌の春、公の長崎を巡視ありて伊神兩島の地理を實檢せらるゝや、兩島に砲臺を築いて海門を扼するには、四郎島と南の小島とを接連して一となし、こゝに堅堡を設くると共に、此より神ノ島まで二町餘の海峽を塡めて長堤を築き、以て崎雲の砲臺と相應じて形勢を制すべきなりとて、親ら其經畫を立てゝ、是を仕組所に議せしめられしに、議員みな、啻に空前の大業なるのみならず、費用亦莫大なるべし、斯かる波濤の荒き海峽を築き切るは、事實その成功を見んこと甚だ覺束なしと驚愕するのみなりしかば、疑惑起りて其議容易に決せず、荏苒徒に日を移したりき。されど、公は毅然として動かず、曰く、四郎島は新砲臺第一の截所なり、此を神ノ島と接連せしめて相往來するは、防禦に最も必要のものならざるべからず、海中を築切るは容易ならぬ工事なれど、必ずしも成し遂げられぬ業にはあらず、宜しく非常の術計を盡し方法を講じて速に著手すべし、智能を用ゐるは此にあり、遲疑する勿れと決斷せられたり。是に於て皆決心して智力を搾り、測量探檢等愼重に計畫したりしかば、一年を費して成算略ぼ定まるに至り、乃ち去年八月二十六日

ドン／＼轉びの流行唄

崎雲の岩延より塡海工事を始めて、雙岸より築き進み、年末までに中間の深處五十間を殘すのみとなり、本年正月末より更に風濤を厭はず業を始めて、閏二月末には築切の處を徒渉し得るに至らしめ、かくて工事は違算なく成功したりけり。されば長崎市中に流行せし『ドン／＼轉び』の俚歌は事實に符せず、蓋し聞く所に據ればこは筑前にて作りたるものなりといふ。筑前は、藩祖の時より、毎年正月の松囃子には、士民をして思ひ／＼の歌謠を作りて唄はしめ、歌辭に託して藩主を始め、政治風俗の良否より、總ての事態につきて批評諷刺する自由を許し、以て藩内の人心を察する嘉例としたりしかば、今尚其風盛に行はれて有名なるものなり。されど毎年の事とて、諷刺の材料も乏しかりしに、偶々本年長崎に佐嘉の塡海工事ありて、捨石を海に投じ始めて冬季の休業をなしたる噂とり／＼なりしを以て、彼等はすかさず『ドン／＼轉び』の歌を作り、新調を工夫してこれを松囃子に持ち出したるにて、その大喝采を博するにつれて、彼藩の士民の長崎に來るものも之を酒樓に唄ひたりしかば、更に藝妓どもが之を聞き覺えて、ドン／＼節とて流行せ

塡海に枠を沈むる工夫

石垣工事

しめたるなりといふ、多分は實說なるべし。世に筑前は增築につきて佐嘉と意見衝突したるにより、この俚歌を作つて誹謗したるなりと指彈するものあれど、松囃子に作りたる歌とて誹謗を帶ぶるは素よりながら、もと假初に成りたるものが長崎まで唄はれたる迄にて、さして惡意のありたるにはあらざるべし。蓋し封建時代にありて鄰藩と界を接する以上、彼我の自慢よりして、此に似たる瑣細の事を誇張し、以て互に感情を傷ると共に、相訌論するに至る事少なしとせざればなり。又塡海に枠を沈むるは石工の經驗に出づ。此くすれば其捨石は散亂せずして、風波に搖り固められ、木の朽つるまでには牡蠣殼なども附著して堅牢になるものとす。深處の捨石には功を急ぐために船數を增して工事を遂げたり、決してドン／＼轉びに任せてあきれたることはなし。この頃は潛水器、爆裂藥等もなきため從來の經驗に問ひて愼重に事を執りたりしが、割合に費用も時日も少なくて成功したり。

塡海畢るや、七月より石垣工事に移りしが、前の計畫を改めて、總長百二十

七間の中、深處を塡めたる九十七間には延の高さ八間に幅二間を加へ、淺處の三十間には延の高さ三間に幅二間を加へ、以て潮面より三間を露出せしむ。崎雲の濱までの長さ五十間の路には、高さ二間幅二間を加へ、西平石垣は高さ四尺、幅八尺とし、崎雲より四郎島まで同じく石垣の長堤を作り、海面に六尺餘を露出せしめて長蛇の如く横はらしめ、四郎島の頂を三丈許り切り下げ、石垣を固めて上下三段の砲臺を作り、小島の間を塡めたる四十間の地には、二十間の石垣を築き土堤に砲臺を作り、崎雲も亦山上より五間の岩石を切り下げて土堡の臺場を造り、高さ五間の石垣を六十間築き上ぐ。又伊王島には西岬なる三間餘の岩石を切り下げて高さ四尺餘の石垣を築いて臺場を造り、其外はたゞ地均して土堡を築けり。かくて其石垣の築造も、石面の廣き處を啄いて表となし、以て外觀を主とする普通の習法を捨て、此築切百二十七間の長堤の如き、兩島間を往來する道なればとて、普通とは反對にやゝ廣き處を裏にし、窄き處を前面にしたる堅牢を主とせる築法を採りたりしかば、施工の難きに困じたりし石工等は、かくては嚴重ならんも仕

水壓に無關心なりしため船渠工事に失敗す

上の手際は甚だ惡しと呟きたりとなん。

さて此塡海の工事は、是まで經驗なき事なりしかど、初めより愼重に計畫をなしゝかば、功程一年に及ばずして成功したり。此頃は數學工學の尚開けざりし時代なれば、荒海だに築き切る以上、遠淺の海岸を堰き止むるはいと易きことなりと稱し、工事に對する水壓の積重を知らざりしかば、失敗したる工事も少からざりき。こゝに附記して理學知識の至要なるを示しおかん。其は是に附帶したる企業にして、深堀の船入の、滿潮には淺海となり、乾潮には泥潟となるよりして、此に雙方より石垣を築き出し、中央に水門を開き、乾潮につれ、修繕すべき船を泥潟に引き揚げて水門を閉ぢ、修覆後滿潮に乘じて之を海に出す船渠の工事の計畫なりき。然るにさきに塡海には巨費を拋ちたれど、是は海岸の小工事のみと見縊りて、塡海の兩面の水壓の平均せるに反し、海岸堰止めの偏面に强大なる水壓の加はるべきを知らず、たゞ水門の口に堅牢の扉を造るべしとて、其工事に著手し、厚さ尺餘寸の杉板を以て扉を作り、巨木を割りて門となし、右左に頗る堅固なる石垣を築き、

船渠工事の失敗

半年の功を經て漸く成就したりしに、潮の滿ち來るに及んで、件の門扉を壓迫する水力は非常にして、扉板を彎形に押し曲げて潮水を噴出せしめ、潮の加はるに及んでは、遂に板を破裂せしめて、凄まじき勢にて潮水を侵入せしめたりしかば、船入に在る者は、いづれも防ぐに術なく、恐怖してこれを報告したり。かくて主任者の往き見るに及び、潮は巨材を盡く押し曲げて漲溢しゐたりければ、水壓力の猛烈なる此の如きかと舌を捲かざるものなく、是失敗よりして船渠工事は一時遂に中止するに至れり。爾來此事は問題となりたるが、水學の理を心得れば、船渠水門の仕掛は難事にあらず、水壓力の側面に加はる點を注意して設備をなせば可なり。英國リバプールの大船渠の、水門の扉に德利形の板を縱に疊みたるは、水壓力の最强なる處を堅牢になすとゝもに、その圓滑を以て壓力を殺がむとするに外ならずと云ふ。彼等は此理を知らずして、淺海なればとて容易に著手したりしより、工事を全く畫餠に歸せしむるに至りたるなり。

新砲臺に大砲を排備す

さて公は長崎の內外港、及び祕密に大砲砲船の設けある個所に發火演習を覽、四月十六日歸城せらる。增築工事にありては、石工は、石垣の外に彈藥石庫を神ノ島崎雲に三宇、四郎島に六宇、伊王島の圓通庵下及び大明寺に各四宇、中田、西岬に各一宇を造り、土工は隄防を築き、木工は大小彈藥器械庫、陣屋、廨舍、火藥製造所、番屋等を建つるに忙はしく、礫啄の響き劉削の聲は、兩島の遠近に起れり。かくて此に配置する砲數につき、是月幕府の長崎目附永井岩之丞（後に玄蕃頭）よりの問に對して、神ノ島には百五十磅砲二門、八十磅砲十一門を首とし、三十六磅砲九門、二十四磅、十二磅合せて十二門、總數三十四門、ホーウヰッスル砲二門、モーチール一口を備ふべく、伊王島には八十磅砲六門、三十六磅砲十二門、二十四磅、十二磅各四門、總數二十六門を備へ、他に四貫二百目砲船十艘、二貫四百目砲船十五艘を繫ぎ、物頭四人、大小侍百五十八人、醫師二人、足輕小使百四十五人を屯せしむと屆け出づ。

公鑄砲場と火術方とに臨む

五月公は青年の國老鍋島上總茂信、多久長門茂族二人に長崎仕組方頭人を命じ、六月築地の鑄砲場に臨みて反射鑪錐臺等の操工を覽たる後に、中折の調練場火術方を巡覽あり、是を公の兩場に臨む始めとす。かくて七月の末、長崎仕組所の議にて、去年春長崎兩島の備砲をまづ大砲四十門と假定せしが、其後頭人以下實地を細檢して、其地の廣狹彈射度の遠近を測り、その砲數を五十餘門に増し、彈藥庫營所等に不便の所あるを改廢し、大砲配置を左の如く定む。

新堡の備砲數決す

神ノ島

崎雲岬	二十四磅砲二門
同濱手	二十四磅砲、十二磅砲各二門
飛渡	二十四磅砲、十二磅砲各二門
四郎島	百五十磅砲二門、八十磅砲八門、三十六磅砲、十二磅砲各二門
兜崎	八十磅砲三門、三十六磅砲三門諫早持

伊王島　合計二十八門（届出より六門減）

西　岬　三十六磅砲二門

中　田　八十磅砲二門、三十六磅砲四門

大明寺干場　八十磅砲二門、三十六磅砲三門、二十四磅砲、十二磅砲各二門

圓通庵下　八十磅砲二門、三十六磅砲三門、二十四磅砲、十二磅砲各二門

合計二十六門

外に船載の四貫三百目砲十門、船十艘を香燒團に受け持たしめ、尙兩島に手銃各百挺を配附し、以て砲手七百三十四人をして守衞せしむ。砲手は百五十磅より三十六磅までは一門に十人（士四人、小士四人、足輕二人づつ）と定め、毎二門に指揮役一人を附し、二十四磅十二磅は一門に五人（士一人、小士三人、足輕一人）を配り、白帆注進あれば彈藥運搬、大砲運轉の助手として、工兵百十六人を募りて駈け集まら

しむ。是に用ゐる彈藥は、百五十磅には二百發、八十磅より二十四磅までには各四百發、十二磅には三百發、船には二百發、手銃は八匁彈藥三百發を蓄へ、更に大小の鐵彈二萬千百箇、八匁銃彈三十萬箇、硝藥十三萬千四百斤を準備せり。

築地の大砲鑄立方に於ては、去年以來反射爐熔化の度を種々に工夫すと雖も、未だ十分ならず。されど長崎の土木工事は順次に進むを以て、是まで經驗ある鉎製(錫を混加したる銅)巨砲の鑄造を試みしに、是は大に成功して、八十磅のもの五門、二十四磅十一門、十二磅九門、及び船載の鉎製四貫二百目十門の中、八十磅五門、二十四磅九門、十二磅五門及び船砲の鑄成成就したれば、船を以て深堀へ運送したり。かくて巨大の砲は、是迄の大筒射試(いためし)場なる岩田にて試射し得べからざれば、諫早の江浦に揚げ置いて射試(いためし)したる後に廻送することゝなし、九月十五日汛季終りに際しての長崎よりの歸路、公は親臨して試射をなさしめられたり。

鑄砲漸々曙光を認む

斯くて鐵製の砲も漸く鑄造の功を遂げて、三十六磅十四門を鑄成したりしが、其七門は目下砲腔を錐鑽せられつゝあり、

兩島工事の勞銀

八十磅七門はまさに鑄造中なりき。此砲身を刳り砲口を鑽るには、河水を引き水車を仕掛けて錐鑽臺の裝置をなしたりき。當時田中杉谷等の學者集まりて、譯書竝に和蘭原書に就いて理化學をも略ぼ研究したれど、製鐵所もなく、鐵の熔化も十分ならず、蒸氣機械の裝置亦思ひも寄らぬ時代なりしことゝて、其力は薄弱なりとも此水車に依る外なかりしなり。尤も交通極めて不便なりし當時とて、砲身を刳るダライバンを蘭國へ注文するも、其年の汛季に去つて翌年の汛季に持來するを最速となしたりしが、この鑄砲は去々秋よりの著手とて、必要の機械は今や到來したるなるべきも、而も猶人力によりて機械を運轉したりき。是まで場内に集まりて砲身の運搬、轆轤の轉旋、滑車の綱の操縱等に當りし附近の日傭等は、皆ヨッシンヨイサの掛聲を發して『二百十枚取らうでてア朝から晩までヨッシンヨイサ』と唄へりき。『取らうでてア』とは佐嘉の方言にして『取らんとては』の意なり。二百十枚は二百十文なり、嘉永三年風水の害にて米價の騰貴するや、白米一升は平均百文の値となりしかば、是より割り出して日傭賃を米二升以上に高く定

めたるによるなり。伊王、神ノ島は長崎に近く諸色高價なる上、雨天風波には他に勞働する能はずして空しく喰ひ込むべき事情あるを以て、その賃錢の如きも、職人は大工、木挽、石工等一員につき銀二匁五分、飯米一升、日傭の上等は銀一匁五分、飯米一升、普通の日傭は銀一匁、米一升に定められたるなり。されば其他差等あれど、普通の日傭のそれは二百十文と略ぼ同じく、而も當時の白米一升の價を平均銀一匁とすれば、今の米一升金五十錢と比較して二百十文は略ぼ金一圓に當るなり。明年の江戸品川臺場の築造に、土方稼ぎの者は『お臺場の土擔ぎ先で飯や喰つて二百と五ン十、こいつアまた有難い、チヨチヨンガヨイ』と唄へりと。されど江戸は諸色の價高かりしを以て、錢二百五十文の日傭とはいへ、これを彼に比較せば却て低廉ならん。以て當時に於ける最低勞働賃錢の比較を徵すべし。

砲手と其養成

增堡にまづ大砲五十門を備ふるは、初めより公の豫料ありしところにして、是に配附する砲手としては、是春の田中善右衞門の書面に、守衞人數千人、深堀へ三百人、鐵砲百挺、及び兵船大小數十艘を繋置くとあるが如くなりし

が、是より尙更に增加せんとの計畫ありき。されど之には千四百人の士卒を訓練して技術に習熟せしむる必要あるのならず、之を永續せんにはその三倍の人員を養成せざるべからざるを以て、年來學校を振興して根本的の智勇を修養せしむると共に、一方には火術方を設けて技術を習熟させ、調練場を開いて訓練を奬勵せられたり。本藩の士籍は侍、手明鑓を合せて二千戶に餘り、卒は三千數百戶に及びて、領地高の割には多數なれども、年々千人以上を砲臺に配附して之に戍せしむるは容易の事にあらざるを以て、三支藩國老等にも配分して之を受け持たしめんとし、其養成に注意を與へつつありたりき。

弘道館教育の繁盛と蒙養舍擴張

佐嘉城下附近に住む侍、手明鑓に對しては、出來得る限り七八歲より弘道館の外生寮(蒙養舍)に入りて漢籍の素讀を畢へしめ、十六七歲の元服後には內生寮に寄宿して讀書せしめ、午前は武藝の道場に槍劍柔術等を練習せしめ、

蒙養舍の課程

學齡十年許は學藝のみ專修せしめたりしが、近年更に晩學の既婚者にまで內生寮寄宿を命じたるにより、其數四百人に及びて、爲に擴張せる內生寮も滿員となりしかば、二階をしつらうて之を收容するに至り、蒙養舍通學の外生亦六百餘人に增加せり。蒙養舍は、內生寮の東に竝びて囘字形に建てられたる三間梁に一間の下屋を却したる廨舍にて、建坪百五十坪、席は二百餘疊に及ぶものなるが、中に部局を分つて童生を坐せしめ、教員各部に出張して教へたり。課程は之を素讀、返讀、獨讀、會讀の四級に分ち、素讀は更に四書と習ひとの二つに分たる。まづ四書の大學より素讀を始めて論語孟子中庸と順次に讀方を授く、是は童生上校の前後にて席順を定め、會讀以上の者へ一人づつ配附して素讀を授けしむ、是を授業割と稱す。四書を終ふれば教員より詩書易三經の素讀を授く、是を習ひと稱す。習ひ終れば返讀なり。こは教員の側に坐して三經を順次に繰り返し讀む、溫習課なり。かくて之を卒ふる比には、漢字文法を見覺えて自己にて讀み得るにより、卽ち獨讀となして禮記、春秋、或は文選等を讀ましむ。されど實際は返讀を終ふる比に

蒙養舍は今日の小中學程度の學校なり

朝出晩出

は年齢十二歳に及ぶを常とするを以て、十二歳以上の返讀を過半終へたる生徒をして、年に一二回會讀の仲間を作らしめ、小學より始めて孟子論語と順次に進ましめたり。凡て十二歳にて獨讀となるは記憶のよき者ならざるべからざるを以て、其數甚だ少かりしも、其中には記憶力ありて十一歳若くは十歳にて獨讀となる天才も必ず數人ありき。是等は會讀仲間に編入せずして、次會の出來るまで尙獨讀をなさしむるを例とせり。是を最も有望の學童となす。

蒙養舍は外生寮といひ、兒童に漢書を讀む知識の素養を與ふる所にて、今の小中教育をなすものに當る。されば舍生は返讀を卒ふる比には漢文を讀み得べく、卽ち高等小學生に比すべし。獨讀以上は讀書力を積む中學に比すべきなり。授業は朝五ッ時より九ッ時(今の午前八時より十二時)迄に正課を授け、課を訖へて當番教員より退散と呼ぶ。生徒乃ち歡喜して傳呼し、素讀、習ひ、返讀と、下級少年より順序に一禮して起ち、蜘の子を散らす如くに退散す。又朝出晩出あり、朝出は未明館門の開くを待つて到るもの、生徒は任意に讀習し

蒙養舍の教員

て正課の始まるに退く、晩出は午後より七ッ時(今の四時)前後に至るものにて、時滿つれば物品取締警火等のために設けられたる一人の晩當番の教員より退散を命ず、その課程は亦任意なり。かくて朝晩ともに出席簿に標記したりしが、多きも五六十人に上るに過ぎざりき。教員には指南役三四名ある外、内生の卒業生より助手を命ず、是を執法と稱す。其教ふるところは單純なる讀書の素養にありて、副課に習字をなさしむ。是習字の習否は父兄の任意なりきと雖も、毎月一度の席書の式日には、素讀より會讀まで必ず出席せざるを得ず、年に一度は學館頭人の試みもありたり。會讀以上には作詩をも勸誘せり。是は漢字の音韻を覺え、音義の變化を悟るに有益なる業なれど、生徒は盡く詩文の才に通じたるものにはあらざるを以て、全く任意となせり。初め蒙養舍は特設の學校なりしが、公に至り之を弘道館内に併せて通學生を外生となし、且つ執法を多く命ずる便益を與へられたり。此舍は兒童の鼓篋讀習所として餘り重きを措かれざりけれど、實は普通教育に甚だ效力ありて、兒童は此に川上して學校の氣風に感化せられ、讀書の素養と

共にその品行にも氣骨を生じたり。よりて有效無效の別は、自然に諸家庭の間に著しきを致しゝかば、學校奬勵に從うて當舍は最も繁盛を見るに至り、毎家の母姨姉等も、その子弟の成長してこゝに通學するを喜び誇るに至れり。されば諸士は元服後事故のために內生となるを得ずとも、蒙養舍の敎育を蒙れることゝて、鍋島家中には無丁字の者なく、實に鍋島の氣風の養成は、蒙養舍日上に負ふところ少からざりしなり。かくて今や外生も六百餘人の多數に上り、舍內狹隘二階に席を設くるも猶混雜を制し得ざりしかば、今年より東鄕兩區の侍屋敷を買ひ上げ、更に同式の蒙養舍を建築し、東西の兩舍を分立して、居住によりて東よりする者は東舍に、西よりする者は西舍に入らしめ、以て千人を收容するに餘裕あらしめたり。是れ弘道館敎育極盛時のことにして、爾後內生寮は蘭學に勢力を分たれ、蒙養舍のみ盛になりて藩を終へたり。

蘭學の發達、精錬方、種痘、及び備荒儲蓄

內寮生に銃砲の演習を課す

公の家中の子弟を教育して之を養成せらるゝや、性格の發露に就て自然に器能の發達を期せられたれど、其奬勵法は一般的統一的にして、去年には課業法さへ設けらると雖も、學校の正課の如き、僅に午前中の二三時間に之を授け、其餘は學校に寢處し、互に相競礪して、任意に攻究する便宜を與へられたり。此頃時代の變化は人を一軌に拘束するを許さず、種々の方面に知識の希望を生ぜしめしかば、公及び執政安房の教育に於ける實際の手加減は、自然の發達を遂げしむべきことにありき、唯人々は其機能の中に動いて自ら之を識らざりしなり。かくて今や長崎砲臺の增築により、少くも操砲に練熟せるもの五六百を要するを以て、中折の調練場に火術局を設けて銃陣砲術を奬勵し、殆ど藩中の半をして此に向はしめたれども、正面は尚學館に寄宿して學問と槍劍術とを勵ましめ、彼場に往いて銃砲の演習をなさしむるは午後よりなりき。さきに火術發展のために蘭學を起さんとて、醫學校に蘭學寮を設けられしが、爾後侍に秀島藤之助、手明鑓に小部松五郎、土山與助等こゝより出でたるのみにて、未だ士中に就學を希望するものは僅少

史學主尙の學風

なりき。然るに西洋知識の必要の書生の頭腦に痛感せらるゝや、學校の讀書振にも人々その主尙方針を異にするに至り、從來朱王の學に是非を爭ひたりしは排せられて、稍學才あり氣力あるものは、德義よりも理智の發達を重んずる傾向となれり。唯學校の正課のみは依然と程朱の經學を主となし、教職は老儒草場佩川、枝吉南濠、福島金岡、武富圯南等にて、教授は久しく闕けたりしに、八月古賀素堂(穀堂の子大一郎)長崎聞役を罷められて教授を命ぜられ、白石家より大園梅屋(諱衞兵)召し出されて教諭となる等、尙學生多數の學問としては經學の精神修養を普通となし、才華ある者に詩文を兼ねしむべく設備せられたりき。されど嘉永以來內生の俊秀生には、時代の變化に應じ、將來の活動のために有爲の才を養はんとて、史學に傾くもの次第に多く、水戶風の國學を偏固としたる枝吉神陽兄弟の社中の如きもの次第に發達して、活潑なる勤王論を主張するものを增加し、かの明治の初めに徵用せられたる副島種臣、大木喬任、楠田英世、大隈重信、江藤新平の諸士、其他これに比する有爲の才を輩出せしめたり。又西洋思潮の漲りは、攘夷論を激成して益〻盛

蘭方の漢方に優るてふは醫界の定論たるに至る

執政安房の自由教育

ならしめしを以て、該論者は渠を指して夷狄禽獸といひ、工藝的器械を奢侈無用の長物にて、人の志操を亂るものと排し、絨氈羅紗の類を軃躁なりと斥け、渠はその根柢に基督敎の觀念を抱くを以て、人の倫理を攪亂すと憎嫉したり。これ蓋し朱王の學に養はれたる諸國一般の氣習にして、我藩亦公の質素儉約を以て攘夷を勵まされたるよりして、此氣習あるを免れ得ざりしかば、西洋學術の發達はために遲澀したれど、醫術のみはその漢方に優るといふは殆ど定論となるに至れり。よりて是に附帶して理化學を講じたりしに、藥劑の研究の火藥雷粉等に及ぶに至りて、該學の火術に必要なる學たるを識りたれば、公の奬勵に應じ、侍、手明鑓の戸主嫡子にあらざるもの、若くは小身の人等は、己が出身の途を選まんとて、漸々に此學に注意するに至りたり。

當時の學館書生は、此の如く老儒を敎員に戴きながら自ら活動的に傾きしを以て、內生寮に在りてもその議論は數派に分れ、討論の果には粗忽なる行動あることも少からざりしかど、敎監たる執政安房は總ての行狀、課程、成

業等を嚴督し、一般には統一の教育を主とし、而して頭角を露はせる有力の學者は之を敬重し、博學篤行の武富圯南、國學主張の枝吉神陽、佐嘉藩史の相良宗左衞門、清朝官府語の福田東洛等を自邸に招きて其有益なる論説を聽き、以て深く交はると共に、一方には蘭學に達したる町醫者山村良哲、澀谷良次を我家士に抱へ、子息の爲めには俊秀の少年を親接せしめて其友となし、又築地の鑄砲場には常に往いて、主任家老の志摩と共に工事を監督したりき。故に該場附近に行はれし童謠に「反射爐に火の入る時は御馬で安房志摩さん。」と唄へり。卽ち此の如き精力氣魄の下に君臣心を協して教育に當りたる結果、今日の弘道館の極盛を見たるなり。かくてやがて漢學、蘭學、火術、海軍の各專修の科を設くるに及び、此勢も自ら分たるべきを以て、弘道館の根本教育は益〻盛なれど、寄宿生の數は年を逐うて減少するに至りたり。

精錬方設置

十一月國産方の内に精錬方を設けらる。是は西洋の化學試驗をなすためにして、前に述べたる大砲鑄造に田中虎六郎がその效力を說きたる硝酸其他、硫酸、鹽酸、灰精、曹達等の功用の承認が動機となりて、該方設置の運に至

れるなり。されば其主なる目的は煙硝、雷粉等の火術に必須なる原料品の試驗をなすにありしも、延いて其他の化學工藝の研究をなすに及び、更に之に聯關して化學工藝用の藥劑及び器械を製造せんとするに至りしかば、是によりて藩內に利益の業を興さんとするに至りたりき。されど化學試驗は著手し易くして成功し難く、よりて創設の後は捗々しきこともあらざりき。

當時未だ衛生といふ語は無かりけれど、人口增加に關する仁術として、先年蘭人の持ち渡れる牛痘の苗を世子淳一郎以下に施し、續いて其痘種を取つて家中に植ゑ廣むるとゝもに、始めは內庫よりその費用等を辨じ、年々希望者の增加を見たるも猶その奬勵を怠らざりしが、本年に入つて之を外廷に移し、政府より藩內一般に奬勵して之を普及せしむる事となれり。

內庫貯蓄金について法規を定む

十二月內庫の貯蓄金について法規を定めらる。藩初よりの嚴法にて、領地高に關係なき小物成其他の雜收入の濫費を堅く禁戒し、之を第一に軍用金、次には備荒儲蓄となすべく定められたりしが、太平の餘、國力給せざりし

饑饉救濟の準備

ため、之を消費しても尚且困乏したりき。よりて公は大節儉を以て之が整理に當り、漸く貯蓄を生ずるに至られしに、今度長崎防備に大工費を要することゝなれるのみならず、先年の天保饑饉の經驗よりして領內の四十餘萬口に對し、饑饉の準備をなし置かざるべからざる事となれり。今假に前年秋より翌夏麥作を收むる迄、主食を繼續するに一人一石あてとせば、四十萬石の儲蓄はなかるべからざれど、凶年なりとも全領の內には幾分の米穀を所持する者はあるべく、且つ老幼は之を半石宛に豫算し得べきを以て、二十萬石あらば備荒に足るべきも、當今外府內府より鄕村までの備米は、その十が二に過ぎず、よりて其糧餉を備ふるを主眼とするとゝもに、臨時料帑の貯をもなさゞるべからずと、去る嘉永元年に仰せ出されたり。爾來主任の役役は思慮を盡して上意に副はむとしたりしも、小物成所の收納少くして意の如くならず、よつて調査を遂げしに、檢査方より小物成所に納附する帳簿中の借銀地、搦み地、新小物成及び丑年以來上り地の四項は、元內庫に收むべきものにして、その外廷財政の窮困時に差し出されたりしより、因循今に繼

續せられたるを發見したりしかば、此内の廿年以來の上り地を去る未年より内廷に納むるに改め、本年より他の三項も内廷に納附し、而して借銀地の物成のみを返濟に充て、外廷に於ける已むを得ざる必要の分は乞筈を以て請求せしむる事に議定せり。依て政府に於る政費は藏入の收納高を必ず遣ひ合す仕組を立つべしとて、嚴密に其遣合せの方法を詮議せしめらる。

和蘭國より甲比丹ドンクル・キユルシウスを長崎に在駐せしむ

本年纔に成りし長崎砲臺には未だ備砲も整はざるに、外國の高壓は彌現はれ來り、時局大變動の氣運は漸く迫らむとせり。蘭船の甲比丹より、亞米利加國人の來りて通商を乞はんとするを報告したるは三年前なりしが、由來鎖國裡の幕府の、覺束ながらも西洋事情を窺知し得たりしは、年々渡來する蘭船が新聞を持ち來りたればにて、即ち之を飜譯せしめて西洋の形勢に接したりしなり。然るに弘化以後は、蘭船より持來する特殊の報告さへ、多

幕府蘭國の報道を信ぜざるに至る

蘭船吏に瓜哇總督の文書を齎し來る

同文書の内容

く事實となりて現形せざるものありしかば、今や幕府は此種の報告をも疑うて信ぜず、曩年使節船の答書にいひたる通商國にて通信國にあらずとの說を確執し、本國の書翰を國法に觸るとて受け取らざるに至りしを以て、本年渡來の商船長ドンクル・キュルシウスは、瓜哇總督の文書にして國王命令の筆記と稱するものを持來りて長崎奉行に提出したり。然るに其文書は、亞米利加の愈、日本と通商を定むるために軍艦を派遣する事を密告したるものなりければ、差し還すを得ざりしを以て、奉行は密に之を江戸に送致せるに、江戸に於ては、是まで各國に其信書を受け取らずと斷言したりしこととて、其處置に苦しみたれど、筆記にて通信にあらずとのことなるを以て、之を受け取るに決したり。該書は、貴國にして若し鎖國の政策を尙固守せらるゝならば、此度は開戰となるを免れず、卽ち容易ならざる時機なるに由つて、此商船長を遣はすにより、日本の顧問とせられたしとの附記もありて、極めて懇切に亞米利加の事情を注進して忠告する所ありたる國書にして、決して一片の筆記と見做すべきものにはあらざりき。其書面は左の如し。

米艦渡航の風評

御内密

暦數千八百五十三年第六月二十五日（嘉永五年壬子五月八日）於咬𠺕吧

大尊君長崎御奉行へ

阿蘭陀國王歐羅巴洲中專ら風聞有之候事承候に、北亞米利加國共和政治司より軍艦日本に差越し商賣相遂度所存有之候由に候。

北亞米利加洲共和政治は歐羅巴洲中强勇の國と其勢威異り候儀無御座候。右申上候軍船は許多にて、其船或は蒸氣仕掛、或は尋常帆前の船に候、右樣の仕組に候得共、殺罰の始末に及ばす柔順の願樣仕候哉、何とも難申上候。

右樣の次第に有之、阿蘭陀國王相考候に、日本往々之御煩御用心專一之御事と奉存候。

數百年來日本より奉蒙候御寵遇之儀阿蘭陀國王兼々忘却難仕奉存候儀に御座候。既暦數千八百四十四年（弘化元年辰）當國王前代日本之君に申上候も、幸福之日本御患を御除の爲、外國人之事に付御趣意御緩宥に相成候樣

との事に候。此度當國王も此儀を省考仕、先年の前見差當り、此節之御煩不遠可有之哉と懸念仕、何分難默止申上候儀に御座候。右に付ては日本之御官府篤と御用心、御危患御防之御趣向專要之御事に御座候と奉存候。阿蘭陀領印度都督に阿蘭陀國王より申付、書面相仕立、新甲比丹の者を以て差出候、是極めて此次第日本攝政之御聽に達候事と奉存候。

右之次第申上候儀に有之候へ共、國王之志意十分難盡申上、是永々迄奉蒙御寵遇奉感荷候處より、一之方便考出候儀有之。勿論此儀に付、御威勢强き日本國家にて被立置候御法度に聊不響御安全御策之儀に御座候。

右一件に付、是迄阿蘭陀領印度大裁斷所評定役相勤罷在、至極實貞政治向に事馴罷在候ドンクル・キュルシウス儀、甲比丹職に申付候。此新甲比丹儀阿蘭陀國王よりの命令を受け、自然日本御官府向御用之儀御座候はゞ前條申上候御策之方便奉申上、阿蘭陀國王より申含候趣意申上、何卒御辨利に相成候樣奉希候儀に御座候。

日本官府向にて阿蘭陀國王之志意御聽被下候事相協候儀に候はゞ、御身

柄御忠勤之御方御掛出來、其御方に右一件阿蘭陀國王より申付候新甲比丹御應對申上、此御大切之一件取扱相勤させ申度奉ㇾ希候。

阿蘭陀國王右一件に付中立候儀、聊自己之利を貪候樣成儀に無ㇾ之、全く實意を盡し申上度儀に有ㇾ之候。此度も自然此以前の通り此實意難ㇾ通樣之事に成行候時は、阿蘭陀國王誠に以深く歎息仕候儀と奉ㇾ存候、右樣厚く奉二申上一候は至極大切之儀難二默止一處より如ㇾ斯御座候。

鎖國孤立は日本の不利

世上之記說、往昔よりの說にも、天の然らしむる所は地上遠隔之所と雖も此所の足らざる所の物、缺たる所の物と互に交り、或は索め、雙方の辨利を旨とするとなり。雖ㇾ然日本之御國は御威勢盛にして、聊是等の說に御泥み被ㇾ爲ㇾ成候樣之儀は有ㇾ之間敷候へ共、諸方之國々より湊へ來り、强て望を達せんとする時に至て、御國のみ世界之列を御離れ、他に御關係なく首尾能く御防は可二出來一候へ共、甚以御煩しき事哉に奉ㇾ存候。

右樣之始末に至る時は、窮て兵器之沙汰に及び、永々血戰之患不ㇾ免しては相鎭り申間敷と奉ㇾ存候、自然右樣御混雜之事共相起り候樣之事萬一有ㇾ之

蘭國王案出の對米策

候時は、右混雜の爲、阿蘭陀人迄も日本に罷在候儀縱令暫之間たりとも難協樣之場合に趣候樣之儀に成行候樣之事にも至り候ては、實以歎敷次第に奉存候。

右にいへる、阿蘭陀國王の考出して新甲比丹に申し含めたる方便なるものの趣意は、新甲比丹より九月に差し出したる書面に審なり、左の如し。

恭敬大尊君長崎奉行牧志摩守樣 大澤豐後守樣 阿蘭陀甲比丹謹で申立候。

一　咬𠺕吧都督職之者筆記差出方之儀、甲比丹職私儀命令を受け、則右書面江府御伺之上御請取相成候、隨て咬𠺕吧都督職より私儀に申聞候は左之通に御座候。

第一　阿蘭陀國王存付之方便日本御國法に相背不申、御安全之計策、日本御官府向にて御取用にも相成候はゞ可申上候樣之命を受け候は、當時專ら外國人共御本國罷出儀漸々增長仕候。

第二　右一件に付、御官府向より被蒙仰候御方へ可申立心得に有之候處、阿蘭陀國王趣意にて、右方便日本御安全之爲、至極大切之儀に御座候へば、

交易開港すべし

可二相叶一丈ヶ急速に中立度儀に御座候。然る處右筆記之書面持越し候て最早三箇月にも相成、尚此末右一件之御掛出來候迄は餘程之時日經候哉も難レ計、左候時は阿蘭陀國王本意を失候樣成行申候。就ては私儀相考候に、近日特に志摩守樣御事御發駕に相成可レ申候間、阿蘭陀國王之趣意申上候右一件之方便、江府表へ被二仰立一候儀相協可レ申哉に奉レ存候、左候得ば折角之存意容敷相成間敷奉レ存候。右方便と申すは御爲筋之儀にて、甲比丹職之者より申立候樣阿蘭陀國王申付候。右一件之原因は、北亞米利加洲共和政治司日本國と交易之志願是非遂度樣子に有レ之、此存意相止不レ申樣相見申候、随ては交易之儀御許容に相成、尤舊來之御定に格別不二相觸一且外國人共心得違不レ仕、雙方意味違無レ之樣之御趣向至極御良策と奉レ存候。將又太平海邊之通商鯨漁等年々增長仕候へば、洋中危難之患兎角に有レ之、右に付船修覆竝に食用之品辨方等之儀、日本之地にて不レ仕候ては不二相協一樣之儀、航海を專ら仕候國々之者共必要之儀に御座候に付、左之趣意申上候。

第一　北亞米利加洲共和政治司より多分願事仕候儀可レ有レ之、右願全く

各國とも通商貿易すべし

通商貿易の諸條件

御取用不被爲成候樣に無之、確執出來不申樣のため、聊計之事にても御免許御座候方可然奉存候。尙阿蘭陀人の外たりとも、食用、薪水、並に船修覆等の爲入用の品は御與へ、病人養生之御手當被爲成候樣御沙汰に相成候方可然奉存候。

第二　日本國に往古より敵對不仕國々の者、若し通商相願候はゞ、長崎港に渡海御免被爲成、左之個條御立被成可然奉存候。

第一、通商の儀は長崎港に限候事。

第二、通商御免之國は其國の重役同所に相詰候事。

第三、通商御免之國人の住館同所へ御手當相成候事。

附、此三箇條相立候へば、日本の內外場所へ罷出候患有之間敷候。

第四、外國人との交易之儀は江戶、京、大阪、堺、長崎五箇所の商人に限候事。

附、此個條之儀は、日本御國法にて外國人と私の交易御停止之趣、阿蘭陀國王傳承罷在候、依之此趣向に候へば御國法に相背候儀有之

間敷奉ㇾ存候。

第五、御法御立、交易之趣向御定、長崎港に御番所御立之事。

附、此個條は船々出入荷物之積卸之御改ㇾ方に付、御規定相立可ㇾ申奉ㇾ存候。

第六、交易取引之儀は雙方長崎會所、或は大阪會所の手形にて相辨じ候事。

附、此個條は日本之御法にて金銀外國へ御渡停止之由、且又外國之金銀日本にて通用不ㇾ仕候由、依ㇾ之右趣向に仕候へば御國法に背間敷奉ㇾ存候。

第七、諸品物運上等之御規定程能御立之事。

附、此個條は外國人とも運上差出候樣相成、且過分之荷物持渡不ㇾ申樣の防に可ㇾ相成、尤運上格別相增候へば、苦情申立候樣可ㇾ相成、依ㇾ之程能と申上候儀に御座候。

第八、交易之儀に付外國人取合出來候節は、長崎御奉行所と外國重役

以上を以て對米交渉の基準とせよ

と取扱に可相成候事。

第九、御法を犯し候外國人は其國の支配にて仕置可致事。

第十、日本御官府向にて石炭園場所外國人へ御指圖之事。

附、此個條は北亞米利加洲西方之諸州、亞細亞洲東方之諸州、竝に唐國との蒸氣船渡海、就中北亞米利加洲共和政治辨利の爲、既に是迄相立候場所も有之候、就ては右樣之振合に石炭園場所相定候之儀必要之事に御座候。

阿蘭陀國王の志意は、北亞米利加洲共和政治司よりの願、前條之振合に御答被爲成候はゞ、御安全之御策と奉存候。

右之趣謹で奉申上候。

甲比丹ドンクル・キユルシウス

是は米艦渡來せば日本の通商を拒絶する能はざるを諒察し、よりて其談判の條約を假草して考量に供したるなり。蘭國の我國に厚誼を盡せるも亦至れりと謂ふべく、之を他日米國と締結せる條約と比較すれば、幕府の此に

顧問ドンクル・キュルシウス

益を得たるを見るべきなり。斯く國際の知識ある者と選まれて、我顧問たるべく來りたるドンクル・キュルシウスは、出島の蘭館に在留して幕府のために種々有益なる周旋をなし、從つて我長崎海防の竣工後に於ける、公の第二の海軍を興す志望の實現についても、有益なる盡力をなしたりき。

米露兩國より我に使節を遣はす

ペルリ我國に發航す

米國にては先年より日本との交通を開かんと議を盡したれど、日本人の頑固は迚も尋常の事にては要求を許すべきにあらざれば、示威運動をなして迫らんと決意するに至れり。かくて其事歐洲に傳播するや、各國の新聞は、日本に對して兵を發すとも、迚も彼の頑固を破ること能はざるべしと冷笑的に之を批評したれど、時の大統領フィルモーアは敢然國議を決し、本年十一月十二日、卽ち西暦千八百五十二年十一月二十四日を以て、水師提督マッシウ・カルブレース・ペルリを使節となし、帆船汽船各二艘より成れる一艦隊を率ゐしめて本國を發せしめ、大西洋より阿弗利加の南角を經て日本に進航せ

露國亦使節を我國に送る

しめたりしかば、我日本と久しく親睦に交はりたる蘭國王は、歐洲に於る是等の批評を坐して聞くに忍びず、苦心の餘、今次の忠告を與へたるなり。然るに露西亞に於ても亦、米國が日本に使節を遣はさんとするを祕密に偵知し、之を牽制して利を專らにせしめざらんがため國議を決し、艦隊司令官プーチャチンを使節となし、是も亦帆船汽船各二艘より成る艦隊を率ゐしめてクロンスタット軍港を發せしめ、丁抹海より大西洋を廻りて日本に向はしめたり、これ亦是冬の事なりき。公は外國の形勢迫れるを以て、長崎の砲臺增築を決行せられたりと雖も、當時日本に於ては、外國に對する通信機關としては殆ど無かりしを以て、歐米に於て此の如き國議及び風說のありたりしには、恐らくは夢想だにせられざりしところならん。されど長崎築堡工事の稍成らんとする比は、旣に米露の兩國より軍艦を差し向くる時にてありしなり。公は本年に至り難問題の築堡鑄砲を豫期の如く成し遂げられしを以て、意氣の旺盛を洩らされて次詩を偶作ありき。

本來意氣自豪雄、宇內精神鍾海東、氣壓鄂羅暗厄膽、志希豐氏北條風。

即ち本年は公の最も得意の年なりしを想像し得らる。又畫竹に題する詩に、

欲寫琅玕甜兎毫、却嫌或屬畫人糟、胸中有竹君知否、直立凌空萬仭高。

と、亦公の胸中は意氣甚だ盛なりしを察すべし。又執政鍋島茂眞に書して贈られし梅花の詩に、從來一種和羹手、不在暗香疎影間、とあるは、公の茂眞に藩政を委託して時勢に對する經略を成就ありし間の意思を吐露せられたるにて、又遭逢の深きをも察すべし。是にて今年は暮れ、鎖國に沈淪したる日本は、いよ〳〵時局一變の時期に進入したりけり。

鍋島直正公傳第三編　終

大正九年八月十日印刷
大正九年八月十五日發行

（非賣品）

編纂兼發行者　東京市牛込區早稻田鶴卷町二百八十六番地　中野禮四郎

發行所　侯爵鍋島家編纂所

印刷者　東京市牛込區榎町七番地　本間十三郎

印刷所　東京市牛込區榎町七番地　日清印刷株式會社